

平成21年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
3.	4	水	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針） ・一部議案審議 ・報告 ・陳情			
	5	木	休 会			
	6	金	休 会			
	7	土	休 会			
	8	日	休 会			
	9	月	休 会			
	10	火	休 会			
	11	水	本会議（2日目） ・一般質問（7人）		全員協議会	
	12	木	本会議（3日目） ・総括質疑、委員会付託 常任委員会（開会）			
	13	金	常任委員会			
	14	土	休 会			
	15	日	休 会			
	16	月	本会議（4日目） ・追加議案上程、審議 常任委員会			
	17	火	常任委員会			
	18	水	常任委員会			
	19	木	休 会			
	20	金	休 会			
	21	土	休 会			
	22	日	休 会			
	23	月	休 会			
	24	火	休 会			
	25	水	議会運営委員会		全員協議会	

月	日	曜	日	程	備	考
	26	木	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案上程、審議 ・ 陳情 ・ 発議 ・ 報告、特別委委員会報告 ・ 継続審査、調査 ・ 閉会			

平成21年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成21年 3月 4日

閉会 平成21年 3月26日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案7	さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について	21.03.04	21.03.26	原案可決	総務
8	さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について	〃	〃	〃	文教厚生
9	さつま町災害復興基金条例の制定について	〃	〃	〃	建設経済
10	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教厚生
11	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
12	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
13	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	可決	文教厚生
14	さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
15	さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
16	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	建設経済
17	さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
18	平成21年度さつま町一般会計予算	〃	〃	原案可決	3 常任
19	平成21年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	文教厚生
20	平成21年度さつま町老人保健医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
21	平成21年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
22	平成21年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
23	平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
議案 2 4	平成 2 1 年度さつま町農業集落排水事業特別 会計予算	21. 03. 04	21. 03. 26	原案可決	文教厚生
2 5	平成 2 1 年度さつま町水道事業会計予算	〃	〃	〃	建設経済
2 6	平成 2 1 年度さつま町簡易水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃
2 7	町道路線の廃止及び認定について	〃	21. 03. 04	可 決	—
2 8	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方 公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合 事務組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
2 9	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分につ いて	〃	〃	〃	—
3 0	さつま町地域活性化・生活対策臨時交付金事 業基金条例の制定について	21. 03. 16	21. 03. 16	原案可決	—
3 1	さつま町介護従事者処遇改善臨時特例基金条 例の制定について	〃	〃	〃	—
3 2	さつま町介護保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
3 3	平成 2 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）	〃	〃	〃	—
3 4	平成 2 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 0 号）	21. 03. 26	21. 03. 26	〃	—
3 5	平成 2 0 年度さつま町国民健康保険事業特別 会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	—
3 6	平成 2 0 年度さつま町老人保健医療特別会計 補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	—
3 7	平成 2 0 年度さつま町後期高齢者医療特別会 計補正予算（第 3 号）	〃	〃	〃	—
3 8	平成 2 0 年度さつま町介護保険事業特別会計 補正予算（第 4 号）	〃	〃	〃	—
3 9	平成 2 0 年度さつま町介護サービス事業特別 会計補正予算（第 1 号）	〃	〃	〃	—
4 0	平成 2 0 年度さつま町農業集落排水事業特別 会計補正予算（第 1 号）	〃	〃	〃	—
4 1	平成 2 1 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）	〃	〃	〃	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
議案 4 2	地方道路整備臨時交付金事業佐志駅穴川線 2 0 - 1 工区請負契約の一部変更について	21. 03. 26	21. 03. 26	可 決	—
選挙 1	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の 選挙	21. 03. 04	21. 03. 04	決 定	—
陳情 1	介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を 求める陳情書	〃	21. 03. 26	採 択	文教厚生
2	川内原発 3 号機増設反対に関する件	〃	継続審査		総 務
3	川内原発 3 号機増設に反対する陳情書	〃	〃		〃
発議 1	介護療養病床廃止中止を求める意見書（案） の提出について	21. 03. 26	21. 03. 26	原案可決	—
2	さつま町議会基本条例の制定について	〃	〃	〃	—
報告 1	平成 2 1 年度さつま町土地開発公社事業計画 及び事業会計予算について	21. 03. 04	21. 03. 26	報 告 済	—
	行財政改革対策調査特別委員会報告	〃	21. 03. 04	報告了承	
	家畜市場再編対策調査特別委員会報告	21. 03. 26	21. 03. 26	〃	
	中心市街地対策調査特別委員会報告	〃	〃	〃	
	豪雨災害対策調査特別委員会報告	〃	〃	〃	
	閉会中の継続調査・審査について	〃	〃	決 定	

平成21年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○3月4日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第 7 号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について	4
（提案説明）	
議案第 8 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について	4
（提案説明）	
議案第 9 号 さつま町災害復興基金条例の制定について	4
（提案説明）	
議案第10号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第11号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第12号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第13号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	4
（提案説明）	
議案第14号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	4
（提案説明）	
議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	4
（提案説明）	
議案第16号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	4
（提案説明）	
議案第17号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について	4

(提案説明)	
議案第 18 号 平成 21 年度さつま町一般会計予算	4
(提案説明)	
議案第 19 号 平成 21 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	4
(提案説明)	
議案第 20 号 平成 21 年度さつま町老人保健医療特別会計予算	4
(提案説明)	
議案第 21 号 平成 21 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	4
(提案説明)	
議案第 22 号 平成 21 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	4
(提案説明)	
議案第 23 号 平成 21 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	4
(提案説明)	
議案第 24 号 平成 21 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	4
(提案説明)	
議案第 25 号 平成 21 年度さつま町水道事業会計予算	4
(提案説明)	
議案第 26 号 平成 21 年度さつま町簡易水道事業会計予算	4
(提案説明)	
議案第 27 号 町道路線の廃止及び認定について	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 28 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	17
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 29 号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について	17
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
選挙第 1 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	19
(投票・決定)	
報告第 1 号 平成 21 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	20
(内容説明)	
行財政改革対策調査特別委員会報告の件	21
(委員長報告)	
陳情について	23
(委員会付託)	
散 会	23
○ 3 月 11 日 (第 2 日)	
一般質問表	25
会議を開催した年月日及び場所	28
出欠席議員氏名	28
出席事務局職員	28

出席説明員氏名	2 8
本日の会議に付した事件	2 9
開 議	3 0
一 般 質 問	3 0
平田 昇議員	3 0
新町「さつま」の一期4年を振り返り、次の点を町長に質す	
町村会の長である井上町長に質す	
豪雨災害について	
柏木 幸平議員	3 9
川内原子力発電所3号機の増設について	
激特事業に伴う交通対策関連について	
まちづくり基本調査について	
虎居地区公民館の駐車場取得と虎居分団消防車庫の建設について	
内之倉成功議員	4 9
町道整備について	
環境対策について	
楠木園洋一議員	5 4
産業振興策について	
川口 憲男議員	6 0
激特事業について	
緊急雇用創出について	
別府 静春議員	7 0
民有林の伐採面積に制限を	
町道改良拡幅工事について	
平八重光輝議員	7 3
子育て支援策について	
住民と行政の協働について	
散 会	7 8
○3月12日（第3日）	
会議を開催した年月日及び場所	7 9
出欠席議員氏名	7 9
出席事務局職員	7 9
出席説明員氏名	7 9
本日の会議に付した事件	8 0
議案付託表	8 1
開 議	8 4
議案第 7 号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について	8 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について	8 4
（総括質疑・委員会付託）	

議案第 9 号 さつま町災害復興基金条例の制定について ……………	8 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 10 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について ……………	8 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 11 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について ……………	8 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 12 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について ……………	8 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 13 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について ……………	8 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 14 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について ……………	8 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 15 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について ……………	9 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 16 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について ……………	9 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 17 号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について ……………	9 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 18 号 平成 21 年度さつま町一般会計予算 ……………	9 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 19 号 平成 21 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 ……………	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 20 号 平成 21 年度さつま町老人保健医療特別会計予算 ……………	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 21 号 平成 21 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 ……………	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 22 号 平成 21 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 ……………	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 23 号 平成 21 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算 ……………	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 24 号 平成 21 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 ……………	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 25 号 平成 21 年度さつま町水道事業会計予算 ……………	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 26 号 平成 21 年度さつま町簡易水道事業会計予算 ……………	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
散 会 ……………	1 1 5

○3月16日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	1 1 7
出欠席議員氏名	1 1 7
出席事務局職員	1 1 7
出席説明員氏名	1 1 7
本日の会議に付した事件	1 1 8
開 議	1 1 9
議案第30号 さつま町地域活性化・生活対策臨時交付金事業基金条例の制定について	1 1 9
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第31号 さつま町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	1 2 0
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第32号 さつま町介護保険条例の一部改正について	1 2 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第33号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	1 2 5
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
散 会	1 3 7

○3月26日（第5日）

会議を開催した年月日及び場所	1 3 9
出欠席議員氏名	1 3 9
出席事務局職員	1 3 9
出席説明員氏名	1 3 9
本日の会議に付した事件	1 4 0
開 議	1 4 1
諸般の報告	1 4 1
議案第7号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第8号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第9号 さつま町災害復興基金条例の制定について	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第10号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第11号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第12号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第16号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	1 4 1

(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第17号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第18号 平成21年度さつま町一般会計予算	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第19号 平成21年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第20号 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計予算	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第21号 平成21年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第22号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第23号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第24号 平成21年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第25号 平成21年度さつま町水道事業会計予算	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第26号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計予算	1 4 1
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第13号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	1 5 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第14号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	1 5 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	1 5 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第34号 平成20年度さつま町一般会計補正予算(第10号)	1 5 6
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第35号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	1 5 6
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第36号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第2号) ...	1 5 6
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第37号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	1 5 6
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第38号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第4号) ...	1 5 6
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第39号 平成20年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	

.....	1 5 6
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 4 0 号 平成 2 0 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
.....	1 5 6
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 4 1 号 平成 2 1 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 号)	1 7 0
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 4 2 号 地方道路整備臨時交付金事業佐志駅穴川線 2 0 - 1 工区請負契約の一部変更について	1 7 5
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
陳情第 1 号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書	1 7 8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第 1 号 介護療養病床廃止中止を求める意見書 (案) の提出について	1 7 9
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
発議第 2 号 さつま町議会基本条例の制定について	1 8 0
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
報告第 1 号 平成 2 1 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	1 8 2
(質疑)	
家畜市場再編対策調査特別委員会報告の件	1 8 5
(委員長報告・質疑)	
中心市街地対策調査特別委員会報告の件	1 8 7
(委員長報告・質疑)	
豪雨災害対策調査特別委員会報告の件	1 8 9
(委員長報告)	
閉会中の継続調査・審査について	1 9 4
(決定)	
閉 会	1 9 4

平成 2 1 年第 3 回さつま町議会定例会

第 1 日

平成 2 1 年 3 月 4 日

平成21年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成21年3月4日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
18番	田 中 伸 一	議員	19番	柳 田 隆 男	議員
20番	山 崎 文 久	議員	21番	岩 元 涼 一	議員
22番	新 改 幸 一	議員	23番	中 尾 正 男	議員
24番	東 哲 雄	議員	25番	川 口 憲 男	議員
26番	内之倉 成 功	議員	27番	木 下 賢 治	議員
28番	濱 田 等	議員			

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	栗 野 明 男 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	水道課 長	岩 切 秀 久 君
薩摩総合支所長	貴 島 晃 人 君	建設課 長	脇黒丸 猛 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	災害復興対策課長	坂 本 正 己 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君	環 境 課 長	日當瀬 修 二 君
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
定住促進室長	北 原 美 義 君		
福 祉 課 長	日 高 昭 治 君		
消 防 長	田 上 泉 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 7 号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について
- 第 6 議案第 8 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について
- 第 7 議案第 9 号 さつま町災害復興基金条例の制定について
- 第 8 議案第 10 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第 11 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 10 議案第 12 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 13 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 14 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 15 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 16 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 17 号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 18 号 平成 21 年度さつま町一般会計予算
- 第 17 議案第 19 号 平成 21 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 18 議案第 20 号 平成 21 年度さつま町老人保健医療特別会計予算
- 第 19 議案第 21 号 平成 21 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 20 議案第 22 号 平成 21 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 21 議案第 23 号 平成 21 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 22 議案第 24 号 平成 21 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 23 議案第 25 号 平成 21 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 24 議案第 26 号 平成 21 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第 25 議案第 27 号 町道路線の廃止及び認定について
- 第 26 議案第 28 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 27 議案第 29 号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
- 第 28 選挙第 1 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 29 報告第 1 号 平成 21 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 30 行財政改革対策調査特別委員会報告の件
- 第 31 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成21年第3回さつま町議会定例会を開会します。

教育委員会委員長から、本日の会議に欠席する旨、また農業委員会会長から、本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、肥後紀康議員及び6番、木下敬子議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月26日までの23日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては印刷してお配りしてありますので口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

鹿児島県町村議会議長会の第60回定期総会が平成21年2月24日に鹿児島市で開催されました。総会では、会務報告並びに平成19年度決算及び平成21年度事業計画、予算等が承認、決定されました。

また、真の地方分権型社会実現のための「第二期地方分権改革の推進」等8項目が決議され、さらに現在喫緊の課題となっている「緊急経済雇用対策の早期実施に関する特別決議」もなされましたので報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査並びに財政援助団体等の監査結果報告がありましたので、印刷してお配りしてありますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは町長報告でございますが、これにつきましては、印刷してお配りをしてあるところがありますが、1月22日から24日、トップセールスに行った件と、2月26日に行われました鹿児島県町村会定期総会について補足して報告をしたいと思います。

まず、トップセールスの関係であります。さつま農協の永福組合長とともに大阪と京都の中央卸売市場において、主として本町産のハウスキンカン、イチゴ、トマト及びセレベスの売り込みのために競り台に立ってアピールを行うとともに、市場関係者との協議、さらにデパート等での販売の状況等を視察するなど、トップセールスを行ってきたところであります。

やはり私どもが行きますと、市場の対応が普段と違うと。やはり向こうの方々も大変こう気を入れて迎えてくださるし、また、そのような販売に、この拍車がかかるということを感じたところであります。

また、両市場での取引は初めてでありましたが、市場での感触もよく期待度も高いと感じたところであります。

今後、生産者の所得向上につなげていくには、産地としての量の確保の問題や品質の良い物を高く売ることともに、全体的な底上げをしていくことも大切でありますので、さつま農協とも連携した対策を引き続き検討していきたいと思ったところであります。

次に、町村会の定期総会についてであります。本定期総会では、優良町村並びに自治功労者表彰及び平成21年度の事業計画などのほか、各郡町村会から提出された要望について、全会一致で採択をしたところであります。

また、地域の実情を無視した強制合併につながる道州制には、断固反対していく旨の特別決議も採択したところであります。

要望の中で、さつま町といたしましては、県立北薩広域公園の整備促進について。それから、地域高規格道路の整備促進等について。また、地域医療の確保について。さらに、農村災害対策整備事業の採択について。国道等の整備促進について。地方バス路線維持対策の充実について及び川内川流域の河川改修及び環境整備等の促進についての7項目について提出をしたところであります。

町村会としましては、これらの要望事項について、県の関係機関に対し早期実施などに向け要望を行っていくことにしております。

また、町としましては、これらの事項については引き続き町独自の要望として、県の関係機関に働きかけていく考えであります。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第7号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について」、日程第6「議案第8号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について」、日程第7「議案第9号 さつま町災害復興基

金条例の制定について」、日程第8「議案第10号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第9「議案第11号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第10「議案第12号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第11「議案第13号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第12「議案第14号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第13「議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、日程第14「議案第16号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第15「議案第17号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」、日程第16「議案第18号 平成21年度さつま町一般会計予算」、日程第17「議案第19号 平成21年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第18「議案第20号 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計予算」、日程第19「議案第21号 平成21年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第20「議案第22号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第21「議案第23号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第22「議案第24号 平成21年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第23「議案第25号 平成21年度さつま町水道事業会計予算」、日程第24「議案第26号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（濱田 等議員）

日程第5「議案第7号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について」から、日程第24「議案第26号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案20件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに平成21年度の施政方針の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは、平成21年3月議会定例会の開会にあたり、平成21年度の町政運営について私の所信の一端と、各会計の当初予算をはじめとする諸議案について、その概要を御説明申し上げ、町政に対する御理解と御協力をお願いするものであります。

初代さつま町長として、1期4年の節目の年にあたり、町民の皆さまの期待を新町さつま町の町政運営に活かすべく、政治姿勢として「公平感と一体感のあるまちづくり」を基本としながら、県町村会長という重責も担い、町民の皆様が幸せで充実した生活を実感できるよう、職務遂行に

全力を傾注してまいりました。

またこの間、社会情勢の急激な変化と豪雨災害、さらには100年に一度といわれる金融不況を発端とする経済・雇用情勢の悪化に遭遇しながらも、議員各位をはじめ町民の御理解と御協力により、概ね順調に町政を執行できたものと考えております。

1期4年間を振り返ってみますと、県北部豪雨災害という未曾有の豪雨災害に遭遇し、過去にない大きな試練を受けましたが、一刻も早い復興を図るとの強い信念のもとに、川内川の抜本的改修と復興への支援策について政治生命をかけて、積極的に国など関係機関に対し議会・町民の皆様と一体となり、陳情や要望活動を展開してまいりました。

結果、激甚災害の指定や河川激特事業の採択、鶴田ダム再開事業など災害復興に向けて大きく前進することができました。

一方、時代の潮流は速く、地方自治をめぐる環境は日々変化し、地方財政の硬直化、金融不安、景気後退による雇用の不安などにより新町建設計画も直後から見直しを迫られるなど、予断を許さない状況が続きました。

このような中で、徹底した行財政改革の推進、大きな格差のあった水道料金の統一、若者がふるさに残るための定住促進対策、町民の健康増進と医療費の削減対策、子どもを産み育てやすい環境づくり、高齢者の生きがいづくり、農林業ではJAさつまとのワンフロア化による集落営農の推進、南高梅・水田ゴボウ・イチゴなど地元産品のトップセールスとブランド化、地産地消対策、商工業の振興ではプレミアム商品券の発行など、各分野において重点的な取り組みを行いながら行政組織の簡素化と再編整備を進め、積極的な施策の展開を図ってきたところであります。

このほか、懸案であった森林管理署の本町への誘致、クリーンセンターと環境センターの受委託の継続、総務省の「頑張る地方応援プログラム」では全国2位の評価と経済産業省の「企業立地に頑張る市町村」として特別賞の受賞、景観法に基づく「景観団体」として県内でいち早い指定と「ねんりんピック鹿児島2008」の成功など、着実に実績を積み上げることができたと思っております。

平成21年度予算においては、町長・町議会議員選挙の年度であることから、町民への直接経費や経常経費・継続事業等について編成したところであります。

予算編成の方針については、これまで行政改革大綱をはじめ財政の健全化に向けたプログラムに基づき、将来世代に負担を先送りせず財政の持続性を確保する観点から編成いたしましたところであります。

これまでのこうした取り組みにより、初期の段階としては順調に推移し、一定の成果が現れているところであり、将来においても創意工夫と事務事業の見直し、財源確保に取り組み、安定的な財政基盤の確立に努めることが重要であると思っております。

行財政改革の推進であります。行政改革大綱に基づく実施計画に沿って改革に努め、財政の健全化に向けて、一步一步着実に進めてまいりました。

しかしながら、現在迎えているこの経済状況からして、一段と厳しい財政運営を強いられることが予想されるため、さらなる改革を進めていく必要があると考えております。

計画の最終年度を迎え、引き続き実施計画に沿って改革を進めながら、これまでの取り組みの総点検を行い、22年度からの新たな大綱を策定する必要があります。

次に、本年度の主な事業や推進方策について御説明を申し上げます。

第1に「豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち」であります。

農業・農村の現状は、農家数・耕地面積の減少に加え、農業従事者の高齢化・耕作放棄地の増加等様々な問題を抱えています。また、原油や肥料・飼料の高騰などによる農業生産のコストの

増大も農業経営に大きく影響しております。

このようなことから、将来における健全な農業・農村環境を守っていくことが大きな課題であるとともに、「担い手」と位置付けられる認定農業者と集落営農の確保・育成が最重要課題となっています。

このような中、今年最終年度を迎える中山間地域等直接支払事業の活用と各集落協定における目標達成に向けた取り組みを支援してまいります。併せて、耕作放棄地対策協議会と連携した農地の保全に努めてまいります。

水田農業対策については、本町に適した水稻品種の選定と転作作物の組み合わせによる振興を図ってまいります。

次に、各作物の振興については「さつま町農林業いきいきプラン」に基づき振興を図ります。販売面については、さつま農協と連携しながらトップセールスにも取り組んでまいります。

また、地域の農産物を活用した特産品開発については、梅・新ゴボウ・ハウスキンカンを活用した特産品開発に取り組むと思っております。

次に、畜産振興についてであります。肉用牛振興については、飼料生産基盤の開発整備や農業用施設整備等と優良雌牛の保留導入に対する町単独補助制度を中心に、経営の維持・拡大と「さつま牛」のブランド振興に努めてまいります。

また、家畜防疫の徹底・啓発、種豚改良、乳質・乳量の向上の促進等により、養鶏・養豚・酪農の振興を支援してまいります。

農業基盤の整備であります。農村の快適な生活空間と営農条件の改善をめざして、引き続き薩摩地区と柏原地区で県営中山間地域総合整備事業により生産基盤の整備を図ってまいります。

また、宮之城地区は、各種の事業に係る実施設計の作成を行い、次年度からの本格的な事業実施に向けて取り組んでまいります。

農道整備につきましては、改良舗装工事を昨年に引き続き船木の河内野地区で整備を行うことにいたしております。

なお、県営事業による農免農道船木地区（家畜市場前の町道）を昨年度に引き続き実施し、県営事業による農業用ため池改修事業を湯田地区で実施することにしております。

次に、林業関係であります。国産材の輸出や合板用材における国産材供給量の増加等により明るい兆しは見えはじめておりますが、林業従事者の高齢化に加え、木材の価格低迷により依然として厳しい環境にあります。

本年度も国及び県の事業を活用し、民有林の積極的な整備や林道整備、並びに喫緊の課題であります有害鳥獣対策は、国の特別措置法に基づく被害防止計画を作成し、イノシシ・シカ等の個体数を減らす捕獲対策などを講じて、有益な資産である森林環境の保全に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。米国の金融危機に端を発した世界的な経済危機の影響を受け、昨秋から「100年に一度の大不況」といわれる急激な経済悪化に伴い、雇用情勢も一層深刻化してきております。

本町においても、自動車関連企業やIT関連企業をはじめ、あらゆる製造分野において厳しい状況に遭遇しており、従業員等の解雇を余儀なくされている企業もあり、雇用面はもとより地域経済に与える影響は計り知れないものがあります。この景気後退の波は、今後においても続くことが予想され大変危惧しております。

このような状況を受け、町では早速、情報収集はもとより町としての取り組みを進めるために、昨年末に「緊急雇用対策本部」を設置し、1月には「緊急雇用・生活支援対策相談窓口」を開設、2月からは独自の「町臨時職員」の募集など緊急雇用に向けた施策を講じたところであります。

また、中小企業者へのさらなる支援策を講ずるため、特定中小企業保証制度（セーフティネット）への利子補助制度を創設するとともに、消費拡大と地元商工業の活性化策として、「プレミアム付商品券」の発行、商工会と連携した各種イベントの開催や「さつま百縁祭」の開催など、活性化に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、観光についてであります。本町が持つ自然豊かな観光資源などの魅力を最大限に発揮させるため、さつま町観光振興基本計画の中で、分野別に定めた主要事業の実現に努めてまいります。

近年、一過性の観光から、地域でゆっくり過ごす体験型・滞在型観光へと旅行形態が変化していく中、町内の豊かな自然や資源を生かした観光を関係者との連携を図りながら確立させ、計画の基本目標である交流人口200万人をめざします。

また、町外に誇れる地域のイベントや郷土芸能、四季の花々が豊富にあることから、観光協会をはじめとした関係団体と協力し、イベント情報紙や報道機関への積極的な情報提供を行い集客に努めてまいります。

事業の柱の一つであるコンベンションタウンの推進につきましては、協議会のさらなる充実を図り合宿の誘致を推進するため、県内外のチームの監督とも情報交換を行い、受入体制の充実に努めてまいります。

次に、定住促進対策として、特に若者の働く場の創出・確保につきましては、重点施策として取り組んできたことにより、企業の進出や増設により新規雇用者も増加してきたところですが、今般の世界的な経済不況の影響を受け、本町の雇用情勢も非常に厳しい状況に立たされております。

町内の立地企業においても、生き残りをかけたワークシェアリングなどの取り組みをされていますので、企業訪問等を行いながら国・県の支援対策などあらゆる情報を提供し支援してまいりたいと考えております。

また、定住環境整備の一環として進めている宅地の供給ですが、引き続き販売促進に努めるとともに、土地開発公社用地の保有原価高騰抑制処置として、町の一般の事業に影響を及ぼさないよう、歳計金の資金運用の中で公社が予定している借入金の一部を貸し付け、借入金利子による保有原価を抑制することとしております。

第2に「思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち」であります。

保健・医療についてであります。町民の健康への関心が高まり、公民館や公民会単位、地域やグループ単位における各種健康づくりへの取り組みの輪が広がりつつあるなかで、18年3月に策定した「健康さつま21」の指針に基づき、町民が健やかに、そして心豊かに暮らせるよう引き続き健康相談、訪問指導、各種健診・がん検診等の実施、その他健康に関する取り組みを推進してまいります。

このため、地域の健康づくりリーダーとなる健康づくり推進員、食生活改善推進員などの育成を図るとともに、保健師や職員の専門性を高める研修への参加など、指導体制の充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

本町の高齢化率は35%に達し、超高齢社会が進展しています。町民の2.8人に1人が65歳以上の高齢者である現実を直視しますときに、高齢者が生涯現役で地域社会の一員として日常生活を営み、生きがいがづくりや地域の活力につながるような環境づくりが必要であると考えております。

そのために、初年度となります第4期高齢者福祉計画に基づき、高齢者の経験や知識を生かせ

るシルバー人材センターなどの雇用・就業の場の確保、老人クラブやふれあいサロンなど集いと憩いの場の充実等、社会参加を促進する取り組みを進めてまいります。

また、超高齢社会の進展は地域環境に変化をもたらし、高齢者福祉ニーズは複雑かつ多岐にわたるとともに、高齢者と援護者の関係や老老介護及び孤独死など、社会問題も顕在化しております。

このため、地域福祉の充実を図り、高齢者が住み慣れた自宅や地域で自立し、安心して暮らせる地域社会づくりと地域ケア体制の整備を進めてまいります。

介護保険事業につきましては、適切な介護給付に努めるとともに、基本理念であります「自立支援」を徹底する観点から、介護予防活動を中心とした地域支援事業の拡充を図り、高齢者の主体的な健康づくりを支援してまいります。

次に、児童福祉であります、子どもたちの健やかな成長を育む環境整備や子育て家庭への支援をはじめ、子育て家庭の負担が軽減されるよう、すこやか支援手当の支給や保育料の軽減措置について継続して進めてまいります。子育てに関する悩みや精神的負担の軽減を図るため、地域子育て支援センター事業の充実を図り、多様化する保育ニーズに対応したサービスに努めます。

また、児童虐待の問題については、「要保護児童対策地域協議会」を十分に機能させ、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

次に、障害者福祉であります、地域で自立した生活を送ることができるよう各種生活支援・福祉サービスを行うとともに、障害者自立支援法に基づく「第2期障害福祉計画」（3カ年計画）を策定いたします。

また、障害者が適切な福祉サービスを受けられるよう制度の周知に努めるとともに、あらゆる相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護・援助を行うため、障害者相談支援事業を新たに実施してまいります。

人権同和対策であります、人権教育推進計画等を基本に同和問題をはじめ、障害者・女性・子ども・外国人等の人権についてより一層の理解を深め、偏見や差別をなくし、正しい知識のもと、明るい社会実現のため活動を推進してまいります。

第3に「教育と文化の薫る生涯学習推進のまち」であります。

住民一人ひとりの判断と責任で地域の活性化への取り組みを促進し、共生・協働・共助の地域づくりを推進してまいります。

また、生きがいを感じ学ぶことによって、地域の環境づくりや心身ともに健康で心豊かな人生を送り、人々が潤う生涯学習の推進に取り組んでまいります。

青少年の健全育成については、地域の連帯感をもつ中で、学校・家庭・地域、さらには企業等が連携を図り、社会全体で子どもたちを守り育てることが重要となります。

こうしたことから、「さつまの日」を提唱しながら、自然にふれあい、異年齢の交流や各種の活動を通じて体験を活かすなど、次世代を担う個性豊かで郷土愛のあるたくましい青少年の育成に努めてまいります。

また、地域づくりへの足がかりとして公民会合併を推進し、自治意識をもって高齢者が豊かな経験と知恵を継承し、地域活性化への起爆剤として住民自らの力で地域に根ざした活動の展開が図られるよう支援してまいります。

学校施設整備については、施設設備の老朽化が進む中、安全性・快適性を確保する必要から、引き続き教育環境整備の充実に取り組んでまいります。

小規模校入学特別認可制度については、保護者・地域住民の期待に応え、学校・地域の活性化が図られるよう制度の運用に努めてまいります。

学校教育については、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めながら、「確かな学力」の充実に努めるとともに、心の教育や豊かな人間性、健康・体力などの「生きる力」を備えた児童生徒の育成に努めます。

「確かな学力」の育成では、昨年度に引き続き理科教育や特別支援教育の支援員派遣事業に取り組み、きめ細かな対応に努めてまいります。

また、教育相談員やスクールソーシャルワーカーの活用を図り、生徒指導への積極的な対応に努めてまいります。さらに、学校としての責任を果たすため、各学校は情報発信に努めるとともに、外部評価を含めた学校評価に取り組み、保護者や地域住民に信頼される学校づくりを進めてまいります。

公立幼稚園については、鶴田幼稚園において内容の充実を図り、保護者の子育て支援に資するよう対応してまいります。

文化の振興については、郷土に受け継がれてきた永野金山地区の歴史資料調査をはじめ、伝統的文化や新たな文化の創造など、文化活動の推進を図ってまいります。

埋蔵文化財発掘調査では、昨年度に引き続き虎居城跡発掘調査を進めてまいります。また、宮之城文化センターの一部改修工事を実施してまいります。

次に、スポーツの振興ですが、スポーツを通じた健康づくりを目的に、スポーツ教室・ニュースポーツ教室等を実施してまいります。

また、本年度は子どもから高齢者まで参加できる種目で、第3回町民体育祭を開催する計画があります。

B & Gについては、本年度県連絡協議会の当番町（会長）になりますので、本町で県大会、指導者研修会等を開催する予定であります。

第4に「自然と調和した便利で快適なまち」であります。

道路整備につきましては、豊かな地域社会、活力ある地域経済の形成を支える基本的かつ不可欠な社会資本であることから、町民の要請に応え、計画的な整備・維持に努めてまいります。国・県道につきましては、整備促進を引き続き積極的に働きかけるとともに、地域高規格道路（北薩横断道路）薩摩道路の一部が供用開始されることから、薩摩道路から泊野道路区間までの調査区間への格上げに向けて強く要望活動を展開してまいります。

町営住宅につきましては、ストック住宅の改善を行いながら安全で快適な住環境の整備に努めてまいります。

河川激特事業は、昨年度に引き続き用地取得を進めるとともに工事も本格化していくことから、住民の安全対策や情報提供に努めてまいります。今年度は宮都大橋の仮橋の設置や推込分水路の掘削工事等が着手され、大願寺地区における輪中堤は完成の見込みであります。

また、懸案事項であります内水対策についても鋭意検討を進めてまいります。

情報通信施設の整備については、公民会（館）の無線化、テレビ難視聴地域のデジタル化、高速通信網（ブロードバンド化）の整備を進めてまいります。

次に、消防の関係ですが、近年、住宅火災による犠牲者が発生していることを踏まえ、一層の火災予防対策の推進を図るとともに、救急並びに複雑多様化する各種災害に対する的確に対応するため、消防職員の資質の向上をはじめ、水槽付消防自動車の更新など、常備体制の整備充実に努めてまいります。

また、地域の安全を守る消防団体制の充実を図るため、消防団員の災害対応能力の向上に努め、団員の処遇改善並びに柏原分団消防車庫等の施設整備を推進してまいります。

防災については、防災研修会、防災訓練等を実施し地域防災力の向上に努めながら、国・県・

防災機関との情報網を活用し、情報伝達の迅速化と本部機能の充実に努めてまいります。

水道については、日常生活に必要不可欠な生活基盤施設として、財政基盤の強化や維持管理体制の整備を図り、「安全・安心でおいしい水」の安定的な供給に努めてまいります。

今後においては、少子高齢化の進行や節水意識の高揚などから水需要量が鈍化・減少するなど、料金収入の増加が期待できない中、老朽施設の更新、水質管理の向上、災害時でも安定した水の供給ができるよう施設の耐震化、給水拠点施設などの新たな投資も必要であることから、経営環境を充実しながら、事業計画に基づき効率的な事業経営に努めてまいります。

また、未普及区域並びに未普及世帯に対する普及促進は、町民が等しく水道の恩恵を受け、健康で文化的な生活を営むうえで最低限の社会基盤であり、住民の意向や水道財政を考慮しながら計画的に推進してまいります。

第5に「人々の生活視点から創る環境美化のまち」であります。

環境美化については、町民の意識を高めるため、関係機関と一体となり環境パトロールなどを行い、快適な生活環境の確保に取り組んでまいります。

可燃ごみ・不燃物・資源ごみの収集実績は毎年横ばいの状況ではありますが、分別と出し方に対する町民への啓発を行い減量化に努めてまいります。

河川対策については、河川汚濁の原因とされている家庭雑排水の浄化対策として、小型合併浄化槽設置の推進を図ります。

し尿・ごみ処理施設は、供用開始後、環境センターは10年、クリーンセンターは11年が経過し維持管理費は年々増加傾向にあることから、機器類のメンテナンスを強化し、延命化を図ることで経費の削減に努めてまいります。

第6に「住民と行政が協働するまち」であります。

過疎、少子、高齢化の進展と人口減少が急速に進行することが予測される中、地域住民による協働の地域づくりは大変重要な課題であります。

4年目を迎えた地域活動支援事業については、引き続き事業を継続するとともに、地域の活性化や魅力ある地域づくりに向けて、地域の実情に即した取り組みを支援してまいります。

総合振興計画に基づく具体的な取り組みについては、前期5カ年計画にかかる残り2カ年での計画実現をめざして事業の推進を図ってまいります。

景観行政については、住民との合意形成を図りながら、景観計画の策定に向けて取り組みを進めてまいります。

地方交通対策であります、これまでのバス運行を継続されるよう要請してまいりますとともに、新規赤字路線廃止に対しては、利用者の実態を勘案しながら検討を進めてまいります。

次に、平成21年度予算編成の概要について申し上げます。

平成21年度の地方財政は、景気後退等に伴う地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が依然高水準であること等により、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれております。

このため、「基本方針2006」に沿った歳出の見直しに努めながらも、「生活防衛のための緊急対策」として交付税の増額措置など、一般歳出部分を増額する措置も取られたところであります。

本年度は、町長・町議会議員選挙の年であることから一般会計予算は基本的には「骨格予算」と位置づけて編成し、総額が127億6,500万円で昨年度に比較しまして1.3割、1億6,400万円の減となっております。

予算の性質別内訳は、義務的経費が76億1,933万7,000円で2億7,634万

7,000円の減、投資的経費が15億525万2,000円で9,448万8,000円の減となっております。

21年度予算については骨格予算・行革推進の緊縮型としながら、一方では20年度編成された国の補正予算に対応した事業費との調整を行いながらの複雑な予算編成となったところであります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

国民の生命と健康を支える医療制度は、年金制度と並ぶ社会保障の基盤であります。近年、急速な少子高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民の意識の変化など医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境変化に対応し、良質で効率的な医療を享受していけるようにするため、「診療報酬体系の見直し」、「医療機関での一部負担金見直し」、「高齢者医療制度と介護保険制度との整合性を見直し」などの医療制度改革が急ピッチで進められております。

このような中、本年度の予算総額は33億1,518万6,000円で、前年度の当初予算と比較して1億5,002万円、4.7分の増となりました。

この主な要因は、保険給付費等の予算について、昨年度まで11月分で計上していたものを、年間予算として計上したことから、このような伸びとなりました。

平成20年度からスタートした「定期健康診査・特定保健指導」事業では、関係課と連携を密にして、交通弱者に配慮したマイクロバス送迎の実施などにより、受診率向上に努めてまいります。

また、人間ドック受診助成事業についても、特定健康診査の受診率と連動させるとともに、特に40歳代、50歳代の受診率を高めるための見直しを行います。

本町の国保医療費は、1人当たり医療費が年々増加傾向にあり、県内でも高医療市町村に位置づけられております。平成20年度は、国の高医療市町村の指定を受け、医療費抑制策に取り組んだところですが、平成21年度は医療費の伸びが鈍化したことから、国指定を免れることができました。

しかしながら、医療費の増加は財政を圧迫し、保険税に跳ね返ることにもなりますので、今後におきましても、財政安定を図るための収納率向上対策はもちろんのこと、高医療市町村からの脱却をめざした医療費適正化の取り組みを実施してまいります。

次に、高齢者医療制度関係についてであります。

平成20年度から、75歳以上が加入する「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）」が始まり、今年で2年目となります。

この制度は、財政運営の責任の明確化を図り、高齢者の保険料と現役世代の負担の明確化、公平化をねらいとして、県内全市町村が参加する「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」が運営を行いますが、市町村業務とされている届け出等の受付事務、保険料の普通徴収の業務、保健事業等の実施のほか、保険料徴収における制度改正の周知・広報なども行いながら、円滑な事業運営に努めてまいります。

本年度の「後期高齢者医療事業特別会計」の予算総額は3億764万円で、前年度当初予算と比較して3,453万3,000円、10.1分の減となり、この主な要因は保険料減額によるものであります。

また、「老人保健医療特別会計」の予算総額は547万9,000円で、前年度当初予算と比較して4億4,549万7,000円の大幅な減となっておりますが、この主な要因は、月毎の医療給付支払いが終了し、精算業務に移行したことによるものであります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は、25億5,117万7,000円で、前年度対比586万円、0.2^{パーセント}の増となっております。

本年度は、介護報酬の3^{パーセント}引き上げとこれに係る介護従事者処遇改善臨時特例交付金の繰入れ、低所得者層を対象とした保険料率の弾力化等を加味した予算編成であり、第4期介護保険事業計画の1年目として、計画に基づいた適正な介護及び予防サービスの給付に努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は1,983万8,000円で、前年度対比20万8,000円、1.1^{パーセント}の増となっております。

事業費の91.1^{パーセント}は介護予防支援費報酬を財源とするものであります。事業の実施については、要支援者に係る新予防給付ケアマネジメントの適切な実施とともに、介護予防の定着と生活機能低下の防止に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算であります。

本年度の予算総額は、4,400万1,000円で前年度の当初予算と比較して100万円、2.2^{パーセント}の減となっており、予算額の大半は公債費の償還金であります。加入については微増であります。今後も加入促進に努めてまいります。

次に、水道事業会計予算であります。

本年度の予算総額は、収益勘定で収入総額1億5,155万6,000円、支出総額で1億4,218万7,000円と定めております。資本勘定は、収入総額2,340万6,000円、支出総額9,238万9,000円と定め、不足する額6,898万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんいたします。本年度の給水量については、給水戸数4,588戸、総給水量109万8,000立方メートルを予定しております。

次に、簡易水道事業会計予算についてであります。

本年度の予算総額は、収益勘定で収入総額2億5,521万8,000円、支出総額で2億4,169万5,000円と定めております。資本勘定は、収入総額7,859万9,000円、支出総額1億9,702万9,000円と定め、不足する額1億1,843万円については、当年度分損益勘定留保資金などで補てんいたします。給水量については、給水戸数5,620戸、総給水量125万5,000立方メートルを予定しております。

以上、平成21年度の町政運営と各会計の概要を述べましたが、さつま町のまちづくりは各分野において、これから本格化し正念場を迎えてまいります。さらなる町政の安定とサービス向上を図りながら、夢と希望と未来が展望できる町政をめざしてまいります。

議員各位と町民の皆様には感謝とお礼を申し上げますとともに、「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」づくりのために、今後もより一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算案以外の議案について提案の説明を申し上げます。

まず、「議案第7号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について」であります。

これにつきましては、ふるさとさつま応援寄附金等を活用し、ふるさとに愛着の持てる魅力あるまちづくりを推進するための基金を設置しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について」であります。

これにつきましては、今後予定される農業集落排水事業施設等の維持補修に対応していくための基金を設置しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町災害復興基金条例の制定について」であります。

これにつきましては、大規模な地震や風水害等の自然災害等による復興対策や予防対策等を円滑に推進するための基金を設置しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

これは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」であります。

これについては、さつま町消防団員の報酬額を適正な額に改めようとするものであります。

次に、「議案第13号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第14号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、「議案第16号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、「議案第17号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」であります。

これは、それぞれの施設について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○企画広報課長（中村 慎一君）

それでは、議案集の7ページでございますが、「議案第7号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について」、内容の御説明を申し上げたいと思います。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（日當瀬修二君）

それでは、議案集の8ページをお開きいただきたいと思います。「議案第8号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

議案集の9ページで、「議案第9号 さつま町災害復興基金条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（日高 昭治君）

議案集の10の1ページでございます。「さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（日高 昭治君）

次に、１１の１ページでございますが、「さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（田上 泉君）

次に、「議案第１２号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね１０時４５分とします。

休憩 午前１０時３３分

再開 午前１０時４５分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教委社会教育課長（栗野 明男君）

議案集の１３ページをお願いいたします。「議案第１３号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」。

〔以下議案説明により省略〕

○教委社会教育課長（栗野 明男君）

次に、議案集の１４ページをお願いいたします。「議案第１４号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」。

〔以下議案説明により省略〕

○教委社会教育課長（栗野 明男君）

次に、議案集の１５ページでございます。「議案第１５号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（赤崎敬一郎君）

「議案第１６号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

「議案第１７号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第１８号 平成２１年度さつま町一般会計予算」について内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第１９号 平成２１年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

続きまして、「議案第20号 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

続いて、後期高齢者医療特別会計について説明をいたします。議案第21号でございます。

「議案第21号 平成21年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第22号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計予算」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第23号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（日當瀬修二君）

それでは、引き続き「議案第24号 平成21年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩切 秀久君）

それでは、「議案第25号 平成21年度さつま町水道事業会計予算」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩切 秀久君）

次に、議案第26号でございます。「平成21年度さつま町簡易水道事業会計予算」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています各議案に対する審議は、3月13日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第25「議案第27号 町道路線の廃止及び認定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第25「議案第27号 町道路線の廃止及び認定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第27号 町道路線の廃止及び認定について」であります。

これについては、道路改良事業及び道路台帳の整備に伴い、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、路線の廃止及び認定をしようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長から説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第２７号 町道路線の廃止及び認定について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第２７号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第２７号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第２７号を採決します。

お諮りします。「議案第２７号 町道路線の廃止及び認定について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第２７号 町道路線の廃止及び認定について」は可決されました。

△日程第２６「議案第２８号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」、日程第２７「議案第２９号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」

○議長（濱田 等議員）

日程第２６「議案第２８号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」及び、日程第２７「議案第２９号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」の議案２件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

まず、「議案第２８号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び

鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」であります。

これは、大隅中部火葬場組合の解散等に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議しようとするため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第29号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」であります。

これは、平成21年4月1日から始良伊佐環境保全センター管理組合が解散することに伴い、地方自治法第289条の規定により、同日から鹿児島県市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について協議しようとするため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の28ページをお開きください。「議案第28号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次の「議案第29号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案2件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案2件について質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案2件を一括して採決します。

お諮りします。「議案第28号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」及び「議案第29号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」の議案2件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第28号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する

地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について」及び「議案第29号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について」の議案2件は可決されました。
しばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時04分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第28「選挙第1号 鹿児島県後期高齢者医療広域
連合議会議員の選挙」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第28「選挙第1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

今回、町村議会議員区分に1人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い届け出を締め切ったところ、2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての町村議会の選挙における得票数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの出席議員数は27人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番、新改秀作議員及び11番、楠木園洋一議員を指名します。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

○議長（濱田 等議員）

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（濱田 等議員）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（濱田 等議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票の際は、向かって左から登壇し、投票を行い、右側へ降壇願います。

それでは、1番議員から順番に投票をお願いします。

〔議員順次投票〕

○議長（濱田 等議員）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。新改秀作議員及び楠木園洋一議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（濱田 等議員）

選挙の結果を報告します。

投票総数27票、有効投票27票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、住田克幸君23票、広田勉君4票、以上のとおりであります。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△日程第29「報告第1号 平成21年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第29「報告第1号 平成21年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」内容の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「報告第1号 平成21年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算」につきまして、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、定住促進室長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○定住促進室長（北原 美義君）

報告第1号でございます。「平成21年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの報告第1号に対する質疑は、3月26日の本会議で行いますので、当日まで中止しておきます。

△日程第30「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第30「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。本件について委員長の報告を求めます。

〔平田 昇議員登壇〕

○行財政改革対策調査特別委員長（平田 昇議員）

行財政改革対策調査特別委員会のこれまでの調査及び審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会では、平成17年7月8日に設置されて以来、付託された合併後の新町行財政運営の健全化、並びにこれらに係る行財政改革の推進等の取り組みについて調査を進めてまいりました。

平成17年12月定例議会において行った中間報告では、本町行政改革大綱に基づく具体的な取り組み方針や重点項目についての調査及び審査の経過とあわせ、執行部において行政改革大綱に基づく実施計画策定の作業が進められていたことから、「組織機構の見直し」、「定員管理の適正化」、「職員給与の適正化」、「財政規模の適正化」、「事務事業の見直し」、「公共施設等管理方法等の見直し」の6項目について、それぞれ提言を行ったところであります。

平成19年9月定例議会において行った中間報告では、本町の行財政改革の推進状況に対する調査、議会改革に関する調査及び審査の経過と結果を報告しました。特に、次期選挙の議員の定数は20人と委員会で決定し、同定例議会において定数条例の一部改正を行ったところであります。

なお、次期選挙の次の段階は改選後の議会で財政状況等を踏まえながら、定数削減を視野に入れた中で検討・調整していくべきであるとの委員の意見の一致をみております。

また、議員報酬額については、「将来的にはアップも検討していかなければならないが、現状の財政状況や住民感情からはアップは望めない。状況に応じて改定も検討できるとの判断から、次期選挙の議会議員の報酬額は据置とすることが適当である」との報告を行ったところであります。

今回の報告では、前回の中間報告後、平成21年2月27日に開催した第24回までの計8回における調査及び審査の経過と結果について、報告を行うものであります。

まず、庁舎建設問題についてであります。平成20年1月現在の本庁舎の状況、これまでの経緯、今後の問題について報告を受けました。

庁舎については、現在、議事堂のある北側庁舎と総務課等がある南側庁舎があり、特に南側庁舎については建設後50年を経過し、非常に老朽化が進んでいる。

本庁舎の候補地については、現在の庁舎位置も含め、5カ所ほど候補地も挙げられたところで

あるが、庁舎建設の作業部会としては、現在の位置に設定すべきとの意見が圧倒的に多いとのことであります。

次に、財源的な問題であるが、一般財源を出来るだけ充当しない形となると、庁舎建設基金、あるいは合併特例交付金の充当となり、金額的には3億7、8千万円程度とのことである。この金額の中で建設できないか検討中とのことで、本庁舎の南側庁舎の部分が1、2階合わせると997平方メートルあり、ここの部分を移設すると付随する施設まで含めて1,200平方メートル必要となる見込みである。400平方メートルの3階建て鉄鋼造りで試算をすると、全て合わせて3億8,000万円程度に納まる見込みであり、現在のところでは第2別館方式で検討を進めていきたいとのことであります。

質疑の中で、建設位置について早く地域審議会に報告し了解を得るべきではないかと質しましたところ、財政的な問題もあり現在の庁舎位置しか考えられない。庁舎整備を含めて、位置の問題も地域審議会に諮っていきたいとのことであります。

また、合併特例債等の活用と公債費負担適正化計画の関係について、実質公債費比率が18^ポを超えている場合でも借入れをし、庁舎を建設することを想定しているか質しましたところ、合併特例債を活用した場合、将来的に実質公債費比率に影響してくるので、現在は、ボーダーラインの範囲内で最低限必要な施設の建設を、今後、住民の皆様の意見を聞きながら、十分な検討を進めていきたいとのことであります。

次に、土地開発公社土地処分方策についてであります。事前に特別委員会で土地処分方策について協議し、その後、執行部の報告を受け、意見交換を行ったところであります。

執行部の報告では、現在公社で保有している住宅団地の未処分地にかかる借入額は約2億3,000万円であり、近年の金利上昇に伴い分譲額への影響を懸念しているところである。工業団地も含めた完成土地について、貸付金利から波及する原価上昇を抑える方策が必要であり、町の貸付等も含めて検討していきたいとのことであります。

特別委員会からの土地処分方策としては、住宅建設とセットでのPR、土地購入者への支援制度の導入等を提案しました。

住宅建設とセットでのPRについては、現在建築業者の組織がないため、まず組織化を検討していきたいとのことである。土地購入者への支援制度の導入については、現在の町の財政状況では厳しい状況にあり、またこれまでの購入者への影響も配慮する必要がある。他団体の取組状況を把握しながら、検討していきたいとのことであります。

次に、議会基本条例については、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方自治体の自己決定権と自己責任が拡大されたことに伴い、住民の代表機関として自治体の政策形成、最終意思決定を行う議会の役割と責任はますます大きくなってきております。

また、近年の厳しい財政状況下において、行政の効率的かつ効果的運営の必要性が高まり、これらに対するチェック機能の向上、議会議員自らの政策形成能力の充実強化を図る必要があるなど、議会の一層の活性化が求められている現状にあります。

これらの現状を踏まえ、第22回委員会において、他町の基本条例を参考にしながら、本町議会の実態を見つめ、その検討を行ったところであります。

また、具体的に条例案を検討するため、議会基本条例検討小委員会を委員会内部に設置し、議会基本条例について調査、検討することになりました。

小委員会で検討された条例案は、残りの任期が少ないこともあり、理念（指針）を中心に内容については必要最小限に留めた素案であります。

このほか、新しく構成される議会でも検討すべき事項として、次の7項目を申し送り事項とし

て確認したところであります。

新しく構成される議会で検討すべき事項。１、議会報告会について。２、一般会議について。３、法定外の会議の設置。４、議決事件の追加（地方自治法第９６条第２項）。５、首長の反問権。６、事務局の調査・法務機能の充実。７、議会の政治倫理・報酬・政務調査費・研修。

平成２１年２月２０日、第２３回の委員会において、小委員会からの調査結果の報告がなされ、委員の意見を求めたところ、委員からの異論はなく、議会基本条例策定について素案を了承し、本定例会において制定すべきと、委員会として意思決定を行ったところであります。

また、申し送り事項の７項目についても、特に異論はなかったところであります。

今後、地方分権の推進に伴う自己決定権と自己責任の拡大等に対応した議会の役割を果たすべく、また、議員各位が住民から信託された民主的町政実現において議会が根幹をなすとの認識を持ち、議会活動を通じて議会の存在意義を示していこうとするものであります。

また、行政改革大綱に基づく財政健全化計画等については、今後も引き続き積極的に取り組まれるよう要請します。

以上、行財政改革対策調査特別委員会の報告といたします。

〔平田 昇議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから行財政改革対策調査特別委員会報告の件を採決します。

お諮りします。行財政改革対策調査特別委員会報告は了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。よって、行財政改革対策調査特別委員会報告は了承されました。

これをもって、行財政改革対策調査特別委員会の調査は終了しました。

△日程第３１「陳情について」

○議長（濱田 等議員）

日程第３１「陳情について」であります。本日まで受理した陳情については、お手元に配りました文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

３月１１日は午前９時３０分から本会議を開き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午後１時３４分

平成 2 1 年第 3 回さつま町議会定例会

第 2 日

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

平成 2 1 年 第 3 回 さつ ま 町 議 会 定 例 会 一 般 質 問
平成 2 1 年 3 月 1 1 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(3) 平 田 昇	1 新町「さつま」の一期4年を振り返り、次の点を町長に質す (1) 井上町長は、これまでの経歴を明確にし町民の信頼の上に立った行政を進めるべきではなかったか (2) 井上町長は、政治家として公平性を持って利他の精神で取り組んだと言うが、①佐志地区における町有地処分の仕方、②特定の人への水害補償金、③指定管理委託の契約における協定を守らなかったこと等、公平な行政であったか 2 町村会の長である井上町長に質す (1) 井上章三後援会だよりに県内全町村長が応援しますとの記事があるが、会長の職権乱用ではないかとの批判がある。これまでの経緯を伺う 3 豪雨災害について (1) 虎居地区を水害から守る政策がとられてこなかったのは何故か (2) 内水対策について、どんな見通しを持つに至っているのか
2	(13) 柏 木 幸 平	1 川内原子力発電所3号機の増設について (1) 反原発団体などから増設反対申し入れが相次いでいる中、薩摩川内市長は従来通り条件付容認をされている。 さつま町は、隣接町として増設問題をどのようにとらえているか。また、今後の対応を伺う 2 激特事業に伴う交通対策関連について (1) 激特事業の工事が今後さらに多くなり、町内の交通対策や商業関係など住民生活への影響が懸念されている。今後の対策を伺う 3 まちづくり基本調査について (1) 19年度に調査業務費1,200万円で虎居地区のまちづくり基本調査が行われた。 虎居地区被災者協議会の役員には、昨年12月に基本調査の報告があり、区民には虎居公民館だよりで広報された。 しかし、調査の課題と成果について地元では疑問を持たれている。今後の町の考え方と取組みを再度伺う 4 虎居地区公民館の駐車場取得と虎居分団消防車庫の建設について (1) 虎居地区公民館の駐車場取得と虎居分団消防車庫の建設については、旧町より長年の要望であるが、今後の計画を伺う
3	(26) 内之倉成功	1 町道整備について (1) 合併後4年を経過しようとしているが、主要町道の整備の進捗状況を伺う 2 環境対策について (1) 荒瀬地区で産廃処理が行われているが、雨天時にはいまだに汚水が流出している。その対応を再度伺う

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
4	(11) 楠木園洋一	1 産業振興策について (1) 「豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち」の推進策で、地元産品のトップセールスに取り組まれてきている。これまでの取組みの評価や反省点について伺う
5	(25) 川口 憲男	1 激特事業について (1) 柏原地区は、国県の事業が橋梁、築堤工と始まっている。国は、輪中堤の管理は国で行うと約束されているが、県からは築堤の管理は約束されていない。 地域では、高齢化率も高く管理はできそうにない。県の管理でされるよう町として強く要望されるべきと考えるが町長の対応は (2) 山崎地区新川公園の整備について、国県とどのように協議されているのか。また、公園完成後の管理方策は 2 緊急雇用創出について (1) 国内外の大不況の中、その風は私たちの身近にも雇用悪化、事業不振と現れている。 町では、いち早く1年という雇用対策を講じられ、仕事が無くなった方々には一抹の光が見えたような感じは持つ。 しかし、関連の地元企業は、暗闇の状態です。町・県・国の支援は厳しい状況にある。 町長は、この状況をどうとらえているのか。またこの状況打破のため、さつま町はいかに今を乗り切り、将来へ希望をつなげる思いなのか考えを伺う
6	(15) 別府 静春	1 民有林の伐採面積に制限を (1) 民有林1カ所の伐採面積に制限を ア 平成21年度は、県が民有林について「北薩森林計画」を樹立する年にあたり、町としても民有林につき平成22年から5年間で計画期間とする「さつま町森林整備計画」を樹立しなければならないが、計画樹立にあたり定める事項として、第1に伐採・造林・保育に関する基本的な事項がある。 そこで、伐採について1カ所当たりの伐採面積を原則としておおむね20ヘクタールを超えない規模とし、伐採箇所については可能な限り分散し、防災上必要な場合及び景観等風致の維持のために必要な場合は20メートル以上の保護樹林帯を設置するとの要件を付する考えはないか 2 町道改良拡幅工事について (1) 町道京塚原採穂場線起点から北薩木材流通センター間の改良拡幅工事について ア 町道京塚原採穂場線（国道328号線）起点から北薩木材流通センター入口の間、163メートルについては木材を満載した大型車が月平均600台、空車まで1,200台、その他車両を入ると1,500台以上が出入りし、幅員が5メートルと狭く苦慮している。 改良拡幅工事の必要性を認識しているか

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
7	(9) 平八重光輝	1 子育て支援策について (1) 施政方針の中で子どもを産み育てやすい環境づくりに努めたところがあるが、具体策とその成果、反省点について伺う。また、他市町村に先駆けて取り組んだ施策があれば伺う 2 住民と行政の協働について (1) 高齢化、人口減少の進む中、住民と行政の協働による地域づくり、まちづくりが今後ますます重要になる。これには、職員の働きが成果を左右する。 これまでの評価とこれからの考えを伺う

平成21年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成21年3月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
18番	田 中 伸 一	議員	19番	柳 田 隆 男	議員
20番	山 崎 文 久	議員	21番	岩 元 涼 一	議員
22番	新 改 幸 一	議員	23番	中 尾 正 男	議員
24番	東 哲 雄	議員	25番	川 口 憲 男	議員
26番	内之倉 成 功	議員	27番	木 下 賢 治	議員
28番	濱 田 等	議員			

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委社会教育課長	栗 野 明 男 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	建 設 課 長	脇黒丸 猛 君
商工観光課長	橋之口 幸 男 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
災害復興対策課長	坂 本 正 己 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
消 防 長	田 上 泉 君	環 境 課 長	日當瀬 修 二 君
福 祉 課 長	日 高 昭 治 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成21年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。本日の会議に欠席する旨、教育委員長から届出がありました。また、9番、平八重光輝議員から途中退席する旨、届出がありましたので、お知らせいたしておきます。

△日程第1「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁時間を含めて60分とし、質問回数制限はありません。質問通告に従って発言を許します。

まず、3番、平田昇議員の発言を許します。

〔平田 昇 議員登壇〕

○平田 昇議員

質問事項1の（1）から質問に入ります。新しい我がまちがスタートしてこの4年間、私は井上町長の経歴にこだわり続けてきた。対してあなたは、経歴はプライバシーの問題であり、行政には関係のないことであると言い続けてきた。

もちろん、私は他人が信奉する宗教を取り上げ、その人のプライバシーの域まで踏み込む考えはありません。が、その組織との関係をひた隠しに隠そうとする井上行政が、我がまちにダメージを与えることはないのかという恐れを、議会にある者の一人として見過ごせなかったのです。黙って放っておけない思いがありました。

井上町長が信奉する宗教法人は、宗教を隠れみのにして、靈感商法により善良な人たちから資産を巻き上げ、不幸に落とし込んできた事実があるからです。井上町長は、特定の信者が行ったことと言ったが、井上町長の信奉する宗教法人と、人を痛めつけた多くの事件とのかかわりと責任を認めた判決が、全国の多くの裁判で確定しているのです。

井上町長は、その法人の中堅幹部として、幾つかの株式会社の取締役の社長としての道を歩いてきたのです。悪徳商法用の商品を扱う株式会社の社長であった井上町長が、自分は手を汚していないと言えるだろうか。使用者責任という法律上の概念もあるではないですか。

町長の統一教会の経歴を証明する証書を手渡す弁護士は、私に言った。「これによって、本人が事実を認め反省の姿勢を示せば、それ以上は追求しないでください」と。私は、弁護士の情に打たれ「そうします」と受け取りました。

ところが、証拠書類をもとに質問する私に町長から返された言葉は、情報の捏造、ないことをさもあるように言う悪意に基づく行為というものでした。それ以来、私も井上町長を信頼できなくなりました。

私ばかりではない、多数の町民が同じ思いを持つ。町にとって悲しいことである。町長は、町民に疑いの念を持たせながら進める行政で、町民と行政が協働するまちづくりができているのか。

井上町長が本当にまちづくりを望むなら、自分の過去の経歴と現在の自分の存在状況もありのままに示して、町民が町長に抱いてきた疑惑を払拭して、町民の信頼の上に立って行政を進める人であってほしいと言い続けてきたのです。

今町長は、私のこれまで4年間の訴えをどう受けとめているのか、井上町長は、これまでの町民の信頼を念頭に置こうとしない行政への取り組みを反省する考えはないのか。1回目のこの問

題について質問です。

質問事項１の（２）に入ります。井上町長は、昨年１２月の定例議会で私の質問に答えて、井上行政の公平性を強調してみせた。私は、その言葉を不思議な思いで受けとめた。事実と全く裏腹ではないか。その例を挙げます。

佐志における町有地売却の仕方。それまで町の土地を借りて事業をされてきた方たちが、今まで多額の資金を投資してきたという理由で、公募にかけることをせず、その方々に１平米当たり１００円で売却。それなら自分も買いたかったという方もたくさんいるのに、公平な町有地売却の仕方とは言えない。

次、平成１８年の水害により多数の被災者が出た。その中の一人の被災者だけに２９４万９、０００円の補償金の支給。町民の福祉の増進のために設置された施設の管理を引き受けた方が、その施設を自分の住居同然にし、自営業の食品加工の場として使い、耐震構造調査で危険であると診断されているのに、町のスポーツイベントなどで来町した子どもたちを宿泊させていた。そうした営業のために必要な私的財産を洪水で損失した。その補償として２９４万９、０００円の町からの支給。

次、町の施設の管理を委託する際に取り決めた約束事を書き込んだ協定書には、物価の変動の分は受託者が負担することを決めているのに、油の値上がりのため町が８６万９、０００円の負担。このことで騒ぎが大きくなったので、別の委託者の油代値上りの分も見まじょうと現在２８万４、０００円の予算計上。では、ほかにも油の値上がりで苦しんだ受託者もいたはず。それに手が打たれたとは聞いていない。これにも井上行政が公平であるとは決して言えない。

次、町長は協定を結ぶということについて、協定を結ぶ、協定とは紳士協定である。協定を結ぶということが、法的にどこまで効果があるかという問題があるがと言っているのです。

いいですか。協定とは紳士協定である。協定を結ぶということが法的にどこまで効果があるかという問題があるがと、町長が口にすべき言葉ではない。町長は決してこういうことを言うべきではない。

町長がある方と協定を結ぶということは、町民の皆さん、私は皆さんを代表してこの方と約束を結びましたと言っているのと同じです。その取り交わした協定を守り通すのは、町長の町民に対する責務なのです。

その責務は、大方の方々との場合には果たすが、例えば大物事業家等からの要望があれば、これを受け入れるため自分から協定を無視して、このように８６万９、０００円の支出、相手によっては町長が自分から協定を破り議会もこれを認めてしまう、これが公平な行政だろうか。井上町長は、このような実績を持つ自分の行政も公正であったと思っているのか伺います。

次は、質問事項２を質します。来たる４月のさつま町の選挙に備えて、井上町長の後援会が出したという文書が配られております。これです。（文書を示す）

井上町長の、その第１面の中央に「私たちも応援しています」という大きな活字を置いて、その下に県内さつま町を除く２６町村の町長さん村長さんの名前がずらりと並んでおります。驚いた。見事な選挙準備対策、いやもう選挙運動と受け取ってもよいとの思いもするが、どういう経緯で、どんなやり方でこの文書が発行されるに至ったのか、お聞きしたいんです。

県内２６の町村長全部があなたを応援すると言われたのは事実ですか、確認されたのですか。また、文書の私たちも応援していますの表現は、現在県下の町村長が応援に取り組まれているとの現在進行形、何々していますと、私たちも応援していますというのは、現在進行形であるから、何らかの形で応援されているのか。

例えば、自宅からさつま町の知人に対してひとつよろしく頼むと、こういう電話でもされてい

るのか26名の方々が。具体的にどんな応援をされているか。

また、選挙のときが来たらどんな応援を約束されているのか。本町に乗り込んで応援しますということなのか。どのような経緯でこの文書が配付されるに至ったのか、応援していますと言われる応援の仕方はどんなものなのか、お聞きいたします。

3番目の質問事項3、豪雨災害についての(1)からです。この質問は、これまで被災者の方々が随時随所で質問されてきたことです。本当は河川局に質すべきことを、なぜここで繰り返し質問するのか。それだけこの問題は、虎居地区にとって重大なことであるということです。

例え、次の町の政権の座にだれがつこうと、この課題にしっかり取り組んでほしい、そういう虎居地区住民の願いを込めた質問と受け取っていただきたい。

国が、虎居馬場川べりの土地を工事に購入しながら何らのこともしなかったように、虎居地区を水害から守る政策をとろうとしなかった理由は何であると執行部は考えているのか。

次に、質問(2)について、内水対策についても、これまで幾度も質問をし説明を受けてきた。専門家でも難題とされる虎居地区での内水解析を説明されても、素人の私たちには理解できるわけがない。不安や疑問は残ったままだが、都市下水路の流末部の水位と川内川の水位とは高さが変わらない。それだけ虎居馬場の地区が低いということ。少しの川内川増水でも浸水の恐れがあるということ。

さらに虎居地区、そして隣接区に降った雨は、最終的にはここに集中することになっている地形であるので、どうしてもポンプ設置は必要であるというのがみんなの願いです。このポンプ設置の見通しは立っているのか、現在の段階で。

1回目の質問を終わります。

〔平田 昇 議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長(井上 章三君)

平田議員のほうから幾つかの質問をいただきましたが、まず第1点の私の経歴という問題であります。この私の経歴という問題については、この4年間、平田議員から何回も問題にされてきました。

選挙において、候補者が示す経歴というのは、社会的に特筆すべき部分を紹介するということが十分でありまして、ことさら個人的なことを記すべきものではないと考えております。

私は、今日まで支持者の皆様による厚い御支援と、町民の皆さんが寄せてくださった信頼と期待により、鶴田町時代に連続3回、前回のさつま町町長選挙を含めると、4回の選挙で当選をさせていただきました。

これはまさに、単に経歴をどう書いたかという以上に、私の人物評価を含め、町政への取り組みと生き方全般を見た上で信任をいただいた結果であると思っております。

この間、私は常に誠実さをむねに、公平無私、あるいは利他の精神、これは私の信念とする中から表現してはありますが、そういうことで町民と郷土の将来を見つめながら、幅広いさまざまな課題に全力投球で取り組んでこれたと自負しております。

時代は、さらに大きな課題に直面しておりますが、これからも町民の皆さんの御支援を背に、一層の努力を続けてまいる決意で歩んでいるところであります。

次に、1期4年を振り返ってということですが、この幾つかの問題はそれぞれ過去において議会でも議論をされ、そして御理解をいただいたことばかりでありますけれども、改めてかいつまんで申し上げたいと思います。

まず、佐志地区における町有地処分の方針についてであります。平成18年から19年に処

分しました佐志田原地区の土地は、昭和55年4月に旧宮之城町と田原酪農同好会の間で、畜産農家の基盤整備を目的に貸付契約が締結されております。

その上で、同好会の方々が事業費3,170万円、同好会の自己負担金1,260万円という補助事業を導入され、農地整備をされた土地であります。

昭和55年以降、27年間にわたり同好会の方々が農用地として活用されてきた歴史があり、また多額の自己資金を投入し、農地開発をされてこられた土地に対して、払い下げの申請書が提出されたわけでありますので、部内でも協議し、不動産価格評定委員会でも検討した結果、同好会の方々に譲渡をしたというものであります。

次に、特定の人への水害補償金についてということではありますが、これは当時つるだ荘を管理運営されていた上大迫氏に対して行ったものであります。つるだ荘は、運営の過程の中で必要な備品等については、ほとんど本人が購入されてきた経緯があり、そのような中で公の施設を運営していただいております。

豪雨災害後から廃止に至るまでの協議の中で、町による施設の廃止の決断に対して、受託者から備品に対する補償を要求され、内部協議を踏まえ町村会顧問弁護士にも相談の結果、本来町が整備すべきものであり、受託者への補償が妥当であるとの指導を受け、残存価格相当額を補償したというものであります。

町有地の処分と備品の補償金については、決算委員会でも十分審議をいただいて認定をいただいているところであります。

次に、指定管理委託の契約における協定を守らなかったことと言われますが、あび〜る館の指定管理にかかる基本協定書において、管理業務に関するリスク分担について取り決めがなされており、物品費等物価変動に伴う経費の増加分については、指定管理者が負うこととされております。

しかし、この時期の原油価格の高騰による燃料費の急激な値上がりは、懸命な経営努力をされても自助努力の範囲を超えるものであります。取り決めの中に、指定管理料への疑義と不測のリスクが生じた場合は、双方協議してリスク分担を決めるとの条項があり、しかも温水プールは維持管理に相当の費用がかかる上に利益を生みにくい施設でもあるということや、公の施設の管理者という立場に置かれているということなど、総合的に考慮して支援を行ったところであります。

その後、申請のあった他の類似施設である平川郷についても、申請に基づき同様の措置を行ったところであり、さらに今後観音滝公園についても同様の措置を行うこととしており、議員御指摘の案件については、適正にそして公平な行政執行を行っていると考えております。

それから、私の後援会だよりの中に「私たちも応援しています」という県内町村長の名前を掲載しております。今回の選挙出馬表明に対しては、多くの市長、あるいは町長さんたちから激励や支援の意思を表明していただいております。

後援会の打合せの中でそのことを語ったときに、後援会だよりにそれを掲載できないかという声が上がったため、町村会の理事会の後に理事さんたちに相談したところ、それは特に問題はないのではないかという賛同を得ました。

そこで、全町村長に手紙を送り、不同意の場合はその旨連絡を入れてほしいという旨を書き添えて送ったわけではありますが、結果として反対の方は一人もなく、今回の掲載になったものであります。

豪雨災害について、虎居地区を水害から守る施策がとられてこなかったのはなぜかということではありますが、虎居地区の河川改修については、これまで幾たびの水害経験を踏まえ、宮之城町の時代から町単独で、または川内川下流改修促進期成会、あるいは川内川改修促進期成会等を通

じて要望活動が続けてこられております。

しかしながら、近年の国の公共事業費の縮減に伴い、河川改修事業費も削減されていたこと、河川改修としては下流から取り組まないと効果が出ないということ、上下流域のバランスをとりながら実施されてきたこと、被災を受けた箇所から優先的に対策を行う等の対処療法的な改修しかできなかったこと等で、結果として虎居地区の改修まで事業が回ってこなかったということであると判断しております。

それから、内水対策についてどのような見通しを持つに至っているのかということでもあります。内水対策につきましては、激特事業実施に伴う課題として認識をしており、事業実施地域全体の課題として検討を進めているところであります。

具体的には、各地域の排水手法の検討を行うため、樋管、樋門の設置状況やハイウォーターレベルと地盤高の関係、あるいは雨量と流量との関係、設備投資額等を地域ごとに比較検討を行う事務作業を進めてきてるところであります。

また、町独自の取り組みといたしまして、町道若草南国通り線の道路改良に伴う排水路の整備や、虎居都市下水路流末付近の用地を取得するための予算措置を行い、内水対策の取り組みを行うためのスペースの確保を進めてまいります。

国道の排水処理につきましては、宮都大橋、宮之城橋の右岸にそれぞれ新設される排水樋管へ排水がスムーズに流れるよう改良の要望を県へ行い、一部具体化される感触を得てるところであります。

内水対策に向けての排水ポンプ車両の配備につきましても、国に強く要望をいたしており、今後もさらに実現へ向けた取り組みを進めてまいります。

このように、内水対策への取り組みにつきましては、粛々とその事務準備作業を進めており、今回災害復興基金を設立することを含め、今後は町独自の取り組みをより具体化していく段階にあると考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平田 昇議員

経歴の問題について、ただいまの答弁を聞きますと、ことさら個人的なことを示す必要はないという言い方があった。これは間違っている。町長は、部下である職員からも疑いの目で見られることが残念でならない。

例えば、たびたびの出張、特に韓国への旅行もそうだったが、町長は所属する宗教法人の会合に出席しているのではないかという思いを持つ人がいたのです。その思いは庁舎内にもあったんですよ、残念でならない。軍隊の指揮官が、部下から疑われてどうなるのだろうか。作戦が功を奏し戦果を収めるとは思われない。

町政に置きかえて考えれば、町長が部下である職員の信頼がなければまちづくりはできない。これでは、町民は将来に希望を持ってない。プライバシーの問題ではない。町長は私の質問に答えて、代議士秘書のときは統一教会はやめていたのだと言ったが、登記簿謄本によると協会の出雲商会の取締役であったとされております。なぜ隠すのかと、自分が信じた道であるなら、それをはき出せばいい、吐露すればいい。

町長は、昭和45年10月21日ですか、たしか。ソウルで合同結婚式を挙げておられます。合同結婚式が本当にすばらしい意味のあるものなら、それを説明し町民が納得すれば、その導入を試みてもよいではないか。

町長に確認したい。町民の信頼の上に立つ町長を目指すのであれば、前回の選挙の折には空白の20年間になっていたが、その20年間で真実の経歴で埋めてほしいと思うが、町長にその考

えはないか。

公平性について伺います。ここでもまた、公平と利他の精神を強調されました。事実と裏腹ではないですか。294万9,000円ですか、この補償は本人が私財を失ったからしたんだと、公の施設の管理において、その施設を私的施設のように活用してきたんじゃないですか。

住まいにして、そして自分の販売用の食品をつくる加工場、そして宴会、そして危険であると言われながら子どもたちを宿泊させていた。

それに、その人が私的活用のためにそろえていた私財を失った、それを補償するというのが納得がいけないということを言ってるんです。

それと先ほどありましたが、契約の協定の仕方、協定の仕方に物価の変動という項目を掲げ、別には不可抗力という項目を掲げてある。その不可抗力の中に物価変動をねじ込んでこういう解釈をした。結果的に議会が認めたから、これ以上は言いませんが、町長の経歴について2回目に質します。

町長が、部下である職員から疑いの目で見られることが残念でならないんです。本当に先ほど言いますように、この20年間の真実の経歴で埋めてほしいと思うが、町長はそのお考えはないか、これを伺いたいと思います。

現在、応援をしていますという現在進行形だが、どういう形で応援をされているのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

今の、一問一答ですので、前の1から、1のほうからひとつ論議をしてください。

○平田 昇議員

はい。はい、判りました。先ほどの経歴の件について、ことさら個人的なことで、言う必要はないと言われますがそれでいいのか。本当に信頼感を持たせるならば、住民が首をかしげる点は解明すべきではないかと、かように思いますが、どうでしょう。

○町長（井上 章三君）

選挙において経歴の問題、経歴をどう書くかということは、その候補者の裁量の中で表現するわけですから、経歴を書くということも、そんなにいろんなことを書けるわけでもありませんし、また特に、この問題については、私は前も申ししておりますが、私にとっては2、30年前、20代30代のころ私は真剣にその団体にかかわりながら勉強したと。そして、自分の人生のあり方、あるいはその世界のあり方という問題を真剣に見つめて生きた時期があるということは申し上げております。

しかし、その団体に今もかかわってるとか、かかわっているのかどうなのかということを執拗に言われますが、その私自体の中でこの精神的な問題というのは単純な問題ではないんです。

これは、ずっとやはり生涯の問題として、自分としてどう生きていくべきか、またどう生き抜くべきか、今の時代をどうとらえるか、それは1つの団体だけでなく、いろんなところを勉強しながら、私の生涯の問題として、これは今も追及してる面はあるわけです。

それを、単純にそのときがどうだったかというようなことで語れるような問題ではないと。また、その細かいことにおいても事実と違うこともたくさんありますし、これは平田議員においても自分がよく判ってて言われてることでもないと思うんですが、人聞きで言われてると思いますが、これは言ってもなかなか判らないところもたくさんあります。こういうところで議論をして、どうなるというような問題でもありません。

しかし、今まで自分の歩んできたことは私の生きざまの中に、これは自然と現れるものであって、ですから私のこうして選ばれて歩んでいるその歩みの中で、私は過去における教会の問題と

いうことを、この14年の町長生活の中で一度も表に問題にしたこともなければ、それにかかわったこともないわけであって、そういうことで迷惑をかけたということは全くないと断言することもできますし、また、町民の皆さんからもそういう点で不信を覚えるようなことは全くなかったと思っています。

ただ、平田議員がそのように、よく判らない中でいろいろと言われるから、みんなが不信を持ってきたのであって、それをこういう場でいろいろと言って結論が出るような問題ではないと私は思っています。

そういう点で、これは議論してもなかなか判りにくい問題ですから、私の歩みの中でまた町民の皆さんは判断してくださるだろうというふうに言ったわけであって、この問題を単純な問題として、そして何かそのマスコミとかいろんな中で聞いた、そういうものに何かこうなぞらえて言われるというのは、非常に心外な部分もたくさんあります。

○平田 昇議員

質問しました20年間の空白を、今回の選挙のときは経歴書の中に埋め込んで事実を示してほしいが、申し上げたことについては答弁はいただいていないようです。

○町長（井上 章三君）

今回の選挙の中で、そういうことを申し上げる必要は全くないと私は思っております。

○平田 昇議員

時間の関係もあり、今までの……。

○議長（濱田 等議員）

発言を許してからやってください。平田議員。

○平田 昇議員

これまでの繰り返しのようですので、もうここで飛びます。

質問の事項の1の（2）に入ります。（2）じゃない。井上章三プロフィールについて。文書について、県下26名の町村長さん方の井上会長を次のさつま町長の町長にするために応援しようという声は、各町村長方から自発的に、自分から出たのですか。

それとも会長であるあなたが頼んだから出てきた声なのですか。それとも、発行元とも見てとれる井上後援会が頼んだからなののでしょうか。これをお聞きしたい。

○町長（井上 章三君）

先ほども言いましたが、今回の出馬表明のあといろいろな町村長さん、あるいは市長さん、その他いろんな方々から激励やまた応援、その支援の気持ちを表明していただいたということはたくさんあります。

○平田 昇議員

私も、何らかの形で確認しようと町長さん方に電話でお話を聞く試みをしました。ほんの何人かでしたが、話を受けました。大方の町長さん方が言われるには、会長からよろしく願いますとのあいさつはあったが、26名が話し合って応援しようと決めてはいないと言われます。

1人の方は、この文書の件で大変立腹されていました。筋の通らないやり方だと。ある筋からは、町村会の事務局からこういう運びをするという電話を受けたと言われました。ある方は、普通、人から次の選挙に出ます、よろしく願いますと言われれば、頑張ってください、御健闘を祈りますと言いますよね、とも言われました。

このように、26名の会員さん方が、会長が4月に迎える選挙では皆で話し合って応援することを決めたわけではないのに、このような文書を作成するよう指示を出したのは井上会長であったとしても、この文書をつくったのはだれですか。町村会の事務局ですか。その前に、このよ

うな文書を作成し、町内に配布することを認めたのは、町村会の事務局は認めたのですか。

○町長（井上 章三君）

私は、前回の選挙のときも印刷物を何回か配りましたが、その中で、前回は九州の青年首長会という会に私も所属しておりまして、その方々からの激励の話がいろいろある中で、その方々の、全部ではありませんでしたが、差し支えのない方々のそういう名前を紹介させていただいて、そして印刷物の中に入れて配布をしたということがあります。

そういうこともあり、今回後援会の中で私のいろんな話の中で、先ほど言ったとおりそういうような町村長の支援の声というものを掲載できないかということがありましたから、改めてそうすることがどうだろうかということで事務局とも語ったり、あるいは理事の方々ともまず語って、そしてそれ自体はそんなに差し支えのないことではないと。

現職に対しては、特に町村長の選挙のときにはお互いに応援に行ったりということはしているわけでありまして、そういうことで一応全員でなくても呼びかけて、そして差し支えのない方にそういう名前を出していただくということで、そういうような形をとったわけでありまして。

ですから、文書はもちろん私の意志を踏まえてつくったわけでありまして、そしてこういう表現でいいだろうかということは、確認をした上でそれは出したわけでありまして。

ですから、それ自体が特に問題になることではないと。そして、そういうような支援の声、あるいは動きが、動きといえましょうか支援、激励があったことを踏まえて、こういうような形を表現したということでありまして、それは特に問題なことではないと思っております。

○平田 昇議員

この文書が出たことについて、非常に不快感を示した町長の名前もここに載ってるわけですね。これはどう説明されますか、本人の意思を無視されてるんじゃないですか。

○町長（井上 章三君）

今言われた方から、事務局のほうにも問い合わせがあったという話を聞きました。そして、地元のほうから何回かそういう電話があったということも、本人からも聞いたところでもあります。

誤解もされていた面もあったんですが、それでもし差しさわりがあれば私のほうに連絡をしてくださいと、あるいは私に言いにくければ事務局のほうに連絡していただいても結構ですというふうに書いておりましたが、その方はそのところをちゃんと見ておられなかったそうであります。

それで、あとから電話で指摘されて、そしてびっくりしてそうだったのかというようなことでもあったそうですけれど、しかし、手続としては特に誤っていたわけでもありませんでしたので、これはやむを得ないこととして御理解をいただいております。

○平田 昇議員

私は、この文書作成に町村会の事務局が関与しているとすれば、これは由々しきことであると思うのです。この文書は、井上町長の指示で町村会事務局がつくった、作成したとこのように解釈してもよろしいですね。

○町長（井上 章三君）

今言いましたように、これは私が文書をつくって、そしてこれで問題が、その何か問題になることはないかということで事務局のほうにもそのチェックをしてもらったということを言ったわけでありまして、私が作成したということでもあります。

○平田 昇議員

事務局は問題はないと、これでいいと言ったということを確認したと、そういうことですね。自分でつくったと。

この文書がさつま町の町民、とりわけ町長の対立候補となる相手方陣営に与えた真実的影響はとても大きいと思います。

一人の人が、鹿児島県の町村長さん全部から応援を受けている井上さんという人は、すごい人なんですねえとびっくりされておりました。

また、選挙運動には自分も一肌脱いで加勢しようと意気込んでいた一人の人は、だめだ、勝負あったと同じだと、県内の町長・村長が応援に来る選挙に勝てるわけがないと沈んでしまっている。

県の町村会長の地位と26名の町村長の名を借りての持てる力の誇示、そしてその効果、まさに井上町長の来たるべき選挙に備えたこうした戦術は、相手陣営の勢いを弱める効果があることは確実です。

それと、右も左も判らない、それこそ無色な方々に与える影響が強い。県下の町村長さん方が支援をされているんだと、それで決まってしまう、大方が。

こうした戦術は、相手陣営の勢いを弱める効果があることは確実ですが、一定の方向への世論攻勢、もう1回繰り返します。公正な行政の推進を強調する町長のすべきことだろうか。

県町村会の名で、一町の町民をこのような手法である方向に誘導するやり方は、民主政治と言えるのか、世論操作ですよこれは。町村会という名のもとに、無垢の町民を誘導する、一定の方向に誘導する、こういう手法は許されると思うのか。町長、教えてください。

○町長（井上 章三君）

これは、私の今までの歩みの中でアピールできる部分でありますから、アピールしてるだけのことであって、そのことを知らせるということは、これは私としても、あるいは我が陣営としても、それは努力をしているということでありまして、それに対して当然向こうのまた相手候補の方は、別の形でいろいろなアピールの努力をされるわけですから、そういうようなアピールの努力の中で、あるいはその事実を事実として伝える努力をする中で、住民の方々には町民の方々には判断をしてもらおうと。それは当然のことではないですか。

○平田 昇議員

私の言ってるのは、この応援をしていますというこの文書の出し方に不快感を持っている方もあるのにというんですよ。あるのに、町村会長という名を借りて、26名の名を借りてこういうことをやって世論を動かそうとする。それが正しい、町長の公正を主張するあなたのやり方ですか。公正性がありますか。

○町長（井上 章三君）

事実のことを伝えてるだけであって、間違ってることやってますか。

○平田 昇議員

不快感を示したということは、何でこういう書き方をしたんだということなんでしょう。それが事実ですか。本人の意思を表明しますか。私は確認してるんですよ。

○町長（井上 章三君）

先ほど言ったとおり、その今不快感を持たれたという方は、本人がこちらの文書をちゃんと読んでおられなかったために、自分自体も手落ちがあったということで、それは反省もされたと思いますし、それで今回の件については御理解をいただいているということでありまして、こちらのほうに手落ちがあったということではないということでもあります。

○平田 昇議員

もうこれ、これまでのようにいろんな言い方があるようでございます。もう言うのも、質問するのも嫌になった。県の町村会の会長という地位にある者の職権乱用ではないのかというのが私

だけではない、このような思いを持つ人が大勢いるんです。職権乱用だと、普通の人ができますか。

県下の町村長の皆さんが応援していますよと、中にはそうでない人もいるのに。それは明らかに職権の乱用だと。井上町長は、自分が進めているこのやり方を正当であると思いなのか、皆お考えはないのか、見直そうと考えませんか。もう言っても始まらんだろうが。

最後にお伺いしましょう。これが正当だと思いますか。

○町長（井上 章三君）

いろいろな選挙の中ではいろいろな方々の応援をいただいたり、そして支援をいただいたりということは通常あることであります。

私は、私のできる範囲で努力をしているということでありまして、そのことが特に誤っているとか問題があると指摘を受けたことは今までありません。

そういう点で、今回のこのことは、やはり選挙というのはお互いをどうアピールしながら、そしてまた理解していただくかという、そういう努力の延長上にあるわけでありますから、私はこのことが別に間違ったことであつたとは全く思っておりません。

○議長（濱田 等議員）

平田議員に申しますが（「はい、最後」と呼ぶ者あり）もう5分切ってますので（「はい」と呼ぶ者あり）時間内にお願いします。

○平田 昇議員

町長に最後に再確認です。このようなやり方で、町民に県下の町村長の支援を受けていますというPRをするということが、職権乱用ではないということを思っておられるのか。職権乱用ではない、町村会長という立場を利用した職権乱用ではないということを信じておられるか。これを確認して私の質問終わります。

○町長（井上 章三君）

強制したわけでありませんから、それに反対の方はどうぞ申し出てくださいということを言った上で確かめて手紙も送っているわけでありますから、職権の乱用というなものなどでは全くないと私は信じております。

○議長（濱田 等議員）

次は、13番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

井上町長も私たち議員も残された任期が少ない中での質問であります。さつま町にとっても地域にとっても重要な課題とも思っておりますので、通告どおり質問をいたします。

まず、川内原子力発電所3号機の増設についてですが、マスコミの情報からすると九州電力は本年1月8日に川内原子力発電所の3号機増設について、鹿児島県と薩摩川内市に増設可能とした環境調査の結果を報告し、正式に申し入れをいたしました。

川内原子力発電所は、昭和59年7月に1号機の営業運転を開始され、さらに翌年の60年11月に2号機を営業運転されております。

今回は、3号機の増設に向けて着々と準備をされていますが、今回の3号機の出力は国内の計画地を含む原発では最大となる159万キロワットで、用地面積は約1.58平方キロ、建設費が約5,400億円で、2019年度の運転開始を目指すとのことで、町民の不安や関心も広がっております。

川内原子力発電所3号機の増設については、旧宮之城町町議会で平成13年3月30日に議員

発議があり、宮之城町民ならず鹿児島県民の安全と農林漁業への影響回避を考慮し、さらには将来への負の遺産を残さないために増設に強く反対する、と増設反対に関する決議をしております。

さつま町には、川内原子力発電所の3号機の増設について、法的には説明しなくてよいようなことは聞いておりますが、増設について町長へ九電からあいさつや説明はあったものか教えていただきたい。また、町長は隣接町として増設のことをどのようにとらえ、対応されようと考えておられるのか伺います。

次に、激特事業に伴う交通対策関連についてですが、激特事業の用地等における調査については、山崎橋関連を除く町内13カ所で本年の2月で完了したとのことで、今後用地取得が完了した箇所より随時工事を実施していくとのことであります。

昨年12月議会では、舟倉議員が穴川橋工事に伴う交通規制について、商業者の切実な問題を質問されました。川内川や支流において、橋梁の架け替えや延長工事に伴う工事は、柏原地区、宮之城屋地地区、虎居地区、山崎地区、二渡地区において6橋あり、そのほかに築堤工事や分水路工事等限られた時間で膨大な事業を進捗しなければなりません。

中でも、屋地、虎居、山崎、二渡地区は、商業地域でもあり住宅密集地でもあります。かなりの交通対策を講じなければ、歩行者や通行車両の安全確保が心配され、さらには穴川橋と同様に商業の大幅な売上げ減が予想されます。

激特事業では、商業の売上げ減に対する国からの補償はないし、町は自己資金の乏しい個店に自助努力が第一であります。商業者への支援策は、財政状況を見ながらできる範囲でと、この経済情勢が悪い中で商業者への町の明確な政策が出てこない状況であります。

このように、激特事業の工事が今後さらに多くなり、町内の交通対策や商業関係など住民生活への影響が懸念されておりますが、現状での対策を伺います。

3番目のまちづくり基本調査についてですが、このことは昨年9月議会の一般質問で、調査内容を地域住民にも早く説明するべきであると質しました。その後、12月に虎居地区被災者協議会に役員に基本調査の報告がなされ、区民にはことし2月に虎居公民館だよりを通じてお知らせがありました。

地域としては、まちづくり基本調査が行われることで国道328と504の拡幅による交通環境の整備、あわせて賑わいのある商店街づくり、さらには地域の安全で安心な暮らしを願い、嵩上げなどの面的整備や内水対策等に期待をされたのですが、報告としては、現段階での土地区画整理事業の実施を断念し、今後は災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるために内水対策を重点的に取り組むとのことであります。

基本調査とはいえ、災害後の地域住民には期待だけを持たせて、結果は排水路の新設や改良による内水対策、そしてポンプなどの国への要望等であります。今までの説明では、何のために1,200万円を使った基本調査だったのか、区画整理事業はもともとできないと判っていなかったのか、地域の方々は疑問に思われております。まちづくり基本調査について、現段階での町の考えを伺います。

4番目の、虎居地区公民館駐車場取得と虎居分団消防車庫建設についてですが、まず虎居地区公民館は白男川、泊野、平川、柊野、虎居区5区の生涯学習の拠点として、高齢者学習を初め自主学习や研修並びにサークル活動、またスポーツ活動など幅広く利用され、19年度の利用者はさつま町の人口と同じぐらいの2万5,483人です。

しかし、利用者が多い割には駐車場が狭く、これまで地区の行事を開催するときは民地を借用したり、児童公園の西公園を利用したり路上駐車をせざるを得なかった状況であります。

虎居分団車庫については、築後28年ですが、旧虎居地区公民館の施設がなくなったこ

とによりトイレの利用ができなくなったこと、これまで消防車庫に近い分団員が多かったのが、近年遠距離の団員が多くなり常設の駐車場も必要になったこと、また、ホース干し場もなく宮之城橋の欄干を利用していますが、強風やいたずらにより干したホースが川内川に落ちることもあって、車庫の改善を求められています。

このようなことから、虎居地区公民館駐車場取得と虎居分団消防車庫建設は地域にとって旧町よりの懸案事項で、新町になってからも毎年区より要望していることとあります。現時点での町の計画をお伺いいたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

2番目の柏木議員からの質問をいただきましたが、一つずつ答えていきたいと思います。

まず、川内原子力発電所3号機の増設の問題であります。この原発の3号機は、電気の出力が159万キロワットという国内最大級の出力を持つ施設と言われておりまして、今回の増設は、電力需要の増加に伴う安定した電力の供給を図ることを主たる目的としているとされております。

建設後の環境に与える問題や、万が一の事故が発生した場合の近隣市町に与える安全上の問題など、地域住民の中にも不安を抱えている方も多いものと思うところであります。

九州電力からは、増設計画の概要や今後の計画などについて、昨年4月とことしの1月、そして昨日という3回にわたって関係者の来庁によりまして概要の説明を受けております。

なお、今回の増設計画についてであります。環境にやさしい安定したエネルギーの確保という考え方には一定の理解はいたしますが、環境問題についてはもちろんのこと、特に安全性の問題については、将来にわたって保障される施設でなければならないものと思っているところであります。

今後の対応であります。昨日九州電力川内営業所長ほか2名が見えられ、今後の対応について説明がありましたが、その際にさつま町の住民などから説明会等の要望等が出された場合の九州電力の対応について伺ったところ、現在進めている72カ所での説明が終了したのちに、そのときの状況を踏まえて検討していきたいとのことでありました。

町としましても、必要に応じ説明会の開催など、九州電力に働きかけていく必要があるのではないかと考えております。

それから、2番目の激特事業に伴う交通対策関連ということですが、この激特事業が次第に激化していく中で、交通量が、特に大型車の交通量が多くなってくるという状況が発生してくるわけですが、そういう中で各機関の情報交換、連携、協力こそがまず重要なことであると考えております。

町としては、さつま警察署、国交省の川内川河川事務所、県の北薩地域振興局、町の消防本部、

そして町長以下、関係部署の課長など31名からなる「さつま町安全安心会議」を昨年5月に立ち上げ、激特事業に関連する交通対策、防犯対策、そして消防、救急を含めた協議をし、対策を検討しているところであります。

今後におきましても、発注者である国土交通省、鹿児島県などの関係機関から情報を収集し、この安全安心会議を有効に機能させ、情報の共有化を図りながら、住民に極力影響のないように協力して、さらなる住民の安全安心対策を講じてまいりたいと思っております。

次のまちづくり基本調査についてであります。今回のまちづくり基本調査については、川内川からの洪水による災害に対応するための川内川の改修とともに、災害に強いまちづくりを含む土地地区画整理事業の検討及び実施のための可能性を調査したものであります。事業化に向けては、必要経費を算定し、それに対する財源の裏づけを確保した上で、地域住民の合意等があって初めて事業化が可能になるものであります。

今回の調査では、実現の方策や整備効果の検討にあわせ、家屋移転費や道路築造費の積み上げによる事業費を算定し、それに対する財源として国道拡幅による公共施設管理者負担金の見込みや、町の一般財源がどれくらい必要か等の算定を行っております。

この調査結果を踏まえ、これまで財源の多くを占める公共施設管理者負担金を含む可能性について、道路管理者であります県と協議を続けてまいりましたが、県財政の状況から両国道の拡幅はなかなか厳しいという状況であり、公管金にかわる財源の確保が非常に困難であり歳入の見込が立たないということ等から、事業化を断念したところであります。

そのため、今後は国道町道の道路排水をスムーズに川内川へ排水することや、都市下水路の改修など、実現可能な内水対策による安心安全なまちづくりに向け、取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

4番目の虎居地区公民館駐車場取得の件についてであります。虎居地区公民館は昭和60年3月開設以降、条例公民館として地域の生涯学習の拠点として、議員の御指摘どおり多くの地域住民に利用されており、利用率が高い中で利用者の駐車場の確保を求める声があり、西公園の一部を駐車場として活用する等の対策を講じてまいりましたが、まだ不足する状態が続いております。

このような状況の中で、虎居区より旧虎居区公民館敷地を処分した財源をもとに、虎居地区公民館に隣接する土地を駐車場用地として取得してほしいとの申し出があったところです。

条例公民館というまちの施設でありますので、本来ならば町で取得しなければならないところでありますが、虎居区からのありがたい申し出がありましたので、用地取得に向けて虎居区を初め関係団体と連携しながら、前向きに取り組んでまいることにしてるところであります。

次の、虎居分団の消防車庫の建設問題であります。虎居分団は、管轄地域である虎居区内約1,300戸、2,900人というまさに我がまちの中心街というべき地域の安心安全確保のために、定期的な活動、訓練に従事していただいております。

先の鹿児島県北部豪雨災害におきましても、我が家が被災してにもかかわらず、献身的に住民の避難誘導や救出に従事していただいていたところでありまして、その崇高な消防精神には深く感銘したところであります。

こうした活動の拠点となっております分団車庫は、建築後28年が経過した鉄骨造り2階建ての建物でありまして、トイレ及び駐車場も常設しておらず、あわせてホース干しも宮之城橋を利用している実状にあるなど、早急な移転、改築を要する案件として検討を進めてきたところであります。

建設にありましては、旧虎居区公民館の跡地利用という具体的な計画の中で、まさにそれを具

現化する直前にあったわけではありますが、平成１８年豪雨災害が発生し、それによる被災住民への住宅用地提供という対応を余儀なくされた経緯がございます。

こうした経緯、経過を受けまして、これまで二、三の候補地を検討したところではありますが決定に至らず、今後の激特事業における進捗状況を見きわめながら計画を進めることとしております。

なお、建設時期としては平成２２年度以降を予定してるところでありまして、ありまして水難救助用ボート格納庫を併設した車庫を計画してるところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

（「議長、９番着席。」と呼ぶ者あり）９番、着席。

○柏木 幸平議員

まず、川内原子力発電所３号機の増設についてですが、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市においては、７２カ所まで本年９月までに説明会を行うとのことでありますが、市町村合併により薩摩川内市の隣町となりましたし、川内原子力発電所から薩摩川内市の祁答院支所よりもこのさつま町の本庁のほうが短い距離でもあります。

また、原子力発電所から２０キロ以内にさつま町の泊野地区の一部が入っておりますし、二渡、山崎地区や白男川、泊野地区の全域、さらには平川、虎居、久富木の一部が２５キロ以内となっております。

新聞等によりますと、伊藤知事から九電側には、１番目に住民説明会など法律が定める手順の遵守、２番目に１号機、２号機各８９キロワットの安全運転の積み重ね、３番目に県民の理解を深めるための積極的な情報公開を要請されております。

原発をめぐることは、これまで安全性、必要性のほか、安定的なエネルギー確保、地球の環境問題、核燃料サイクルの製作、候補地の見つからない高レベル放射性廃棄物処分など、論点や課題が山積みとも新聞紙上には書いてあります。

今町長の答弁の中で、町としても必要に応じて説明会の開催などを九電に働きかけていくとのことではありますが、やはり住民の判断材料としてぜひとも実現できるように、この説明会に関しましては要請しておきます。

今後は、町の財政状況も悪いわけですが、薩摩川内市においては岩切市長が昨年の１２月の市議会の一般質問の答弁で、１号機、２号機のこれまでの経済効果について、おおむね１，６９０億円との試算を示したとのことでもあります。

これは、市の企画政策課によると１号機に着手した１９７８年から２００７年度まで、一部は０８年度も含まれるということではありますが、１、２号機の建設の地元の発注額が６９０億円、市税、交付税などが８２３億円、定期検査の作業宿泊費１７６億円としておりますが、これには関係者の飲食費や日用品の購入費などは、試算に含まれてないとのことでもあります。

このように、地元としてはそういう経済効果があるわけですが、自分たちのこのさつま町に関しましては、今のところ経済効果もないですし、そういう安全面に対して危惧されておるわけです。

それで、町長はダムの関係の電源立地のほうの役員をされておると思うんですが、そちらのほうだけじゃなくて、この原発の関係に関して、やはり電源立地地域対策交付金に関して、現在のところは隣接の市町村ではあっても距離からいって入らないわけですが、今後さつま町のやっぱり財政に伴うことでもありますが、国へのその法の改正とか、そこあたりを、財源確保という面から町長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

この原発の問題というのは、我が地域にとっては、安全性という点で影響がどうなのかということが一番の問題になると思っております。現在、環境アセスの準備書が縦覧をされたわけでありまして、そしてそれに基づいて住民意見を3月2日まで受け付けるんだと。それを踏まえて、アセスの専門委員から意見を聞く検討会を、県のほうは開く意向であるであるというようなことが言われております。

この環境アセスの問題の中身を聞いてみますと、放射能の影響がどうなのか、あるいは地震等が来た場合の影響はどうかという議論は、この中には入っていないという話であります。

この放射能の問題とか地震等に対する安全性の問題というのは、国において判断をするということになっておりまして、原子力安全保安院というところが、それを専門的に検討するというようなことになっているようであります。

そういう意味で、その見解というものが我が地域に対して、あるいはまた地震等に対してどの程度の検討見解を持っておられるのかということは、そういうところに聞いてみるということ、あるいはまた制度的には国の公開ヒアリングという場があるということではありますが、そういう中で安全性という問題は、また我が地域としても確認をしてみる必要があるのではないかなというふうに思っております。

原子力発電があることによりますその交付金の問題というのは、非常に大きな交付金に関係自治体に交付されているわけではありますが、我が地域はそれには入っていないと。

隣接と言う表現の中に、合併後の隣接というのは該当しないということになっているわけでありまして、これは法的な取り決めの中でそういうふうになっているということで簡単ではないと思っておりますが、このような安全性論議というようなものが、我が地域にとってどうなのかということを確認しながら、そしてそういうリスクを負うということになれば、やはりそういう面におけるまた対象にもしてもらい必要も出てくるのではないかな、そういう点でのこの内容をもう少し精査しながら、そして理論武装をして交渉する場合は交渉する、そのいろいろとまた県や国のほうに意見を出していく必要があるのではないかと、こういうふうに思っているところであります。

○柏木 幸平議員

やはり、今回の場合3号機が増設になると、やはり今までの1号機、2号機よりも有事の際とか脅威になってくると思います。ですから、そこあたりの住民不安の解消と、それから今後やはり電源立地の交付に関しても、今後さらに努力をしていただいて、法案の改正等もありまして簡単にはいかないかもしれませんが、やはりそこあたりの研究も町のほうでしていただいて、できることならそういう確保に向けて動いていただきたいと思いますと思っております。

時間配分を考えて、次に激特事業に伴う交通対策の関係についてですが、現状でも道路を横断中のお年寄りや通学の子もたちを車がはねたり、飛び込んだりする交通事故も多発しております。

今回の激特事業で、工事現場周辺の安全対策、それと交通弱者の安全対策、そして車の渋滞の緩和対策まで、事故のないように施工をしていただきたいと思いますと思うのですが、先ほど「さつま町安全安心会議」を設立されたと町長の答弁であったわけですが、これまでに私の聞き落としかもしれませんが、何回ほどあったのか。どのような内容が検討されたのか。

また、今後その対策によって、どこまで会議をなされていこうとされているのかお伺いいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

安全安心会議につきましてお答えいたしますが、現在、昨年度は5月と12月の2回開催をしております。これにつきましては、町長の答弁でありましたように、関係機関の情報を交換しながら安全対策を進めるというようなことであります。

交通対策に限らず防犯の対策、もちろん短期間のうちに工事を施工するというようなことが予想されておりますので、交通対策はもちろんでありますが防犯、そしてまた、交通のその遮断であったり迂回によったりするその消防であったり、それから救急業務であったりということで、幅広く検討をいたしております。

そうした中には、やはり高齢者のその問題、それから学童の通学の問題ということも含めてしております。

そしてまた、一般的にはダンプが通行いたしますので、その粉じん対策であったりとか、渋滞の対策であったりということで幅広く検討をいたしております。

今後につきましては、激特事業のさらなるその増加ということがございますので、国交省あるいは県のほうから情報をいただいて、そして事前に対策がとれるところは、特に交通対策については、警察署の協力をいただかなければならないというようなことがございますので、そうした情報収集を十分に行いながら、早目早目の対策を講じていくということにしております。

この会議は随時行うということとしておりますので、昨年は2回でしたけれども、今後はまたさらに回数を増やしていくというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

今後、非常にこの激特事業によって、交通の安全面で危惧されておりますので、今後関係機関と綿密な連携をとって、町内による交通事故等がないように十分に配慮していただきたいと思っております。

それと、商業関係に対しても、激特工事期間の売上げが穴川橋同様減る、減ってくると思うんですが、これまで国からの補助というのは、道路に係る嵩上げの部分に関しては、なんかそういう補助みたいなのが出るとは聞いておりますが、そのほかに関してはないわけですので、やはりこの財政も厳しい中でありますが、そこあたりの。

ひどいところは災害に遭って、いろいろと操業の資金をつぎ込んだ上に、また今度は復旧事業においてさらに生活が苦しくなるというふうな、非常に商業者にとっても厳しいこれから期間を迎えなければならないという状況でありますので、運転資金の金利補助とか、あるいは交通渋滞等で店舗前にもとめられないというふうなことになるかねませんので、そこあたりの対策として共同駐車場の借上げとか、国道の裏筋でも面してるところであれば、そういうところの駐車場の借上げ。

それから、災害の前にありました中小小売店舗改造等の事業補助などの、前回までにはいかなくても金額を抑えてでも、やはりそういうのをまた復活をしていただければと思うのですが、そのような今回の激特事業に伴う商業者への政策をどのように考えておられるのか伺いたします。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

商業の売上げ減に対する関係でございますが、それぞれ私どもも同じように非常に考えているところでございます。

特に激特ということで今ございましたけれども、商業売上げの減ということにつきましては、それぞれ昨年9月プレミアム商品券ということで総事業費2,000万ということで実施をいたしました。これもこちらから商工会に出向きまして提案をした事業でございます。

そういうことで、お互いにそういうことで懸案を持っておりますが、今後ともそういうことで

はプレミアム商品券、これについても計画しながら進めてまいりたいと思います。

それから、地元から、虎居地区からの要望もございますアーケードの撤去等についても、今後実施したいというふうにも考えておりますが、店舗の改装も今も出ましたけども、その後店舗改装についても内容等については今後詰めていきたいと。

いずれにしても、商工会と我々頻りに足を運びながら、そしてまた、商工会のほう、地元の商工業者、そういう方々とも今後についても打合せをしていきたいというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

今後、地元等とも協議しながらということではありますが、なかなか今までも協議をされたと思うんですが、前向きなそういう政策が今出てこない状況で、地元と虎居地区に関しましては、非常に商店街の皆様も、これからの事業に関して不安を持っておられるところであります。

プレミアム商品券のことも出ましたが、これも大型店に商品券が流れるということで、地元の商店街に残らないという欠点がありまして、やはりここあたりのプレミアムの商品券に関しても、町が全額のプレミアム部分とそれから経費、そこあたりもやっぱり持つ形でしたら、町内の全域の商工関係者にこの潤うと思うんですが、そこあたりの商工会との協議の、今後の発行に関しては、どのように協議されているのかお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

今回の2次補正に伴いますこの定額給付金の発行という、これはやはりこれだけ経済状況が厳しくなっている中においては、それぞれに期待がされている部分がございます。

そしてまた、そのことが地元商店に対する、また経済効果にもつながるよということも含めまして、再度、このプレミアム商品券を本町としても発行しようじゃないかという話を、商工会のほうに投げかけたわけではありますが、商工会のほうはなかなかこれに対応しきれないというようなことがありまして、今回、提案をしております内容は、町が100%でこれを行うということにして、今議会のほうに提案をしようとしているところであります。

そういう点におきまして、今回の私たちが考えておりますのは、商工会に加盟してるところだけというのではなくて、今言われましたように幅広く、町内全域、いろんな各種の店舗において、これが使えるというような形のものにしたいんではないかと、いうことを含めて今検討をしているということでありまして、せっかくのこの給付金の効果というものをできるだけ地元につなげていきたいと、いう気持ちを持って今準備をしているところでございます。

○柏木 幸平議員

今、100%町のほうが出してということになりますと、それはもう大型店を抜いてできるということになるわけですか。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

今回の100%ということですが、全部を含めてということですが。特に今、町長のほうからございましたように、商工会の加入率が62、3%でございます。加入促進を図る、そしてまたそういうことで、打合せをしながら、全体に100%ということになりますと、全体にやっぱりそういうことで啓発をするということで考えているところでございます。

特に商工業者っていいですか、何人かの方々と私も足を運んで話をするわけですが、消費者の方々、特にそういう方々と接点を取りながら、リピーターをつくるという努力もしていかなければならないというふうにも考えてるわけですがけれども、なかなか提案というのが具体的にどうすればいいのかということが、意見を聞けないといいますか、提案がされないということですが、先ほど言いましたように最初のプレミアム商品券につきましても、商工会に主管課長な

り私、何回も行きましたけれども、こちらから提案をして始めたということでございます。

そういうことで、先ほども言いましたけれども、今回予定しておりますプレミアム商品券についても、町長のほうからありましたように、定額給付金とあわせながら、一番適当な時期に効率のよい商品券の発行というようなことで打合せをしていきたいというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

今後、プレミアム券発行については議会に提案したいということでありますので、まだその場でその件については議論をしていきたいと思っております。

次に、まちづくりの基本調査についてですが、今回の基本調査は災害のあった虎居地区の一部に限定をして、これまでとは違って防災の観点からもまちづくりを考えたとのことでありましたが、余りにもこの商業地域の再開発や活性化から外れて、今の段階ではまさにこの調査が断念というような感じを受けておるわけであります。

今後、この基本調査がどのように生かされていくのか、今後のこのまちづくりの基本調査に関してのその活用策をお伺いしたいと思っております。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

まちづくりの調査の関係でございますが、御承知のとおりちょうど災害の年の予算要求の中で、整備局ともいろいろ詰めしながら、国に対しての補助申請を行ったところでございますが、その間に国、それから県、町を含めていろいろ検討をさせていただきました。

特に宅地嵩上げについては、整備局まで直接出向きまして、いろいろこう区画整理事業に寄らない、いわゆる激特事業と絡めたそういう嵩上げ対策ができないかということで、再三にわたってお願いをしたわけでございますが、なかなかこう、これについては国も県も腰が重たかったということがございました。

ただ、その事業費としてどの程度になるかということを含めて、やはりその激特事業で可能な限り協力はしたいというような当時の姿勢でございましたので、やはりこの調査としては実施しなければ、なかなかそういう事業全体における個々の事業費っていうのがつかめなかったというのもございます。

あわせてまた、水深のいわゆる当時の家屋が浸水いたしました、そういう高さっていうことについても、当時、国は調査を概略しただけでございましたが、それ以後の宅盤の調査っていうのはやっておりません。水深が幾らあったかということの調査は、基本的にやったわけでございますが、各水害で被害をこうむりましたその宅盤の高さっていうのが、調査をやられておりませんでした。

そういうのは国にぜひやってほしいということで、これについて国も数百万かけて宅盤の高さ等も調査いただいておりますし、また、それを基本にしたこの調査を今回まちづくり調査としてお願いをしたところでございます。

基本的には、やはりその国道の拡幅、河川の改修、これは公管金であれば何とか事業が推進ができるんだがということで、これについても途中の調査の段階踏まえながら国、県とも重ねて協議をいたしたところでございますが、なかなかこういう河川の改修と道路の拡幅、それから宅盤のそういう嵩上げというのは連動できない、という結論に達したわけでございます。

これらについては、地域の役員の方々にも申しわけなく思っておりますし、またそういう期待感を持たせたということについては、当然のことでございますが、やはり中心市街地の計画と今回の調査は若干おもむきが変わっておりますし、やはり私どもが求めたのは、より安全で安心なまちづくりということをベースに調査させていただきました。

今後どういう生かすかという問題でございますが、それぞれの宅盤の高さというのは基準点も

幾つか設けてございまして、それらを中心とした虎居馬場付近では宅盤を嵩上げをされる方々っていうのは個人でいらっしゃるわけですが、今後具体的にその排水路計画も持っておりますので、そういうものも含めて、この計画に基づいた排水対策というのを進めていくべきであろうというふうなふうに考えております。

そういう意味では、若干通常の区画整理事業の調査とは違いまして、当然その基本的な区画整理事業に対する調査事業もあるわけですが、そういうものを加味して今回は調査を実施いたしております。

したがいまして、今後、道路が当然そういう交通量からいたしますと、現在の幅員っていうのは十分満たしているということでございますが、やはり今後につきましても昭和時代に行われました区画道路について非常にこう、4メートル50センチということで、もう現在は6メートルが基準になっております。

そういう改良等を行う場合のそういう対策とか、いろんな部分で満たされるものというふうに考えております。大体そういう国のほうでも一生懸命この辺については、関係課協議をされまして、さつま町の実情を踏まえたいろんな事業のピックアップをしていただき、そこら辺の事業の該当事項も上げていただいたわけですから、なかなか適当な事業が見つからなかったということでございます。

基本的にこの調査については、非常に莫大な量になるわけですが、個々による調査っていうのは、非常に今後も参考にしながらのそういういろんな事業に対する対策っていうのは、できるんじゃないかというように考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

副町長の苦しい答弁で、事情は判るわけですが、やはり町の一般財源もつぎ込んで、国からの補助もあったわけですが、つぎ込んで調査したわけですから、昨年の9月議会のときにも言いましたけれど、やはりこの調査がむだにならないように今後の政策に期待して、また選挙あとはどうなるか判りませんが、またその次のことにしたいと思います。

次に、虎居地区公民館駐車場取得と虎居分団車庫の建設についてであります。消防車庫については、伺いましたところ22年以降に建設の予定であるということですので、今の災害に関する移転の問題等が片づきましたら、早速その用地交渉に入っていただいて早急な対応をしていただきたいと思います。

虎居公民館の駐車場取得に関しては、今後の計画の年度がちょっとう私の聞き落としかもしれませんが、そこあたりがちょっと判りませんでしたので、虎居地区公民館について再度、その計画をお伺いいたします。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

虎居区の公民館の駐車場の関係でございます。これについては地元のほうからの要望としては、旧公民館の敷地がまだ半分ほどございますが、これは町のほうでいわゆる消防車庫としてどうかという点がございました。

これについては、消防署のほうでも調査いたしまして、基本的には適当な場所ではないかという、そういう条件的なものを考え検討をさせていただいております。

ただ、施設のどこかという問題がございまして、これについてもまだ流動的な部分もございますが、現在ある消防車庫っていうのは非常に狭うございまして、さらにまたあわせて、その河川改修が実施される段階で、旧虎居区公民館の跡地についてはその被災者の移転をされる方々、こういう方々に対する一つの候補地として御紹介をさせていただいております。

これについては地域にもお願いしながら、そういう提供させていただいたわけですが、

最終的にはここを希望される方がいらっしやらなかったということでございまして、もう消防車庫もその部分で中断いたしたところでございます。

あわせて、虎居区の公民館の駐車場につきましても、その所有者のほうからのそういう用地を売却してもいいというような意思表示もございましたし、これらについてはさらに早急に時間をかけながら、時間は余りないわけですが、結論を見出していきたいと。

ただ、これを取得するためにいろいろな条件がございまして、これについては公表できない部分もございます。個人のそれぞれの都合もございますので。

極力町のほうとしても入りながら、虎居地区のほうでも一部取得はしていいというような意思表示もされておりますし、また、要望書の中でもそういう記載もございますので、町と地域と協力をしながらこの駐車場については、できるだけ早い機会に取得ができるように検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

次は、26番、内之倉成功議員の発言を許します。

〔内之倉成功議員登壇〕

○内之倉成功議員

私は、先に通告した2点について質問いたします。

まず、1点目は、合併後4年を経過しますが、町道の整備について伺いたいと思います。

旧宮之城線の跡地であります、旧船木駅近辺、それから旧佐志駅から築詰橋までの間、旧鶴田駅等の交差点の関係の整備がなされているわけですが、まだいまだに完成がしていません。

そういう中で、今後どのような考えを持っていらっしゃるか町長の考えを伺いたいと思います。

佐志鶴田線から、起点とする新生果樹園団地を通過し、広瀬集落から薩摩総合支所までの整備が進められていますが、この線についてはいつまでに大体完成するか伺いたいと思います。

2点目についてですけれども、山崎荒瀬地区での環境科学の汚水の件について伺います。

私は、20年度の6月、9月で2回の一般質問を行いましたがいまだに雨天ときは汚水が流れています。環境科学さんも努力はされていると思いますが、現在のところ雨水対策については、本当に重点的に対応しないと解決しないと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わりたいと思います。

〔内之倉成功議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

内之倉議員のほうから2点の質問をいただきましたが、1点目の町道整備についてということであります。

御承知のとおり町道の整備計画につきましては、総合振興計画や合併協議での申し合わせ事項等に基づき、緊急、重要度、優先度等を考慮しながら整備を行ってきてるところであります。

総合振興計画の17年から21年度におきましては、主要町道、1級から2級町道であります、28路線を搭載して計画的に整備を進めているところですが、今年度末時点で整備済みが5路線、整備中が16路線、未整備が7路線となります。

また、整備中の路線で21年度までに完了予定の8路線を加えますと、13路線が整備済みとなり、延長で申しますと2万286メートル、整備率49.6%となるところであります。

詳細については、後ほど担当のほうからまた申し上げたいと思います。

環境対策の件であります。産業廃棄物処理施設からの濁水の問題であります。この問題については以前にも説明しましたように、事業者のほうもろ過装置を大型で性能のよい物に入れ替えた

り、排出水を再利用するようにされるなど努力をしておられます。また、廃棄物に雨水がかからないように、屋根の設置などさまざまな対応を検討されております。

しかしながら、まだそれが全部実施されたというには至っていないわけでありまして、この濁水の問題につきましては、今後とも保健所や県の廃棄物リサイクル対策課などと連携して、しっかりと改善がされるように指導してまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

ただいま町道全体の整備関係につきましては、町長のほうで答弁さしてもらいましたが、先に質問の中でありました愛宕下船木線、それから佐志駅穴川線、そのあと中津川佐志駅だったのですか、滝下中津川線の道路だと思いますが、佐志駅穴川線につきましては21年度、来年度で一応管理をする予定でございます。今現在、上部工のほうを整備しておりますが、来年度につきましてはあともう舗装だけ残るという形になりますので、舗装と一部改良が残りますが、全体で1,000メートル整備をする計画でございます。21年度完了の予定でございます。

それから、愛宕下船木線につきましては、今年度で一応完了ということでございます。そのあと、一部農免農道の、船木地区のほうで農免農道の関係で、延長でいたしますと約200メートルぐらいだったのですか。それにつきましては22年度計画していきたいと、整備していきたいということで考えています。

それから、滝下中津川線につきましては、今年度完了ということで考えております。あと舗装だけが残っておりまして、その部分を2次補正で、20年度の2次補正で整備していきたいということでございまして、舗装だけが残っている状況でございます。それから、薩摩地区のほうの中津川佐志線でございますが、これにつきましては一応現在のところは25年度完了ということで考えております。

○内之倉成功議員

今、担当課長のほうから説明がありましたけれども、この宮之城線跡地の問題は、昔は宮之城線という汽車が走っていたわけですがけれども、この先ほど列記した場所は、すべてこの旧3町の町をつなぐ大きな路線だったんですけれども、最近はこの町道整備ということでこうなってるわけですがけれども、肝心なところのこの船木の場所とか、それから佐志のこの道路とかっていうのを今、先ほど実施されようとしてるということですのでよろしいかと思うんですが。

ただ、鶴田の佐志鶴田線から267に出るこの道路に出るこの交差点のところがなかなか初めての人はどっち行くのかなという、旧鶴田駅のあの辺は全く判りにくいんですが、そこいらの関係は、今後計画があるのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど言いました、この鶴田線から中津川・総合支所に抜けるこの道路というのは、やはり今新生団地のこの果樹の関係で、それぞれグリーンツーリズムの一環の中でミカン、それからブドウ、それからマンゴー、こういうのが農家の方が努力されてるわけですがけれども。

この道路に入るためのこの鶴田線からあの道路と、薩摩の総合支所から入るこの部分というのが大きな今後のグリーンツーリズムの中で重要な道路となると思いますので、そこいらを早急に整備していただきたいと思うんですが、先ほどの話ではやるということですのでよろしいと思うんですが。

とにかく今後のこの農村の疲弊していく中で、この道路というのはやっぱりどうしても必要じゃないかなという考えるわけですがけれども、ここいらの問題について、農業とこの観光と、それからグリーンツーリズム、こういう一つのもののセットした中で、ぜひこの道路については今後検討願えれば幸いかと思うんですが、担当課長でも結構ですので、そこいらはどう考えていら

っしやるか、お聞かせ願いたいと思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

一番最初に言われました鶴田駅線です。鶴田駅のところにつきましては、あれは県道でございます。今年度でもう完了の予定でございますが、町のほうでこの前町道認定のほうでも説明申し上げましたが、町道として引き継ぐということでございまして、あれはもう完了ということでございます。

それから、佐志鶴田駅線だと思うんですが、あの道路につきましてはもう改良済みでございますが、今現在のところは1級町道でございますが改良済みということで、今後の計画は考えておりません。幅員といたしましてもたしか7メートルぐらいあるわけですが、もう幅員のほうも十分でございますので、現在のところは改良のほうは考えてないところでございます。

新生のところですが、今現在町道改良してるんですが、青芝野線のほうは町道改良をしてるんですが。それ路線名が判らないのでちょっとお答えもありませんが、町道の仮屋瀬青芝野線につきましては、来年度で完了する予定でございます。

今現在新生のほうずっと青芝野、それから戸子田黒鳥線のところまで改良を行っているわけですが、あれにつきましては来年度完了ということでございます。

○内之倉成功議員

今それぞれ説明があったわけですがけれども、これやっぱり附帯事業の一環の中でお尋ねしたいんですが、今鶴田線から新生に上がるこの道路の関係の排水路の関係でお伺いしたいんですが、上のほうは今新生からおりてくる道路は1メートルの水路をおりてきます。それから、町道の鶴田線には大体70センの側溝が入っております。

しかし、これが二つにまとまって篠田川のほうに抜けるわけですがけれども、この下の町道を通って行くところは70センの側溝なんです。そういう形の中で、上のほうは1メートル70の容積を持った水が流れてるわけですがけれども、下のほうは70センという一つの水路が70メートルぐらい続いております。

その関係で下の方は山が荒れる、または耕地が荒れるということで何か対策はできないかという何回かもう申し入れしてあるんですが、いまだにそれができないということなんですが、そこいらの関係は計画としてはできないのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

内之倉議員に申しますが、個別的なことはもう直接課長に聞いてください。一般質問では政策論争をするのが一般質問ですので、個別的なことはもう課長に直接聞いていただければぴしゃっとした回答をすると思いますので、（笑声）よろしくお願いします。

回答しますか。いいですか。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

ちょうど起点側のほうの、起点側から流末の関係の話だと思いますが、これにつきましては当初計画をする段階で断面計算も行っております。篠田川のほうに最終的に流れるわけですが、現在のところは断面は十分足りるということで改修の計画はしておりません。

ただ、2年前ですか、災害のほうで被災を受けたところがございまして、そこにつきましては災害復旧事業で対応をしておりますが、断面的には十分足りるということで考えてるところでございます。

○内之倉成功議員

今の議長のほうから指摘を受けたものですがけれども、この問題についてはもう長年地元のほうからも要望があつて、それぞれ言ってきたわけですがけれども、いまだに解決してもらえないとい

うことで、今回20年度、それともう21年度入っていく予定なんですけれども、これは今の課長ははっきりしてあると言われるんですけども、私はおとといもこの現場を見ているんですけども、実際住民としては、これじゃ全くはけきれないと、再三言われてるんですので要望してるわけです。

この問題についてはまた今後、担当課長とも十分話し合っただけで進めていきます。

それから、この2点目を、この山崎荒瀬区の環境科学のこの汚水の件についてであります、これは私も御存知のとおり、先ほど申しましたとおり、2回ほど一般質問の中で話してきたんですけども、副町長並びに町長のほうからは、これは公害ではないという指摘を受けたんですけども、実際問題として私たち農家にとって、また地元の住民にとって、この水が公害でなければ何なんだろうかと、ただの水だろうかという判断をするわけにはいかないというのが地元住民の農家の考えです。

皆さんの御存じのとおり、今の荒瀬川の入来側のほうは問題はないです。しかし、こっちの宮之城側のほうは、すべてあの環境科学さんが出ているこの水路が用水路に入っていくという形の中で、今でも濁った水が流れているわけです。これが雨のときだけしか流れないんですけども、先ほども申しましたとおり、町長の答えの中に屋根の問題とか、それから汚水対策の設備をしないとされますけれども、あの3基の機械を設置してあります。

ですけれども、あれでろ過した部分だけでは、とてもじゃないがあの露天に放置されているあの産物の品物が全く外に流れてないということはないと考えます。

これは地元の皆さんとも行って現場を見てるんですけども、今後の大きな課題だと思いますけれども、町長がおっしゃられたとおり、屋根をつけるとかそういうピシャッとやっていただければ、それは解決するんじゃないかなと思うんです。

私もこういう大きな産物の処理施設を、丸山喜之助商店というのが加治木にあるんですけども、ここなんかは体育館みたいな大きな建屋を3棟もつくって、全く外に出ないという対策を立てています。ここの環境科学さんの処理のやり方と全く同じです。ですから、かねて地域住民の方は、もうあれができて本当によかったと喜んでいるのが実情です。

ですけれども、今回のこの環境科学さんのこの設備は具体的に言って、小径木の跡地を利用してあるという形で、本当に産物処理施設としての機能を果たしているかっていうと、まあ地元の人にとってみれば、あれは本当に我々にとっては迷惑な施設だという考えでいらっしゃるわけです。

ですから、そこいらを本当に真剣になって、これ町が誘致した企業ではないというこの前の私の質問にはあったわけですけども、県のほうとも私は聞いてみました。

県としては、やはりそういう形で取り組みをしてるんですけども、今のところなかなか思うようにいかない。

しかし、今後も指導はしていくと言ってもらえますけれども、やっぱりこれが地元の住民が本当に真剣にこの考えているのに、これを町が正面から取り組んでやるという対応を、環境課はもうやっておるとは聞いておるわけですけども、実際問題としてこの前の雨でも、公民会長も現場を見に、私も見に行ったんですけども、白いこの液というのは流れ出してるんですけども、これが何のあれかは判らない。

だから、そういう形で調査もされてると思うんです。されてますけども、これがどんな、本当に水質の検査だけでいいのか、10何項目ぐらいのこの検査をされているのか、そこいらをやったりきちっとしてやっていただかないと、ただ表面から見た段階で、ただ濁り水が用水路に入っただけでそれが流れてるんだと。これでは公害ではないという言い方を判断されるとすれば、これはと

私は大きな間違いだと思います。

今後もし、これが継続的に続いた場合に、荒瀬地区の水田のお米は食べたくないってもし消費者が言い出したら、だれが責任を持つんですか。そこいらをぜひ、再度お考えいただいてお答えいただきたいと思うんですけれども、荒瀬の皆さんもこれをやはり真剣に考えていらっしゃると思います。

ですから、今後のこの問題については、もう私も今回限りかもしれませんが、元気な間はこの問題については取り組んでいきますのでよろしくお願いしたいと思います。お答えをできればいただきたいと思いますけれども。担当課長でも結構です。

○議長（濱田 等議員）

どういう答えをするんですか。どこの、どこについて答えれば……。

○内之倉成功議員

これは、私は環境課長にも今まで何回も申して上げてるんですけども、検査はしたって言われますけれども、具体的にはどうなんだという小さな答えは出てないわけですけども、ただ対策は立ててると言われますけれども、実際問題として雨のときは流れ出すと。これをとめる方法は、もう環境科学さんがおっしゃるように、ピシッとした屋根をつけていただかない限り、これは解決しないと思います。

だからそこいらを今後、町長としてもぜひこの環境科学さんと、または県のこのリサイクル対策課と調整をとって、ぜひ実施いただきたいと。もう水田を間近に控えていますので、そういう一つの形の中でぜひ御検討を願えれば幸いかと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

この問題については、内之倉議員のほうから過去にも何回か御質問いただいております。私も手こまねいているわけではございません。担当課のほうもその都度現場に出向きまして、地域の方々と現状を確認いたしておりますし、私もまた現場を見させていただきましたし、また地元の方々、特に地元のほうでは対策委員会が設置をされておりまして、この委員会の方々といわゆる会社側の代表者と町と三者で協議いたしたところでございまして。

基本的にこういう問題について、特に汚濁水が流れるということについては、地元の方々というのは、水田を一部つくっていらっしゃいますんで、そこら辺も一部そういう作付を見合わせたという例もあったようでございますが、会社としても非常に責任は感じておられまして、将来的には、やはりこういう施設についてはクローズ方式というのが基本ではないかと、いうことを町も強く申し上げております。

地元の方々というのも、そういう部分については町の姿勢としては御理解いただいたんじゃないかと。

ただ、非常にこの環境科学さんも多額の経費を投資しながら、そういう濁水の処理についての機械等も設置をされているわけですが、屋根等についてもやはりRPF、いわゆる固形燃料となるその燃料の売上げ単価っていうのが、非常に引き下げられているようでございまして、一挙に投資ができないという実態があるようでございます。

したがって、従来からいたしますと大分改善はされているようでございますが、先般も地域のほうにはまた、そういう部分で会社のほうからも御回答を申し上げるということでございましたが、極力そういう濁水が流れないような対策というのは、いろんな方策があるようでございますが、会社としても今後も努力をしていきたいというふうに考えていらっしゃると思います。また地域の方々に対しても、町としては一日も早い改善に向けての要請は強くしてまいりたいというふうな、そういうふうな申し上げておりますので、県とも協力をしながら、そこら辺につい

て一日も早く解決ができるように努力をしまいたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後 1 時 5 分とします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 05 分

○議長（濱田 等議員）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

次は、楠木園洋一議員の発言を許します。

〔楠木園洋一議員登壇〕

○楠木園洋一議員

先般通告いたしました産業振興策について質問いたします。

豊かな地域資源を核とした地域活力ある産業のまちの推進策で、地元製品のトップセールスに取り組まれてきているとなっております。これまで取り組みの評価や反省点について伺います。

〔楠木園洋一議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの楠木園洋一議員の質問にお答えしたいと思います。

トップセールスの評価と反省点についてということでございます。

御承知のとおり、本町には産地としての規模は小さいものの梅・イチゴ・ゴボウ・ハウスキンカン・マンゴー等の多くの地域資源、地域産物があります。これらの地域資源を活用した産業振興は、本町の地域活性化と農業振興図る上で重要なことであると考えております。

そのため昨年度は、1 月に春ゴボウを福岡中央卸売市場や福岡市内の量販店へ出向き P R を行いました。

また、今年度も 1 月に大阪市場と京都市場において、ハウスキンカン、イチゴ、セレベスの P R と販売促進をさつま農協の組合長、生産者代表、それから農協関係者と一緒に行き、市場関係者等に対しては、顔の見える産地として信頼、信用が構築されつつあると考えておりますので、今後もトップセールスは継続しながら行うことが大事であると考えております。

さらに、さつま農協では、こだわり販売として「薩摩のさつま」として地域推奨の商品登録をとり、ブランド化を図る計画もあるようでありまして、今後もさつま農協など関係機関と連携しながら、農産物の有利販売と産地 P R を進める必要があると考えております。

また、町では、昨年度から梅を活用した特産品づくりを農商工等の連携で進めており、現在、梅酒・梅酢・梅を使ったお菓子等も開発されておりますので、さらに新商品の開発に努力しながら、今後とも消費者が求める安心・安全な農産物をはじめ、これらの特産品についても各種の催し等で積極的に P R を行い、地域活性化と農家所得向上のため努力をしまいたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○楠木園洋一議員

先ほど町長がトップセールスは地元産品と言いましたけれども、この前農協のあれを見ましたら、産地まるごととなっておりますが、やっぱり産地まるごとのトップセールスと考えていいわけで

すか。作目でなくて産地まるごとのトップセールスをやるということ。

○町長（井上 章三君）

産地まるごとというのは、そうありたいという目標になると思うんですが、その中で今市場に持って行って売り出せるものから、随時そのように取り組んでいるということでありまして、特にさつま農協のほうで「薩摩のさつま」というネーミングで、今産地のいい物をこだわり販売で売り出したいという取り組みをしておられますが、これはこれでまた関心も持たれておりますし、有効な面もあるんじゃないかと。

ただ、いい物だけができるわけではありませんから、それ以外の物をまたどう売るかというのは、また別の形で努力をしなければいけないと思っております。

○楠木園洋一議員

先ほど梅とかイチゴ、ゴボウ、キンカン、マンゴー、大阪市場でしたか行ったといいますが、県内でもやっぱりトップセールスすることはできるわけですね。米とか、今さつまは米の産地ですけど、やっぱり米の産地としてさつま米のトップセールス、やったことはないわけですか。

○町長（井上 章三君）

県内におけるトップセールスという点では、梅の販売に谷山のほうのあれは何だったですか。新しい大きな売り場に行ってセールスをしたことがあり、またもう一つは、天文館において梅とか、あるいは新ゴボウとか、あるいは本町の焼酎、3社がつくっております焼酎であるとか、あるいは薩摩切子等を天文館の粋麗会っていう、今度NPOになっておりますが、その方々と一緒になって、文化通りでアピールをするというような取り組みをしたことがございます。

奥さつま米に関しましては、農協のほうで随時そのようなアピールをしておられるわけですが、直接その問題で一緒に行ったということはありません。

○楠木園洋一議員

米は自分でやらないと言われますが、やっぱり米が大体地域の産業なんですよ。やっぱり、町長も今、この前調べたら米の販売体系が変わったとなってるんです。ほいでそこまでちょっと町長もせっかくトップセールスされるんだったら、やっぱりさつま米はこうですよちゅう、ブランドちゃあ失礼ですけど、やっぱりそのくらいの認識を持って取り組まないと、もうさつまの米はだめだっち。大口なんかは、行政と一体となって取り組んでいるわけです。そこまで踏み込んで、栽培体系から行政が指導していかないとだめじゃないかと思うんです。

もう販売は農協に任せる、我々は関係ないじゃ、やっぱりちょっと行政のせっかくノウハウとか、町長は町村会長でありますので、どこそこ行かれるはずわけです。やっぱりそこまで踏み込んで指導していかないと、もうさつまの米は全然売らんがっちなってきたらだめなんです。町長が率先して頑張ってくださいようお願いします。

次は、今さつまはこの前、茶の振興大会があったそうです。茶もさつまの茶っち、有名なわけです。行政もやっぱり一体となって。きょうの南日本の社説にリーフ茶の復活として、やっぱり行政が取り組んで小学校でお茶との触れ合い授業。県の教育委員会では校内で茶を飲める小学校は2割しか満たないとある。

せっかく茶を生産されるんですから、そこをやっぱり学校の子どもたちに教えていくようなやっぱりしていかないと。

それと、この前も載ってましたけど、茶のPRですね、べにふうき。花粉症の対する効果だけでなく、エキスを混ぜたクリームをアトピー性の皮膚炎の子どもに塗ると、症状が軽くなったとなってるんです。やっぱり子どもたちに教育の観点から、茶の消費なんかを進めていこうかという考えはないですか。

○町長（井上 章三君）

お茶を子どもたちにといいことが言われましたが、子どもたちにお茶を飲んでもらうというのは、これはまたこれで大切なことだと、お茶の産地でありますからいいことだと思っております。

このリーフ茶の復活という問題でお茶の販売ということに関しましては、お茶振興会あるいは部会の方々と、懇親をする機会が何回かありましたが、今後またトップセールスというような形をする機会があれば、私も地元の物を売り込んでいくっていうことはもうこれは望むところでありますので、機会があればそういうふうにするべきではないかというふうに思っているところであります。

○楠木園洋一議員

機会があればやるということですが、やっぱりせっかくこのきょうの社説に書いてあったわけです。行政が、せっかくこれは茶の産地だ。さつま町はこうやって小学校でこういうあれを取り組んだっちマスコミが取り上げてくれた、茶のやっぱりそれも違ってくるんだと思うんです。

やっぱりそこまでして、子どもたちが。やっぱり今から先は子どもたちですよ。子どもたちが将来はやっぱり考えていくわけですから。子どもたちにこういうアピールをしていくわけですよ。

それは生産者とじゃなくて消費者にトップセールスなんですから、やっぱり消費者にこういうニーズを教えていく、町長はトップセールスで回るって言われるから、効き目とかこうですよ、やっぱりそこまで踏み込んでほしいと思うんです。

茶の消費拡大にはやっぱり地域の、産地の活性化にもなるわけです。小学校でやっぱり2割しかないって書いてあったけど、やっぱりお茶と触れ合い授業って好評だったって書いてあるわけです。業界団体がしたっちゃうけど、54の小学校で行ったって、やっぱりそういう取り組みなんかは、生産者でなくて子どもたちにリーフ茶、小学校の時点でそのようなちょっと突っ込んでいく考えはないか再度お願いします。

○町長（井上 章三君）

子どもたちに対してアピールをするという、そういうこともあっていいと思いますが、いずれにしろ我々は、今回の任期を越えて次の課題になると思いますので、今できるとかできないとかっていうことを言うわけじゃないと思っております。

○教育長（福満 隆徳君）

茶のことではありますが、今、学校では農業体験学習というのをやっておりますので、そういう農業体験学習という中で、茶に関する取り組みというのは若干できるんじゃないかと思います。

それから、学校給食等ではセンターのほうと十分協議しながらいかないといけないかなと、そういうふうなことを今感じます。

茶の効用というのは今までも言われておりますので、検討させていただきたいとそういうふうに思います。

○楠木園洋一議員

町長は選挙が終わらないと判らないと言われますけど、これに振興策のちょっと書いてあったもんですから、町長が頑張ってやってくれるんだろうって考えてるわけなんですけども。

次に移りますけれど、先ほど焼酎と言われましたけど、今焼酎もブームが終わって、地元産品として焼酎会社が3軒あるわけです。もう売れないって、言われるんですけど。

今ちょっと調べてきたんですけども、さつま町に今酒造会社3軒あるんですけども、小売店が44軒ほどあるわけです。それで焼酎が246キロ、県外に送る分もありますけれど、それでもメーカーの方なんかと言われるんですよ。やっぱり町長がいろいろ町村会長で東京に行くとかトップセールスをするときなんか、地元の焼酎を持って行ってアピールをさしてほしいって

いうんです。

行ってよその焼酎を飲むよりは、地元の焼酎を持って行って、アピールをしてこっちにさつまの焼酎はおいしいよっち。もう何もかもこれ売れん売れんじゃいかんから、町長のトップセールスの力で、焼酎の拡大をしてほしいっち。それでまた、地元の焼酎を飲んでください。県人会とかいろいろあるんですけど、そこまでやっぱり送って。地区のそんときも焼酎を持っていったってアピールをしてほしいっち。そのような考えはどうですか、やるぞっち。

○町長（井上 章三君）

県人会といいますか、郷土の出身者の会が関東・関西たくさんあるわけでありましたが、そういう総会などに町のほうから出かけていくときは、必ず地元の焼酎を持っていきながらアピールをします。あるいは地元のいろんな産品をアピールをするということは、今までもやってきているところであります。

そういう点で、今後ともそういうことはなされていくと思いますが、トップセールスということで、今回我々がやっておりますのは、こういう市場に対するトップセールスというのを一つは取り組んでおりまして、そしてやはり今まで担当の方々が努力をして一生懸命市場に我が町の産品を売り込んでこられた、そういう努力が土台になるわけですが、やっぱりなかなかガードが固かったり、徐々にこじ開けていくということになるわけですが、私たちが行くことによって、それが一気に市場のトップの方々、あるいはその市場の幹部の方々がやはり一気にそういう点で関心を高めて、そしてまた話をよく聞いてくれる。そうしてよりこの親密な交流ができるという点においては、やっぱりトップが行って交流をするっていうことは、非常に効果があるということを経験も感じたところであります。

そういう点で、今後とも地元の産品というものをトップセールスという形で売り込んでいくという努力っていうのは、今後とも大切な問題ではないかと思っているところであります。

○楠木園洋一議員

焼酎が売れないとカライモが売れんちうわけです。カライモをつくっても、もうカライモが全然出ないっち。そのためにはやっぱり焼酎を飲んでもらわんないかんち。好き嫌いはありましようけども、やっぱりそこまでこうもう、でん粉よりは金が安いわけです。そこまで踏み込んでやっぱりやってもらいたいと思います。

先ほどやっただけで問題とかなかったような気がしますけれども、やっぱり町長のトップセールスがきいたのか、私の反省評価とか問題点はなかったのかなってちょっと考えたんですけども、評価がよかったのかなって考えておるところです。

それとタケノコ。宮之城のちくりん村のタケノコっちはブランドですよ。タケノコをこれはやっぱりせんないかん。

この前、農協のタケノコ部会の三浦会長と福留副会長と小西部長と北野専門員が庄内に行ったそうです。よかったち言われてますけど聞かれましたかね。聞かなかったですか。ちゃんと言わんないかんですね。

ちょうど町長もトップセールスで行かれたのかなって思ったんですけども、タケノコ振興会で行かれたそうですけれども、山形県の庄内市場ですね。あちらは4月にはタケノコ煮会というのがあるそうです。三日三晩、3食三日食べるんだそうです。タケノコをさつまは竹林のまちだから、もうブランドですよ、さつまの竹林ちゅうは。

やっぱりそこをもう少し。この前の北薩農産加工の人とちょっと話したら、トップセールスとは違うんですけども、やっぱりタケノコをみんな出してほしいっち。そのためには行政はどうすべきかちやっただもんですから、ちょっと言っときますって言ったんですけど、生産体制を、

やっぱり道路とか竹林改良。

せっかく、もうどこでも宮之城ちいえば竹山、タケノコ、ちくりんち言われる。もうブランドができています。そこをやっぱり落とさないようにタケノコをしていかんといかんっち。もうその会社も60種ぐらいつくってるんだそうです。それをやっぱり販売してるっち言われます。

やっぱりそこまではまってくれるっちうか、販売体制を持ってるっち言われるんですが、やっぱりそのためには地域が生産をしてほしいっち。タケノコを。

いろいろ竹林改良とかあるんですけど、やっぱりもうもう少しこう意見すりゃあよからうかつち、行政が力を入れてやってほしいっち。

せっかく、この前もタケノコを売りに行ったらもう、「さつまのタケノコでなかいかん」とか言われるそうです。それと一緒にワラビも送ってほしいっち。やっぱそこまで町長やって、もう今東京のシティ銀行とどっか庄内に送ってるんだそうですが、やっぱりそこまで。

それで、その施策で頑張ってるんですが、やっぱりそこまで生産体制を行政がちょっとこう。

まあ取りとめのつかない話やったんですけども、やっぱり欲しいと言われました。そこはまたあれなんですけれども。

それと、先ほど言われました梅の販売です。さつまの梅。さつまの梅でもう今ブランドとってわけです、さつまの梅で。さつまの梅をいろいろ加工してやっていくって今言われましたけど、さつまの梅をするときにはちょっと言われたんです。私たちもそのさつまの梅を使ってちょっと加工しようかなと思ったら、販売のそのあれがちょっとやってくれないっち、失礼やけども、じゃっち。

そりゃどげんなっちゃっち私は判りませんでしたので、そこちょっと聞いてみますって言ったんです。さつまの梅を導入する場合、東農園との契約とかあったそうですけど、これはそこをちょっとどうなってるんだか。せっかく私たちもそのさつまの梅を売り出していこうっちいったときに、そこはちょっとどうなってるんですか。ちょっともうあれは違うんですけども、質問とは。

○議長（濱田 等議員）

質問の内容を確認してやってください。

せっかくの時間を有効に活用してください。

○楠木園洋一議員

まあそれで言いますけど、せっかく今、さつまの梅を活用するち言われたもんですから、そこをちょっと質問したわけです。さつまの梅を活用していくち言われたもんですから、関連があるわけですよ。さつまの梅を売り出すために。

せっかくさつまの梅をつくったわけでしょう。さつまの梅ちゅう、それでトップセールスをされてるわけでしょう。

そのためにやっぱり売っていかないかん。せっかく町長がさつまの梅で持っていかれるんですけども、ほいでせっかくよかったっち言われて、私もとろうっち、町長のトップセールスがよかったから、さつまの梅を使ってやろうっちしたら、やっぱりそのあれがあったもんだから、せっかく出したい。こっちは出したい、こっちは買いたい。そこがあったもんですからちょっと尋ねてるんです。質問とはちょっと、トップセールスとは違いますけれども。（発言する者あり）いいですかね。

○議長（濱田 等議員）

町長、判ってますか。聞きたいことが。

○楠木園洋一議員

はい。聞きたいことを言ってるんですけど、トップセールスとしてやって、町長がして梅はとるんだけど、梅をまた買いたいんだけど業者さんがその梅を買うときにmその取り引きができないっち言うんです。それで、そこは最初は薩摩町が取り入れたときに、そのいろいろ契約があったそうです。そこがちょっと我々は出してないっち。どうなってるのか聞きにいったら教えてもらえなかったんです。いいですか、それで。

○議長（濱田 等議員）

答えができやってですか。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

梅の販売、加工して販売をさしてくれない、取り引きをしたいんだがやらしてもらえないというような趣旨だと思うんですが、梅はちょうど20年近くの歴史を持っておりまして、振興会をそのときから立ち上げております。現在の会長は4代目ということで組織をつくりながら、振興会を中心に、今栽培から販売までということをやっております。

法人化こそしておりますけれども、みなし法人として正規の職員を3名雇用しながら梅の生産なり販売を行っております、組織としても今申しましたように役員会、運営委員会、振興会がありまして、早く一人立ちできるようにということで、我々も組織運営から援助、助言ということで、今ずっとやってきた経緯がございます。

そしてまた現在、青梅は当初からJAさつままで販売しております、二次加工品も兵庫県のいかりスーパーという一つのスーパーがあるんですが、ここに振興会が販売してる実績もございます。

先ほども町長のほうからございましたように、農商工連携で開発された風月堂の梅かるかん、振興会からこれは梅を購入いただいております。

東農園、契約書、同意書というのが平成9年に契約書も入っておりますが、それは絶対に、絶対にという言葉はおかしいかもしれませんが、それを他に販売できないことじゃなくして、今申しましたように振興会というこの組織をあるわけですので、個々のいろいろと問題はあるかもしれませんが、役員のほうにやっぱしそういう問題点があれば上げていただいて、組織の中で振興会でもんでいただいて、そして和歌山のほうと交渉するということが当たり前ではないだろうかというふうに考えております。

絶対だめということではないんですが、そういうことであれば話し合いで解決できるというふうにも考えております。

そういうことで、いろいろと販売ができないということでございますけれども、やはり振興会からそういう相談があれば、私どもとしましてもいろいろと助言とか指導はしていきたいというふうにも考えております。

○楠木園洋一議員

関連がないとちょっと難しくなってきましたので、ちょっと引っ張っていくつもりだったんですけれども、せっかくちょっと町長の施政方針の中に特産品販売検討会議というのがあったものですから、それはトップセールスという意味だったかもしれませんが、せっかく梅の加工とかいろいろしていくと言われたもんですから。

それで、町内に漬け物屋さんがあつて、そこの方と語ったら、梅を使っていくんだったら、その特産品会合なんかをやっぱりするんだったら、我々も呼んでほしいと言うんです。

せっかくさつまの梅で売っていくんだったら、いろいろしてやっていきたいっち。それと、セレベスとかいろいろゴボウとか不良品が出るわけですねB級品が。そのときに我々のノウハウをしていく。やっぱしそういうときに呼んで一緒に地域のために頑張っていきたいっち、そう言わ

れるんです。そこが出てきたもんですから、ちょっともう関連を引っ張ったわけですけども。

それと、この前みしたら、地域再生の原点はブランド化ちうのを、都市銀行がレポートを作成したもんですから。ほいでちょっとトップセールスとブランド書いてあったもんだから、トップセールス一本になってくるんですけど、地域再生はブランド化っち、やっぱブランドをつくっていかないと。

もうさつまにはブランドはたくさんあるわけですよ。さつま来たらタケンコはあるし、牛は平茂勝があるし、やっぱそこまではこの農協のこれを見たら、町長のほうがちょっとトップセールスは小さく載ってないんですけど、農協のほうが大きく載ってたもんですから。

さつもの里の統一ブランド。やっぱり行政もさつまを売っていかなならんもんですから、もうトップセールスとは違ってきましたけれども、そう思ったもんですから、地域再生はブランド化というのがありましたので。もう少しちょっと調べりゃよかったんですけども、一本になってしまったもんですから。

今後やっぱり町長のブランド化に向けて頑張っていくとか意志がありましたら、決意のほどを聞いて終わります。

○町長（井上 章三君）

今、行政のほうでは、本町のこの資源となっている農産物を、特産品化して付加価値をつけて、もっと所得につながるようにという取り組みを行いつつあります。

それで、差し当たり昨年は梅に特化して特産品づくりというのをやってまいりましたが、ことはまた、それをさらに輪を広げて取り組もうという計画を立てているわけであります。

そういうふうにして、それがブランドということにつながっていくんだと思うわけですが、せっかくの生産物を付加価値をつけて、農家の所得につながるようにという点での取り組みっていうのは大切なことでありまして、これをまた外部のいろいろな知恵を導入しながら、今一緒に研究が始まりつつあると。会合が行われつつあるということは、非常にいいことだと思っております。

昨年来の鹿児島県の天文館の粋麗会の方々にいたしましても、交流を持ちながらこちらに梅の花を見に来たり、梅を直接ちぎって、そして自分たちで漬けて、そしてさつもの梅として天文館でアピールするということをやり始めていただいておりますし、さつま町がそういう点でのトップを切って、この地方の産物をPRするという、そういうような連携をやっているわけでありますけれども、今後とも地方の産品というのをいろんなところで売り込んでいく。そしてPRしていく。それをさらに特産品として育てていくと、こういうことは進めていかなきゃいけない課題だというふうに思っているところであります。

○議長（濱田 等議員）

次は、25番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

先に通告いたしました2点について質問いたします。

まず1点目、激特事業について。今、柏原地区では国、県の事業が橋梁と築堤工と始まっております。国は、輪中堤の管理、特に草刈りですが、国で行うと約束をされておりますが、県からは、築堤の管理については現在の予算的なところもございまして約束はされておられません。

この地域では町長も御存知のとおり、私も以前も質問しましたが、限界集落と呼ぶのはちょっと言葉は悪いですけども、高齢化が非常に高く、とても地域で管理ができる状態ではないということをおっしゃっております。

県の管理でされるよう町として強く要望されるべきと考えるが、町長の対応をお伺いいたします。

2点目につきまして、同じ激特事業の中で山崎地区新川公園の整備について、国、県とどのように協議されているのか。また公園の完成後の管理方策は、どのようにされていかれるのかお聞きいたします。

大きな2点目としまして、緊急雇用創出について。国内外の大不況の中、その風は私たちの身近にも雇用の悪化、事業不信という形で表れています。まちではいち早く1年という雇用対策を講じられましたが、仕事がなくなった方々には一抹の光が見えたように感じられます。

しかし、関連の地元企業は暗闇の状態、町、県、国の支援は厳しい状況にあります。町長はこの状況をどうとらえられているのか。また、この状況を打破のため、さつま町はいかに今を乗り切り、将来へ希望をつなげる思いなのかの考えを伺います。

1回目の質問とします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

川口憲男議員のほうから2つの質問をいただきましたが、1点目の激特事業の関係であります。

柏原地区の築堤につきましては、現在施工中であり、大願寺地区における国施工分につきましては、21年度中に完成の予定であります。

堤防の除草作業につきましては、地元が通路として占用して使用する以外は国交省で除草することでありまして、方法につきましては他の地区でも行っているような地元への委託方式になるのではないかと考えております。

一方、県の施工区間につきましては、現在樋管設置工事を実施しており、その後築堤工事に着手されるものと思われれます。

完成した後の堤防管理につきましては、国のように地元等への委託方式をとらずに、県が自分で管理していくものと思われれます。今回の河川改修事業において、県管理河川の堤防が大幅に増えることに伴い、維持管理が不十分になる可能性もあることから、機会あるごとに県に対し、管理の徹底を要望していく必要があると考えております。

次の現在の新川公園につきましては、老人クラブ等がグランドゴルフ場に利用しておられるわけですが、河川改修を実施することにより大部分が河川用地となってまいります。

このため改修後におきましても河川敷地を占用することにより、以前と同じような利用形態が図られるように、国と協議しているところであります。

具体的な活用方法につきましては、より使いやすい施設となるよう国と一緒に、地元と協議を進めてまいります。

また、管理につきましても、水道料とトイレのくみ取り料の負担と年2回程度の除草を町が行い、通常の維持管理は地元で行ってきていることから、新しい施設の管理につきましても、同様な方法で実施していきたいと考えているところであります。

それから、緊急雇用創出の問題であります。昨秋からの100年に一度の大不況と言われる急激な経済悪化に伴い、雇用情勢も一層深刻化してきております。

本町においても自動車関連や半導体等の分野をはじめ、あらゆる製造分野においてもかつてない厳しい状況に追い込まれてきております。

また、この経済不況で雇用はもとより企業経営の悪化、消費の落ち込み、商業分野での売り上げ減少、あわせて大幅な税収の減など、地域経済や町財政等に与える影響ははかり知れないもの

があり、大変危惧いたしております。

これまで町では、早速緊急雇用対策本部を設置すると同時に、私も担当課とともに各企業を訪問し、受注の状況や対応策を協議するとともに、緊急雇用生活支援対策相談窓口を開設し、さらに、離職者への緊急的な取り組みとして、町臨時職員の募集を行い、3月1日付で5名を雇用、さらに4月1日付で15名の雇用をしてみたいと考えております。

企業におかれても、ワークシェアリングや稼働日、出勤日の調整など、雇用を守るため精一杯の努力をされ、生き残りを掛けて必死で取り組んでおられます。しかしながら、やむなく工場閉鎖や従業員の解雇を余儀なくされているところもあり、胸の締めつけられる思いであります。

こういった状況の中、この経済不況の出口は依然として不透明なところであり、ハローワーク宮之城においても、有効求人倍率が1月末現在で0.35倍まで落ち込んできており、何としても一日も早い回復の兆しを切に願っていますところでもあります。

町におきましても、企業の情報収集はもとより、ハローワーク宮之城をはじめ各機関等とも連携を密にし、離職を余儀なくされた方々の雇用の場の確保や生活支援の対策への相談、中小企業への支援策として、特定中小企業保証制度、いわゆるセーフティーネットへの助成策、また、プレミアム商品券の活用による消費の拡大など、積極的に講じていく必要があると考えております。

また、今定例会においても、国の2次補正に連動して、地域活性化・生活対策臨時交付金事業にかかわる関連予算を計上し、経済浮揚策の一助となれればと考えているところでもあります。

さらに今後におきましても、国の支援策を多いに活用することはもちろんのこと、状況に応じて緊急的に町独自の施策を積極的に講じてまいる必要があると考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○川口 憲男議員

まず、柏原地区の国の輪中堤、県の築堤等のこの管理について質問いたしますが、国は今管轄する川内川沿いのところは、どの地区でも委託されて清掃ができてると思っております。

当然この管理もそのようになると国からはお答えをいただいているわけですが、先ほど町長のお話の中に、県の関係では独自に行われる管理徹底をと。県の管理河川では県独自で行われていくと、それに管理を徹底されるように要望していくということだったんですが。

先般私、ちょっと県の土木のほう、聞きますと、とても今の予算でそういうことはできないと。だから当面今のままといいですか、伸び放題とか、いろんな方法でしかないということを申されたんですが、もう一回確認をいたしますが、この県独自で管理をされているということは、町長と県とのお話の中で確約されてるものなのか、そこをもう一回お聞かせ願いたいと思います。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

堤防の管理は、県の区間については県がやっていくことになっておりますけど、除草に対しては議員がおっしゃるとおり手が回らないというのが実情でございます。

○川口 憲男議員

町長、ふったあれは何もないですがね。町長が答えられると一緒ですが、できないということ。

町長が県独自で行われるということをおっしゃいましたね、今対策室長も県がそういうふうな方向性でやると、除草については。

しかし、管理徹底を図っていくということもおっしゃいました。県とそういう約束ができてるのかということを申し上げてるんですが、どうですか。

○町長（井上 章三君）

私が先ほど申し上げたのは、県の堤防管理について、完成した後の管理については、国のように委託方式をとらずに、県が自分で管理していくものと思われるというふうに言ったわけであり

まして、ただそれが今回その堤防も非常に幅が量的に増えるわけでありますから、維持管理が不十分になる可能性もあることから、機会あるごとに県に対して管理の徹底を要望していきたいと、いうふうに考えていると申し上げたわけであります。

直接、私がこの部分に関して確約をとったとかということではありませんが、そういうような担当課での感触を踏まえて、そのような回答をしたところであります。

○川口 憲男議員

町長、全く私の質問も同じようなことで、地域が先ほど申し上げましたように高齢化して、地域でやろうとしてもできない。

そういう中で、午前中からも出てますように県の町村会長という立場もありますから、そこあたりをして、県内たくさんところがそういうふうになってきてるんじゃないかと思います。この県管理の河川に関しましては。

いつのことかちょっとあれしましたけれども、この激特事業に関しまして虎居の河川敷も非常に景観を損ねないような川づくりということを叫ばれてきております。

そうしますと、やはりこういう中小河川においても、そういう景観をよくするとか、見栄えをよくするとなれば、やっぱりきれいにしとかんといけないと。今回の水害のを見ましても、川沿いの中洲にいろいろ竹が生えまして、そこが川底ですか、川底が非常に浅くなり、そこからの決壊とかオーバーフローというのが出ておりますから、やはりどうしてもこういう箇所をしていただきたいと。

特に、そして先ほど申し上げますように、高齢化が進みますとできませんので、強く要望していられるような気持ちがあるか、再度お聞きしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今後、激特の事業が進んでいく中においては、整備は進んでいくわけでありますけれども、国の管理のところ、あるいは県の管理のところ、今景観行政ということで景観対策も同時に進めているまちでありますから、そういう点においては、今後とも国県と一緒に、あるいはまた必要なところは要望したり、一緒になって景観のまちをつくっていくと。

これは国も県も言うておるわけですから、そういう点で本町も力入れてそれに取り組もうとしているわけでありますので、そういう点でまた協力をもらえるように今後とも働きかけていく必要があるというふうに思っております。

○川口 憲男議員

はっきりと言えるのは、ことしの3月31日までの間は強く言っていきますよと。次になったらまた輪をかけて、それにしていきたいと思うんですが、ここはちょっと先を見らんや判らんということですけども。

先ほど申し上げましたように、県の町村会長という立場もございますから、ぜひ県内の中小河川、どこ行かれても危惧するところがあると思いますので。先ほど平田議員の中にもありましたように、26町村長が激励をするんだということでしたから、やっぱりそこあたりもそういうバックアップの激励をしてくる町村長がいらっしゃるわけですから、そこなりと一体となって県にも強く働きかけをしていただきたいと思います。

2月22日にわざわざ県知事も来まして、町長のために来たのかな、さつま町のために来たのかなと、ちょっとするところもありますけども、そういうところも要請をしたら来てくださるということですから、やっぱり町民と言いますか、県民、町民の生活にかかわるところをちょっと強く要望していただきたいと思います。

これは山崎地区の新川公園の整備のあり方についても全く同様だと思います。

今の時点では、この新川公園の整備のあり方も形が見えておりません。先ほどおっしゃられたように、河川用地となるために国と協議していくというようなことでしたけれども、今後、今まで山崎地区は親しんできた公園ですから、これをいかに活用できるか。それからまた、その整備の仕方がどういうふうになるのか、町長も先ほどおっしゃいましたけれども、景観を考えるといろんな対策が必要ということをおっしゃいましたので、ここもぜひ早い機会に国県との協議を詰めていただきたいと思います。町長どんなように考えられますか。

○町長（井上 章三君）

この御指摘のように、新川公園の今後のあり方の問題についても課題として残っておりまして、またそこに本町の水道の水源地もあるということで、これの今後の対応をどうするかということも一応投げかけてあるんですけども、今後さらに詰めなきゃいけないということもあり、特に山崎におきましては、山崎橋の移転の位置の問題で時間がかかりましたので、次の段階の段取りが遅れている面がございますけれども、今後動き出しておりますから、段階的にそのような打合せ、そしてできるだけいい形で仕上がりになるように、いろんなところでの打合せというのは必要になってくるというふうに思っております。

そういう点で、この新川公園だけでなく、ほかにもまだ水道関係においては水源地がやっぱり影響のあるところがございますし、そういう問題の検討もまだ今後の課題となっておりますし、いろんなことが今後の仕上げに向かっては、いろいろとまだ課題がいっぱい出てくるんじゃないかと思っておりますし、そこらをしっかりと仕上げていただく必要があると感じているところであります。

○川口 憲男議員

町長、今後国県との詰めをしていくということだったんですが、ちょろっと出てきましたので、その辺をちょっと触れたいと思うんですが。

いずれにしろ、いろんなところが河川敷の活用策というのなんかで地域、あるいは町が関与していかなければならないところが出てくると思います。

それで例えば、今ひょっと出てきたのが、水源地があってその対応も今投げかけている状態だということでございました。ほかの例えば虎居の下流のほうの水源地もあるのかな、あそこもだろうと思うんですけども、この問題はもう任期間近です、終了間近です。

担当課とかいろんなところにはもう指示とか、あるいはそういう流れは出してあるんですか、どうですか。

○町長（井上 章三君）

これは担当課と一緒に国交省の川内川のほうにも交渉に行っておりますし、投げかけてある課題でありますので、これをさらに詰める課題の一つになっているということであります。

○川口 憲男議員

担当課に投げかけてあるということですから、次の世代になってもこの問題は継続してやっていけると、やっていただけるということを確認をいたしました。ぜひ、いい方向でその新川公園のあり方、もう担当課がもうそれを自分のところに来てるはずですから、そのあり方を国あるいは県が入るなら県、十分に地元民に利用価値がある、あるいは有効活用されるような方向性で取り組んでいただけますように要望します。

次に、緊急雇用創出についてですが、この問題はもう先ほど先般全協でもありましたし、臨時議会もありましたので、そう深く追及するところもないんですが、先ほど町長の話にもありましたように、やはりこの経済不況はどう乗り切ればいいのかと、私も大きな問題で質問しましたけれども、まちとして何ができるか非常に難しいところがあるんですが。

その中にあって、今まだ15名の方に4月1日に町の臨職として辞令交付があるということですけれども、そのほかにもまだまだいらっしやって、これは1年間ということじゃなくして、随時就職活動もしていただくんだと。

その間の1年間だというふうに私も認識してるんですが、ここあたりの流れのところで、この就職活動についてはハローワーク等が行っていただくとか、自己でいろんなことを、就職先を見つけれれる努力をされるとかいうことが必要なんですけれども、今の状況を見ますと、町内の、あとでちょっと触れますけれども、地場産業のところでも従業員を削減するとか、あるいは閉めるという話をもうどんどん飛んできております。

その中で、この1年間の枠の内でどれぐらいの方々を救済できるものなのか、そこあたりまで煮詰めた考え方はないのか、ちょっとお聞きします。

○町長（井上 章三君）

この問題はまだ先が見えませんので、どこまで広がっていくのか、どういう事態が発生してくるのか、全く予測のつかない状況でございます。

ただそういう中で、我がまちとしてはこの4年間、若者の定住の促進ということを重点目標に掲げて、重点プロジェクトとして一生懸命取り組んできた経緯がございまして、企業とも連携をとりながら、一生懸命この問題には取り組んできました。

そういう意味で、せっかくこの4年間の中で270名を超える方々が新規採用、中途採用という形で正職員になられたと自覚しておりますが、そういうところがまた直撃をされるような形になってきているということは、実に残念なことだと思っております。

それで、できるだけそういう町内の方々を町内にとどめられるような工面というのを、どこにどういう道があるのかということは、絶えず情報を探りながら、今製造業は厳しいんですけれども、農業の分野、商業の分野、あるいはその他役場の周辺、その他どこにどのような道があるのかということを絶えず情報を探りながら、ハローワークだけに任せておけないという気持ちの中で、今アンテナを張りながらそういう対策本部を定期的に打合せをするという形をとっているわけでありまして。

できる限りの努力をしながら、しかし町でやれることというのは非常に限界もありますから、県とか国がこの問題に対してどういう手を打ってくるのか、それをできるだけ素早くキャッチしながら、それと連動する形で、それをできるだけ活用する形でまた対策を打たなきゃいけないと、こういうふうに思っているわけでありまして、そういう点では、もう本当に寸暇を争いながらアンテナを張って、そしてできる限りの努力をするという対応を図らなきゃいけないと思っているところであります。

○川口 憲男議員

町長全くおっしゃるとおり、町の財源にも限界がありますから、どこまでできるか先が見えない状況、これは私たちも全く同じような考えなんです。

雇用のところでちょっとおっしゃいましたけど、町内にとどめる方策は何があるかということで、後ろのほうで質問しましょうかと思ったんですが、今、農業の担い手とか、あるいは集落営農とか、いろんなところで今の農業、商業等にどういう道があるか探りたいということだったんですけれども。

国の雇用対策と申しますか、この緊急対策についても農業に対してどういう施策を講じていくとかいうのは、雇用促進を図っていらっしやいますけれども、どういう方向でそれに各市町村、あるいは農家にそれを対応されていかれるかということは大きく出てないんですけれども。

一番今で大事なことといいますか、私、今まで感じているのが、例えば、今のさつま町は農林

業のまちと言っているんですけども、その農家の方々の生活を見ますと、高齢化は進んでいますけれども、これがあつたからといって相当この所得が急激に減ってるかと申せば、ある程度農家の方々のそれは少ないと思うんです。

しかし、今話にも出てきましたサラリーマンの方々、日特あるいは京セラ、そういう事業に勤めていらっしゃる方々というのは、極端に言えば3分の1に給料が減ったというのもざらだったり、製造業ですから、もう生産がとまって仕事をやめなきゃならないと。

そうしますと、その所得の差でいきますと、その農家の方々よりそれが所得が減っていく状況にありますよね。そういうような中で、農林省のほうでも農林業に対する支援を講じていくんだということがありましたけれども、まちとして、ここにいただきましたこの財政課からのあれなんですけれども、地域活性化、生活に対する臨時交付金計画が、来年度にまたがって行われるんですけれども。

ここを見ますと、このいろんなことに今の町の事業のやれなかったことを明示してあるんですが、この中からこの農林業に対して、例えばそういうことに打ち出すような方向性が見えてこないんです。

一番いいチャンスでありながら、農林業に取り組む意欲はありませんか。そういう例えば先ほど楠木園議員が質問の中にありましたけれども、竹林の改造とか、それからこの一番の名産品である広葉樹林、ここあたりを改良する、そういう方向性の道の作業員を森林組合と一緒にとなって募集する考えはないかとか、そういうなのもあってしかるべきと考えるんですけども。

そういうところが全然見えてこないのが実態なんですけど、そこあたりについて町長がこのさつま町ができるところ、あるいはこの資金を活用した何かができるとすれば、そういう手立てというのを考えられなかったのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今御指摘のあったようなところは、今回の2次補正の中でもいろいろと検討もしてきた経緯もございますので、それは担当のところから語らせてしたいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

雇用の関係でございますが、今新聞等で農林業について対策が出ていますけれども、林業の関係については、森林組合等にも直接行って組合長と話もした経緯もございます。

そういう中で、林業についての雇用というのが、作業班の創設というのは、ちょっと今のところ考えていないという私の行ったところではございました。

そしてまた、2月3日だったと思います。振興局で県の就農相談会というのが開かれまして、そのときに林業の関係が4人ほどあったというふうに聞いておりますけれども、それについては今任用期間が2カ月ということで聞いておりますが、そういうことで今入っているというふうに考えております。

それから、農業生産法人の関係についてでございますが、やはりその雇用については、事業主負担が出てくるということで、非常に負担に、そっちのほうは非常に大きいということで、やっぱり遠慮したいという生産法人の方々の話も聞いております。

今の就農相談の状況についてでございますが、3月現在の就農相談の状況については、それぞれ9名ほどそれぞれ来ております。それぞれ就農したい、そしてまた来年度したいというようなことも受けております。

特に企業のほうから、この前新聞にも出ていましたように、マテリアルのほうから梅の栽培を現在も1町2反ほど、前は9反5畝ということで新聞に出ていましたけれども、現在は1町2反ということで出てまして、有機農業も検討したいと。

またもう一つの企業からは、有機農業を50アール程度やりたいということで話も来ておりますので、支援をしていきたいというふうにも考えているところでございます。

そういう中で、このマテリアルの関係等につきましては、農地法との関係で現在は個人との契約でございますが、生産法人の認可がおりれば、また解約しながら一から契約をやるというふうに、農業委員会の正式な許可がおりた段階で今そうなりますが、今後のことについては、そういう指導もしていきたいというふうに考えております。

○川口 憲男議員

町長、今副町長の答えの中に、当然雇用していきますと事業者負担というのが出てくると、これは当然のことであって、だからそこあたりに国県、あるいは町の助成がどうにかできないのか。

こっちから無理やりお願いして、先ほどの森林組合じゃないですけど作業班は考えてないと。こういう状況だから、例えば山をきれいにするような担い手を育てる考えはないですかということ強くせんと、副町長の話を聞いちゃ、子どもの使いと一緒にのような感じがします。

もう少し熱っぽく語られたのがあるのか、私も組合長とお話しましたが、こういうのは町からあんまり熱っぽく今回来てないような感じだったです。ですから、これだけのことを言うんであって。

それと、12月、あるいはいろんなところで害虫駆除のイノシシ、シカが非常に地域まで出回ってくると。これはやっぱり大きな山の尾根をきれいにしていけないことには、向こうの獣のほうの食生活といいますか、実がないとか、草類がないとか、おいしい里に下りてくるということももう現実ですから、そこあたりにやっぱりこういう時代だからこそ助成をして山をきれいに育てていく、直していくという熱意がないと、私も相手には伝わらないと思います。

往々にしまして、2、3の大きな会社が農業参入をしたということですから、それが次第に広がっていった方がいいんですけども、農林業への助成とかいろんなところを考えていただきたい。これにはこういうふうに申し上げておきます。

それと、やはりこの緊急雇用の関係、それからこういう不況の中で、地域の地場産業と申しますか、旋盤を持ってらっしゃる方とかいろんなところが非常に苦しんでいらっしゃいます。

町としては、利子補給だったか何か対策があったと思うんですけども、利子補てんですか、というような方法があったと思うんですけど、そこあたりのその地場産業の方々、10人、15人、あるいは1人でしてらっしゃる方々の本当に小さな企業の方々、そこあたりがどういう今状況なのか、調査、あるいはお声を聞かれたことがあるのか町長、お聞きしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この地場産業の方々も含めて、実情がどうか、そしてまたどうしたらいいかということで、商工観光課を中心に今この緊急雇用対策を一生懸命研究し、また情報を収集しながら努力をしておりますので、そこらの実情は商工観光課長のほうから語らせてみたいと思います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

先ほどの町長のほうの答弁でもございましたとおり、本町に製造業、いろいろたくさんございます。数字でおきまして2,000名以上が働いているというような状況でございますが、かつてない形での厳しい状況でございます。

大手の関連会社におきましても、受注関係が40%を切っているところも結構出てきていると。中には一生懸命頑張っているんだけど職員と一緒に泣きながら倒産しなくちゃならないところも出てきております。

そういう状況の中で、我々も一生懸命取り組んでいるわけでございますが、やっぱり状況といたしましては、もう今3月末での状況でおきましては、二百、三百近くの方々解雇されてる状

況でございます。

こういう方々をどうしていくかということで、農業の分野、林業の分野もあります。ただ基本的な考え方といたしましては、ハローワークにおきましても0.35倍という形で、結局100人が申し込んでも35人分しか仕事がないというような厳しい状況でございます。ただし今先が見えませんので、状況といたしましては、3、4月あたりからより一層厳しい状況になってくるということを見ているわけでございますが、今の離職者の方々の状況を聞きますと、当分は雇用保険の失業保険で対応していくというような状況でございます。

そして状況といたしましては、製造業の方はやっぱり製造業を希望されてるというような状況が結構出てきております。そして、正社員の方はやっぱり正社員を好むという状況が出ておまして、福祉介護の問題もございます。向こうは人材が欲しい状況でございますが、いろんな面でミスマッチが起きてるのが現状でございます。

ですから、ここら辺をよく分析しながら、春先より一層厳しい状況でございますから、行政としてもいろんな形での対策を打っていかなくちゃいけないということで、国の21年度の何次補正か判りませんが、そこら辺も踏まえながら対応していかんやらんということを考えております。

○川口 憲男議員

商工観光課長から詳しく説明がありましたが、全くそのとおりで、対策がどの対策が有効なのか、そこがつかめない状況にあるということは承知しておるところでございます。だけど、その苦しい人たちをどうやって救っていくか、これはやっぱり行政としても何らかの策、いろんなことを考えていかなきゃならないのが私は実態だと思いますので、商工観光課長の言葉にもありましたように、いろんなところで福祉関係のもあるということでした。

それから、農林業のところも今そういうふうに出てきておりますので、ぜひやっぱり協力できるところには熱っぽくお願いしていくというほうでないと、救える道がないんじゃないかと思えます。

先ほど農業のほうでも申し上げましたけれども、大きな会社が農業部門を立ち上げて、そこに従業員をやめさせないために、そういう仕事にもつかせるんだという経営者のなところもあります。

しかし、その十何名雇用している中小企業ですね、中小企業って言ったら怒られますけど地元企業ですけれども、その方々は非常に今の状態でも従業員の人たちの給与をどうするのか、あした、あさってをどうしていくのかということも熱っぽく語られます。

正直申し上げて、私たちも何がしてあげられるのか、どういうことができるのか、ちょっと判断といいますか、支える言葉もないんですけれども、先ほど申し上げましたように利子補てんですか、そこあたりがどうできるんだということも、やっぱりその社長さん方にも伝えていただきたいし、もうちょっとそこあたりの対策も町としてされてないというわけじゃないですから、もう少しまた検討をしていただけるように要望をしておきます。

それと、関連ですから財政課長、ひとつ、この計画事業で3億8,000万ですか。と、20年から21年度にしてA、B、Cグループに分けられて、策定をされたわけなんですけれども、やはりこうして見ますと外せないなと、今のこの事業でこれ使ったらいい、今までのできなかった分がこれできるようになという感じがするんですが。

だけど、今先ほど申し上げますように、こういう緊急雇用の事態ですから、これは途中でそっちの方向に振り向けるというような可能性ができないものなのか、そこあたりをちょっとお聞きします。

○財政課長（二階堂清一君）

国の２次補正に絡む本町の補正予算との関連になってまいります、正式には１６日の日に２次補正という形でお示したいというふうに思っています。２次補正といいますか、今回の１６日上程する補正予算の総額が、大体８億を超えるというふうに考えております。

その中で、私たちが配慮をしてきましたのは、やっぱり突然こういった緊縮財政の中で補正財源をやるという形で年末に来たわけであります。

ですから、この際、本当に消化したくてもできなかった事業を消化しましょうという形でやってきたわけですが、その中で私たちがやっぱり十分気をつけたのは、この雇用の創出という分野をどれだけ配慮できるかということを考えました。

何分時間が短かったものですから、公園整備チームという形で計上させていただいたわけですが、ここ辺も十分配慮しておりまして、この２次補正全体については、商工観光費の一つの目の中に全部組もうというふうに思っております。

ですから、この事業を全部執行していきまして、執行残ですとか、不用額が出るとするならば、やっぱり雇用の創出とかそういったところにかけていきたいという気持ちはもう十分持っております。

それとあわせまして、２１年度の当初予算の話であります、国は近々成立していくと思うんですが、もう早く２１年度の１次補正の話が出てきております。ですから、そこで２０兆の３０兆のという話が補正予算で組むという話もあるようですが、そういったところでまた雇用の創出というのがどれだけ市町村に回ってくるのか、そこら辺も十分考えていきたいと思っておりますし、地方交付税の中で雇用の創出ということで少し財源手当をしていただけるような情報もあります。

今そこを確かめておりますので、そういったのを全部あわせながら、できるだけこの１００年に一度の不況の中で、私たち地域経済というものがどこでどれだけ何が打てるかということを見極めていきたいというふうに思っております。

○川口 憲男議員

町長、さっきのことになれば、私たち同様、全然先が見えない状態ですから、言葉でどうされますかということも言えないんですが、先ほど財政課長の中にもありましたように、雇用に使える分があったら、とにかく雇用に使っていききたいという行政事務担当のほうの考え方です。

ぜひ、このことは地域を回れば回るほど苦しみが伝わってきます。ですから、やはり何か手助けをしてあげたい、何かできるのかということ非常に悩みますけれども、やはりこのことは、まちの生きる道と言いますか、活性化においては大事だと思いますので、残った期間でもいいし、あとに申し送りでもいいと思うんですけれども、ぜひ事務方のほうにもこのところは肝に銘じて取り組んでくれというような方向性を示してほしいんですけれども。

町長、最後になりますけど、そのそういう考え方、今のこの不況に対しての町長のこの地場産業の方々への取り組みもあわせてお考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（井上 章三君）

先ほどから地場産業に対する取り組みという中で、中小企業への政策としての特定中小企業保証制度の助成の状況というのは、これは担当課のほうで少し報告をできるんじゃないかと思っております。

いずれにいたしましても、事態は急を告げてると。そして、今までせっかく生活の設計を立ててこられた方々が、非常に生活設計が厳しくなりつつあると。子どもを育てておられる方々も負担感が強くなってくると、というようなことで非常に待ったなしの状況が出ておりますだけに、国

も何とか早く今回の2次補正、それからその新年度予算、そしてさらに新年度のまた補正と、次々と検討しておられる。県のほうもその国のそのような手を踏まえて検討してもまた何ができるかということを考えておられるということでありますので、この間、本当に待ったなしの中で、いろんな対策を一緒に考えていかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

そういうような状況であるということは、これは我々もそうであり、また担当課においても十分に連携をとりながら、そういう緊急の雇用対策をはじめとして、そういう意識を一緒にして、連携して取り組んでいるわけでありますので、そういう点において、遅れがないように今後ともやってまいりたいと思っているところであります。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

現時点におけるところのセーフティーネットの関係でございますが、町内の中小企業の中、65社が一応申し込みされています。65社でございます。

なお、のき並み売上げというものが減少いたしまして、平均といたしましては35%の減ということでございますが、大きなところによってはもう90%の減というような製造業においてでているところが出てまいります。

なお、これらにつきましては、信用保証協会がバックにつきますけれども、これらで審査を経て貸し付けていくわけですが、町といたしましても、今回の2次補正を背景といたしまして利子補給してまいりたいということでございまして、最高1.5%までやりたいということでございますので、自己負担というものが1%弱で済むんじゃないだろうかという考え方で持っております。

なお、これは2年間実施いたしたいということで、単年度では1,000万円を取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

次は、15番、別府静春議員の発言を許します。

〔別府 静春議員登壇〕

○別府 静春議員

通告書に基づきまして、2項目について質問をさせていただきます。

「民有林1カ所あたりの伐採面積に制限を」であります。昨年の6月、霧島市隼人町嘉例川の中福良地区で、山林1団地120ヘクタールの伐採が進み、地域住民が災害発生を心配している問題で、霧島市は防災対策説明会を開催。災害に対する具体的な対策を求められ、市長が皆さんの不安を取り除けるよう要望のあったことに対し、専門家を交えて対応させていただくと、説明会の模様がテレビの報道で報道され、行政に対し、辛らつな質問が交わされていましたが、山林の伐採については、県への届出制が平成12年4月1日より市町村への届出となり、市町村では市町村森林整備計画、我がまちでは、我がまちで定めた、つまりさつま町地域森林整備計画5年ごと作成の伐期齢以上であれば、伐採面積のいかにかわらず届出を受理することになっています。

県内離島を除くで、1団地20ヘクタール以上の伐採箇所はないか、17年度から19年度まで調べたところ10件あり、お隣の薩摩川内市2件、出水市1件が伐採されていました。これからは伐採コストを下げるため、大型高性能林業機械の時代に入り、伐採面積の拡大が進むものと懸念されます。

幸いに、平成21年度は県が民有林について北薩森林計画を樹立する年に当たり、町としても民有林につき、平成22年から5年間を計画期間とするさつま町森林整備計画を樹立しなければなりません。計画樹立に当たり定める事項として、第一に伐採、造林、保育に関する基本的な事

項があります。

そこで、我がまちの森林整備計画の伐採、除伐について、一部抜粋してみますと、1カ所当たりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所については可能な限り分散し、造林地を風害等から防止するため保護樹帯を積極的に設置するとあります。

そこで、伐採面積について制限をしている市町村はないか、九州全県に問い合わせたところ、大分県が林野庁と協議の上、平成20年4月1日付をもって県の地域森林計画を変更し、市町村も一斉に地域森林整備計画の変更が図られています。除伐について一部抜粋しますと、1カ所当たりの伐採面積が原則としておおむね20ヘクタールを超えない規模とし、大規模な伐採箇所については、努めて分散を図り、隣地の保全、土石流や落石の防止、各種気象災害の防止及び景観と風致の維持のために必要がある場合は、幅20メートル以上の保護樹林帯を設置するものとする規制がかけられています。

森林法第10条の7で、森林所有者は市町村森林整理計画の遵守義務が定めてあります。まちの森林整理計画は、森林所有者民有林の規範となるものであり除伐についての指針として、1カ所あたりの伐採面積を原則20ヘクタールを超えない規模とし、伐採箇所については可能な限り分散し、防災上必要な場合及び景観等風致の維持のために必要な場合は、幅20メートル以上の保護樹林帯を設置するとの要件を付する考えはないか、町長の見解をお伺いいたします。

2項目目、町道京塚原採穂場線国道起点から北薩木材流通センター間の改良拡幅工事についてであります。北薩木材流通センターの概要に触れて見ますと、木材市売りは毎月2回、13日と28日に開催され、買い方の登録者は町内8社、町外50社、遠くは志布志、枕崎からも入札に参加されています。県外は熊本県6社、宮崎県8社、福岡県2社で、1回の市売りに四十数社以上が参加され、登録件数は年々増える傾向にあります。

木材の搬入ですが、鹿児島市東開町にあった県信連鹿児島共販所が封鎖され、薩摩半島南端から北薩までがエリアになり、昨年からの搬入が増大しています。19年7月から20年6月、組合決算年度で搬入木材の取り扱いは3万6,378立方メートルで、大型車平均トラック積載量10立方メートルで換算しますと、月平均搬入搬出で1,200台、その他車両まで入れると1,500台になり、20年度は4万5,000立方メートル計画していますが、計画以上に材は集荷されると予測をしています。

計画から予測すると、大型車その他車両を入れると月平均1,800台の出入りとなります。月2回の入札と材の動きによる人の動きは、我がまちの活性化、経済効果に貢献していると確信しています。

町道の現況を見ると判りますが、国道からの入り口が大型車にとっては狭く、中央線、対向車線を越えないと入り込みができず、非常に危険な状況であり、幅員が5メートルしかなく、畑などに乗り越えた跡があちらこちらに散見されます。

拡幅改良要請区間延長は163メートルであり、耕作者の支障、交通安全等から拡幅改良工事は必要と思うが、町長はどのように認識されているか見解をお伺いします。

1回目の質問を終わります。

〔別府 静春議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの別府静春議員からの2点の質問をいただきました。1点目の民有林の伐採面積の制限についての質問について、まずお答えいたします。

平成21年度は、議員からありましたように5年間で1期とし、平成22年度から平成26年

度までの計画期間として、さつま町森林整備計画を樹立する年度となっています。その計画書の第一に、伐採・造林・保育に関する基本的な事項を定めるようになっており、その中の伐採面積等について制限をかけたらという御質問であります。

現在の計画書において、除伐は自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保についての必要性を踏まえて、1カ所当たりの伐採面積を適正な規模とするとともに、伐採箇所については可能な限り分散し、造林地を風害等の諸被害から防止するための保護樹帯を積極的に設置することになっております。

そこで、伐採面積の適正規模、保護樹帯をどのくらいにするかだと思います。水源涵養保安林の除伐にかかる伐採の制限については、伐採跡地からの土砂流出の危険性、急激な疎開に周辺の森林への影響等に配慮して、10ヘクタール以内となっているところであります。

また、県では森林伐採の手引きを作成しておりますが、これによると法令的に伐採面積の制限がない森林でも1カ所当たり20ヘクタール以内が望ましいとなっております。

そういうことから、保安林以外の普通林についても同様の影響等に配慮して、20ヘクタール以内でという制限をかけてもいいのではないかと考えているところであります。

一方、保護樹林帯については、箇所により地形にバラつきがあり、20メートル以上という制限は難しいと思われませんが、これについても今後検討してまいりたいと思っております。

計画樹立に当たっては、以上のことを踏まえ、関係機関と十分協議したいと思っております。

それから2点目の国道328号から北薩木材流通センターまでの町道京塚原採穂場線の改良拡幅工事整備についてお答えいたします。

当路線につきましては、北薩木材流通センターができてから、議員御指摘のとおり、流通センターへの大型車の出入りが多くなってきており、特に国道328号の出水方面からの進入の際、宮之城側が緩やかなカーブになっており、町道の幅員も狭いことから反対車線に入ってから進入しなければならず、大変危険な状況があります。

このようなことから、北薩地域振興局と12月に協議を行ったところであり、町道の舗装も大分傷んでいることから、国道との取り付け部分から流通センター入り口までの区間をできるだけ早い時期に整備したいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後2時50分とします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時50分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○別府 静春議員

2回目の質問をさせていただきます。伐採面積の制限の件ですが、私は霧島市隼人町嘉例川地域の大伐採面積に対し、災害に不安を抱いた住民から辛らつな言葉を浴びせられている市長、担当の対応をテレビで見て、我がまちでも起こり得ることだと危惧し、地域住民に不安を与えない、行政が困らない、林務行政に携わっている職員が困らない手法を整えておく必要があると思い取り上げましたが、意図が通じましたので、この件については終わります。

2項目の町道改良工事の件であります、森林林業のまちとして、資源は年々充実されていきます。徐々にではありますが、10年以内に国産材の時代へ移行していくと確信しています。人吉市においては、木材市場を中心に木材加工団地が造成され、木材のまちとして活気を得ています。

我がまちも北薩森林管理所と連携をとりながら、北薩木材流通センターを中心に木材加工団地が造成され、木材関連加工分が配置され、活気あるまちを夢見ているところです。

私、今期をもちまして議員を退くことにいたしました。3期10年間でありましたが、多くの方々とは知り合い、おつき合いをいただいたことに感謝し、執行部、同志の皆様方の御多幸を切念し、質問を終わります。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（濱田 等議員）

次に、9番、平八重光輝議員の発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

町長として未来の明るい展望とやる気で4年間取り組まれたことについてお尋ねしますが、先の施政方針で述べられた中の次の2点について、その成果と反省点について伺います。

まず子育て支援について伺います。我が国の人口は、2005年の1億2,777万人をピークに減少が始まっていると言われております。

人口減少の主な要因としては、出生率の低下が指摘されています。出生率低下の要因としては、社会環境の変化、経済環境やライフスタイルの変化等が考えられます。出生率を上げる一つの方策として、手厚い子育て支援が必要であることは十分認識されていると思います。

特に経済面や育児と仕事が両立できる仕組み等の対策が必要と思われるが、我がまちのこれまでの取り組みと成果及び反省点について伺います。

また、他市町村に先駆けて我がまち独自の取り組んだ施策があれば、それについてもお伺いいたします。

2点目に、住民と行政の協働についてであります。我がまちも高齢化が進み、特に周辺部では人口の減少も進む中、住民と行政の協働による地域づくり、まちづくりが今後ますます重要かつ必要になってきます。協働による地域づくりには、役場職員の積極的参加やリード、指導の働きがその成果を大きく左右します。

町長が目指された協働のまちづくりの成果はどうであったのか、その成果と今後のあり方について伺います。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平八重光輝議員のほうから2点にわたる質問をいただきましたが、第1点目の子育て支援についてまず答弁したいと思います。

合併後の厳しい財政運営の中、経済的支援には限界がありましたが、その中で将来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、継続的に子育て支援事業に取り組んでまいりました。

まず保育料については、国の基準額の3割を町独自で減額し、年間約7,000万円の保護者の負担軽減を図ってきたところであります。

また、多子世帯に対する町独自の子育て支援として第3子以降に対し、1人月2,500円の子育て支援手当を支給してまいりました。

次に、保護者の勤務体系や家庭事情に応じたさまざまな特別保育事業及び子育て支援事業を実

施してまいりました。

一つに、各保育所での延長保育や一時保育、障害児保育等の実施、また小学校低学年を対象にした放課後学童クラブや在宅の子育て家庭を対象に、育児サークルや育児相談、子育て情報の提供などの子育て支援センター事業等を実施してまいりました。

また、大きな社会的問題となっている児童虐待の早期発見や防止対策、見守り活動など関係機関と連携した取り組みを行う要保護児童対策地域協議会を平成20年度に立ち上げ、あわせて虐待等による緊急一時的な保護を図るため、児童養護施設との提携を行ったところであります。

このほか、増加傾向にあります自閉症や知恵おくれなどの発達障害児と保護者のケア対策として療育相談や療育教室を行う児童療育支援事業の充実と、専門的な療育施設への通園事業及び児童デイサービス事業、並びに心身障害児に対する福祉サービス事業を実施してきたところであります。

また、県との協働事業として、18歳未満の児童がいる家庭等に対し、町内及び県内の協賛店が割引等のサービスを提供する子育て支援パスポート事業の充実を図ってまいりました。

保健医療の面では、6歳未満児の乳幼児医療費助成や、母子・父子家庭等の一人親家庭に対する医療費助成、母子健診及び生後4カ月未満の乳幼児家庭の全戸訪問などに取り組んでまいりました。

このほか、国県等の制度による支援として、小学校6年までの児童手当や母子家庭等への児童扶養手当、障害児家庭への特別児童扶養手当の支給、並びにこれらの毎年の現況届には保護者の勤務時間等に配慮し、時間外での受付等も実施してきたところであります。

特に先駆けて取り組んできた施策はありませんが、継続的な支援を実施する中で子育ての環境づくりに貢献できたかと思ってきたところであります。

少子化対策を見据えた効果的な子育て支援の政策は、財政難にあえぐ一自治体単位では限界があり、効果も限定的と思われますので、やはり国策として、例えば保育料や義務教育期間の医療費の無料化、または大幅軽減など思い切った施策等が望ましいのではないかと考えているところであります、これらに対しては、今後とも町としても検討していく必要があると考えているところであります。

それから、2点目の住民と行政の協働についてであります。近年における過疎化、少子高齢化の急速な進展は、地域の活力や集落の維持機能にも大きな影響を及ぼすようになってきております。本町におきましても高齢化率が35歳に達し、特に65歳以上の占める割合が50歳を超える集落も増加してきており、今後過疎高齢化に伴う集落対策が重要であると考えているところであります。

このような中で、県におきましても、これからの共生協働による地域コミュニティはどうあるべきかという視点から有識者による研究会を立ち上げ、この中で共生協働による地域社会、行政の関与のあり方について、研究が進められてきているところであります。

本町としまして、これまで地域活動支援事業や地域窓口職員制度によって集落支援に努めてまいりました。県内でも先進先行的な取り組みになっておりますが、地域が主体性を持って地域活動を活発に行っている点や、また職員においては地域の計画づくり、各種イベントの運営支援など、地域活動の取り組みを支えてきている点において、大変評価できる部分があると考えております。

今後この集落支援対策は大変重要な問題と考えます。基本的には地域の自立、地域と行政の協働という考え方のもとに、地域の実態や実情を踏まえながら、地域窓口職員制度の効果的な運用を図るとともに、地域と行政が一体となった取り組みを進め、地域活動の活性化と生き生きとし

た活力ある地域づくりを推進してまいりたいと考えます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平八重光輝議員

まずこの子育て支援策についてであります。合併しまして1年目に3歳児未満だったのですか、医療費無料と旧薩摩町で取り入れておられました、私は非常にすばらしい施策だと思っておるんですが。そのときに合併前の旧宮之城の方が、お母さん方が非常に喜ばれました。非常にありがたい施策であると。ぜひこれを続けていただきたいという要望をたくさん受けましたが、1年後に残念ながらもなくなって、この喜んでおられた方ほど落胆されたお母さん方がたくさんですね、何とかありませんかという要望がありました。

できればこういうのを続けてほしいと。予算的にも3,000円掛ける病院に行かれたといえますか、3,000円を超えられない治療もありますから、そんなに莫大なお金が必要ということではないんじゃないかと思います。

その辺がなくなったのが非常に残念であります。出生率といいますか、人口を増やすためには出生率が上がればいいんですが、いろいろ転入転出の関係とか、死亡される方の数によって若干違いはありますけれども、人口が減ればどうしても経済力は低下します。低下しますと、まちの財政にもおのずとかかわってくるんじゃないかと思います。

そういう中で私も申しましたけれども、ほかの議員の方も子育てについてはいろいろ質問、提言をされております。

そういう中で、やはりこのまちに住めば子育てに非常にいいんだろーというような提言がたくさんありましたけれども、残念ながら、残念ながらといいますか、国が出しました施策にのっとって、それ以上というのはなかなか出てこないようでありました。

国では、94年のエンゼルプラン、99年に新エンゼルプラン、また2002年には少子化対策プラスワンとか、3年には少子化対策基本法とかいろいろ出しましたが、結局増えておりません。国の施策では、どうしてもだめだと言えば失礼になりますけれども、そう増加は望めない状況にあります。

町長、4年間このまちを担ってこられたんですが、もし次にもう1回町長に担うということであれば、ひとつ、画期的な施策というのをやるお考えはありませんか、ちょっと聞きにくいんですけど、ありませんか。

○町長（井上 章三君）

この今言われました子育て支援の問題で、医療費の無料化、3歳児以下ということでのこれが大変喜ばれたということでありましたが、残念ながらこれを続けることができずに、この子育て支援といいますと、やはり財政を伴う部分になってまいります。

それでこの間、4年間というのは御承知でございますけれども、本町は借金の公債費、実質公債比率が県内でも一番高いほうのまちになっておりましたから、これをもっと下げないと行き詰まっていく可能性があるということもあり、この問題を優先的にこの間取り組んできたということでありました。

そのために、いろんな形で切り詰められるところを切り詰める、そして本当は子育て支援という点からいけば、こういうことにもっと取り組まなきゃいけない、手当をして差し上げないといけないところでありましたが、まずは財政の再建ということで、この間は必死の努力をやってきました。

244億あった借金が40億減ったと。そしてまたこの財政の健全化計画が、今のところ3年前倒しで進んでいるということで成果は上がってきたんですけれども、その背後にはいろんなと

ころでの皆さんに無理をお願いしたということがあったわけであります。

そして、借金の返済の一番ピークの時期をこの4年間超えてきましたから、これからようやく少し楽になってくる。これから地域の振興であったり、産業振興であったり、そしてこのような子育ての家庭に対して、もっと応援ができる時代にだんだんと入っていけるかなと思っているところでもありますけれども、一方でまた非常に厳しい経済不況の波が来ているということで、財政的に国の今後の手当というのがどういう形になるかということもありますが、先ほどもちょっと言いましたが、子育て家庭の方々がまた負担感が非常に高まってきているという面が出てきているんだろうというふうに思っているところであります。

そういう点で、今日まで子育て支援という点でできる限りの努力はしてきた面がありますけれども、この先ほど言われました乳幼児医療費の助成の面なんかで、もう少し新しい段階に入って、今御指摘があったような取り組みができないかなということを、私なりに検討はしているところでございます。

少子化対策ということの一環として子育て支援ということが言われますけれども、財政的に非常に厳しい中でありましたので、この面を一方では努力をしながらも、もう一つの課題として、結婚サポート、結婚の支援対策ということに一方でいろいろと準備をしながらやってきたというのが今日までの歩みでありましたが、4年間の中では時期が厳しいこともあり、十分な対応ができなかったというのは残念であったと思っております。

しかし、次の段階においては、もっと前向きな努力ができるのではないかと、またぜひしてみたいものだ、という気持ちを持ちながら今の情勢を見ているところでございます。

○平八重光輝議員

すいません、質問のちょっと仕方があれでしたけれども、質問はすべて今までの反省ということでお答えいただければいいです。

まちの借金もたくさんあるということで、医療費の無料も1年でやめたということですが、貯金は幾らたくさん持っておっても、栄養失調になったら何もならないんです。

やっぱりそれなりに使うところには使って、栄養もつけて、人口ができるだけ増える方策をとっていただいて、人口が増えれば、増えればというか、この施策が非常にこの辺にないようないい施策をとっていただければ、このまちに住もうという方が現れて、近隣のまちに勤務されている方も、これはもうさつま町に住もう、というような方がたくさん現れていただければ、人口も増える、まちの物も売れる、税金も増えるというようなことになろうかと思えますから、その借金を減らすのも非常に大切なことではあります、必要なものにはまたお金を使って、少しは栄養をつけてもらうような格好にしないと、貯金箱は持っと思って栄養失調で死んだということのないように、ぜひ考えていただきたいと思います。

以前、私は下条村の話を少しさせていただきましたけれども、3,000人か4,000人の村だったですか、そこで子育てに一生懸命力を入れて、子どもを育てる方のために住宅もつくっていたら人口が毎年増えている。過疎の村でありながら人口は増えているというようなのを紹介しましたが、ぜひそういうのも考えていただきたいと思います。

子育ての一番ネックと言いますか、出生率低下の原因は、1番目にやっぱり生活費や教育費に経費がかかり過ぎると。あとはちょっと社会的な問題ですけど、2番目に育児と仕事の両立がなかなか難しい社会的な仕組みになっていると、これはもう会社等でやむをえないところもあります。先ほど町長が言われた結婚しない人が増えているというのも3番目に上がっております。

ぜひ、これらについては、人口の増えるといいですか、人口の減らない、できるだけ減る数が少なくなるような、増えるというのは簡単には行きませんが、毎年17年で409名の減、

18年で422名の減、19年で359名の減と、20年度も恐らくこれに近いような数でずっと減っていくのではなかろうかと思います。会社等の解雇の関係なんかで転出者が増えれば、まだこの人口は減っていきます。

役場が黒字になって、まちが沈んだというようなことがあっては何の意味もありませんので、ぜひ思い切ることができる、こういう子育てなんかにはぜひ力を入れてもらえればと思います。

次に、協働についてであります。共生協働についてであります。これ定義がいろいろありまして、まだ時間があるようですから少し読みますけれども、「協働とは地域住民と自治体職員とが心をあわせ、力をあわせ、助け合って地域住民の福祉の向上に有用であると、自治体政府が住民の意志に基づいて判断した公共性質を持つ財やサービスを生産し、供給していく活動の大系である」と、これはある人の説ですが。

総務省は、「相互の特性の認識、尊重を基礎として、互いに対等関係のもとで協働協調していく、協働の説明の中に協働が出てくればちょっと判りにくいんですが、両者が互いに対等の当事者であることを認め合うこと」というふうにしてあります。

一番、これは今総務省ですけど、国や自治体の財政難、住民ニーズの多様化などを背景とした公共サービスの行き詰まりは、日本に限らず世界の先進国に共通する現象ですので、行政や企業では十分に対応できない地域の問題、住民自ら単独で、あるいは行政や企業と協力して解決していくということになっているようであります。

少し例をとってみますと、役場の職員の方のと私は先ほど言いましたけれども、それぞれの地域で職員の方が、いろいろ共生協働について頑張っておられるというか、しておられると思いますが、私が一番頑張っておられると思ったのは、久富木であります。

私も何回か呼ばれてちょっと参加させていただきましたけれども。やはり役場職員の方を含めて、農協職員、それからときには警察の駐在所の方等が入られて、月に2回も3回も集まっていرونなのをされております。

最初は、なかなか地域住民の方に自分たちでしなさいと、例えば材料あげますからしてくださいとか言っても、なかなか経験もないしノウハウもないもんだから難しいところがあります。

そういうときには、やっぱり経験と知識をたくさん持った役場の職員の方の指導といいますか、一緒にやろうというのがないと難しいところがありますが、今まで町長としてそういう職員の皆さんに要請とかされたものかどうかお尋ねいたします。

○町長（井上 章三君）

この共生協働が言われる時代、そして少子高齢化が進んでいく時代という中で、集落の維持が危ぶまれる地域も出てきているということでもありますだけに、本町としては旧宮之城町時代から進めておりました地域活動支援事業、これを今後とも推進を図りながら地域の活性化を図っていくということを重点的な取り組みとして進めてまいりました。

そして、これを支えるためには地域の窓口職員制度と、これが有効な働きをしてもらわなきゃいけないと、これが肝心であるということで職員の皆さんには、それぞれその地域のそういう窓口職員としての割り当てをしながら、それはここが肝心だと、また地域のため、あるいはその町のために頑張ってもらいたいということは、これはずっと方針として取り組んできた問題であります。

そういう中で、大変頑張ってもらっているということで喜んでいただいている地域もありますし、もうひとつ働きが悪いということで温度差がいろいろあるところもあったりして、この職員の資質の向上とまた地域に対する貢献ということに対しては、さらに努力をしなきゃいけないということで、ずっといろんな形で呼びかけはしてきているところであります。

そういう点で、やはり地域の中堅になって活躍が期待されているメンバーでありますから、今後ともこの窓口の役場と地域との窓口になって働く職員のこの制度に対しては、今後ともまた頑張っていただけるように、そしてまたお互いの情報交換とか、また勉強をする中において、さらに有効な活躍ができるように働きかけていく必要があると、こういうふうに思っているところであります。

○平八重光輝議員

今町長がおっしゃるように、私は久富木を出しましたけれども、ここの役場の職員の方は一生懸命です。よその方も一生懸命なんでしょうけど、私はたまたま知らないだけのことなんでしょうけれども。ぜひ、できればここに今並んでいらっしゃる方も率先して地域の行事やらそういうプランニング等にはぜひ参加して、いろんな経験をお持ちですから、そういうのを出していただければ非常にありがたいと思います。

ただ若い職員の皆さんについては、余り経験もないと言え失礼になりますけど、皆さんほど経験や知識をお持ちでない方がたくさんいらっしゃいますから、そういう方には、やはりある程度研修といいますか、教育といいますか、そういうのもしていただいて、これはこういうふうにするばいいんですよと、本人の自主性というのが一番大事ですけれども、そういうのをぜひ取り入れていただいて、借金を減らすのも大事ですけれども、そのためにもやはり住民の皆さんと職員と一緒にやってやろう、という気を起こさんというのも大変な時代ですから、そこ辺を反省のあれですから、先のことはなかなか尋ねにくいんですけども、ぜひ今後はほかの課長さんたちは残られるわけですから、ぜひ検討というか検討だけじゃなくて、実施していただきたいと思います。

お互いにもう自分たちでやるんだと、できるものは役所だけに頼むんじゃないと。今までは何でも役所がしてくれるんだということで、いろんなことを何でもかんでも役場に言えばいいんだという認識が多かったんですけども、最近は少しずつ変わってきて、自分たちのできることは自分たちでやろうというふうに変わってきてますから、その辺をまだ徹底するためには職員の皆さんが率先して自分たちのやろうということをしていただければ、まだまだ町民の皆さんもできると思いますから、ぜひそういう方向にやっていただきたいと思います。

別府議員のように立派な最後のあいさつはできませんけれども、ぜひこれからもお互いに手を助け合ってやろうと、今議会の最後の質問者になりましたから、何か言おうかなと思いましたが、もう立派なことを言っていたから、もう私は協働共生にぜひこれからも力を入れていただきたいということを申し上げまして終わります。

○議長（濱田 等議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

これで本日の日程は全部終了しました。明日3月12日は午後1時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後3時22分

平成 2 1 年第 3 回さつま町議会定例会

第 3 日

平成 2 1 年 3 月 1 2 日

平成21年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成21年3月12日 午後1時31分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
18番	田 中 伸 一	議員	19番	柳 田 隆 男	議員
20番	山 崎 文 久	議員	21番	岩 元 涼 一	議員
22番	新 改 幸 一	議員	23番	中 尾 正 男	議員
24番	東 哲 雄	議員	25番	川 口 憲 男	議員
26番	内之倉 成 功	議員	27番	木 下 賢 治	議員
28番	濱 田 等	議員			

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	栗 野 明 男 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	水道課 長	岩 切 秀 久 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君	建設課 長	脇黒丸 猛 君
福祉課 長	日 高 昭 治 君	災害復興対策課長	坂 本 正 己 君
環境課 長	日當瀬 修 二 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
総務課 長	湯 下 吉 郎 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
財政課 長	二階堂 清 一 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
企画広報課長	中 村 慎 一 君	町 民 課 長	愛 甲 洋 文 君
税 務 課 長	下 市 真 義 君	薩摩総合支所長	貴 島 晃 人 君
消 防 長	田 上 泉 君	定住促進室長	北 原 美 義 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	行政管理室長	萩 原 康 正 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 7 号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について
- 第 2 議案第 8 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について
- 第 3 議案第 9 号 さつま町災害復興基金条例の制定について
- 第 4 議案第 10 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 11 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 6 議案第 12 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 13 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 14 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 15 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 16 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 17 号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 18 号 平成 21 年度さつま町一般会計予算
- 第 13 議案第 19 号 平成 21 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 14 議案第 20 号 平成 21 年度さつま町老人保健医療特別会計予算
- 第 15 議案第 21 号 平成 21 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 16 議案第 22 号 平成 21 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 17 議案第 23 号 平成 21 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 18 議案第 24 号 平成 21 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 19 議案第 25 号 平成 21 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 20 議案第 26 号 平成 21 年度さつま町簡易水道事業会計予算

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 (第2委 員会室)	7	さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について
	12	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
	18	平成21年度さつま町一般会計予算（関係分） 第1条 歳入歳出予算 歳 入 1 款 町税 2 款 地方譲与税 3 款 利子割交付金 4 款 配当割交付金 5 款 株式等譲渡所得割交付金 6 款 地方消費税交付金 7 款 ゴルフ場利用税交付金 8 款 自動車取得税交付金 9 款 地方特例交付金 10 款 地方交付税 11 款 交通安全対策特別交付金 13 款 使用料及び手数料（関係分） 14 款 国庫支出金（関係分） 15 款 県支出金（関係分） 16 款 財産収入（関係分） 17 款 寄付金 18 款 繰入金（関係分） 19 款 繰越金 20 款 諸収入（関係分） 21 款 町債 歳 出 1 款 議会費 2 款 総務費 3 款 民生費（関係分） 7 款 商工費（関係分） 8 款 土木費（関係分） 9 款 消防費 12 款 公債費 14 款 予備費 人件費全部 9 款 債務負担行為（関係分） 10 款 地方債 第2条 債務負担行為（関係分） 第3条 地方債 第4条 一時借入金 第5条 歳出予算の流用

委員会	議案番号	件名
文教厚生 (第1委員会室)	8	さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について
	10	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について
	11	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
	13	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	14	さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	15	さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
	18	平成21年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳入
		12款 分担金及び負担金（関係分）
		13款 使用料及び手数料（関係分）
		14款 国庫支出金（関係分）
		15款 県支出金（関係分）
		16款 財産収入（関係分）
		18款 繰入金（関係分）
		20款 諸収入（関係分）
		歳出
		3款 民生費（関係分）
		4款 衛生費
		10款 教育費
		第2条 債務負担行為（関係分）
	19	平成21年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
	20	平成21年度さつま町老人保健医療特別会計予算
	21	平成21年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
	22	平成21年度さつま町介護保険事業特別会計予算
	23	平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
	24	平成21年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
建設経済 (議場)	9	さつま町災害復興基金条例の制定について
	16	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
	17	さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について
	18	平成21年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳入
		12款 分担金及び負担金（関係分）
		13款 使用料及び手数料（関係分）
		14款 国庫支出金（関係分）
		15款 県支出金（関係分）
		16款 財産収入（関係分）
		18款 繰入金（関係分）
		20款 諸収入（関係分）
		歳出
		6款 農林水産業費
		7款 商工費（関係分）
		8款 土木費（関係分）
		11款 災害復旧費

委員会	議案番号	件名
	25	第2条 債務負担行為（関係分） 平成21年度さつま町水道事業会計予算
	26	平成21年度さつま町簡易水道事業会計予算

【参 考】陳情

- 「介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」
- 「川内原発3号機増設反対に関する件」
- 「川内原発3号機増設に反対する陳情書」

△開 議 午後1時31分

○議長（濱田 等議員）

ただいまから平成21年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。教育委員長から本日の会議から欠席する旨、届出がありましたので、お知らせをします。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

これから3月4日、提案がありました議案第7号から議案第26号までの議案20件について総括質疑を行います。質疑は総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第7号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について」、日程第2「議案第8号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について」、日程第3「議案第9号 さつま町災害復興基金条例の制定について」

○議長（濱田 等議員）

まず日程第1「議案第7号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について」から、日程第3「議案第9号 さつま町災害復興基金条例の制定について」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案3件について総括質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

○麥田 博稔議員

議案第7号についてお伺いしますが、この第1条にふるさとに愛着の持てる魅力あふれるまちづくりを推進するためと、この設置目的を書いてあるんですけども、この政策説明書によりますと、ふるさとの自然環境の保全及び背景の維持、再生。それから、町民の協働によるまちづくり事業、4つぐらい上げてあるわけですけども。

ふるさとに愛着の持てる魅力あふれるまちづくり、漠然としてますけれども、なんかこう具体的に。よそのまちでは何か新聞等を見てみますと、具体的に先ほど言ったように、こういうのを書いてあるんです。これにプラス、結局、納税者というか、寄附者が求める事業とか、何かそういう具体的なことを折り込んだらというような気がするんですけども、その辺の考えはどうかということ。

それから、9号ですけども、この基金について私も前からこういうのをつくるべきだという話はしてたんですけども、3条で、1項には、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。2項は、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができる。この1項のその他最も確実かつ有利なと、2項の有利な有価証券、この差はなんなのか。

それから、上限をどれぐらいに思われているのか、基金の。その辺をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

それでは、この条例のふるさとさつま応援寄附金の条例の第1条の関係でございますが、これにつきましては、昨年5月に制度がつくられまして、これに対しまして、さつま町としての対応といたしましては、チラシ等もつくっておりますが、その中に4項目ほど目的達成ための進め方につきまして定めをいたしておまして、これで広報をしてきております。

これにつきましては、取扱要綱ということで告示をいたしまして、それに基づいてやってきておまして、今回この基金条例の中には、これも総括的に入れてございますが、この内容の部分

につきましては、この取り扱いの中で定めをしてきております。

これをまた今後21年度、一応ある程度活用する段階で、歳出予算の中でそういった部分につきましては、またしっかりと表に出していくということで考えておりまして、現在この基金につきましては、総括的な内容として出しているというところでございます。

○**麥田 博稔議員**

先ほど災害のほうでも言いましたけれども、これはふるさと応援基金のほうにも書いてあるんですね。管理の仕方を。寄附に関する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法、ここの1項と2項の差というか違いのこののをちょっと教えてほしいんですけども。

○**企画広報課長（中村 慎一君）**

この2条以下、この基金の管理関係につきましては、具体的な定めはございませんで、単にこの現金をどういった形で有効に運用するかといったようなところでの規定になっておりまして、その上限等については定めは持っていないところでございます。

このふるさと応援さつま基金につきましては、現在原資として予定をされる分が200数十万円でございますので、これらをその有価証券等に変えてといったようなこともまた考えられないというふうに思っておりますし、また活用の期間までに長期間置くといったようなこともございませんので、当分は現金でといったようなことになろうかというふうに思っております。

○**麥田 博稔議員**

質問の趣旨がこの3条の1項には基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。2項に、基金に属する現金は必要に最も確実、有利な有価証券に変えることができる。

だから1項のその他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと、最も確実な有利な有価証券に変えることができる。上の有利な方法により保管しなければならないということに、有価証券に変えるというのも入るのじゃないかな。だから別に必ずつくらにゃいかんのか。

1項があれば2項がいるのかということを知りたいんです。その差がなんなのか。

○**財政課長（二階堂清一君）**

基金に属する現金の管理の仕方の方法になっていきますが、基金に属する現金、歳計現金も一緒なんですけど、まず歳計現金に求められることは、確実な方法で管理するというのがまず第一であります。これは地方自治法に明記されているとおりであります。

次に、その次に有利な方法を見つけなさいよということを明記してあるわけでありまして。それからしますと、第3条の第1項でも事は足りるということになってまいりますが、有価証券そのものが確実な方法で有利な方法かといいますと、少しまた話が別になってまいります。有価証券の場合は時価で取り引きされますので、額面とは違った形で損失を与えるかもしれないということになります。

そこ辺を少し補強した形であって、確実で有利な場合は有価証券に変えることができるんですよと、基本的には預貯金なんですよということをいってございまして、国債ですとか、そういったものは完全に相手方が決まってるということになれば、有利で確実な有価証券ということになっておりますが、それ以外の社債とか、一般の株を買うということは、これでは禁じているというような考え方になろうかと思っております。

○**議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（濱田 等議員）**

別にありませんので、ただいまの議案3件に対する質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第10号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第5「議案第11号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第6「議案第12号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第4「議案第10号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」から、日程第6「議案第12号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案3件について質疑はありますか。ありませんか。

○麥田 博稔議員

12号についてお伺いしますが、前の説明のときに県内の類似団体で最も低いというような話があったんです報酬というか。その辺の事情をちょっとお聞きしたいということ。

昨日、川内市議会で一般質問が出まして、これ関連になりますけれども、結局、県が28年の3月に策定したこの県の消防の広域化推進計画について、岩切市長が構成市町の負担金や職員の給与、階級、消防力の格差、指揮体制など課題が多いと。川内市は、もう離島も含めて体制が確立しているから、この課題が解消できていない現時点では、広域化推進の考えはないということを言われました。

だから、その辺の話し合いがどの辺まで進んでてなっているのが、その状況を、関連になりますけれども、お知らせを願いたいと思います。

○消防長（田上 泉君）

ただいまお尋ねのありました第1問目の報酬の類似団体との関係でございますが、県内46市町村の平均が4万1,000円となっております。また、近隣の市町村の平均が4万2,800円ということになっておりまして、いずれの場合にしましても、本町については低い位置に位置づけられるという状況でございます。

それから、2番目の広域合併の関係でございますが、今現在、昨年、5月に関係市町村の総務課長、並びに消防長等を交えた説明会というのが開催されました。それ以後、全くの話し合いはなされおりませんで、唐突にああしたことが発表されたということで、非常に驚きを感じているところでございます。

○麥田 博稔議員

報酬のほうにつきましては、委員会のほうでもんでもらえればいいと思うんですが、これは出動手当なんかも昨年削ったわけですね、半額に。聞きますと、15人ぐらい出ても金がないから5人分ぐらいにまけてくれとか、そういう話もあるというふうなことも聞いたんですが、極端に言うと。

だから、その辺は用事とか、朝がけで出ることもあるわけですから、これは十二分に配慮して

いただきたいと、そこも委員会のほうでお願いします。

この川内市との広域につきましては、非常に我がまちについては大きな問題になると思うんです。今まで一部組合でしてたのを自分たちの単独でしてると、結局充足率も全然足りない。

この前、火事があったときの聞いてみると、夜に本部の電話係がおって、9人か10人体制でしていると、湯田がちょっとボヤがして6人来てて、救急が入ったけど、3人いたらもうだれもいないと。ですからその辺を考えたときに、非常に不安になるんです。

だから、根本的に我がまちも考えなければいけないのか。ただ、県がこういう指定をしているわけですから、やはり川内がだめになるとほかですか、県を交えて何か方策を今後慎重にやらないと。この一部組合についてはもう話は飛びますけれども、し尿処理についても2年後には分かれるようになってますから、十分川内市と話し合いをして、県にもお願いをしてやらんと、川内市と話をしても、どういう結果になってくるのか判りませんが、できるだけ話し合いでまともてもらう。

もし、川内がだめだということになると、阿久根市、長島、出水市、大口なんかを入れた方策も考えなければいけないと思うんです。どことそういう対策を取るのか、行革を幾ら進めてもこっちが大きいですからお願いをしたいというふうに思うんですが。

町長、広域推進の話で、今消防を言ってるんですけども、結局町村会長をされたりすると、こういう話があると出てくると思うんです、話題の中に。我がまちはどうするのかと。30万とかちゅう話が出てきとって、私は最初のうちは2万5,000、もうひょっとしたら10年後には400人ぐらい減っていきますから、2万ちょっとというまちになるのかなと思うて不安に思ってるんですけども。

その辺が町村会長として、そういう話なんかが出ているのか、県に強い指導力を持ってしてもらわんと困ると思うんですけども、その辺の話を町長にちょっとお伺いしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この消防の広域合併の件は、それぞれに関心は持っておられるところではありますが、まだ具体的な話としては、その後出ていませんけれども、我がこの管内といいますか、この北薩の管内においてはいろいろと議論がある中で、薩摩川内市自体はさつま町とは一緒になってもいいんですがねというような気持ちも言われたりしていた面もありました。前市長のときですね。

しかし、今回こういう話があったということでもありますから、またここらは機会をみて詰めてみる必要、また向こうの考えなども聞いてみる必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありますか。

○平八重光輝議員

10号の、私だけかもしれませんが、2条4項の中に小規模住居型児童養育事業を行うものというふうにあるんですが、これは具体的にはどういうものなのかお尋ねします。

それともう一つ、麥田議員からもありましたけれども、この消防団員の報酬を3万5,900円を3万6,500円にすると改めておりますが、県内というか県では一番低いということですが、この600円で最下位を脱出できたのかどうか。600円という金額はその根拠というか、この金額でいいと判断されたんでしょうけれども、4万1,000円の平均のところを3万6,500円という額の根拠をお尋ねいたします。

○福祉課長（日高 昭治君）

議案第10号の関係でございますが、この第2条の中に小規模住居型児童養育事業という文言

が出てきておりますが、これは新たに児童福祉法の一部改正の中で新設された事業でございます。

これは里親、養育親とあるわけですが、その中で受け皿を大きくするために養育者の職業化ということで、この事業が新設をされております。

この養育者は、第2種社会福祉事業の事業主ということで、養育に関して相当の経験を有するものというようなことになっているようでございます。大体この養育する子どもにつきましては、5、6人が限度というふうになっているようでございます。

○消防長（田上 泉君）

先ほどのお尋ねのありました3万6,500円の根拠でございますが、私どもといたしましては、国が示しております一つの目安という金額がございまして、それが3万6,500円ということでございましたので、まずそれに近づけるということ前提として考えたところでございまして、今後、薩摩方面隊のさらなる再編という考え方の中で、平成23年4月から若干また適正化を図ろうということで今計画を進めてございますが、またその段階でさらに充実した報酬というのを検討していくということで、時代の流れに応じたそうした改正ということを考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか、別にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、ただいまの議案3件に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第7「議案第13号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

次に日程第7「議案第13号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法117条の規定により、1番、高嶺実樹雄議員及び23番、中尾正男議員の退場を求めます。

〔高嶺実樹雄議員・中尾 正男議員 退場〕

○議長（濱田 等議員）

本案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案第13号について質疑はありますか。ありませんか。

○平八重光輝議員

13、14、15通しなんですけど、以前から（発言する者あり）13だけでもいいです。中身は一緒のようですから。

以前からいろいろ公民館といいますけど、こういうのに対する意見を申してるんですけど、今回また指定管理者による指定をするということですが、これについては金額もそんなにたくさんではないんですけど、考え方として条例公民館を含めて薩摩と3つだったでしょうか。それと宮之城の3つ、これについては早急に地域にもう上げてくださいますと、指定管理料というのはもうやめて、それぞれの指定管理料だけじゃなくて、たくさんのお金を入れてますから、それぞれの地域に全部上げて、自分たちで管理をしていただくようにしてはどうですかという提案をしてるん

ですが、ほかの地域においてはすべて自分たちのところで管理をされておるわけです。自分たちでお金を出し合って。

これは、ほかのところを含めて、こちらからお金を上げて、上げてというか、使ってもらってしてもらっているんですが、その辺は検討されなかったものなのかお尋ねいたします。

○教委社会教育課長（栗野 明男君）

ただいまの神子コミュニティセンターでございますけれども、全体的にと言われますけれども、今神子コミュニティセンターについては説明いたします。

21年度以降に2年間の延長をいたしまして、あと無償譲渡に向けて館をどこまで維持補修して、どの程度までしてから譲渡するかということにつきまして、一応いろんなことを検討いたしまして、できれば23年の4月から譲渡に向けての検討、話し合いを進めていきたいと考えているところでございます。

○平八重光輝議員

考え方としまして、ほかのもそういうふうにするというふうに理解してよろしいわけですね。

○教委社会教育課長（栗野 明男君）

他の施設につきましても、検討委員会がございますので、そのところで一応協議をしてまた進めていきたいと思えます。

○平八重光輝議員

これをいうのは、できるだけ町民の皆さんには公平、公正にやっていただきたいというのがもとですので、ここだけというあれではないんですが、町内のいろんな施設はぜひ同じシステムで同じような助成といいますか、そういうが受けられる。やらないんだったらどこもやらないと、やるんだったらできるだけ公平にやると、そういう考えをここだけの話だけじゃなくて、ほかの施設についても、ぜひそういうのを検討していただきたいと思えます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、議案第13号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案13号については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

1番、高嶺実樹雄議員及び23番、中尾正男議員の入場を許します。

〔高嶺実樹雄議員・中尾 正男議員 入場〕

△日程第8「議案第14号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第8「議案第14号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、24番、東哲雄議員の退場を求めます。

〔東 哲雄議員 退場〕

○議長（濱田 等議員）

本案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案第14号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、議案第14号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案14号については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

24番、東哲雄議員の入場を許します。

〔東 哲雄議員 入場〕

△日程第9「議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の 指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第9「議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、25番、川口憲男議員の退場を求めます。

〔川口 憲男議員 退場〕

○議長（濱田 等議員）

本案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案第15号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、議案第15号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案15号については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

25番、川口憲男議員の入場を許します。

〔川口 憲男議員 入場〕

△日程第10「議案第16号 さつま町さつま特産品直売 所の指定管理者の指定について」、日程第11「議案第 17号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定に ついて」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第10「議案第16号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」及び日程第11「議案第17号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案2件について質疑はありますか。

○麥田 博稔議員

「議案第16号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」をちょっとお伺いします。この前の話で売り上げが4,750万ですか、あるということだったんですが、今度高規格道路ができますよね、あそこまで。

そしたら、あそこを通る人が私は少なくなるんじゃないかなと思って、売上げの減少を非常に危惧しているんです。指定管理料5万7,000円ということですから、安くなって

いくことは5万7,000円でいいんですが、本当にそれでやっていけるのかなと。

あそこの出荷組合ちゅうか、そこがどういう状態なのか判りませんが、多分集落的にいうと、永野区、ちょっと失礼ですけど、高齢化が進んでいるとか何とかになってきて、高齢者が出荷しているとかになってきて5万7,000円の出荷組合、4,750万の売上げだからいけるのか、多分売上げが落ちると思うんですが、その辺の話が出なかったのかどうか。

というのが観音滝公園についても今ちょっとバタバタしているような状態ですから、やはり途中でできないとか何とかになってくると、非常につらいちゅうか、厳しい選択をせにやいかんと思うんです。そのような状況が、本当にそのようになって、ここの今利用協議会のほうの状態がどうなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

さつま特産品直売所につきましては、利用協議会の会員ということで、175名の方々が会員として出荷されておりまして、ただし、それを売り場のほうの雇用の関係ですが、全部パートで運営をしております。

ということで5名のパートの方々がローテーションで1日2人だけ出てきていただいております、やり方といたしましては、そこで調整ができると、常用の職員を抱えているとか、ほかのところみたいに店長を持てると、雇用保険をかけているとそういうところはないということで、その辺について臨機応変な対応ができると。

それから、今のところ180万ほどの預貯金を持っているということで、昨年の場合がプラスマイナスゼロであったと、利益率が。

ということで、雇用のほうも550万ほどの賃金を払っているということもありますので、そこらは何とかやっていけるんじゃないかと。

ということで2年間の延長と。そして、今言われました危惧はされておりますが、観音滝まででき上がるということで危惧はされておりますが、町内の方が買うより町外の方が多いいいのは、ひとつ危惧される点でありますけども、2年間は何とかなるということで、利用協議会のほうで話をされて決定しております。

○麥田 博稔議員

ちくりん館なんかのあれ見てみますと、農協さんがしているからいろいろ栽培のローテーションというか、そういうのも話し合ったりされるという話も聞きますので、こっちは町中で出す人も多いと、向こうのほうは私が思うのは、今100円市場とかそういうのを、みんなされてますけれども、そういう生きがいつくりの拠点にもなってるのかなちゅう思ったりするものですから。

大規模につくってる方は農協に出したりされて、サイタシ部分を出したり、いろいろなのがあるけれども、限界集落だなんだかんだなって来たときに、こういう町の施設があったら、そこはそういうのも利用といえあれですけども、出荷組合があるけれども、ただの一番町としてはいいんですけども、そこで高齢者が元気になってとか、何かその辺までひっくるめたあれで、5万7,000円でいけるのかなと。

今度は観音滝ですけども、もう1個またきますから、道路が。そうすると今のところ出て来て、出てくればちょっと右手に見えるからちょっと走って行って買おうかなという人もいると思うんですが、向こうまでくると、全然通行が違ってきますので、私が空港に行ったときにたまに寄ったりするもんですから、その客が減るのかなと危惧をしているもんですから尋ねたんですけど、その辺は十分に配慮しながらやっていただきたいというふうにお願いしときます。

○中尾 正男議員

17号について、指定管理の場所がダム公園、ゆうゆう館、ヘラブナ岬となっているんですが、

昨年災害から平江キャンプ場のほう、国のほうで修理をしていただいて使える状態になって、今年は指定管理費が31万3,000円上がっているようですが、ここの平江キャンプ場については、この中に入らずに、どこに清掃業務をさせていく考えなのか伺っておきたいと思います。

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

平江キャンプ場ですが、今回ダム管理所のほうで災害復旧はほぼ終えまして、ことしの夏ぐらいから使えるという予定になると思いますが、まだ全部は済んでない関係でまだオープンしてませんけれども、今回はこの指定管理とは別個に直営で管理をして、今年町民の皆さん方に使っていただくということで考えておりまして、今回の予算のほうでは総額85万円ほどの経費を持って維持管理をしていきたいというふうに思っております。

○中尾 正男議員

ダム周辺でちょっと離れてはいますけれども、指定管理されているのであれば、一括してそういう話もされたんじゃないかと思うんですが、ここは平江キャンプ場を離された経緯とか、そこ辺の理由とかというのをちょっと伺っておきたいと思います。

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

NPOのほうの体制もあります。全部がまだ済んでなかったということもありまして、NPOのほうにまだしっかりと管理をしていただくような体制が取れていないとことがありましたものですから、ことしは一応直営でやって、来年あたりから次の段階で考えてみようというふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第12「議案第18号 平成21年度さつま町一般会計予算」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第12「議案第18号 平成21年度さつま町一般会計予算」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案第18号について質疑はありませんか。

○木下 賢治議員

21年度の当初予算一般会計の編成について、総括して感じたことを質問するわけですが、最初に、町長・町議選を4月に控えた予算編成だったわけですが、私どもの持つ議員必携の中には、そういう任期がせまってる場合の予算編成については、骨格予算とすべきであるというような表現がございます。

読まさせていただきますと、「任期が終わる町村長は、自己の判断による政策的予算を当初予算に計上することは道理上も、そして選挙民の立場からみても好ましくない」というようなことでございます。「年間の義務的経費や継続事業費程度を計上した予算を編成する場合があるが、本格的、政策的肉づけは、選挙後の6月の議会に委ねるべきである」というような表現なんですけれども。

この点から言いますと、今回の予算を見たときに、前年度比からすると3割減程度の予算にな

っているわけですがけれども、その点について町長がどのように考えて編成されたのかということ。

私が得た情報では、これは市制なんですけれども、ことしの3月29日の市長選挙というようにことで投資的経費を前年度比にしますと、6割弱で抑えられた編成をされてる例も情報を得ております。あわせて、新年度予算のそういう骨格予算にできなかった理由があると思いますけれども、それについて伺います。

次に、3回しか質問できませんので、まとめて言いますけれども、合併協議の中で約束事であった普通建設費の旧町ごとの割合は、5年を一くりとしてやっていくとのことだったわけですが、5年目の来年度、新年度の予算についてそれが反映されているのかということ。またその達成率は、どのような数字なのか確認をしておきたいですので、お示しを願いたいと思います。

もう1点は、新年度の予算で目立つ開発公社への貸付金3億円についてであります。財政改革に向けて、圧縮に圧縮を重ねてきた我がまちのこれまでの予算であったわけですが、当然21年度も同様だと思います。そういう中で、単年度予算で3億円をひねり出して開発公社への貸し付けることに、私なりには疑問を持ってる一人であります。

疲弊したまちに今回の大不況もあって、一層深刻な状況の現状にあるわけですが、私は公社の理事会でも言ったわけですが、確かに、保有の未処分地在今後開発原価に利子分が上積みされていくことは、なんとしてでも解消していかなければならないというのは重々判っているつもりであります。

私が言いたいのは、その貸付金の財源の、財源といいますか、出所に疑問があるわけです。

私は9月の定例議会の一般質問でも言いましたが、財政改革を国が26年度までに適正規模にやりなさいという指導があるのであれば、あえてそれを3年も早めなくてもいいのではないかという思いがあるからでございます。

私ども百姓は、来年の収入は天候に左右されて確実性は薄いですが、町の歳入の柱である交付税は、ある程度見込めるものだと思っております。前にも言いましたように、やはり枯れてから水をやっても意味がありません。きのうの平八重議員の一般質問の中にも同じような意図の表現をされておりました。

3億円とは言いませんので、1億でも、2億でも今のまちのそれぞれの分野、福祉、農業、あるいは商工業、建設業、それぞれの分野の元氣策に投資をする時期ではないかと感じているからであります。

土木事業については、財政課長の答弁では今年度以上にはもう下げられないというような答弁をいただいております。ですけれども、当初予算とはいえ土木費は2億2,000万、14分の減として示されております。町長はどのように考えておられるか質問をしたいと思っております。

さて、その貸付金の財源についてなんですけれども、私は議会運営委員会の中でも、財調からでも出してその財源の転換ができないか、というふうなことを財政課長に尋ねたわけですが、法的にできないというふうに教えてもらったわけですが、それならば20年度の実質収支が7億の黒字として見込まれているわけですが、20年度の予算の中で対応はできないかということを伺いたいと思います。補正対応というような感覚で考えられないかということでございます。

ほかにも、開発公社の基金もあります。あるいは対象地区となる用地を年次的に町が一般会計で買い取っていくことなんかも模索しているわけなんですけれども、いずれにせよ用地の実勢価格とその用地の実勢価格を検討するなり、また販売戦略等を抜本的に考え直す必要があることを感じているわけですが、今後町長並びに執行部の皆さんにそこ辺の考え方を伺ってみたい

と思います。

○町長（井上 章三君）

骨格予算の問題については、御指摘のように規模が大きくなっているわけですが、基本的に先ほど指摘されたことは理解しているわけですが、しかし実際に積み上げていく中でこのような形になったわけであります。その内容については理由的なものについては、担当課のほうから説明を聞いてもらいたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

公共団体は4年に1回はこういった骨格予算の編成ということに直面していくわけでありますが、御承知のとおり公共団体予算と言いますのは、人件費、物件費、扶助費、公債費の義務的経費と、それから臨時的経費、いわゆる肉づけ予算、それから町長の政策というのを反映したそういった経費に分かれているわけであります。

今回の場合、非常に骨格予算ということで編成いたしました。未確定事務事業というのもまだ新しい体制の中で考えていかなければならない事業が50項目ぐらいありまして、そういったのは残して編成したというふうに思っております。

確かに、いろんな形で骨格予算ということを総合的に考えいきますと、1つは経常収支比率が98.2という状況でありまして、政策的経費に回せるお金というのは1.8しかないということになります。

今の財政再建は公債費、人件費を削って、できるだけ義務的経費を削減しながら、こういった政策的には経費に回すような努力をしているのが、財政再建ということになるかと思っております。

公共団体の予算と言いますのは、非常にこの地方財政全体からいいましても、地方財政の場合は、住民福祉の向上にいかにか寄与していくかということが最終的な目標であります。普通建設事業の執行状況を見て、去年ちょっと見てみたんですが、4月から7月までに27件の入札工事を行ってます。4億5,900万ぐらいの工事をこのとき外注しているわけであります。

骨格予算の名のもとに6月に肉づけをするということになりますと、建設事業については4、5、6、余り発注ができないという状況が出てまいります。

公共事業というものを中心に据えて、まちの仕組みをつくってきた歴史がここにはあると思うんですが、そういったときに、しかも100年に1回という不況の中では4月、5月、6月に余り建設工事が入札に付されないという状況になりますと、非常に地域経済というものは、ますます冷え込んでいくという実態がまたあるというふうに思っております。

私たちは、こういったところまで研究しまして、できるだけ普通建設事業にあっても、継続的なものについては当初予算で組んでいくと、そして早めに執行していただくということを基本に組んだつもりであります。

あわせまして、過去20年間の骨格予算といわれる年があったわけでありますが、これを時間がなくて、旧宮之城の状況しか調べることができませんでしたが、平成15年が骨格予算の年であります。平成14年度と比較しまして2億3,800万円減になっております。逆に、今度は平成11年度は骨格予算であります。平成10年度と骨格の予算と当初予算を比べますと2億3,800万増やしております。平成7年度もそうであります。平成7年度が120万やっぱり増やしております。平成3年にさかのぼりますと、平成2年と3年の骨格予算の年を比べますと、2億1,400万円、公共事業と言いますか、予算規模全体を伸ばしております。

骨格予算、通常予算ということとは別に、このときにも住民生活にできるだけ支障が及ばないような形で、予算編成はされてきたものというふうに今考えております。

骨格予算というものは、あくまでも新しい体制のもとで決断をいただくと、判断をいただくと
いうものは確かに15項目ぐらいありますし、財源も留保しているつもりであります。

○議長（濱田 等議員）

いいですか。（「ほかは」と発言する者あり）定住促進の関係、3億円の関係は。（発言する
者あり）（「普建事業」と発言する者あり）

○建設課長（脇黒丸 猛君）

普通建設事業の合併協議での割合の関係でございますが、旧宮之城が55町、それから鶴田が
21町、薩摩が24町ということで申し合わせがあったところでございますが、17年度から
20年度までの合併後の町との関係を調べてみますと、全部で56地区行っております。

そのうち宮之城地区が23地区でございまして、路線が重なっておる関係でもう地区で申し上げ
ますが、23地区しております、約50町、49.58町になるようでございます。それか
ら、薩摩地区が19地区、27町、それから、鶴田地区が14地区で約23町ということでござ
います。

それから、今年度の21年度の当初予算の関係でございますが、その関係につきましては、宮
之城地区が約4億3,100万ということでございまして、全体で8億9,000万ぐらいの事業
費でございますので、48.4町になるようでございます。それから、薩摩のほうは2億
3,900万ぐらいということになりまして、約27町、それから、鶴田地区が2億2,100万
ぐらいということでございまして、約25町ということでございまして、合併協議での申し合
せとすれば宮之城地区が約5町ぐらい今の段階では減ということになっているようでござ
います。

○財政課長（二階堂清一君）

土地開発公社に対します貸付金の話の原資はどうなるのかという話であります。なぜ開発公社
への融資が必要かということは、今まで論議されてきたわけでありまして、そこは少し置きま
してであります。

一番いい方法は、この開発公社の完成土地というものを一般会計で引き取ると、これが一番有
効な方法であるというふうに思っています。一般会計で引き取るということは、もう完成土地の値
段を引き上げられないと、もう完成土地の値段が上がらないから、一般会計で引き取ってしまえ
ば完成土地の値段が上がらないから、一般会計で引き取るということが主な理由であると思っ
てます。

今の財政状況は、この3億円の完成土地を一般会計で引き取るぐらいの財政的な余裕はないわ
けであります。一般会計で引き取らずして完成土地の上昇をくいとめるということになれば、一
般会計から融資する。これが一番有効な方法だというふうに考えております。

その財源はどうするかということになってきますが、例えば、この繰越金を充当した場合、繰
越金は建設事業とか、福祉とか、いろんな事業に使えるわけですが、それを開発公社に充当し
てしまえば、ほかのところには使えなくなるということでもあります。

開発公社への融資といいますのは、開発公社のために3億円使うということではなくて、開発
公社に貸し付けるわけでありまして、4月1日に3億円貸し付けて、それが歳出で出ていきます。
3月31日に歳入で3億円返ってくるわけでありまして。

ほかの町民サービスに必要な経費に最低限といいますか、迷惑はかけないということで、この
融資しかないというふうに判断しております。

これを長期に貸し付けるということになりますと、今度は必ず必要な財源をそこで捻出しなけ
ればいけませんので、ほかの事業を切らなければいけないということになります。

この方法しかないということで、こっちとしても提案しているわけでありまして。

○木下 賢治議員

骨格予算について答弁をいただいたわけですが、私なりにもただいま答弁のあったようなことを、だろうな、ちゅうふうなことには感じておりました。

というのも、当然これまでやはり抑えてきた予算編成だったわけですので、町長が政策予算として、実際運用できる額というものは、ほんのわずかなものだったろうというふうに感じているし、道路建設にありまして当然継続事業がほとんどでありますし、新規事業はないと思うんですけれども。

そういう意味で、たとえ万が一町長が変わったにしても、町民の道路建設に対する路線の建設というものの状況というものは、大して変わらないだろうというふうに感じていたから、そういう答弁が返ってくるんじゃないかというふうに予想はしております。

あわせて、こういう不況下の中でございますので、当初からそういう事業展開を入れたいという思いもあるのではないかなというふうにも感じておりましたが、財政課長いわく、これまでも年度当初に仕事が少ないから出してきたと言われますけれども。

実際昨年であっても割合的にはすごく少なく、その年度当初に会社をたたまれた事例も何社とあったわけです。

そういう面では、交付税が入らないうちに事業ができないと言われるかもしれませんが、入札して仕事を取れば銀行もお金を貸してくれるわけですので、少しでも早めの執行というものを今までも望んでいたわけですが、そういう意味で骨格予算にできなかったということは、余りにも今まで圧縮し過ぎたというふうに、私はそういう見解を持っているわけでありまして。

それから、普建事業のこれまでの結果、経過について示していただいたわけですが、私も合併する前に先輩、あるいは旧町の先輩議員から守ってほしいものだけは、ちゃんと守っていけよ、という思いも伝えられておりましたので、ここを確認しただけのことでありまして、もう合併して5年になるわけです。

私個人としては、それをいつまでも引きずっていく必要はないんじゃないかなというふうに個人的には考えております。

これまでのこういう取られた姿勢に対して、私なりには納得しているわけですが、今後は一つのまちとしての思いで前に進むべき時期に来たと思っております。

それから、開発公社の件なんですけれども、3億円出して一般会計から買うことがベターだというふうな話なんですけれども、20年度末の原価では3億円はないと思うんですけれども。

私が言っているのは、結局原価割れをしていく用地を随時、一挙にはできないわけですので、随時求めていく方法はどうかということと、開発の公社の基金もわずかでありますけれども、1億ありますから、その辺の運用はどうかということも1回目の質問で尋ねたわけでありまして。

いずれにしても、単年度予算編成の中で3億円を生み出すちゅうのは、私は本当にほかのところに犠牲があるから、これだけの予算が生み出てきたというふうに感じているわけですし、2次補正もまだ話が出たときには見通しがついてない状況にあったわけですので、私たちの21年度のこの予算の比較を見ましても臨時財債を含め、交付税だけですよね。歳入として上がっているもの自体は、これは私は国策だったと思うんです。

こういう不景気の中で、国がそれぞれの国全体を、あるいは地方をもう少し盛り上げていこうという国の政策で交付税なり、臨時財債の借上率が上がってきたわけですので、私はこれをここに頼る歳入で、この3億円を生み出して貸し出すというのは、私は国策に反するんじゃないかと思うんです。

前、財政課長にも言いましたけれども、結局、景気対策で20年度から21年度にかけて前倒

しして事業をやりなさいというのをやった場合に、これまでの新町建設計画の中の事業が前にくるわけですので、21年度予算はもうそのままなのか、それとも22年度分が前に来るのかということを質問したわけですが、当然前に持ってこなければいけないだろうというふうな話でしたが、それが果たして私はできているんだろうかというふうに思うんです。

これは国の景気対策であり、地方浮揚策でもあるわけですので、そこまでやっていかないことには、国の政策に準じていないというふうに感じているから、このような質問をするわけです。

当然、当初言いましたように骨格予算的な部分もあるから、言及はできないわけですが、いずれにしても3億円の財源について、私はもう一回見直してもらえないだろうかというふうに感じるし、一般財源の運用につきましても、一挙に全部買えということじゃなくして、そういう原価割れをしていくところから、もう随時買っていくというようなこと、それから、開発公社の基金の運用、というものについてもう1回、質問したいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇 尚美君）

御指摘の件については十分理解をいたしております。今回御提案を申し上げておりますこの3億円の問題につきましては、公社の理事会の中でもいろいろ御指摘をいただいたところでございますが、私が基本的に考えておりますのは、財政課のほうが一番苦勞いたしております財源確保の問題とあわせまして、財政健全化法、これは地方公共団体に課せられたいろんな足かせがあるわけでございますが、この22年度からは連結決算ということで、そういう広域を含めた開発公社、そういう部分を含めた全体的な会計のあり方ということについての決算がなされるというふうになっております。

そうなりますと、今回、ことしから発生いたします特に温泉団地の借入金の利子分については、当然そういう連結決算を行った場合の公社の借入金といいますか、そういう負債というのは出てくるわけでございまして、そういう部分をどうしても防止をするためには、こういう方法しかないだろうということで、とりあえず御指摘のあったそういう買い取りということも検討いたしましたわけでございますが、とりあえず一般会計に最低限しわ寄せがいかない手法というのは、これしかないだろうということを判断させていただきました。

あわせまして、またそういうものについては今後将来全部の開発公社の経営にかかってくる問題でございまして、これは政策的経費という御指摘もあったわけでございますが、これは政策云々の問題ではありませんで、全体のそういう公共団体としての経営のあり方そのものにかかってくる問題だろうと、いうふうに考えているところでございます。

したがいまして、土地を過去の議会でも指摘がありました実勢価格とその公社の土地代、いわゆる簿価上の土地代、その格差はどうかという問題をいただいているわけでございますが、引き価格を見ますと、その開発公社の現在の帳簿上の価格というのは、実勢価格よりも若干上回っているんじゃないかというふうな危惧もされるわけでございまして、そういう部分でも極力このそういう借入金に対する利子の上乗せ分というのは、土地の原価に跳ね返りがないような形の対策というのは今段階で打っておくべきだろうと。

例えば、首長選挙がありまして、例えば、首長が変わりまして、こういう問題については即取りかからなければならない問題であろうというふうに考えているところでございますし、また、骨格予算そのものが全く財源がないわけでございまして、例えば、極端な言い方、今回3億円を提案いたしておりますこれにつきましても、例えば、町長選が終了次第、新しい町長がもし変わった場合に、そういう場合には当然これ一般財源として使える財源になるんじゃないかと、私どもとして極端に言い方はそういうことも理解するわけでございます。

例えば、そういう経済対策というのは、非常に厳しい状況がございまして、予想以上に進行が

早いし、予想以上にまた経営が悪化しているという状況もございまして、これらの対策というのは、非常に喫緊に課題になっておりますが、極力そういうために今後の運営としては、そこら辺の見極めというのは、大事になってくるんだろうというふうに考えております。

これが3億円、こういうふうに支出に充てたから、ほいじゃ例えば今後そういう財源まで、一たん歳出に組み替えてということにもなりかねない事態も生じてくるんじゃないかなろうかということも想定いたしますと、こういう手立てのほうより次の首長が選出されても使いやすい状態になるんじゃないかなろうかと、逆に私どもとしては考えております。

いずれにしても骨格予算の論議というのはつきないわけでございます。そういう部分で今後の対応としても、私のほうとしてはこの必要性を感じながら、ある意味政策経費と言われればそうではあるんですが、全体的なそういう連結決算を考えますと、今の時点で手を打っておかないと、後々リスクが大きくなる、ということを基本に今回提案したところでございます。

○木下 賢治議員

確かに、対処していかなければならない、解決していかなければならないことだというのは重々判るわけです。先ほどからも言いますように。

ただし、あくまでも私は、これは政策だろうというふうに感じておりますし、一般会計には迷惑をかけないというふうな表現がありますけれども、実際、使えるお金を使ってないということ自体、迷惑になっていることでしょうし、私はなんらその現況の経済状況が通年と一緒であれば、あえてこういうことも言わないわけですが、それぞれの分野も本当に疲弊している状況であるから、もし、そこ辺に元気策になる投資を町民に与えてほしいという思いがあって、去年の9月から言い続けているわけですが、それ以上に今は厳しくなっているわけですので、あえて言わさしていただいたわけでございます。

それと実質収支7億円を見込んでいのであれば、この20年度で補正対応で一般会計でちゅうことは答弁もなかったわけですが、まだ会期も残っておりますし、そこ辺を含めて無理なのか、執行部も考えていただきたいわけですが、担当の総務常任委員会、当然このことについては検討をされると思いますが、慎重審議されることをよろしくお願いしたいと思いますし、あわせて執行部にも再検討を要請したいと思います。

今後の総務委員会、あるいは執行部の御奮闘に期待して質問を終わりたいと思います。

あわせて、一般会計の20年度対応はできなければできないなりの理由をお願いしたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

20年度で6億から7億の繰越金があってくればという感じを今持っています。それだけないと21年度の立ち上げはなかなか難しい面があるというふうに思っています。20年度の繰越金の6億、7億を3億といいますか、3億、開発公社に貸せるのであれば、それは来年度の財源として3億は確実に落ち込むわけであります。

そうしますと、かなり難しい繰越金が出るというふうに考えてます。簡単な方法としまして、この財源は何かという方法になっていきますが、55ページで3億円貸し付ける予算をつくって。歳入の34ページでもって3億円の同額の歳入を見込んでいます。これでもって歳入歳出とんとんに予算が組むということになります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○東 哲雄議員

一般会計の総額ということで、ただいま木下議員のほうからございましたけれども、関連する

かと思いますが、私も骨格予算ということで、政策的な財源留保というのが、もう少しほしかったなという気がしております。

合併しまして4年が過ぎようとしておりますけれども、これまで行財政改革を進める中、そしてまた豪雨災害もございました。

そういう中で、なかなか政策的な予算、そういうものがなかなか出なかったというのも事実ではないかと思っております。

5年目に入りまして、これからこのさつま町を形のあるものに、そういう方向性をつくっていくというそういう年でございますから、予算編成の時点からそういう政策に向けた予算というものを確保して、そして骨格予算でありますので、その財源を選挙もあります。そのあとに留保して、それから思い切った政策を立てていく。これが常識じゃないかと、私はこう思っているんですけれども、その辺の考えを町長に聞いておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この間も御承知のように、今まで話も出ておりましたが、財政の厳しい中で政策的な経費というのは、なかなか思うように取れなかったという状況がございます。これからは政策ということは、一方では期待される中において、財政再建ということを一方向では優先しながらいかないと、将来的に行き詰まるようなことになってはいけないということと。また、災害対策を優先するというを前提としてきましたから、そういうことの中で、振興計画の推進という方向にもう一つ政策的な予算というものを組めなかったということはあったわけでありまして。

そういう流れの中で、それと返済のピークの時期をちょうど迎えてたということもまたありましたし、そういうことをしながら財政的な体質というものを、これを健全化していくということ優先しながら取り組んできたわけでありまして、これからもう少し振興計画の推進に向かって政策的なものが融通がきくようになってくるかなというふうに思ってる矢先に、また今回の厳しい経済不況がやってきているということで、なかなか思うように任せないところがあります。

そういう中で、今回、先ほど財政課長のほうからありましたように、継続的に取り組まなきゃいけないことは取り組みながら、またそれが景気に影響するという経済的な企業関係に影響が出てくるわけでありまして、そういうようなことを配慮しながら、今回のこの予算を組んできたということでありまして、これはやむを得ない分があるのではないのかなというふうに、私としても思っているところでございます。

○東 哲雄議員

行財政改革を進めながらも、このまちの政策ですか、これが後退してはいけないと、私は思っております。4年間執行部、議会いろいろと議論を重ねてきております。それは、政策的な部分もかなりあったと思っております。ですから4年経って、新たな5年目、そこには当然新しい政策が、そこに出てくるのが当たり前だと思っております。

先ほど経常収支比率98.2でしたか、この状況からいけば、もうこの数値をいけばそう政策的なことは何もできないという状況でございます。

どうするかとなれば、予算にメリハリをつけて、そしてその中で政策的な予算というものを確保する。このことしかないんじゃないかと思っております。

振興計画にもオンリーワンのまちづくりということを目指して、そして定住促進ですか、それから、資源活用、それから、健康、子育て、そういうプロジェクト掲げてあるわけですから、そこには一つでも新しい政策を出して、そして、まち独自のそういう政策というものがなければ、この地方分権の中で地域間競争、これには勝てないと、私は思っております。

一応当初予算という形で出ておりますけど、今後はそういうこれまでやってきたいろいろな議

会と執行部の政策論争、そういうものもぜひ生かした政策を、ぜひ今後町長選挙もありますけれども、その後出していただきたいと、このことを要請をしておきたいと思います。

○平田 昇議員

一般質問も考えていた関係で、ただいまの木下議員御両名の質問と重なると思いますが、質問いたします。

任期を終えようとする町長が、自分の判断、選択による政策を盛り込んで政策予算を当初予算として計上することは筋道から考えて、またこれから町長を選ぼうとする選挙民の立場、または政策を聞いて投票しようとする町民の立場から見ても、どうしても理に合わないことである。

そこで、骨格予算ということが言われるわけですが、ところが提出された一般会計予算は政策予算そのものである。町長は、このことをどう説明するのか、はっきりもう一回お聞きしたい。

それと、町長は当選することを当然視して編成したということであると思うが、これは相手方を考慮していないということになるが、どうか。

それと、今までしなかった土地開発公社への一計からの貸付を今になって、任期切れ直前になって、選挙前の直前になって3億円の貸し付けなのはこれはなぜかと、これを町長に質したい。

それと、財政課長には旧町時代やってきたと、旧町時代はやってきたからやってもよいという財政的な立場からの考えなのか、これをお聞きしたい。

○町長（井上 章三君）

皆さんも御承知のように、このまちがスタートしたときの財政の状況というのは非常に厳しい実態があったわけでありまして。経常収支比率は100%を超えていたと思います。

ですから振興計画を立てても、なかなかそれを政策的に進めていくという状況にない中からスタートしなきゃいけないということでありまして、ですから義務的経費もできるだけ抑える努力をしながら、そして政策的なものにもっと移行できるような体力、体制というのをつくるために努力してきたと。

しかし、そこに災害ということもありまして、災害を優先したというようなことでありまして、この先ほども経常収支比率が財政が健全化されてきたといっても、（「骨格予算について語ればいいの」と発言する者あり）98.2ということが言われておりますけれども、このような実態であるということでもあります。

骨格予算については、政策予算ではないかということが今出ておりますけれども、これは見方の問題でありまして、現実の問題として、今の景気的情勢、そして本町の立っている情勢ということから見たときに、このような取り組みをせざるを得ないのではないかなという判断の中で、この予算を組んだということでありまして、これは誰が町長になったとしても、こういうような今現状にあるというところからスタートしなきゃいけないというのは、これはもう避けられないんじゃないかなというふうに思っているわけでありまして。（「開発公社への貸し付けは、今までやってなかったことなぜ今やる。直前になって、それについて答えていただきたい」と呼ぶ者あり）

直前になってということで、結果的には直前ということでもありますけれども、今の開発公社に対して努力をどういうふうにやってきたかということは報告をしておりますし、そして今までの努力の中であって、この21年度においてはもう収支割れをするというような状況が見えてきているわけでありまして、ここのところを金利の上昇によって、今の土地の値段が実質上がっていくという形になるとすれば、これをますます厳しくなるわけでありまして、こういう見通しの中で、今回できるだけ一般会計にしわ寄せがいかない形での努力をしないと、明らかにもう収支割

れをしてくるんだということで、今回もこの21年度においては、これを考えなきゃいけないんだという状況にあると。

それから、先ほど連結決算という話もありましたが、そういう状況の中でこのような苦心の策といえますか、こういうような提案を今しているということでもありますので、これを放置した場合には、ますますこれは開発公社の問題は厳しくなってくるというふうに思っております。

今の経済状況はこうであるだけに、今でも努力してましたけれども、すぐに売れるという見通しはないわけでありまして、これに対する手を打たなければ、結局これは開発公社の問題ということでなくて、町全体の問題としてこれは連結的に見た場合に、やはり手を打たなければいけない問題なんだと、こういうふうに思っているわけでありまして。

○財政課長（二階堂清一君）

骨格予算の過去の編成も少し申し上げたところでありますが、必ずしも過去がだったから今回もそうするという話じゃないわけでありまして、町民生活に影響を与えない当初予算、町民生活がある程度潤うような当初予算ということになれば、こういった形で少しは組まないと、しょっぱなから骨格予算ということで何億も落とすということになりますと、落としたことによって不利益をこうむる町民というのが必ずいるということを私たちとは考えました。

肉づけ予算というものは55項目ぐらいありますし、未確定事業ということで新しい体制のもとで決断を仰がなければいけないというのは、大体2億8,600万ぐらい別途あるわけでありまして。

最低限といえますか、これだけはないと建設事業にしましても、各種団体の補助金にしましても、前年度同額がないと厳しいと、その団体が有効な活動を年度当初からできないということで計上したわけでありまして。決して過去にこだわっているわけではありません。

○川口 憲男議員

財政課長に今のさつま町の土地開発公社への貸付金のところでちょっとお尋ねいたしますが、今回3億円を貸し付けをすると、1年後にはまた同金額が返ってくるんだということなんですが、この開発公社に関しては従来からいろんな問題といえますか、売れない状況の中でどういう対応をしていくのかということで、今の町長の答弁の中に収支割れを生じるからもう今回でやるんだと。それから、一般会計のしわ寄せを防ぐためにやるんだというような答えがありました。

これはもう今ここにきて、先ほどなんで今なのかということがありましたが、事前から対策を打つべき対応なんですよ。急にここで3億円をいきなり貸し付けすると。

それで、財政課長としてこの予算編成をされる中で、担当課にここをどういうふうに方策はどうかということをしていくから、貸付要請がきたと思うんですけども、担当課あるいは開発室長、理事の立場である副町長も非常に弁解されていましてけれども。

ここ1、2年の問題じゃないことですから、以前から十分協議していかないと、これは私は今後もこのままの塩漬けの状態が続くんじゃないかと思うんです。

であれば予算編成をする中で、担当課なり、そこから要請がくれば、ちょっとむごい言い方かも知れませんが、ここに出てきてますこの収支決算書なり、もう少し肉づけができるような状況、あるいは土地の活用策といえますか、売れるような状況、それをどうとっていくのか、そこあたりも予算編成の中でされたのかちょっとお聞きします。

○財政課長（二階堂清一君）

開発公社の問題につきましては、定住対策のほうとはかねがね話題になっておりましたし、こういった一般質問の場ですとか、本会議の場でもそのやり取りの厳しさというものは、財政課としても非常に身にしみているというふうに感じておりました。

確かに、私たちが少しこだわりましたのは、さっき副町長が言われましたが、自治体健全化法との絡みであります。私たちは将来負担といいますのは、さつま町の場合は地方財源残高と債務負担行為と職員の退職手当しかないわけであります。

これを1年置いてしまえば、開発公社の簿価との、開発公社に対する将来負担額というものが計上されてくるというところであります。

開発公社のほうとされましても、できるだけあそこを売ろうということで、いろんな努力をされたということはお聞きしております。そのような中で、今年はいよいよ損益分岐を迎えると、ことしになってしまえば簿価額が評価額を上がっていくんだと。

必ずもう実態のない損失がそこに生まれると、そういう事実が発生するということを聞きました。

とりあえずの策としましては、完成土地が上がらないようにする方策を打つと、それが一番の今残された方法ではないかなというふうに思ってます。

完成土地の値段を上げないようにする、その中でその次に政策としてどんな手段を打っていかれるかということが、一番大きな課題になってくるというふうに思ってます。土地がどんどん上がっていく段階でいろんな政策を打ってみても、全く功を奏さないということにもなりかねないわけでありまして、とにかく完成土地の値段を上げるのをやめると、そこからすべてが始まっていくというふうに考えているところであります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後3時10分とします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時09分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

財政課長が申される内容は大体判るんですが、ここに3億円の財源を持ってくるとなれば、以前でもう説明がありましたけども、7億から、3億円はこっちにくるんだと、出所は一緒なんですよね。一般財源でこっちさいきて、そこんこた負担になるわけでしょ。

それと、今まで簿価額に対して評価額は上回るということだったんですけども、それ以前に土地開発公社が当然運営審議委員会、土地開発公社の中に、このいろんなのが出てましたね。

その中のいろんなところで、先ほど区の公民館等の話もありましたけれども、自分たちのところの自助努力、いろんなところに貸し付けをする場合はどういう、銀行やっても試算計画を出してくださいとか、それから、事業計画を出してくださいと、どういう方法でしていけますかと。

ただ単に3億円を貸すで、本来は土地の値上がりを防ぐんだと。しかし、そこには土地が売れる担保的なのがないと、今だから次の年のこと言えばあれでしょうけど、来年、再来年ずっと同じことを繰り返していたら、この3億円のお金の使い道というのはむだではないでしょうけれども、価値は生まないわけですよ。考え方によっちゃ。

これをやったおかげで、あそこの土地の事業が進んだとなれば、3億円の貸付の価値が出てくると思うんですけども、そこあたりのところを土地開発公社にもうちっと強くなされるべきと

思います。

今、去年こういう財政が厳しい中で、農業に対して、それからいろんなのに対して補助金なり、いろんな額を10割減とか。決算書を出してください、何を出してくださいということで、相当削ってきてますよね。ここも私なんども4年間開発公社の状態をこうしてきますけれども、全く同じにとは申し上げませんが、それに近い状態はきているわけです。

そこあたりにメスを入れにやいかんということになれば、ここで始めて3億円の貸付をして転換を図りましょうと、そういう形が出てきたと思うんですけども。

それについては金額が大きいですから、それに対することし21年度なり、開発公社の収支の状態、営業活動ですか。どういうふうにしてどこをどうするんだというようなことをされていかんと、ただ単に3億円を貸し付けて1年、1年してその元金は返ってきますよちゅうような、状態は変わりませんよちゅう話じゃちょっと違うと思います。

予算編成で各課からくるときに、財政課長がそこあたりも強く指摘されるべき、町長が本当はされるべきところだと思うんです。予算に関して責任者は町長なわけですから、そこあたりまで議論を深められての3億円なのか、もう一回、財政課長。

○財政課長（二階堂清一君）

無利子で3億円、4月1日に融資して、3月31日までに返していただくということになれば、その融資をしている期間というものは、確実に完成土地の上昇というのは食いとめられるわけがあります。

ただ、これをやめてしまえば、それこそ言われるとおり、ほかの金融機関から借れば、その金利分が土地上昇分につながっていくということでもあります。1回3億円貸してしまえば、ずっと貸し続けていったほうが有効な手立てになるわけでもあります。それも年度を飛び越さない貸付金ですので、3億円貸す財源というのは、3億円の返ってくる財源が見込めるわけでもあります。歳入歳出ともどちらともふくらんでくるという話であります。

先ほどから出てますように、じゃあ、そのお金を別に回せないのじゃないかということになってくるわけですが、その回せないお金というのは、現金の話でありまして、予算を組む組まないとは別な話です。

会計課が4月1日、3億円の定期預金を積んで、来年の3月31日まで定期預金を1年定期を積んだ場合の金利がどうなるかという話だけのことでありまして、予算的にはほかのところにも回せるわけがあります。ここが年度を飛び越してしまえば、確かにもう回せません。

ことし20年度に3億円融資してしまえば、3億円捻出するためにほかの事業費を全部圧縮して3億円捻出しますので、それを10年後まで貸すわけですから、貸す年度は非常に無理しますが、1年、1年で貸していけば、3月31日に3億円返ってくるわけです。

歳入も歳出も同額膨れるだけの話であって、この財源というものは雑入に3億円出てまいります。ほかの町民サービスに影響が出ない予算をつくるということになりますと、ほかの圧縮できないわけですから、1年限りの単貸し制度でもって、そこを補強する以外にはないわけであります。

これは一時的な措置でありまして、最終的にはこの土地をどうするかと、売るか、それか一般会計で引き取るかということは、そこまではまだこの支援策では想定してないわけであります。完成土地の値段を上昇をとめて、次どうするかということが一番大きな課題になるというふうに考えております。

○川口 憲男議員

私が考えたのは、ちょっと財政課長と違うので、お金を貸し付ける前にそこあたりを要望が出

て、いろんなアイデアが出て、土地開発公社がいろんなことを出して、この利子補てんでここを上げられないから3億円を貸し付けてくれという考え方が、私の考えですけれども、今財政課長は、一たん貸し付けを決めとってから、あとを考えるんだというような考え方ですよね。

そうすれば、担当課長もおいやっからいえないんですけれども、予算の出し方にちょっと悪いんですが、ぜんは貸したが、ほんなら今からゆっくりと考えよかいと。中間期を迎え、年度末迎え、問題の宅地を売り出すといいますか、売る方法というのは、ずんずん遅れていくわけですよ。貸し付ける前にこういう目的でこういう方法で、ことしはぜひ1棟、2棟は売っていくんだと、そういう意気込みがあつて貸し付けをされるのが上等と思うんですけど、私の考え方と違うんですが、再度。

○財政課長（二階堂清一君）

確かに、方法はそういうことが一番いえると思つてます。努力していただくこと、これが前提であります。あわせまして、私たちが考えておりますのが、開発公社全体をどうするかということとあります。

確かに、一般会計のほうは人件費にしましても公債費にしましても、かなり将来的には下がっている方向性を持っております。ですけれども、次に考えますのが、開発公社そのものをどうするかと、この体質からどうするかということを一番考えております。といいますのも連結決算と絡んでくるからということになっていくわけでありまして。

少し話は飛びますが、2次補正の関係でも一般会計が引き取らなければいけない開発公社からの土地というのが、約1億あるというふうに思つてますが、2次補正の財源からも約半分ぐらいは引き取りたいというふうに思つております。

全体的に開発公社をどうするかということを今議論しているところでありまして、この場で開発公社で単独でされた造成ですので、基本的には売っていただくということが一番前提にあつて、そしてその次に融資ということになってくるというふうに私たちは思つてます。

そこが少し説明で抜けていましたが、そこはお詫びいたします。

○中尾 正男議員

ことしの予算の税収を見ますと、かなりの落ち込みを見ているわけですが、確定申告ももう期限を迎えようとしていますから、ほとんど済んでいると思うんですが、集計はまだだ思うんですけれども、大体その感触として、この予算で見込んだ、この程度の落ち込みでいける見通しが立つのか、あるいはもうちょっと落ち込むような感触があるのか、そのところをまずお聞きしたいと思います。

まあ4、5点、まとめて聞きます。

それから、総務課関係で、来年度から本庁方式の移行のほうに回ります。この庁舎管理費等でことしは、本庁方式移行への準備の最終段階になりますから、本庁式になれば、それなりのまた管理費、あるいは必要経費が必要になってくると思うんですが、そこあたりは見込んであるのか。

また、本庁式移行へのその手続と、そこあたりの段取りについて伺っておきたいと思います。

それから、企画費関係で、バス路線対策の委託料が出ています。昨年も一般質問等で出ましたバス路線の廃止対策のバス会社との協議、そこあたりが非常に地域に行きますと、その地域が関心のある事項ですから、今後の見通しとバス会社との折衝、そこあたりの話し合いがどのようになされたのか伺っておきたいと思います。

それともう1件、企画費のほうで、町長が重点施策として結婚サポート事業を打ち出されておつて、言わば骨格予算で政策的なものということですが、継続的なものは組んだということですが、20年度で組んで新年度で頭出しをしていないんですが、ここあたりの経緯、これを伺つて

おきたいと思います。

それと、建設課長に、道路整備の関連で、きのうの一般質問を聞いていますと、振興計画に出てきた頭出しをしている路線のうち7路線、これが全く手つかずであるというような、きのう、一般質問の中で判ったんですが、ここあたりの取り扱い、当然、新規事業ですから頭出しはしてないんだろと思うんですが、この振興計画に出てきて全く手つかずの7路線については、やっぱり選挙なんかで地域地域に行きや、道路は非常に関心が高いですから、どうなっているのかと聞かれます。

今後の見通し、あるいは財政課長の話では、55項目、2億8,000万程度の財源保留もあると言われたんですが、ここあたりのところに手をつけられる状況にあるのか、そこのところを聞いておきたいと思います。

それと、先ほどから出ております3億円の土地開発公社の関係につきまして、これについては、財政課長がいわゆる一般会計の予算書の中で、3億出して3億が返ってくるんだから、何ら損害をあたえないと、損害という言い方は違うのかしれませんが。ただ、そういう説明では、議員サイドとしては、なかなか納得ができないところがあるんです、これは実際。

それで、前から私は、町長とも、そういう議論のやりとりをしたこともあるんですが、先ほど実勢価格と簿価価格との開きも見込まれるというようなことも言われていますから、恐らくは、概略の数字はつかんでおられると思うんです。やっぱり、だからそういうものも議会にも示して理解をいただかないかと思う。

ただ、こうこうだから実勢価格を抑えるためにと、そのためにはやっぱり資料で、まあ大まかでもいいんですから、大体つかんでいる分があればお知らせをしていただきたいと思います。

以上、何点ですか、5、6点まとめて言いましたけれども、担当課長で明解に答弁を求めます。

○税務課長（下市 真義君）

ただいまの質問の1点目でございます。

税収の見通しの関係でございますが、御承知のとおり、対前年比9.3％、確認いたしまして1億9,530万6,000円の減と、これまでになかったような落ち込みでございます。

これにつきましては、御承知のとおり、今おかれている経済状況をもろにかぶったようなことでございます。19年度と20年度、まだ出納整理期間まで残っておりますが、一応、19年度と20年度の見込みを立てた時点で申しますと、やはり19年度決算から20年度決算見込みが、1億7,699万4,000円の落ちというふうに見込んでおるところでございます。

この主な内訳は、もう法人町民税でございまして、19年度決算で法人町民税が3億2,500万あったものが、20年度では1億6,400万程度と、1億6,100万ほどの落ちと、率にしまして49.5％ほど落ちると。これにつきましては、誘致企業、御存じの会社の分が大多数を占めております。

これを受けまして、21年度、現在、申告事務をとっておりますが、これにつきましても、この20年度当初予算と21年度当初予算を比較した1億9,500万の落ちと、もうこれにつきましても、内訳といたしましては、やはり法人町民税の落ちということでございます。1億800万ほどの法人税のさらなる落ち込みということで見込んでおります。

21年度につきましては、もろにかぶってくるのが法人税、そして個人については21年度については、若干は落ちを見ております。2,500万円ほどの落ちということで見込んでおりますが、これの影響が出てくるのは22年度の税収から個人分は影響が出るんじゃないかなというふうに見込んでおるところでございます。

まだ、いろいろ経済情勢が不透明でございますので、これで大丈夫かとはっきり言えない状況

でございますので、ある程度辛めしてみたような見通しを立てたつもりで計上いたしております。

○議長（濱田 等議員）

質問者が質問をしたその範囲内で答えてください。

○行政管理室長（萩原 康正君）

22年度の本庁式への向けての準備の予算が含まれているかということでございますが、組織的には、21年度で組織の形をしっかりと検討していきたいと考えております。

で、基本的には指揮系統を整えるということで、管理職を本庁のほうに統括するというのを基本に考えておまして、一般の住民への影響がないような最低限の形でやりたいと考えておりますので、大きな予算と定数もまた20年度、21年度中にもまた退職者数も出てきますので、人員的には総体的に減ってくるという関係で、新たに施設、それに伴って本庁での移設をということ等も考えられませんので、当面は、現在の体制、施設の中で対応したいと考えております。

予算は、一応、21年度予算には、まだ現在のところは計上しておりません。

○企画広報課長（中村 慎一君）

それでは、このバスの関係でございますが、今回、この廃止対象になっております部分につきましては、県のバス対策協議会を行っておりまして、これを2回目、3月27日に予定をされておりまして、その場で結論が出されるということになります。

ただ、バスの運行会社のほうとは事前に協議をさせていただいておまして、それを何とかこの継続できるような形で対応をとっていきたいということで、このバス対策協議会につきましてもお願いをしてきているところでございます。

今回の当初予算につきましては、既存のコミュニティバス路線の分について計上してございまして、この廃止対象路線につきましては計上してございません。5月以降の分でございすけれども、今後、この補正の機会をいただきまして、そのときに計上させていただきたいというふうに考えております。

それから、結婚サポートの関係につきましては、当初予算で出しておりませんが、これにつきましては、主管課といたしましては継続して実施をしたいということで、これは未確定事業の中でお願いはしてきているところでございます。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

町道整備の関係でございますが、主要町道の未整備の路線の7路線の分でございますが、これにつきましては、当然、やっていかなければならないということで考えているわけですが、現在24路線、今年度整備しております。

その中で、今年度で完了する分が4路線ございます。それから21年度で完成する分が10路線ございまして、2年間のうちに14路線完了するということでございますので、それらも含めながら、あとは財政的な状況も見ながら整備していきたいということで考えているところでございます。

主なのを申し上げますが、佐志湯田線、これにつきましては激特事業との絡みもございすので、激特事業と絡めて整備を進めていきたいということで考えております。

あと湯田原線と紫尾久木野線につきましては、合併特例事業とかそれでできないかなということで、今現在、検討を行っているところでございます。

それと、あとは大野線、それから戸子田熊田線につきましても、今現在、早期にできないか検討を行っているということでございます。

あと並木線と池之野大谷線がございすが、これにつきましては、また今後の検討課題として検討していきたいということでございまして、急ぐ分につきましては、激特事業、そういう事業

絡みのの整備を進めてまいりたいということで考えるところでございます。

○定住促進室長（北原 美義君）

実勢価格の関係でございますけれども、公社が分譲しています宅地1区画との鑑定評価というのは、膨大な経費が必要なことから実施しておりません。

ただ、今一番心配しています佐志ニュータウンの関係でございますけれども、近くの温水プール下の町道沿いの鑑定評価が税務課の関係で出ております。これが坪当たり2万2,839円ということでございまして、これがほとんど近くでございまして、当てはまるわけなんでございますが、区画ごとにつきましては、それぞれ宅地分譲の価格設定をする場合には、これまでかかりました経費、用地取得工事費、それと諸々加味しまして5年間で分譲完売の予定で、そして金利計算等をしまして、価格設定がそれぞれ区画ごとに条件によって設定をされております。

これによりますと、温泉付きの部分でございますと大体2倍、そしてそれ以外では一番近いところでは坪当たり大体2,000円ぐらい、普通のところでやっぱり形状的に悪いところにつきましては、そういうような情勢でございます。

全部が同じ鑑定評価をせざるを得ないということで、個々にはやっていないものですから、そういう状況でございます。

○市来 修議員

重複するとかもしれませんが、やはりこの土地開発公社に対する貸し付けと、それから貸し付けが入ってくるこの問題であります。例をとります。民間会社が多額を銀行から借金する場合は、ちゃんとした事業計画書というものをつくって、そしてそれを持って行って銀行に目を通してもらって、よし、これなら大丈夫だと、返済してもらえると、こういうところを確信されたら銀行は融資をするんですね。

そういうことで、役所ですから、そう甘く、こんなことやったらいかんと、私は、もうそう思って物申すんですが。

それと、議員として行政をチェックするこの機能、これもあります。もし、これが滞る、返済ができないようなことがあれば、町民から、議会は何やとったんだと。チェック機能はどうなっちゃうとかと、これは当然来るわけでありまして。

そういう観点からも伺うんですが、そういった書面をもって、これならよし大丈夫と、大丈夫だということで融資をするようなことになってきたのですか。ただ、単なる口頭でもって、まあ出しゃよかというような安易なものだったのか。私は、ちゃんとはっきり聞いておきたいと思うわけですが、どうですか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

公社の問題のこの経営の問題かと思うんですが、もうこれについては予算書にございますように、債務負担行為で損失補償を行っております。開発公社がこの損失を与えた場合、一般会計でこれを補てんするようになっておりまして、これは国家公法に基づきます公社でありますから、若干、一般の会社とは違うだろうというふうには考えておりますし、また、基本的には、国家公法に基づく、いわゆる47年にこれはできておりますが、当時、いろいろ公共団体が土地を取得をしながら、いろんな開発行為を行いました。

これについては、いろいろ特に、一般会計でやりますと、いろんな複雑な手続と時間を有するわけでございますが、これを端的に行うための一つの手法であった国家公法でございます。

したがって、工業団地の造成とか宅地分譲とかやっているわけでございますが、これについて、基本的にはやはりその町の政策そのものをこれを端的に極力、そういう無駄な経費を省いて推進していくということが公社の使命でございまして、そういう部分は、当然、基本的にはい

わゆる公共団体の政策的な部分、施策的な部分を100億円担っているというようなふうを考えているところでございます。

一般会計の8ページにございますように、さつま町の土地開発公社が借り手に損失を与えた額というようなふうに、いわゆる一般会計でその損失を与えた額については100億円、これを補てんするというようになっておりますので、そこ辺については問題ないだろうというふうには考えております。

○市来 修議員

ただいま副町長から答弁いただきましたが、これは行政側の立場として答弁であったようですので、また、土地開発公社の収支のところで、また出てまいりますので、ここあたりでまた伺いたしたいと思います。

○麥田 博稔議員

先ほどの土地開発公社の問題ですけれども、我々議会のほうからも理事で出ていますから、やっぱりその辺は、ここに出てくる前にしっかり話し合いを、話し合いちゅうか結論を出して、私は出してほしいと思う。

それで、その3億円がなければ、ことしは、その当初で4億6,000万の減ですがね。だから、やっぱり骨格みたいになっているのかなちゅ思うんです。

これを入れても1億6,000万で、3億がなければ4億6,000万、当初予算は昨年比べて減なんですから。

だから、やっぱりこの辺は先ほどあったように、その土地開発公社を今後どうするのかという、その辺も理事会等でよくもんで、そして出してほしいと、これはもう要望しておきたいと思います。

それから、小さな予算なんですけど、歳入で、昨年からですか、バナー広告をとるというふうになって、まあ8,000円ぐらい組んでいるんですけれども、やっぱり歳入を考えると、今、テレビ等なんかでも、東京都なんか大きな会社があるので、でっかいやつでいろいろやっていますよね。だけど、これだけ景気が悪くなってくると、私たちのまちではどうなのかなと、今後の見通しをどのように思われているのか、ちょっとお伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、企画のこの47ページの2款1項7目なんです。コミュニティ事業、宝くじだと思んですが、この補助をもらうのは、どのようにすればいいのか。

っていうのがやっぱ100万円の補助ですがね。例えば、時吉区に音響をつくり122万まるまるですよ。で、各区も、そういう音響施設とかいろいろなのが欲しいんですけれども、やっぱりそういうののとり方、東屋をつくるとが250万ありますけれども、やはりそういう100万円補助を各地区がもらうためのそういう予算のつくり方とか、いろいろまちのあれもあると思うんですが、教えてほしい。

それから、2款1項8目、健康ふれあいセンターに今度、委託料で別個100万出ていますけれども。それから同じように、観音滝も今いろいろ問題がありますが、8款4項2目、一般需用費で330万ですか、組んでありますけれども。

これは結局、この前もちょっと問題になっていましたけれども、ビルメンがやめるとなると、もとにきれいに石灯籠とかいろいろつくっていますけど、そこをもとに変えさせるのか。修繕費でこっちで330万、結局、需用費ですけれども、なるのか、その辺の対応を基本的にどのように考えておるのか。

それから、この6款の1項3目、これは1つの事業でグリーン・ツーリズムの推進事業という

のが29万。このことにつきましては、これからの農業の基幹的なあり方というようなこと、これは政策的になりますから組まれなかったのかもしれませんが、農政課のほうと企画で、南日本新聞でも大きく連載でグリーン・ツーリズム等は取り上げられ、そして、先般はテレビ等でも、さつま町の先進地のあれで放映もされて、今後のその農業のあり方だというようなことですけれども、この辺の政策的なことになるんで、町長にはちょっとあれかもしれませんが、さつま町の農政としてどのように考えているのか。

例えば、29万ですけれども、私はやはりテレビとか新聞であれだけ取り上げられて評判になって、各地区でそういう今後の農政のあり方を言われれば、やっぱりモニターツアーとか体験ツアーですか、そういうの何かをやって広めていくという方法もあるし、29万では、その辺はって思うんですが、まあ次に先ほどの財政課長の話では、留保財源が2億8,600万ですか、あるということですが、やはりその辺なんかがこう町長が今度、選挙等で出てくればどうなるのか判りませんし、ですけれども、さつま町として農政のあり方としてその辺をどのように担当者としてはお考えなのかをお伺いしておきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

まず、麥田議員の1件目のバナー広告であります、ホームページあるいは広報紙、そして今回は封書にも広告をしていただいて、これについては、担当者ともども会社を訪問したり、積極的な展開をしております。

特に、ホームページについては、東京のほうからの会社の応募もございまして、それを今、現在載せておりますし、封書は今2件、町内の酒造会社と、それからホテルが載せていただいております。

それから、ホームページにつきましても、そのようなことでございますので、ホームページは東京の会社であります。これについては、小さいお金でありますけれども、積極的な歳入確保という観点からしていきたいと考えております。

○企画広報課長（中村 慎一君）

このコミュニティ助成事業の関係でございますが、御質問のとおり、宝くじの普及広報事業ということで取り組みをさせていただいておりますが、これにつきましては、例年10月が次年度の一応、申し込み締め切りということで、前年度のこの後半の早いうちから、各公民館なり役場の関係課、それぞれ周知を図っているところでございます。

なかなか非常にこの枠が少ないということで、この選定につきましては、特に特徴的な取り組みといったようなことで、そういう県のほうでの選定をされるというところでございまして、今回、時吉地区と柏原区の関係につきまして、一応内定をいただいているというところでございます。

それから、広告の関係につきましては、広報紙のほうにも、若干、町内の事業主が主でございますが、いろんな形で広報、広告をしていただいているというところでございます。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

公園費の関係の観音滝公園の管理費でございます。一般需用費で330万というのが出ておりますが、これにつきましては、大浴場の関係でございまして、大浴場の天窓が傷んでおるということで交換。そのほか、事務室の空調関係がちょっと悪いということで、その交換で330万など上げているところでございます。

あとビルメンが改良しました関係につきましては、今後また新しい指定管理者とも協議をいたしまして、それを使用するというのであれば残すというふうに考えております。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

グリーン・ツーリズムの関係につきましては、さつま町のグリーン・ツーリズム研究会が立ち上がっておりまして、研究会員が36名で、今、農泊が4戸、そして、それを10戸に広げたいということで、その36名の方々にいろいろと協議をされておりまして、特に、最終的な目標は修学旅行の受け入れを、小中学校の受け入れをやりたいと。そのためには、10戸以上の農泊ができることをやりたいということで取り組まれております。

それから、本物の農業体験ということについて、また力を入れていきたいということで、その研究会がやっておられますので、その支援、側面から行政としては支援をしていくということで、ソフト事業的な関係で、広告料なりそういう印刷製本費なり、できないところを協力していくということで、予算的には小さいですが、そういう中身は濃いということでお考えいただきたいと思います。

○麥田 博稔議員

このバナー広告ですけれども、歳入が8,000円なんですよね。今、ちょっとお聞きしますと、もう2社とか3社とかあって、3で割ると3,000円、もう極端に言うと。

ただまだこのときは予算立てたばかりだからかしれませんが、昨年も8,000円で組んでありますし、その辺はやっぱ今後先ほど言ったように、非常にどこも歳入の策を考えているところですから、経済は厳しくてなかなか厳しいと思うんですけれども、やっていただきたいというふうに思います。

それから、この観音滝のところにしましては、やはり新しい方が決まって、それでやっぱりビルメンには、しっかりその辺はもう契約にありますけれども、もとに戻すとか、やっぱそれをしっかり話をしないと、なかなかまた厳しいということにもなると思うんです。その辺は十二分に気をつけていただきたいというふうに思います。

それから、このコミュニティ事業につきましては、年度当初ちゅうか、そこで各公民館長にというような話ですけれども、やはり私が思うのは、永野地区なんかで金山とかさつきもあった、その辺をやれば、その辺で何かできる事業はないのかなと。

前は、旧宮之城で太鼓を買ったり、それから新町になってからはホテル舟の舟を買ったりしています。ですから、やっぱりそういう地域興しに使えるような、今度のやつも時吉の地域興しの活性化にというようなことで施策に書いてありますけれども、音響装置ですね。

だから、単純なやつだったら町で持っているやつを貸したら、イベント等はいいいわけですがけれども、やはりそういう全体的に地域興しになるようなものに使って、要望をとっていただきたいというをお願いします。

それから、グリーン・ツーリズム、修学旅行を入りたいと。南さつま市はしていますけれども、やはり生産をつくるやつを、ゴボウとかいろいろカボチャもしていますけれども、やっぱり農家が潤うためにはそういうのが非常に必要だと思うんです。

それをやってもらいますと、やはり宿泊とかできると、人の雇用も始まりますし、それで体験学習をさせるとなると体験をする講師も要る。

ですから、そこにまた金落ちる、雇用が増えるということになりますから、私は本格的に、これは力を入れるんだったら、やっぱり29万でここに事務補助とかちょっと書いてありますけれども、そういう修学旅行をされる業者なんかを呼んで見てもらって、やっぱりそういうのをやらないと、なかなかここで、JTBとかいろいろありますし、県の観光連盟の方なんか来てもらうとか、極端に言うと。

だから、その辺をしてしっかりやらないと、なかなかここでも36人の方が一生懸命されていて、少しずつ増やしていくというのがありますけれども、やはり夏休み、春休み、長期休業中に

子どもたちに来てもらって、一応体験をして、その輪を広げていくとか。

そのためには、やっぱりこういう経済が厳しいときには、親の方が全部出すのは厳しいので、ある程度ちょっと町が将来のそれを考えて補助を、まあ1万円かかれば半額補助をしてやるとか、やっぱそういう政策的なことが、まだ先ほど言ったように、これは骨格というようなことから、今後、そういうのも十分検討していただきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

1つ2つほどお願いいたします。

1つは、大阪の橋下知事が先般怒られておりました、天下り先へのいろんな協会への納付ということなんですが、そういうのが我がまちにもあるのかどうかお尋ねいたします。

それともう1つは、19年度の決算委員会の中で強く指摘をさせていただいたんですが、コンピュータ関係の契約ちゅうか、いろいろ上げてありますが、この価格といいますか、委託料なんかの交渉をされたものかどうか。あるいは、この書いてある分の金額は、算出根拠等の資料をいただいた中で、こういうのが出てきたものかどうか。

っていいのですが、例えばですから、ここに担当課長にどうのつちゅうことじゃないんですが、62ページに住基システムのシステム委託料というのがあります。これは保守業務に730万、計上してあります。その電算システムの借上料に250万と。250万の機器といいますと、仮に5年ちゅうと1,000何百万の機器、10年は使わんと思いますが、まあ2,500万、そういうのに5年で3,500万、10年すると7,000万の仮に同じ金額がずっと出るとすれば、この年だけ、来年度だけ特殊な何かあるのかどうか判りませんが、こういうのが妥当であるのかどうか非常に疑問なんですが、その辺は、資料をいただいてのことなのかお尋ねいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

情報システムの全般的なことですが、非常に金額が多額に上るために、議員が指摘されますように、そうした年度ごとの交渉をしたかということでございますが、それについては、できるだけ安くなるようにということで交渉はしておりますけれども、ただ5年間のリースという形でやっております。

これを年度当初で、合併当初でしたが、全体的な経費として1億2,000万円ほど計上しておりました。現在では8,000、正確に言いますと8,098万1,000円と、総務課の関係する情報システムの関係では、そのように額的には大分抑えてはきております。

ただ、その積算根拠となりますと、言われますとおり非常に我々が理解しにくい部分というのもございますけれども、まだ十分ではないような気もいたします。

そうした中で、今後そのリース期間ですから、そうした契約期間内に終わるまでは、どうしても安くならないかという交渉だけにしかないんですが、積算根拠を明確に徴収しながら、そうしたところも改善していかなければならないと思っております。

この前の臨時議会のときにも申しましたように、今現在、このリース期間が21年度で切れようとしておりますので、情報の検討委員会を開き、そしてまた、今のこのシステムが経費的にも、それから効率的にも適当だろうかということで十分な検討をしておりますので、そのようなことも踏まえながら、十分これは経費的あるいはコスト、それから住民サービス面においても、いろんなあらゆる面からまた精査をしながら、次に向かっていかなければいけない事項であると思っております。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

天下りといいますと、市町村が余り、本町は特にですが、そういう受け皿というのはございませんで、いわゆる一般の方々に直接公募をしながら、あるいは職種によってはいわゆるそういう専門的な必要性がある部分について、若干配慮はする部分はあると思うんですが、基本的にはないというようなふうを考えております。

○平八重光輝議員

少し質問の仕方がまずかったのかもしれませんが、国の機関等に、そういう何とか協会とかそういうところに納めているお金があるんでしょうかという質問であります。なければないで、それにこしたことはありません。

それと、電算については、ここを挙げたのは、もとの機械代が250万なのに、それを保守点検するのに750万もどうもしてかかるんでしょうかというちょっと疑問があるんです。それが75万ちゅうなら話は判るんです。やっぱ、そこ辺はちゃんと検討をいただいて契約されるんでしょうかという質問です。

○町民課長（愛甲 洋文君）

電算の使用料でございますが、戸籍システムの使用料が5年間の契約で債務負担行為が契約をしていたわけですが、リースのほうで5年間の契約が過ぎたということで、今まで71万7,150円、毎月支払いをしていた分が、毎月3万7,348円ということになったということで、このリースにつきましては、先ほどの総務課長の答弁のとおりでございます。

今まで806万5,000円で戸籍システムを賃借していた分が、今度、44万8,000円になったということで、この分の差が出ているところでございます。

○麥田 博稔議員

財政課長にちょっとお伺いしておきたいんですが、さっきの3億の話です。一借を15億するようになっているんですね、一般会計は。すると12月ぐらいちゅうか、なってくると、お金がなくて結局、一借をしますよね、会計課は。

そのお金と結局、向こうに貸して眠っているということですが、その3億があつたら、一般会計のほうは借らんでいいちゅうか、何かその辺の財政の相殺ちゅうか、その辺がちょっと混乱してよく判らない。

預けているんだからちゅうことですが、結局、利息を減らすためには、銀行なら銀行、農協なら農協に入れないかと。それはもう動かさませんよね。で、一般会計が、結局、金が足りないちゅうことで、どっからか借りますよね、3社か4社、入札させて。

その利息の差とかなりますから、結局、町長と副町長が言われたその連結になると、どっちにしても。

ただ向こうのその土地の価格は上がらないと。だから、その辺のその金額の差とか、どっちが有利なのかとかは、その辺が我々の頭の中ではどうしても理解ができないところなんです。

だから、その辺もやはり今後の計画とかなんとかでピシッとして、その辺はどうなっているのかお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、歳入のところで交付税が増えてきて、こうきているんですが、結局、交付税は国の財政がこういう状況だと、何年かしたら、結局、減りますよね、国も借金をして配っているという状況ですから。

そのときと、私たちは合併して10年目が来て交付税が減る。その辺がドッキングしたときに、財政状況というか、その辺がどういうふうにとらえられているのか、ここ2年ぐらいはそうやって交付税を増やしますから、どんどん使いなさいということですよ。

我々は、だから新しいのをせずに、私は前倒しでしてくれちゅう話をしているんですけど。と

いうのは、そのときに財政がなくなってきたら、前倒しである程度の事業をしないとちゅう思いがあるんですが。

そういう総務省からこういう状況だけど、やっぱ将来的にはしっかりとした計算をしなさいという話が来ているもんか、その辺が非常に不安なんです、合併したまちは特に、我々は特に。

その辺の話をちょっと最後にお伺いしときたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

会計課長がいらっしゃいまして恐縮なんですけど、公共団体の資金といいますか、現金残高というのは、一概に言えば、4月10日ごろには交付税がもう7億ぐらい入ってくるわけです。

そうしますと、大体盆ぐらいまでは、その資金がダブつくといいますか、資金が結構あまるわけです。

会計課のほうとしましては、それを1億の定期で半年ぐらいずつとうっていったって、定期預金利子を稼ごうとするわけですが、そうした場合、盆過ぎ、9月ごろから非常に資金が出ていきます。公共事業がはけていったって、完成払いで出ていくということになります。12月ぐらいになったら、完全にもう起債が入ってきませんから、5月に借りますので、一借を借っているということになります。

ですから、言われますように、その3億円、じゃあ4月1日貸して、3月31日まで貸しっぱなしじゃないかということになっていきます。

ですから、その分の金利といいますか、3億円というものを4月1日で1年間定期預金に積むと、3月31日まで積むということに対しての、その基金利子といいますか、その現金にかかる普通預金、定期預金の利子ですが、その分は少なくなるというふうに考えております。

ですから、その額を計算しますと、3億円ですから、大体6カ月の場合が0.29%ぐらいであります。ですから、6カ月ですから、大体100万円未満の差というのは出てきます。

ですけれども、開発公社が1年間に民間の金融機関から借って、金利を民間の金融機関に返すとなりますと、500万近くになるということになります。

ですから、どっちみち開発公社に無利子で貸すわけですから、一般会計は多かれ少なかれ、まあ少ないほうなんですけど、金利は入ってこないということになります。

それとあわせて、交付税の関係でありますけど、確かに今、地方を大事ということで、起債を国がお金を借ってまで交付税枠を増やして配ってくれております。

ですけれども、これが長く続くかといいますと、それはもう完全にもう保証された制度ではないわけですし、いつ減ってもおかしくない状態であります。

ですから、今後6年間、交付税がずっと落ち込んでいったって、落ち込んだ結果に11年目からは7億から8億減っていくという図式が成り立ってくるというふうに思っています。

ですから、非常に合併して10年目からが厳しい時代が来るというふうに、財政の説明会でも申し上げておりますが、非常にやりたい気持ち、非常にできないなという気持ちと半々であります。

○新改 幸一議員

私は、18ページの行政財産使用料の中で、駐車場という関係で6万3,000円、収入で見えてあるわけですが、関連して質問をさせていただきますけれども。

実は、ちょうど元法務局の隣に駐車場があるわけですが、あそこは職員の駐車場、使っている。また一方では、郵便局の従業員の方もとめさせてもらっているわけですが、従業員の方からいろいろ町の都合で、あそこにとめてくるんなどということで相談があったと。

あそこは職員の専用駐車場なのかと。職員はちゃんと使用料を払っているのかと。我々も、その税金を納めているんだから、そういう差別をされるちゅうのはいかなものかということで、私のほうに話があったわけです。

地区外、さつま町外の方々は、そういうことで今回はだいわのところの一部を借りて払って、我々は税金を納めていないわけだから、そういう方向にさせていただきたいと。

しかし、さつま町、管内におるさつま町に税金を払っている人は、ぜひやっぱり我々も一緒にそのお金も払うから、使用料も払うから、あそこにとめさせてくれんかという要望なんです。

職員の方も払っておれば、そこはきちっと我々も払うと。職員が払ちょらんとやりや、おいどんにもとめさせてくれよということなんですけれども、そこあたりをどんなふうに円満解決で。物すごく感情的に言われるもんですから、そこらん辺の解釈ちゅうのをどういうふうに説明をすればいいのか、ちょっとお聞きをするところでございます。

○財政課長（二階堂清一君）

確かに、2週間ぐらい前ですか、郵便局に行きました。そして、非常に駐車場について、駐車場がないという苦情がありますので、できればほかのところを見つけてくださいということを申し上げました。

といいますのも、やっぱりあの裏に愛宕のほうなんです、ある方が駐車場経営をされているわけでありまして。そのときに言われた言葉が、町営のところは無断で認めてくれれば、私たちのところを貸せられませんか。

ですから、私たちの料金収入は下がるんですよ。ですから、役場関係者以外であれば、役場に用事がない人以外であれば、郵便局の人であれば、私が準備したといいますか、その駐車場を使ってくださいという文句をとといいますか、ちょっと不平を言われたことがあったわけでありまして。

ですから、郵便局の場合も、そういうことで、あそこは駐車場として使っておられたわけでありまして。こういった形で、郵便局の体制が変わってきまして、町の駐車場をいつの間にか占有しているということになっているわけでありまして、やっぱり職員といいますか、そこで働く社員の方といいますのは、その駐車場というものは、当然、雇用主そのものが少しは面倒をみなければいけないという話になってこようかと思っております。

ですから、税金を払っている、払っていないという問題ではなくて、雇用主として職員の駐車場をいかに確保していくかということをやまず優先させていただいて、じゃあ役場の職員がお金を払っていないということは、また今後、十分協議をしていかなければいけないというふうに考えております。

○新改 幸一議員

円満解決にいきますように努力をしていただきたいと思います。

ちゅうのが、従業員の社員の中で、川内から来られる方で、そのお父さんが薩摩川内市の市役所の職員だそうございまして、そのお父さんに何かそういうのを言って、こうして追い出されやったと。役場職員の人は、無料でとめていると。そういう馬鹿なはいがあつたかというようなことで、その薩摩川内市のその職員のお父さんが、そういうことで何か入れ知恵をしやったそうです。

それで、大きくなってきとるもんですから、従業員の方々が感情的になって、そこに職員の人は払うちよるとかと。職員の人が払うちよったら、おいどんもそこはるで、しゃいも月極駐車場で貸してもろごたつというのが本音にあるようございまして、ぜひそこあたりは、またうまく円満解決にいきますように、ひとつ御努力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、ただいまの議案第１８号に対する質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第１８号については、お手元に配付した議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第１３「議案第１９号 平成２１年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第１４「議案第２０号 平成２１年度さつま町老人保健医療特別会計予算」、日程第１５「議案第２１号 平成２１年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第１６「議案第２２号 平成２１年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第１７「議案第２３号 平成２１年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第１８「議案第２４号 平成２１年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第１９「議案第２５号 平成２１年度さつま町水道事業会計予算」、日程第２０「議案第２６号 平成２１年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第１３「議案第１９号 平成２１年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、日程第２０「議案第２６号 平成２１年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案８件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案８件について質疑はありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、ただいまの議案８件に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案８件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から３月１８日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第２委員会室、文教厚生常任委員会が第１委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

３月１６日は午前９時３０分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午後４時０８分

平成 2 1 年第 3 回さつま町議会定例会

第 4 日

平成 2 1 年 3 月 1 6 日

平成21年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成21年3月16日 午前9時31分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
18番	田 中 伸 一	議員	19番	柳 田 隆 男	議員
20番	山 崎 文 久	議員	21番	岩 元 涼 一	議員
22番	新 改 幸 一	議員	23番	中 尾 正 男	議員
24番	東 哲 雄	議員	25番	川 口 憲 男	議員
26番	内之倉 成 功	議員	27番	木 下 賢 治	議員
28番	濱 田 等	議員			

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	栗 野 明 男 君
商工観光課長	橋之口 幸 男 君	教委文化課長	川 添 俊 行 君
福祉課長	日 高 昭 治 君	学校給食センター所長	上久保 澄 雄 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	建設課長	脇黒丸 猛 君
薩摩総合支所長	貴 島 晃 人 君	水道課長	岩 切 秀 久 君
総務課長	湯 下 吉 郎 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
財政課長	二階堂 清 一 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君		
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君		
鶴田総合支所経済課長	上大迫 盛 光 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 30 号 さつま町地域活性化・生活対策臨時交付金事業基金条例の制定について
- 第 2 議案第 31 号 さつま町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 第 3 議案第 32 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 4 議案第 33 号 平成 20 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）

△開 議 午前9時31分

○議長（濱田 等議員）

ただいまから平成21年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第30号 さつま町地域活性化・生活対策臨時交付金事業基金条例の制定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「議案第30号 さつま町地域活性化・生活対策臨時交付金事業基金条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。本日の議案は、先般、国において2次補正が決定したことに伴いまして、議案の提出になっているところでございますが、この2次補正に関しましては、皆さん御承知でありますが、昨年来、経済情勢が急変している中で、今まで地域を支えてきた企業や工場でも情勢が大変緊迫してきているところでもありますし、またそれに伴いまして、この国民の不安、あるいはまた生活面でのいろいろな不安ということも言われる中での生活対策ということで、地域の活性化、生活対策臨時交付金等が配慮されて議論されてきたところであります。

こういう中で、都道府県分が2,500億円、市町村分が3,500億円ということで6,000億円の予算が計上され、そしてその中でさつま町分が3億8,400万円という額が決定をされたところでありまして、先般の2月における臨時議会とともに、今回この2次補正分を皆さんに提案をするということになっているところであります。

それでは、「議案第30号 さつま町地域活性化・生活対策臨時交付金事業基金条例の制定について」、提案の理由を申し上げます。

これは、地域活性化・生活対策臨時交付金事業を実施することに伴い、基金を設置しようとするものであります。

内容につきましては、財政課長のほうから説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第30号 さつま町地域活性化・生活対策臨時交付金事業基金条例の制定について」、内容説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号については委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。「議案第30号 さつま町地域活性化・生活対策臨時交付金事業基金条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第30号 さつま町地域活性化・生活対策臨時交付金事業基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第2「議案第31号 さつま町介護従事者処遇改善 臨時特例基金条例の制定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「議案第31号 さつま町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第31号 さつま町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」であります。これは、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善等に関する法律の施行に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するための基金を設置しようとするものであります。

内容につきましては、すこやか長寿課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

説明を申し上げます。議案第31号でございますが、31ページの1をお開きください。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号については委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○平田 昇議員

ただいまの課長の説明に確認をさせてください。

結局、介護従事者の報酬を上げるため、その分の全額は21年度は見ますと。22年度は半額は国が見ますと。23年度はもうゼロですと、こういうことですか。確認をさせてください。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

今、議員が申されたとおりの形で21年度が100億、22年度が50億、23年度はそれがないという形の段階的な緩和策でございます。

○中尾 正男議員

4条関係について、ちょっとお尋ねいたします。

運用益を、これは介護特会に編入するものとするところとあるんですが、一般会計に積んで運用益金を介護保険特会に積んで、またこれは一般財源にまた返してする、複雑になっているんですが、一般会計の分を介護特会に入れるのは、この条例ができれば根拠は判るとしても、介護特会に必ず通さないかん、そこのところはまたこっちへ入れて、こっちへ戻してという面倒な手続をせねらんようになっていると思うんですが、この必要性をちょっと説明してください。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

交付金を一般会計のほうに入れまして、一般会計のほうで基金を造成すると。そして21年度から介護特会のほうで、その補てん分を取り崩して使うということですけども。

やはり特別会計のほうに入れた段階で、被保険者の保険料との相殺といいますか、保険料を普通徴収する分について、上昇分をこちらのほうで補てんしますので、特別会計のほうで繰り入れまして、歳入歳出の調整になりますので、特別会計のほうに繰り入れた段階で保険料について減額分の額を、この交付金のほうで歳入財源として見ていくということでありまして、特会のほうで処理をするということでございます。

○中尾 正男議員

保険料算定の資料とするために、一応この運用益金を介護保険特会に入れんといかんという、そういう説明ですか。そしてまた、この基金に編入するとなっていますから、介護特会からまた一般会計の基金のほうに入れないかんわけでしょ。

今の説明では、この益金をそっちに入れんと、その保険料がはつきりせんということなんでしようか、ちょっと判らなかつたんですけど。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

交付金が設定された、国の中で、18、19、20につきましては、税法の体制で激変緩和措置がとられました。それがなくなった段階で、報酬3割アップすることで保険料も上げなければならないということで、そこら辺の急激な上昇を国が交付金をもらったわけですけども、いわゆる法の中で被保険者から上昇分については取らないと。

したがって、特別会計としては、その財源を保険料満額を見込まなければなりませんので、交付金でその分は歳入財源に充てると。

それから、その特別会計からも基金の閉鎖するときには、一般会計には返しませんが、特別会計のほうから直接国のほうへの返還という形に、システムの流れとしてはなっているようであります。

○議長（濱田 等議員）

お判りですか。いいですか。別にありませんか。

○麥田 博稔議員

1点、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

今度、介護従事者というか、そういう処遇が悪いということで上がるんですけども、こうなったときに、結局各事業所で待遇がよくなったかどうかということが非常に危惧されるわけです。

経営が苦しいとかなんとかということで、本当に従業員というか、そっちのほうに金が給料アップで回っていくかということが非常に危惧されるわけです。

その辺の確認とか、そういうシステムができていいのか、権限があるのかどうか、ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

というのが、人が足りないと言いながら、今度の薩摩中央高校の福祉課のほうを見ても、40名に対して26名ですか、非常に希望が少ないと。一番最初、物すごく人気があったんだけど、やはり仕事の割に給料が低いとか、いろんなことでないわけですが、その辺の確認がどのようにできているのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

介護制度の中の、いわゆる事業所とかにつきましては、地域密着型につきましては町のほうでの指定とか指導監督の権限があるわけですが、他の分についてはそれがないと。

ですので、この分について職員の処遇として3分の1のアップがあったわけですが、そこら辺が給与とか、そういう処遇に与えているかというのは、今の段階の監査とか指導のシステムの中では把握する部分がないということであります。

こういう形で、それにあてるとのことでの法の改正、交付金でありますので、今後のその県の指導監査とか、そこらあたりでどういう形になるのか、まだ細かいことはつかめておりませんが、そこらあたりもその部分で図られるんじゃないかというふうに思っていますけれども、細かいものとしてはまだとらえてないところであります。

○議長（濱田 等議員）

別にありませんか。

○川口 憲男議員

ちょっと確認をいたしたいと思います。

先ほど課長の説明の中に、23年度の時点でゼロになって、あとは国庫のほうに介護保険のほうを通じて返すんだという説明だったのですが、この21年度の3,990円、22年度の4,045円、それから23年度の4,100円、ここあたりの23年以降になって残額とか国庫に返さなきゃならないというような状況が出てきます。

これは介護従事者の人たちに、その分の補てんということの基金だと思うんですけども、年次的に算出ができてないものか。

それと24年度以降になったときには、この4,100円の推移が、その介護従事者の方には随時これでいくのか、その年次的に必要性があったら、それを年次的に上げていかなきゃならないのか、そこあたりの考え方を。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

国への返還の分ではありますが、ちょっと説明不足で申しわけございません。

先ほど条例の説明の中で、31の2でございます。この交付金を充てる事業内容でありますけれども、いわゆる保険料の上昇に伴う補てん分については、第4期の介護保険計画の中で被保険者の数字等を見込みながら積み上げております。それでも若干の差異がありますので、その返還分ということが出てまいります。

それから、2号の中に、本事業のこの広報啓発等の事業もやってよろしいというのがありますので、ここらあたりの事業というのの見込みもある程度見ておりますが、そこら辺の差額というのも出てまいりますので、その国庫の返還ということであります。

それから、23年度、基準額で申し上げますと4,100円なんですけれども、23年度は補てん分がありませんので、月額4,100円の保険料を納めていただくわけですが、24年度以降

につきましては、また第5期の介護保険計画の策定というのがありますので、その中でまた実績等を見きわめながら、また先を予測しながら設定をしていくということになります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。「議案第31号 さつま町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第31号 さつま町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第3「議案第32号 さつま町介護保険条例の一部 改正について」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「議案第32号 さつま町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第32号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、第4期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定するため本条例の一部を改めようとするものであります。

内容につきましては、すこやか長寿課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

「議案第32号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号については委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○**麥田 博稔議員**

6段階に分けてあるわけですが、この該当者が大体どれぐらいあるものか。その傾向がどのようになっているのか。

結局、所得がやっぱりこうしてなってくると、高齢者の方にしても所得が落ちてくると思うんですが、その辺の傾向はどのようにとらえられているのか、お伺いしておきたいと思います。

○**すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）**

説明いたします。すこやか長寿課の資料の2ページをお開きください。この資料の中の下の方に、所得段階別の対象者区分というふうに書いてございます。この区分を第1段階から第6段階まで書いてありますが、例えば、第1段階が生活保護の受給及び老人福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方と。以下、見ていただきたいと思います。こういう区分で人数を設定把握しておりますが、第4期の計画をつくる段階で見込みといたしまして、21年度で申し上げます。

第1段階を90人、第2段階を2,389人、第3段階を2,032人、4段階を2,399人、それから5段階が1,321人、6段階を398人見ております。それから、弾力化を図りますので、弾力化の部分については、一番多い階層ですけれども7,252人見ております。

そういう形ではありますが、21、22、23のこの流れ的には高齢者人口が減る中で高齢化率は上がると。ただ、後期高齢者は人数が増えるという、そういうことになっておりますが、数的には大体、21年度を8,629、それから22年度を8,504、23年度を8,379というふうにして人数的には被保険者の数としては見込んでいますところであります。

○**議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。

○**中尾 正男議員**

あと、ほかの改定で介護報酬が3割上がるんですが、全体の介護給付費の伸びを説明があったかもしれん、ちょっと聞き落としたかもしれんが、どれぐらい見込んで計算をされたのか伺いたと思います。

○**すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）**

保険料を見込む標準給付費見込みということで、ちょっと率は上げておりませんが数字を申し上げます。

21年度が24億7,500万円、22年度が25億1,600万円、23年度が25億6,300万円というふうに見込んで保険料等の算定をいたしております。

○**議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（濱田 等議員）**

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（濱田 等議員）**

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。「議案第32号 さつま町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第32号 さつま町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第4「議案第33号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「議案第33号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第33号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」についてであります。

今回の補正は、定額給付金費に要する経費、及び地域活性化・生活対策臨時交付金事業費、介護保険対策費、児童福祉費並びにその他所要の経費を補正しようとするものでございます。

今回の定額給付金の問題に関しましては、いろいろと議論もあったところでありますが、国において景気が後退するもとにおいての住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とするとされております。

決定したことによりまして、やはりこういう過疎地域におきましては、これに対する期待も大きいのではないかと。そしてまた、このことをできるだけ地域の経済効果につなげるように、経済の活性化につなげるようにしてもらいたいという意見も出ているところでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億287万9,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第33号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。議案第33号について質疑はありますか。

○川口 憲男議員

町長のほうに、町長の施政方針の中でも中小企業者へのさらなる支援策を講じるため、特定中小企業保証制度、セーフティーネット、これ利子補助制度を創設するという項目がありまして、この基金の中にも1の7ですか、保証利子補助基金を1,000万円ほど計上してあるわけですが、現在のところで、この雇用事業不振になりまして、こういう申請が幾らぐらい来ているものなのか。

ここあたりに対することは一般質問でも申し上げましたけれども、非常に苦しんでいらっしゃる方々がいらっしゃって、私もこの前の質問でちょっと納得しないところがあったんですが、この利子補助だけで対応できるものなのか、状況的に把握されておったら、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この特定中小企業緊急保証制度利子補助事業基金と、これは本町として、こういう経済状況の中で非常に売上げが減少しているという、それぞれの事業主に対してセーフティーネットという形で、これを支援しようということで取り組んでいる、本町なりの努力でございましたが、実態に対しては前回も担当課のほうから説明してあるとは思いますが、具体的な状況については担当課のほうから説明をさせたいと思います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

特定中小企業の関係でセーフティーネットの関係でございますが、現在までの町におきましての認定を行ったところが65件でございます。そのうち、融資が決定いたしましたのが45件、総額5億5,250万円を融資いたしているところでございます。

なお、現在申請中のものが12件、これが1億5,000万円という形での融資の申請がなされておりまして、総額65件のうち57件がそれぞれ決定並びに審査の状況でございます。

なお、融資額といたしましては7億300万円という状況でございます。

このような状況の中で、町といたしましては、大体、融資の平均が1,300万円という形でございます。これらをもとにいたしまして、今後も出てくるとは思いますけれども、2年間にわたりまして助成していきたいという考え方でございます。

当面21年度におきましては1,000万円に対応するというところで、上限額を40万円を助成したいというような考え方でおりまして、利子については、もう半分以上はこれで助成していきたいと。個人負担が半分に減るような形で持っていきたいということで算定いたしまして、今後相当数景気が悪くなりまして、より一層企業がこういう形で申請が出てきますと、その時点でまた次の対策を打っていかなくちゃならないと。今現状で判る範囲内での対策という形でいけるんじゃないかということで見込んでいるところでございます。

○中尾 正男議員

委員会省略ですので少し小さいところまで聞きたいと思いますが、説明資料の4ページの第9号の関係の番号の6番と16番、ホテル舟イベント広場に4,500万円と大きな用地取得があるんですが、これと、和太鼓の整備事業7,246万、これ対象はどこなのか、ちょっとそのところ伺っておきたいと思います。

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

それでは、説明資料の4ページの21年度で実施します6番のホテル舟イベント用地取得事業でありますけれども、内容について御説明申し上げます。

旧鶴田町の時代、平成11年度からでしたが、当時の祁答院地区土地開発公社の鶴田支社で事業が実施されました神子地区、鶴田高嶺まちなみ整備事業というのがありましたが、ここで整備

されました現在残っておりますイベント広場兼駐車場用地等の関連の用地ですが、これを今回さつま町土地開発公社から取得をしようとするものでございます。

○教委文化課長（川添 俊行君）

16番の和太鼓整備事業でございますが、この事業につきましては、特定したどの団体というのはないんですが、地域や学校等におきます和太鼓、これが行われている状況がございます。

ということで、特に小学校・中学校・高校いろいろと和太鼓に取り組む姿勢というのが最近見えてきておりますので、この太鼓を整備して、そして、一応基本的には貸し出しをするといったような方向でもっていかうということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

同じく、この4ページ18番の炊飯器の給食施設整備1,170万円あるんですが、これ、前々から議会で米飯給食とかいろんな話が出てるそういうことのためにされるのか、新しく買い替えなのかお伺いしときたいと思います。

それから、定額給付金につきましても、この前の説明で一応銀行振込という話ですけども、いろいろ話を聞くと、なかなか一回振り込むと景気対策にならないと。やはり、おろしてまで使うというか、いろいろあるので現金支給にしてくれなかったんだろかというような話を聞くんですよね、いろいろと。

ですから、その辺の決定に至った理由。この前の話では世帯数も多いしというような話があったんですが、その辺の考えを再度、お伺いしておきたいというふうに思います。

それから、基金積立てをされまして、いろいろと21年度補正でされるんですが、このプレミアム付きの商品券発行助成というのがありますけれども、これを商工会ともこの前もちょっと今、話を今進めてる段階だという話があったんですが、その内容等がどうなってるのかお伺いしておきたいというふうに思います。

というのは、今度の定額給付金にあわせて全国各地でいろんなことされています。この前の新聞等を見ますと、福井県の池田町は1万円に対して1万6,700円、67分の助成とかもう思い切ったことされてるんです。ほかのまちでは5,000円券の商品券に対してくじ付き商品券を発行して、当たると5万円が40本とか。

だから、地域の商店街の活性化に資するように、定額給付金にあわせてこうされてるんですけども、うちの場合は、商工会と話が煮詰まってないというようなことですけど、その辺の事情は、どのようになっているのかお伺いしときたいと思います。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

それでは、この資料の18番になりますが、炊飯給食の施設の整備事業につきましては、これは鶴田学校給食センターの現在ある施設の更新でございます。既に21年経過して非常に老朽化をいたしております。

○企画広報課長（中村 慎一君）

この定額給付金の支給給付関係でございますが、この口座振込を原則としたいということで御説明をいたしております。

これにつきましては、これまで役場のこういった取り扱いにつきましては、極力現金の取り扱いを行わないといったようなことで、口座振込によります取り扱いというのを督促いたしまして、できるだけ現金を取り扱わないといったようなことで、事故防止を最大限そういった取り組みしましょう、ということでやってきておりまして、今回の4億円を越える給付金につきましては口

座振込をさせていただきたいということで考えております。

特にこういった観点から事故防止を最大限防止するということで取り扱いをしていきたいというふうに思っております。

それから、やはり、その現金の取り扱いといったような商工会あたりからの話もあるようですが、これにつきましては非常に多額の金額をどういった会場に分けて現金を持っていくかといったようなこと等も、非常に難しい局面も出てくるというふうに思っております。

1万1,000人近い対象者であるといったようなことになりますので、そこらは最も安全で確実にということで、この口座振込によります取り扱いに取り組んでいきたいといったようなことで、お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

プレミアムへの関係でございますが、今商工会と詰めをいたしておりますけれども、考え方としましては定額給付金と同時に発行していきたい、ということで今やっておるところでございます。

なお、額面にいたしましては、町としては発行総額3,000万円、額面は3,300万円という形でどうだろうかということで定義いたしております、この300万円でプレミアム分は町が全額負担という線でいかがだろうかということで、今、商工会の中の検討委員会に提起いたしておるところでございます。

これをやることによりまして、あと印刷の関係・諸事務、ここら辺のところの経費並びに業務が商工会に発生いたしますが、そこら辺のところは今商工会で詰めをいたしてるところでございます。

今後におきましては、定額給付金と同時発行ということになりますが、期間の問題あるいはPRの方法、ここら辺を早急に詰めの段階に入っているということで、いずれにいたしましても、これでひとつ地元個店、あるいは地域経済の活性化につなげていくということで双方は共通理解をいたしてるところでございます。

なお、今後におきましても、いろんな各市町村でもやり方がたくさんあるわけですが、一般財源をできるだけ使わない形で、そして、経済対策といたしまして21年度におきましても、国の動向を見ながら、積極的な施策を随時また打っていかなくちゃならないと考えてるところでございます。

○麥田 博稔議員

このプレミアムにつきましては、今300万円を、全額で3,300万円にするということですが、商工会のほうとしては、前もちょっと話を聞いたときに、結局商工会に入っているお店だけということなんですよ。

だけど、これが地域活性化とか国がいつている生活支援なのか、景気対策かちょっと判らないような状態ですが、地域ですとなると商工会に入っていない小さな個店もあります。国のそういう交付金がきたときに、どこまで対象にするのかということが一番問題になると思います。しかも100%補助となると。

だから、南さつま市なんかは事業費までちょっとやってるようです。だからプレミアムの商品券以外に事業費をその商工会にやって、そしてそこで運営してもらおう。そして、全店舗をしてくださいと。そういう手もあると思うんです。あそこで極端にいうと臨時職員とかそういうのして雇ってもらって、そこまでちょっと面倒見るとか。

だから、今度の場合は、やはりプレミアムというのがあるということで、小さな個店の方も大分期待されてる部分があるのではないかと思います。

だから、地域の活性化となるとその辺までいかないかんと思うんですけれども、この基本的な考えを政策的になりますし補正でするわけですが、町長、その辺をどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いしときたいと思います。実務的な話は副町長でいいですから。

○町長（井上 章三君）

今、言われましたように、私たちも今回のプレミアムに対しましては、商工会の加入店舗を対象とするというのではなくて、全域の個店並びにそういう商工会以外のところも含めて使えるようなプレミアムにしたらいいいんではないかと。そして、町で100円という形の中で商工会にもできるだけ負担をかけない形の中でやれたらいいいんではないか、というような考えを持っているところでございます。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

今、町長のほうからございましたように100円ということになりますと、それぞれの個店の方々に全員に行き渡るような活性化という方策が妥当かと思えます。

そういうことで、今ございましたように精算事務ということになりますけれども、そこら辺についても期間的にもありますので、それぞれ打ち合わせをしながら、そこで臨職等の配置とかというのについても、今検討しているところでございます。

○麥田 博稔議員

やはり景気対策というか、今度の定額給付金が非常に地域の活性化ということを総務省も訴えていますので、それに対してプレミアムということできてるわけですから、やはり小さなできれば個店ですね、そういうところで、もう自分の年金までいれて何か店を経営するというな話も聞いたり、生きがい対策でしてるんだという話も聞いたりしますので、その辺に行き渡るように。

それから、いつも話に出てくるのが、結局大型店に吸収されるという話もあるんですけれども、そこはだから、だめというわけにもいかないでしょうけど、なかなか厳しい問題があるんですが、そういう個店のほうでも魅力ある商品というか、例えば100円市とか何とかされるわけですから、こういうプレミアムが出たときに何か独自にそういう祭りじゃないけど、イベントというんですか、そういう記念のものをしてもらって、できるだけそういう個店に落ちるように話を詰めてやっていただきたい。

○久保 道夫議員

ただいま麥田議員のほうからいろいろ質問がありました中で、企画課長のほうが先ほど答弁をされましたけど、定額給付金につきましてプレミアム券と抱き合わせてしたら大変大きな効果が望めるわけですが、確かに現金支給というのは、そういう大きなお金を取り扱うところで危険性は十分高いと思いますが、やはりもらう側の目線で立つと現金でもらったほうが、この経済効果というのは大きな効果が出るんじゃないかと思っておりますし、それが最大限の目的ですので、そういうのは検討されなかったのか。

また、経費につきましても我がまちで1,900万円ぐらいまでは使えて、まるまる国のほうから助成があるというふうにお聞きしましたが、そういう内容を再度お聞きいたします。

○企画広報課長（中村 慎一君）

先ほど御説明を申し上げましたように、この定額給付金につきましては、国が補助事業として各市町村の取り組みに対します全額補てん方式でのそういった事業になります。これはすべて会計検査の対象になりますし、また、支給のやり方によりましては、国庫の対象にならない部分とかそういったようなところもあるようでございます。

そういった部分につきましては、最新の注意を図りながら取り組みを進めていかなければいけないというふうに思っております。

国のほうは、一番最初この定額給付金につきましては、取り組みの一番最初で小さな自治体におきましては、現金支給でされている部分等がメディア等で取り上げれておりますが、国のほうからは、この定額給付金事業につきましては金融機関との関係において口座振込による給付を原則としますといったようなことで、国のほうでそういった方向づけをされておりますので、現金給付をするということになりますと、それからまた外れるようなことになりますので、そこに対しては、ある程度国のほうに説明をしていかなければいけないといったようなことになろうかというふうに思っております。

安全かつ確実にということで、さつま町といたしまして過去現金給付に係る分を口座振替にといったようなことで取り組んでいておりますので、この分につきましては、その点につきまして御理解をしていただくということで、事務事業は進めたいというふうに思っているところでございます。

○久保 道夫議員

課長、原則的には確かに口座振込だと理解しておりますが、実際全国を見ますと現金で支給している市町村もありますし、もう経済効果から考えますと、これはもう明らかなと思います。

町長、その辺は町長としてどのようにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

この定額給付金というのは生活への支援ということとともに、この地域の経済に対する活性化ということも同時に図られているわけでありますから、それにつながってほしいという気持ちは、十分持っているわけであります。

ただ、この支給の方法と給付の方法ということについては、今御指摘のあるようなことも十分考えられるわけですが、内部的に検討した中で、我がまちもある程度の規模を持ったまちでございまして、こういうような方法というのもやむを得ないのかなと。

しかし、趣旨の中にありますように、地域の経済の活性化につながる形で、これが使われるようにということで、プレミアムの取り組みなども抱き合わせながら、それにつながることを期待しているという考え方をしているところでございます。

○久保 道夫議員

じゃ、町長、この口座振込の給付のやり方で十分町長は経済効果があるというふうに理解してよろしいんですね。

○町長（井上 章三君）

十分あるかどうかという点においては、そうでない部分もあるかもしれないという懸念は持つわけでありますが、せつかくですから、社会的にもいろいろ話題になっていることでもありますし、また、各いろんな個店、あるいはまたいろんな事業所においても、これを当て込んでいろんな企画を組んでおられるところもあります。

そういう中で、ぜひ経済の活性化につながってもらいたいなというふうに願っているところであります。

○中尾 正男議員

21年度事業で雇用対策開発事業関係が出てるんですが、先に補正でも組んだんですが、ここあたり、この分は本来やはり1,000万円未満ということで、ここあたりの予算を増やしてほしいという思いはあるんですが、ここにはそういう議論はなされなかったのか。

そして、ここにクリーンセンター2、用務員2、給食1とあるんですが、これは先に補正を組んだ分の別に追加であるというふうに理解していいのか。そのところ答弁願います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

雇用関係でございますけれども、2月補正でいたしました分は緊急、今回また4月1日採用の関係での雇用開発という形で取り組んだところでございます。

なお、状況といたしまして、考え方といたしましては、980万円組んでございますけれども、たくさん雇用したいのが実状でございます。

ただし、業務をどうあるべきか。業務の種類・各課の状況、そこだけを全部吸い上げた形で、とりあえず、今緊急的な形ではこれだけは雇用していこうという形で出したところでございまして、今後の経済対策そこら辺を見ながら、随時また役場全体の、町全体の行政が行う雇用がどこまでなのか、その業務内容、全体的に見たときにそうたくさん増やすということは難しいだろうということを考えてるところでございまして、きのうがちょうど面接をいたしまして最終的な形で決定をいたしましたところでございます。

○柏木 幸平議員

先ほどから出てます定額給付金のことですが、先ほどの町長の答弁ではそういうほうで預金にして期待をするという考えではありますが、私は実際預金に入れたら買い物客も商店街で幾らイベントを打ってもそれが銀行に行ったり、農協さんに行ったりいろいろと、おろしてから行くというのはなかなか少ないと思うんです。

ですから、やはり現金を持ったらこう使いたいという気持ちは、消費者側としては多分あると思いますので、やはりここは、ほかのところも現金の取り扱いに関しては危険な面もあるわけですが、ガードマン等もつけておられますし、やはりそういう対策も講じながら、まず現金をやることで購買意欲もわくと思いますから、ぜひここあたりは再度検討し直して、現金のほうに切り替えていただきたいという気持ちがあるわけですが、そこあたり町長としてはどのように考えておられますか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

御指摘の現金支給の関係については、確かにそういうことが言えるかと思います。やはり、ATM等でおろして、わざわざ地元のお店に行くかという御指摘でございますが、確かに心理的には現金で給付をしたほうが、消費者にとっては使いやすくなるということも考えるわけでございます。

やはり1日も早くこれを手元に届けるということが重要な案件になっておりますが、このためには一斉に振込を4月の大体下旬、27日ぐらいから28日ぐらいにかけて連休前にできれば交付をしたいと。

そうなった場合には、どうしても現金給付というのは、準備のいろいろ作業等を考えますと5月の連休明けになってしまうと。できれば連休前に配付をしたいというのが、私たちのもくろみでございまして、そういう部分では現金給付の準備というのが非常にこう戸惑いもありますし、またそういう安全性を考えますと、やはり口座振込というのが適当ではなかろうかと。

国としても安全性の確保というのが一番の条件になっておりますが、そういう地域への経済効果、経済対策ということについては「お知らせ版」等で必ず通帳確認と極力そういう地域で消費していただくということをぜひ広報活動を徹底しながら、消費者の協力をいただこうというふう考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

やはり何かこの考え方の違いがあると思うんですが、経済効果を上げるためには預金に入れたらそういう見込めないというのは、皆さんも思われると思うんです。

そのほかにも連休明けになるということですが、そこあたりは行政のほうでも手分けをして何とか取り組んで早くできる体制ができると思うんですけど。

経済担当として副町長はどんなふうに思いますか。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね10時55分とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（濱田 等議員）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

議員からありましたように、定額給付金につきましても、プレミアム商品券につきましても、それぞれ地域の活性化ということが目的でございます。

それぞれ、先ほどから定額給付金につきましては担当課のほうから説明もございますけれども、それぞれそっちのほうは検討していきたいということです。

ただ、プレミアム商品券については前回の反省として、やはりプレミアムとは何ぞやということと知っていらっしゃらなかったということもあります。それから500円の10分の1の上乗せということも知っていらっしゃらなかったということもございます。

ですから、4月の末日というようなことで定額給付金についても今説明しておりますけれども、同時期にということで早めに給付金・プレミアムについては啓発をしながら、十分町民の方々に理解していただきながら購入をお願いしていきたい。お願いというよりも購入していただきたいというふうに、利用しやすいようにやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

今、検討するって最初ちょこつと言われたような気がするんですが、その現金化に関して検討するということだったのか、ちょっと確認ができなかったわけですが、口座振込にしたときと現金にした場合、その互いの経費。それと予定として4月28日ということでゴールデンウィークの前に支給ができるということであると、今、宮之脇副町長のほうは言われたわけですが、どうせならゴールデンウィークを避けて、ゴールデンウィーク後に支給したほうがレジャーとか行っただけのところには落ちない可能性はあると思うんです。

地域経済にやはりするとなったらゴールデンウィーク後に地元で使っていただくために、それで現金支給をすると。そういうのが私たちは考えるんですが。

もう今の段階で経済担当副町長はプレミアムも言われますけど、やはりそこあたりも現金があつてこそ、そういう交換がされると思うんです。わざわざ預金から下ろして券とち。また手間が二重になるわけですから。現金があつてこそパツとかえられる。

そういうことから考えて、私は絶対にこの定額給付金の支給は現金でなければいけないと、私はそういうふうに考えます。

○企画広報課長（中村 慎一君）

事務的な部分で説明を申し上げますけれども、経費とかいろんな手続き上の問題もございますが、現金で支給ということになりますと、口座振込の場合は本人の口座、申請者である世帯主の方の口座を確認することで送金ができるということになっておりまして、手続き的には通帳の写しを郵送によって返送をしていただくのを基本といたしております。

それで、それが通帳のコピーがとれない方につきましては、それぞれの地元で窓口を設置いた

しますので、その場に、役場のほうで持参をいたしまして、そこで通帳のコピーをとらせてもらおうと。それで手続き的には完了するといったようなことになります。

ただ、口座振込みではなくて現金でとなりますと、一番懸念をされるのが本人のなりすましとか、そういった部分等が非常に危惧をされる部分でもございますが、本人をこういった形で確認するかといったようなことになります。

通常、選挙等の場合は、入場券を持参してきて、それを本人であるということで窓口で受付でチェックをしながら、投票用紙を交付するわけでありましたが、その方に現金を交付するとなりますと、その方の個人を特定するということが必要になります。

運転免許証なり、写真付きの住民基本台帳カード、パスポート等をお持ちの場合は、それで確認をするといったようなことになろうかというふうに思っておりますが、ただ、それができない分については、どうしても本人の口座のほうに振込みをするという形でなければ、どうしても取り扱いができないと。

ただ、最近住民票等の窓口申請の分におきましても、本人でない人が来た場合は本人をどういう形で確認するかということで、必ず免許証等のチェックをかけるわけでありましたが、そういう取り扱いになろうかというふうに思っております、非常に申請者その方に対しまして非常に不便をかける部分もあります。

それともう一つは、現金支給の方が何人ぐらいいらっしゃるか判りませんが、現金を準備するといったようなことになりまして、4億円を現金を準備するといったことが期間的にどういった形で可能かといったような、そういう事務手続き上の問題も出てくるのではないかというふうに思っております、その一番短い期間内に準備ができるということになりますと、口座振込みによります方法、これが一番安全でかつ早いといったようなことになります。

現金給付の場合は、そういった日程等もつくりながら、またもう一遍最初から設計的な部分をちょっとやり直すといったようなことになりしますので、連休明けに間に合うかといったこと等よりも、いつそういう事務手続きができるだろうかといったような、そういうこと。

それから、一括して交付ができませんので、少しずつ分けてといったようなことになるのか、そこらもまた検討をしながら、再度これにつきまして再検討を必要とするといったようなことになろうかというふうに思っております。

ただ、予算的にはこの定額交付金につきましては、金額を予算でお願いしておりますが、これを確実かつ安全に住民の皆さん方、町民に交付をするということにつきましては、私どもが可決をいただいた予算を、こういった形で執行するかといったような部分になってくようかというふうに思いますので、事務局といたしましては、これを安全かつ確実な方向で住民の皆さん方に、できるだけ早く届ける方法を選択をさせていただきたいといったようなことでございます。

○新改 幸一議員

今、大変いろいろ議論をされておりますが、メリット・デメリットあると思います。

もう何もかんもがみんなが言うようにはいかないと思うんですが、確かにこの現金を扱いますと、仮に袋をずっと入れていく。それで総額のお金でもしあわなかったときには、また広げないかと。

私は昔、農協時代に職員の給料の明細を締めるのに1円あわんな、また全部拾いあげてもう大変な苦勞。合わんとに携わった職員同士でいろんな不都合もあったのを記憶するんですが、そういう事故があるというのも、一方ではあるんじゃないかなというのも懸念するわけでございます。そこらあたりは、ぜひいい方に解決をしてほしいわけでございます。

私は、別なほうでちょっと質問をいたしますけれども、この説明資料の4ページの14番なん

ですが、学校施設の耐震業務委託の関係。柊野小学校からずっとこう載っておりますけれども、これで管内の学校は全部耐震業務が終わるのか、が1点。

それから、旧宮之城高校というのもあるんですけれども、この高校は地震後にできた学校だと思ってるんですが、ここ当たりも今度の診断をせんないかんのかというのが1点。

またもう1点は、今回の柊野小学校からの学校4校、ここあたりは1社でこういうのは耐震業務をされるのか。そこらあたりのことをお聞きいたします。

○教委総務課長（山口 正展君）

学校施設の耐震診断の業務委託の関係でございますが、今回の柊野小学校の屋内運動場、それから鶴田中学校の屋内運動場、求名小学校、永野小学校の校舎、それから旧宮之城高校の屋内運動場ということで一応計画をしたところでございます。

今回の耐震診断につきましては、優先度調査を実施しておりますが、そのランクの4ランクということでございまして、今現在3ランクまで発注は終わっておりますので、今回4ランクをしていきたいというふうに考えております。

あと、5のランクがたくさん残っておりますので、5ランクにつきましては今後実施していきたいというふうに考えております。

旧宮之城高校の屋内運動場につきましては、耐震診断をしていないということでございまして、今回していきたいというふうに考えております。

○木下 敬子議員

今、定額給付金のことでいろいろとお話がありますが、支給されると決まった以上、町民の皆さんは1日も早く手元にほしいというのが心情だと思います。そしてまた使い道については国がどんな対策を打っても本当に使う側になれば、もう自分たちでこれをしよう、あれをしようと思っております。

ですから、現金支給も確かに地域に還元するっていう意味でいいとはおしゃっておりますけれども、私たちは使う側としては、それが必要。でも、貯蓄も必要っていうのが現状であると思います。ですから、そういうことも含めて早く正確に渡すためには振込方式、そういうことで1日も早く町民の皆さんの手元に届くようにしていただきたいということを要請いたします。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

定額給付金、プレミアム商品券出ておりますが、定額給付金については中学生・小学生・幼児・高校生ぐらいまでは世帯主の口座に入っても問題ないようですけど、私が何人もの若い人から聞かれたのが、働いていらっしゃる、親と同居をされている方の若い人たちが、「私たちの親ののに入るんですか」ち、「はい、入るよ」ち言うたら、それやったら定め額の定額じゃなくて、低いほうの定額給付金にもならんと。親に入ったら私なんかには絶対回ってこないんだと、というようなお話もされております。

そういう中で、4億400万円支給される中で3,000万円、300万円つけて3,300万円のプレミアム商品券ですが、10割にも満たないといえちよつと語弊があるかもしれませんが、プレミアム商品券がプレミアムという言葉自体が、ちよつと私は高齢者の方には意味が判らんと。

今、先ほど副町長が言われたんですけれども、何のことが判らんで、どういう商品券やったかも知らなかったというのが非常にありまして、判ってる人だけが判る説明じゃなくて、判らない人にも判る説明書をつけて、こういうもんなんですよと。だから、1割がつきますから、ぜひ皆

さん買って利用してくださいと。そして、地元の商店で買って下さいというのを、できれば懇切丁寧に周知していただきたいと思います。

そして、先ほどちょっとありましたけれども、商工会に入っていらない商店で、町内のすべてのそういう商売といいますか、物を売るだけじゃなくて、工事をされる方、いろんな方にもぜひ使ってくださいというぐらゐの宣伝をしていただいて、私の希望としては1,000万円補助をして1億円出していただきたいというのが希望なんですが、売れ行き関係もありますので3,000万円が宣伝効果・消費効果でたくさん売れた場合は、あともう1回3,000万円を出すぐらゐの心意気があるのかとお尋ねいたします。

それともう1つは、先ほどちょっと出ました神子の土地の面積と坪単価がどれくらいなのか。それと、その価格は大体周辺の相場と同じくらいなのかをお尋ねいたします。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

プレミアムの関係でございますが、前回なかなかプレミアムが理解されがたいところがございました。そこら辺も踏まえまして発行前にはPRといいますか、お知らせ版、あるいはチラシ、そこら辺を出していきたいということと、考え方に対してはお年寄りも判るように「お買い物得券」というような形で即見て判るような形でいきたいということで、今、そういうチラシ等につきましても今、検討を進めているところでございます。

それから、今後のあとの対策の関係でございますが、こういった形でいくかということになりますけれども、今回の売れ行き状況を見まして、そしてまたどうしてもこれが必要であるということであれば、また次の手を打っていかなくちゃならないということも考えておりますし、あわせてまた、同じ商工費に組んでございます。

そこら辺そういうことところも関係がございますので、いろんな意味で相互の各事業等の調整作業も進めながら、それから町内の情勢を見ながら、次の段階をまた打っていきたいと考えております。

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

4番、6番のホタル舟のイベント広場用地であります4,513万1,000円であります。総面積が2,750.97平米であります。これは坪単価にしますと1坪当たり5万4,000円程度の金額になります。

この事業が始まりましたのが平成11年度ということでありまして、工事費込み、もちろん預金利子込みの相場でございますが、近隣との相場については比較をいたしておりません。

○舟倉 武則議員

この定額給付金ですが、課長の話では安全面と事務的な話で理由はよく判ります。

いろいろありますが、私が皆さんから聞く分は、この目的からいけば地域の経済対策ですので商品券が一番いいわけです。地域で買い物をするわけですから。

それはあんまりだっちいうことで、現金を望むわけですが、これ、全体的にこの目的を達成しようとするれば商品券が一番いいです、地元購入券が。それはやっぱり無理ちいう話もありますので、現金がいいのではないかと思います。課長の話も判ります。そりゃ、安全面を言われますけれど。

しかし、公民会長とか民生委員とかそういう人の確認もあれば。不正をするっちすりゃ、いけんでできます。いろんな面がありますから。その辺も現金ということで考えていただければ、この4億円というのは地元の商店街には相当なウエイトがあります。

また、税収にも反映してくると思っておりますので、できれば現金で早く配ってもらいたいということを、私は言いたいところであります。

○川口 憲男議員

町長、今、舟倉議員からもありましたように、この定額給付金、それから地域活性化・生活対策交付金事業、すべてにいろいろ項目を網羅されておりますけれども、今、舟倉議員も言われたように、地域に落ちなさや何の意味もないと思うんです。

その中で、今回の商工観光費の中にも防災マップ作成業務・看板作成業務・設計業務・耐震診断業務、いろんな項目がされております。先ほど給食センターの炊飯給食設備。やっぱし、こういうのは町内の業者にどれだけいくのか。発注されるのか。

いろんな事業の中で、この特に地域活性化と臨時交付金事業の中で、いろんなことがされますけれども、町内の業者にどれだけいかれるか公表されるような考えはないか、ちょっとお聞きます。事業全部です。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

今回のこの対策につきまして、経済対策・雇用対策というのが一番メインになっております。当然、この雇用関係については、その実績というのはまた適当な時期に公表をしていきたいというふうに考えますし、また、これらの投資効果によります経済効果というのも、この数字に出ておりますが、やはり町内・町外、そこ辺がどういうふうに今後取得されるということについて、また分析をしながら、そこら辺について適当な機会を見て報告をさせていただきたいというふうに思います。

○川口 憲男議員

副町長のお答えにありましたように、この耐震診断業務等は町内の業者でどれだけできるかというのはちょっと疑問があると思うんですけれども、だけど、せっかく地域にこの4億円、このお金がおりるわけですから、そのお金がまるまる、町長がいつも言ってらっしゃいますけれども、激特事業が地域におろすお金が大きいんだということを言われておりますけれども、今、いろんなところを見ても運送業者にしろ、何にしろ全部地域外ですよ。運転手の方々は多少それに入っていちゃいますけど。

やはり、こういう地域活性化、生活対策というお金があれば、地元の事業者、あるいは商店をいかに動かすかということも一つの策だと思いますので、ぜひその後の報告はするということでしたですけど、せめて看板作成等がありますけど、防災マップ作成等が地域でできないか十分審議されて出してほしい。

そのようにやっぱし地域でできる分は地域に、業者におろす。先ほど一番最初も私、質問しましたけれども、地域の業者の人たちが非常に苦しんでいる方もいらっしゃいますから、そういう方におろされるような工夫・手立てはぜひ、やってほしいと要望します。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第33号について討論はありませんか。（「議長、14番。」と呼ぶ者あり）久保議員、反対ですか、賛成ですか。

○久保 道夫議員

反対の討論です。

○議長（濱田 等議員）

討論を許します。久保議員。

[久保 道夫議員登壇]

○久保 道夫議員

私は、「議案第３３号 平成２０年度さつま町一般会計補正予算（第９号）」について、反対の討論をいたします。

先ほど来より、いろいろ議員の方々から定額給付金につきましての御意見がでましたが、基本である景気対策、地元の経済対策、これが一番ではないかと思っております。先ほど出ました本人確認につきましては、公民会長さん、あるいはまた窓口職員等などを使って本人確認は可能かと思います。

そういう観点から、現金支給されることが私は一番まちの経済に潤いがあると思いますので、そういう観点からこの３３号につきましては、反対をいたします。御理解を賜ります。

[久保 道夫議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

賛成の方の発言を許します。麥田議員。

[麥田 博稔議員登壇]

○麥田 博稔議員

私は、賛成の立場から討論させていただきたいと思いますが、確かにいろいろと審議の途中で出ましたように現金でしてほしいとか、そういう意見もありますけれども、やはり景気対策・経済対策というのが一番肝心でありますので、速やかに議決を通して、そして、できるだけ早く執行部にはこういう不況の折、景気対策を打っていただきたいと。

議員の皆様方にちょっと言葉が足りなくて理解を求めるのも大変ですけれども、ぜひ、私の御意見に賛同していただきまして、賛成していただきますように、よろしくお願いいたします。

[麥田 博稔議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

これで討論を終わります。これから議案第３３号を採決します。

ただいま、この議案第３３号については賛成・反対の討論がありましたので、ひとつこの採決は起立によって行いたいと思います。

「議案第３３号 平成２０年度さつま町一般会計補正予算（第９号）」は、原案のとおり決定するということについて賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立多数です。したがって「議案第３３号 平成２０年度さつま町一般会計補正予算（第９号）」は、原案のとおり可決されました。

可決されましたが、これだけ議員の皆さん方がいろいろ論議をされた議案です。ですから、執行につきましては、十分配慮をしていただきたいと思います。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

３月２６日は午前９時３０分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午前１１時２１分

平成 2 1 年第 3 回さつま町議会定例会

第 5 日

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

平成21年第3回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成21年3月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
18番	田 中 伸 一	議員	19番	柳 田 隆 男	議員
20番	山 崎 文 久	議員	21番	岩 元 涼 一	議員
22番	新 改 幸 一	議員	23番	中 尾 正 男	議員
24番	東 哲 雄	議員	25番	川 口 憲 男	議員
26番	内之倉 成 功	議員	27番	木 下 賢 治	議員
28番	濱 田 等	議員			

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	栗 野 明 男 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	建設課長	脇黒丸 猛 君
薩摩総合支所長	貴 島 晃 人 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	水道課長	岩 切 秀 久 君
総務課長	湯 下 吉 郎 君	環境課長	日當瀬 修 二 君
財政課長	二階堂 清 一 君	農政課長	赤 崎 敬一郎 君
企画広報課長	中 村 慎 一 君	教委文化課長	川 添 俊 行 君
定住促進室長	北 原 美 義 君	災害復興対策課長	坂 本 正 己 君
税務課長	下 市 真 義 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 7 号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について
- 第 3 議案第 8 号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について
- 第 4 議案第 9 号 さつま町災害復興基金条例の制定について
- 第 5 議案第 10 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 6 議案第 11 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 7 議案第 12 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 16 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 17 号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 18 号 平成 21 年度さつま町一般会計予算
- 第 11 議案第 19 号 平成 21 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 12 議案第 20 号 平成 21 年度さつま町老人保健医療特別会計予算
- 第 13 議案第 21 号 平成 21 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 14 議案第 22 号 平成 21 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 15 議案第 23 号 平成 21 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 16 議案第 24 号 平成 21 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 17 議案第 25 号 平成 21 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 18 議案第 26 号 平成 21 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第 19 議案第 13 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 14 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 15 号 さつま町柏原地区集会所施設の指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 34 号 平成 20 年度さつま町一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 23 議案第 35 号 平成 20 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 24 議案第 36 号 平成 20 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 25 議案第 37 号 平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 26 議案第 38 号 平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 27 議案第 39 号 平成 20 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 28 議案第 40 号 平成 20 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 29 議案第 41 号 平成 21 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 30 議案第 42 号 地方道路整備臨時交付金事業佐志駅穴川線 20－1 工区請負契約の一部変更について
- 第 31 陳情第 1 号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書
- 第 32 発議第 1 号 介護療養病床廃止中止を求める意見書（案）の提出について
- 第 33 発議第 2 号 さつま町議会基本条例の制定について
- 第 34 報告第 1 号 平成 21 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 35 家畜市場再編対策調査特別委員会報告の件
- 第 36 中心市街地対策調査特別委員会報告の件
- 第 37 豪雨災害対策調査特別委員会報告の件
- 第 38 閉会中の継続調査・審査について

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成21年第3回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「諸般の報告」を行います。

「平成20年請願第2号 町立鶴田幼稚園の2年（3年）保育の実現について」を平成20年第8回さつま町議会定例会において採択いたしました。その請願の処理の経過及び結果の報告を地方自治法第125条の規定により請求しておりました。

平成21年3月16日に、町教育委員会教育長から、その処理の経過と結果の報告がありました。印刷してお配りしてありますので、御了承願います。

△日程第2「議案第7号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について」、日程第3「議案第8号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について」、日程第4「議案第9号 さつま町災害復興基金条例の制定について」、日程第5「議案第10号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例及びさつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第6「議案第11号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第7「議案第12号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第16号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第9「議案第17号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」、日程第10「議案第18号 平成21年度さつま町一般会計予算」、日程第11「議案第19号 平成21年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第12「議案第20号 平成21年度さつま町老人保健医療特別会計予算」、日程第13「議案第21号 平成21年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第14「議案第22号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第15「議案第23号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第16「議案第24号 平成21年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第17「議案第25号 平成21年度さつま町水道事業会計予算」、日程第18「議案第26号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（濱田 等議員）

日程第２「議案第７号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について」から、日程第１８「議案第２６号 平成２１年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案１７件を一括して議題とします。

これから、それぞれの各常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案３件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第７号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について」であります。

ふるさとさつま応援寄附金等を財源として、ふるさとに愛着の持てる魅力あふれるまちづくりを推進することを目的として、本条例を制定するものであります。

現在、ふるさとさつま応援寄附金の要綱を定め、これに基づき事業を進めている。４項目（①ふるさとの自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業、②町民との協働によるまちづくりに関する事業、③次代のさつまを担う子どもたちの教育に関する事業、④町民の生きがいをづくりに関する事業）を、応援寄附金のパンフレットに掲げて募集をしている。県を通して寄附された分については、年度末に県から交付される予定であり、町に直接寄附された分と合わせて、これを基金の財源にするものであります。

質疑の中で、その使途について質しましたところ、活用方法については有識者等を含めての検討や、今後の方向付けが必要になってくる。ただし、財源的に２３０万円程になるので使途も限られてくる。どういった面から活用していくか、庁舎内での検討を進めていくとのことであります。

また、基金を単年度で取り崩すのではなく、活用目的を定めて、その目的の財源になるまで積み立てていく考えはないか質しましたところ、この寄附金は主に、県外の出郷者の方々からの住民税、所得税に代わる寄附金ということであり、活用目的をどうするかということになるが、これを毎年寄附していただくということを考えると、それを積み立てて活用するということよりも、毎年活用することで、住民の皆さん方の喜びを情報発信する方法が望ましいのではないかという考え方を持っているとのことであります。

次に、「議案第１２号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、さつま町消防団員の報酬額を適正な額に改めることに伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、団員の報酬額を３万５，９００円から３万６，５００円に改めるものであります。

質疑の中で、隣接市町村の状況について質しましたところ、近隣の市町が４万２，０００円、離島については本町と同程度の金額となっている。今回３万６，５００円ということで提案したが、今後少なくとも近隣の市町と同程度までは持っていきたいと考えているとのことであります。

また、近隣の市町と同程度まで増額させる今後の見通しについて質しましたところ、消防団の組織再編を平成２３年４月を一つの目処としており、報酬の増額についても平成２３年４月を目処にしたいと考えているとのことであります。

次に、「議案第１８号 平成２１年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

歳出の２款１項、企画費の中で、景観形成推進事業費の内容、協議会への地域住民の関与の仕方について質しましたところ、当初予算では２回分の協議会の開催分の経費として委員の謝金、研修旅費、景観計画書の印刷製本費などを計上している。

景観計画の概要がまとまれば、これを住民の皆さんとフォーラム的に意見交換の場を設けたい。それぞれ地域性があり、自分の住んでいる所の歴史的なものや、景観の見方、感じ方がある。そういった地域ごとの意見を拾い上げ、それを今後の具体的な推進方策としてまとめていきたいとのことであります。

次に、ふれあい交流施設等費の中で、健康ふれあい施設の指定管理料が前年度より１００万円の減になる。１２月定例議会でも燃料の高騰で指定管理料の増額があった。プールの管理が一番問題になると思うが、今後どのように考えているのか質しましたところ、指定管理料については、当初指定管理料を決める際に指定管理者から提案があったもので、来年度はまた１００万円の減となる。昨年、燃料の高騰によって、指定管理料を８６万９,０００円増額したが、あれはその時の特別の措置で、今後はそういうことは今のところ考えていない。

プールについては、大変経費のいる施設だということは認識しながら、指定管理をお願いしている。町民の健康づくりのためのプールということで、営業目的のプールではなく、ほとんどがスポーツ少年団、中学生の体力、水泳技術の向上のために使用しているプールであるので、宮之城屋内温泉プールと同じような形で、運営できないか検討に入っているとのことであります。

委員からは、今後プールの管理が一番大きな問題であり、５年間の契約が切れた時に継続していただけるか、一番気になる場所である。早い段階で検討をお願いしたいという意見が出されたところであります。

次に、開発振興費の中で、開発振興事務費のさつま町土地開発公社貸付金について質しましたところ、開発公社の土地保有原価は、平成２０年度末で７億３３１万２,０００円、公社への貸付を行わない場合の平成２１年度末の土地保有原価は、平成２０年度の借入利率で試算した場合、７億１,４９１万７,０００円で、利息分が１,１６０万５,０００円となる。

借入れの計画については、町から借入れをしない場合、実際の保有原価７億３００万円から、これまでの利益に相当する準備金７,０００万円のうち６,０００万円を利用しても、６億４,２００万円の借入れを余儀なくされる。

これを現行の利率１.６５％で借入すると、１,０５９万３,０００円程の借入金利息となる。町から３億円の貸付をする場合は、公社での借入れは３億４,２００万円で利息は５６４万３,０００円となり、４９５万円の減少を見込めるとのことです。

今回の貸付については、一般会計の歳計金の運用の中での融資であり、必ず年度内に返済していくことになる。貸付をするに伴い、歳計金の利子が減となるが、その額は現在の金利で試算すると６７万７,０００円程となる。町全体の財政に与える影響額は、公社の利息の減少額４９５万円から、歳計金利子の減少額６７万７,０００円を引いた４２７万２,０００円程になるとのことです。

また、３億円の貸付を行うことにより、一般会計で同額を一時借入をする必要がある場合、仮に３ヶ月間の借入で、現在の金利で試算すると、歳計金利子も合わせて９８万６,０００円程となり、町全体の財政に与える影響額は、３９６万４,０００円程になるとのことです。

次に、２款２項、賦課徴収費の中で、収納事務費の電話催告システム関連について質しましたところ、新たな収納率向上対策として取り組むものである。これまで納期後、未納の方には督促状をその都度発送していたが、なかなか反応がない状態が続いていた。

今回の電話催告システムは、事前に録音した納入督促文を在宅されている日曜日等を狙って一

齊に電話を掛ける。その日については、職員を待機させて滞納者からの問い合わせに対応する。

録音した文章が一方的に流れるため、電話を受けた方が戸惑われるかもしれない。トラブル等がないようにしたいと考えている。年度当初までには準備が行き届かないため、7月頃からの開始を考えており、それまで事前の周知を広報等により行っていきたいとのことであります。

なお、この導入経費については、総額で164万9,000円であり、うち一般会計で89万8,000円、国民健康保険事業特別会計で75万1,000円が計上されているとのことであります。

次に、9款1項、消防施設費の中で、非常備消防施設費の消防車庫新設工事について、柏原分団の車庫建設については平成20年度も予算計上され、さらに平成21年度予算に1,500万円計上されている。その積算根拠について質しましたところ、20年度当初予算では既設の施設を利用し、改修費という形で850万円を計上したが、既設の施設利用が関係者との協議の中で調整できなかった。

今回新たに場所を変え新設するもので、建坪が96平方メートルである。これは本町の消防車庫の標準的な仕様で、それにより積算された金額と、併せて付帯工事費を計上したとのことであります。

次に、常備消防施設費の消防備品購入について質しましたところ、緊急消防援助隊に対応するタンク車を購入するもので、事業費は4,500万円である。装置については、全てをオールシッター式とし、特徴としては高圧の噴霧装置が装備されている。その他火災や林野火災等、水利がない所での消火作業に、タンクの水で十分消火できるような装置である。100メートルの範囲まで延長し、20メートル程放水できるとのことであります。

歳入について、1款4項、市町村たばこ税の現年課税分の減少について検討したことはあるか、また、何が主な原因と考えるかと質しましたところ、平成20年2月から導入されたタスポが最大の原因と考えている。

タスポは、写真を添付したりとか面倒な手続きがあり、喫煙者の半分も取得されていない状況ではないかと聞いている。喫煙者の多くがタスポの要らないコンビニ等で買われるため、その仕入れ先が町外にある場合には、本町には納税されないことになる。

そういったことも原因の一つであると考え。たばこ販売協同組合でも危機感を持っており、この普及に努めるとともに、町にも広報に取り組んでほしいと要望があったため、町広報紙で「たばこは町内で買いましょう」とか「タスポを取得しましょう」といった形で掲載したとのことであります。

また、もう一方では健康増進法により、喫煙者自体が減少している。これは本町だけではなく全国的な傾向ではないかと思っているとのことであります。

このほか次の2点について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず1点目として、任期満了による選挙を目前にする町長が、自分の政策を次の町長の座に着く人に押し付けることにもなる政策予算の提出は、道理上認められない。町長はどう考えるかと質しましたところ、予算というのは、基本的に総合振興計画を作って、10カ年の計画をどう推進するかということに基づいて、大枠は進めていくことが前提になる。

そういう点では選挙ということはあるが、継続的な切れ目のない形での計画の推進は当然のことであると思っている。

我が町においても、経常経費の比率が98%と高く、これは政策を打てる余力がいくらかもないということを示している。法令等に基づく義務的な経費、あるいは既存の施設の維持管理費、既に債務負担行為を設定している事業費、そして継続事業費等を最低限計上した予算である。

骨格予算と言われるが、今回の予算はそういう形のものを積み上げながら、作っているわけである。

そして、未確定の事務事業、あるいは金額は確定に近いものであるけれども、再度次の町長の意見を聞いた上で、計上したほうが望ましいとされている施策については、約50件、事業費にして2億9,000万円程の事業を残してある。この事業費の一般財源は、約2億円程となる見込みである。

継続的に必要な部分については、次の6月議会の提案となった場合、住民生活に非常に支障が起こる。そして景気の厳しい中で、建設事業等でも継続的にやらなければならないことは、今回の予算の中に組みかせていただいた。

政策予算という言葉の問題ではあるが、そういう点で無理なことをやった予算ではないと考えている。そのところは理解していただきたいとのことであります。

2点目として、土地開発公社への3億円貸付について、今回3億円を貸し付けることによって、開発公社の借入金の利息が500万円程度抑えられる。それにより土地保有原価が上昇することを防ぐため、今回出されたとのことである。審議会の中では、特に反対の意見はなかったと報告を受けた。ただ、理事会において、しっかりした結論が出されたのかという点が問題となり、緊急理事会を開いて、理事の合意とまではいなくても、そのような説明をする場を設けるべきではないかという意見が、委員の中からも数多く出されている。町長は、どのように考えるかと質しましたところ、この問題に関しては、御指摘のとおり理事会、審議会という手順を踏まえてきたわけではあるが、理事会の中で、結論がきちっとした形で出ていなかったということは、やはり良くなかったと思っている。

もしこれが今回決まらないで、6月議会でもう一度議論して7月から実行するということになる、それまでの4月から6月の3カ月間で130万円の利子が発生するということになる。歳計金の運用の中で、それを抑えようということである。

理事会を早急に開催し、理解を求めたいとのことでありましたので、委員会を一旦延会いたしております。

翌日、臨時理事会が開催され、その状況の説明を受けました。

臨時理事会では、意見が分かれた状態であった部分を、再度議論していただいた。さらに詳細な資料を提示しながら、その内容を確認したところである。結果的には賛成多数ということで、理事会としては、これを可決するという事になった。議論の過程においては、完全に全会一致ということには至らなかった。

意見としては、方法としては良い方法だが時期的に選挙があるので、6月定例議会が望ましく、今回出すということに対して理解を得られないところもあったとの報告を受けたところであります。

報告を受け、委員からは政策予算と骨格予算の考え方については、それぞれの判断になってくるのではないかと意見がありました。

なお、「議案第18号 さつま町一般会計予算」の関係分については、歳入の20款3項、貸付金元利収入の中のさつま町土地開発公社貸付金元金収入、歳出の2款1項、総務管理費の中の開発振興事務費のさつま町土地開発公社貸付金のいずれも3億円を減額する修正案が提出されました。

修正案の提案理由は、年度初めに首長の任期満了による選挙が行われるような場合、任期を終える首長が自己の判断により、政策的予算を当初予算に計上することは、政治の正しい道筋にあるとは言えない。また、複数の候補者が掲げる政策を検討して、その中からこの人を首長にと投

票を決める選挙人の立場から見ても好ましくないとの意見であります。

また、修正案に反対の意見として、今回の貸付は、町の分身である公社の事業による原価割れを防ぎ、分譲価格の上昇を防ぐ手段として予算計上されたものであり、反対するものであるとのことであります。この修正案については採決の結果、起立少数により否決されました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

総務常任委員会関係の審議を一応中止しておきます。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案１０件につきましては、慎重に審査を行った結果、いずれも原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程における主な質疑の概要について申し上げます。

まずはじめに、「議案第８号 さつま町農業集落排水事業施設等維持補修基金条例の制定について」及び「議案第２４号 平成２１年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

質疑の中で、今回制定される基金の考え方について質しましたところ、基金積立については、特別会計決算を考慮しながら執行残を積み立てていきたいとのことであります。

また、施設の維持補修については、２００万円を超える修繕は補助金もあることから、主に２００万円以下の修繕に対して基金を活用していきたいとのことであります。

次に、「議案第１８号 平成２１年度さつま町一般会計予算」（関係分）についてであります。

質疑の中で、３款１項、社会福祉費に関して、民生委員の業務や社会調査委託料について質しましたところ、社会調査と生活指導業務委託について前年度同額で予算化している。現在、委員は９６名で、手当については会議等出會手当を含め月１万円程度であり、業務としては相談支援・訪問活動のほか、県・町の各種調査業務にも協力をいただきながら、地域に密着した地域福祉の推進に取り組んでもらっている。また、５つの支部に分かれて活動も行われているとのことであります。

次に、同じく社会福祉費の中で災害時要援護者制度の推進状況について質しましたところ、平成２１年３月１３日現在で１１１公民会から７２６名の申請が上がっている。これに対して、避難支援者の割当てを終了したところは７８公民会で５３０名、割当て率７３％となっている。

公民会によって認識に差があることから、１００％割当てできるように引き続き推進していきたいとのことであります。

次に、４款１項、保健衛生費に関して「健康さつま２１」の数値目標に対する見通しについて質しましたところ、各種がん検診では、受診率の数値目標を胃がん・肺がん・大腸がん３０％以上、子宮がん１５％以上、乳がん１０％以上としていたが、平成１９年度実績では胃がん１９．７％・肺がん２１．５％・大腸がん２２．３％・子宮がん１４．９％・乳がん１７．３％という状況である。

これまでもいろいろと努力し進めてきたが、今後さらに目標達成に向けて取り組んでいかなければならないと考えているとのことであります。

また、「健康さつま21」の目標達成に向けては、健康づくり宣言についても検討しているとのことであります。

次に、同じく保健衛生費の中で、ごみの出し方がずさんになっている場所が見受けられることから、その対応について質しましたところ、そういった話を聞いているところであり、広報紙等を通じて改めて指導していきたいとのことであります。

次に、10款1項、教育総務費に関して、学校適正規模等検討委員会の状況について質しましたところ、先般小・中学校別に分かれ協議してもらった結果、検討委員会の方向性が定まってきたとのことであります。

今後は、任期満了となる本年6月を目処に答申が出されるよう進めていくとのことであります。

次に、10款2項、小学校費に関して、特別支援教育支援員、理科支援員及び英語学習の取組状況について質しましたところ、特別支援教育支援員については、平成20年度は5校に配置したが、子どもたちに落ち着きがみられるようになったとの意見が寄せられ、また学級担任の評価も高く、保護者からも安心して学校に預けられるようになったという話を聞いている。

理科支援員については、複式学級がある学校等に配置したが、新聞報道でもあったとおり大変素晴らしい取り組みであると高い評価を受けているとのことであります。

また、小学校における英語教育については、文部科学省の学習指導要領で平成23年度から本格実施となることから、これまでも本町では総合的な学習時間の中で、国際理解教育の一環として全小学校で英語活動を実施してきた。

平成21年度においては、全小学校の5・6年生について概ね年間35時間の英語活動の計画を作成し実施するとともに、県教委主催の小学校外国語活動指導力向上研修会を実施し、教員の資質向上を図っていくとのことであります。

次に、10款5項、社会教育費に関して、区及び公民会運営補助について質しましたところ、区運営補助については、均等割を20万円から15万8,000円に減額し、また施設割を15万円から18万円に引き上げるとともに、世帯割の単価を一律100円から3段階に分け、200戸までを240円、201戸から800戸までを130円、801戸以上を90円で計算することとし、平準化のための見直しを行ったとのことであります。

なお、公民会運営補助についても、同様の考えで見直しを行っているとのことであります。

これに対して委員から、区の運営補助には課題があることから、今後の方向性を示されるよう意見がありました。

次に、同じく社会教育費の中で、町郷土史研究会への補助金廃止の経緯等について質しましたところ、運営費補助は廃止としたが、研究会で特に何か活動しようとする場合には、町の支援は引き続き行っていくとのことであります。

次に、10款6項、保健体育費の学校給食センター事業に関連して、食材価格の高騰や給食費の状況について質しましたところ、平成20年度は物価上昇や中国産野菜の問題が発生し、また給食費の未納問題もあって、センターとしては苦しい運営を強いられたところである。

このような中で、給食費については平成20年度に引き上げ改定を行ったが、平成21年度は据え置くことにしたとのことであります。

なお、給食費の未納状況については、平成21年2月末現在で13校274万円程度となっているが、今後も徴収努力を続けていくとのことであります。

次に、「議案第19号 平成21年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであ

ります。

質疑の中で、特定健康診査については、平成24年度の受診率65％達成に向けて、人間ドック事業を見直すとのことであるが、その他に考えはないか質しましたところ、受診率アップに向けた課題把握とともに、健康づくり推進員や公民会長の方々を中心にした集落での積極的な取り組みを推進する方策、広報対策の強化など、いろいろな方向で検討しているとのことであります。

次に、今回年間予算で編成されているが、保険料の見通しについて質しましたところ、今後、平成20年の町県民税申告をもとに7月ごろまでには試算を行い、もし不足するようであれば税率の見直しも必要となるが、当初予算においては従来の税率で計上しているとのことであります。

次に、「議案第21号 平成21年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

質疑の中で、納税相談などの相談状況について質しましたところ、当初は制度内容に関する問い合わせは多かったが、納税相談はとくに受けていない。本町の対象者の場合は、特に減免措置されている方が多かったことから相談もなかったのではないかとのことです。

次に、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の財政状況は把握されているのか質しましたところ、医療費総額をもとに財源区分どおり市町村及び被保険者から支払われるものと考えれば、不足が出ることはないと理解している。

また、予算・決算等については議事録と合わせて送付されるとのことです。

なお、今回予算の算定基礎については、4月から10月までの実績をもとに年間分を見込んであるとのことです。

次に、「議案第22号 平成21年度さつま町介護保険事業特別会計予算」及び「議案第23号 平成21年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」についてであります。

質疑の中で、介護報酬3％引き上げについて効果と事業所の対応を確認しましたところ、引き上げの内容は、負担の大きな業務、専門性への評価及び介護従事者の定着促進など期待ができる反面、介護従事者の処遇改善といえども、事業所においては一定以上の有資格者数の確保などのほか、様々な取り組みを行わなければ単価は増額されないというサービス体系もあり、当初期待されたものと若干内容が違っている部分もあるとのことです。

以上のほか、次の2点について特に町長の見解を質したところであります。

まず、「衛生費受託事業収入に係る薩摩川内市との協議状況について」質しましたところ、薩摩川内市では汚泥再処理センターの施設整備計画が、平成24年度の供用開始に向けて具体的に進んでいることから、今後については、どういう方向性があるのかさらに検討していく必要があると思っている。

起債償還の関係でいくと、現在は年間2億円程度を償還してきているが、問題となる平成24年度では8,000万円程度、平成25年度では1,786万円の償還額になるとのことです。

次に、「町食育推進協議会の中での学校給食事業の推進状況」について質しましたところ、昨年の8月に設立し、その後食育に関するアンケート調査を行い、今年2月の第2回協議会ではアンケート結果を踏まえて、本町の食育推進計画案を検討した。

その具体的な計画の一つとして、朝食をしっかりとるということを大きな課題に取り上げ、全庁的に取り組んでいくとのことです。

これに対して委員から、食材の安心安全や給食費の問題も考えると、町食育推進協議会の中で、学校給食を一つの柱にして取り組む姿勢を望む意見が多く出されました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

文教厚生常任委員会関係の審議も一応中止しておきます。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重なる審査を行った結果、「議案第9号 さつま町災害復興基金条例の制定について」、「議案第18号 平成21年度さつま町一般会計予算」の関係分、「議案第25号 平成21年度さつま町水道事業会計予算」、「議案第26号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計予算」、以上の議案4件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第16号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、「議案第17号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」、以上の議案2件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第9号 さつま町災害復興基金条例の制定について」であります。

この条例は、大規模な地震や風水害の自然災害等による復興対策や、予防対策等を円滑に推進することを目的として制定しようとするものであります。

質疑の中で、基金の積立て予定額について質しましたところ、激特事業で国等に譲渡中である二渡の水辺公園・虎居地区の訓練校跡地及び広瀬公園用地の譲渡代金を原資に、年次的に5,000万円程度の積立てを予定しており、最終的には2～3億円程度を予定しているとのことであります。

次に、「議案第16号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」であります。

審査では、この経緯について質しましたところ、この施設については、当初直売所の売上げが減少する中で3年間の指定管理者制度の導入を行ったものであるが、今回さつま特産品直売所利用協議会のほうから他の施設に合わせるため、2年間の継続の申し出があったことから引き続き指定しようとするものであります。

質疑の中で、売上げが毎年減少してきている中、今後の経営状況等について質しましたところ、委託販売方式で行っており他の施設とは違い雇用形態についてはパートで対応しているため、勤務時間等の調整を行いながら運営することが可能である。今後においては、町内5直売所の連携会においてスタンプラリー等を行い売上げ向上に努めていきたいとのことであります。

次に、「議案第17号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」であります。

今回、鶴田ダム公園・大鶴ゆうゆう館・鶴田ダムヘラブナ岬公園の3施設について、特定非営利活動法人、ひっと翔べ！奥さつま探検隊の指定管理について他の施設と同様に2年間の継続をするものであります。

現在の運営状況等について質しましたところ、専任の事務局長を置き適正に行われているとのことあります。

次に、「議案第18号 平成21年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

まず、6款、農林水産業費についてであります。20年度に行った耕作放棄地の状況及び今後の対策について質しましたところ、農業委員会の調べで耕作可能地が76ヘクタール・整備すれば活用可能が95ヘクタール・農地への復元不能が148ヘクタールで合計319ヘクタールある。

対策としては、平成23年度までに解消するよう通達がきており、国が直轄事業で行うことになっているとのことであります。

また、中山間地域等直接支払事業について質しましたところ、21年度が最終年度となり、交付金の返還が出ないよう116集落協定に対しての指導を行っていくとのことであります。

林業費であります。有害鳥獣捕獲対策について質しましたところ、猟友会に捕獲を委託して行っており、また、括り罠については、効果があることから許可の期間延長を検討していきたい。猿については、有害鳥獣捕獲対策協議会でも検討しているが、現在のところその対策については難しいとのことであります。

次に、7款、商工費についてであります。公設地方卸売市場の取扱状況等について質しましたところ、売上げについては大幅な減となっており、青果市場については、21年度見込みとして約2億7,000万円、魚市場については、4,600万円を見込んでいる。直売所や大型店の影響を受け、個店の売上げが伸びないこともあり厳しい状況であるとのことであります。

次に、8款、土木費についてであります。道路維持関係について質しましたところ、現在各公民館からの2カ所程度の希望調査分と別途工事請負費で予算を計上して行っており、改良工事等で不要になった側溝等の資材についてもストックをして、道路維持班において活用している。

今後においても引き続き各公民館の2カ所程度の希望分とそれ以外にも有利な事業を活用して、道路維持については取り組んでいくとのことであります。

次に、「議案第25号 平成21年度さつま町水道事業会計予算」についてであります。

質疑の中で、給水量が減り税抜き純利益が21年度は前年度と比較して半減することによる影響等について質しましたところ、今後においては、人口減の影響を受け収益が減ることが予想される。さらに経費の節減を図りながら、収益を増やすよう努力したいとのことであります。

次に、「議案第26号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計予算」についてであります。

現在の石綿管利用の割合及び今後の更新計画について質しましたところ、20年度末で699メートルの残となる。21年度においては、薩摩簡易水道を170メートル改良予定しており、今後においても年次的に行っていきたいとのことであります。

最後に、次の4点については、特に町長の見解を質したところであります。

まず、第1点目は、「北薩振興局（農林水産部）の存続について」であります。

これまで存続に向けては、特色ある取り組みを行い農林業のまちだということをアピールしながら存続に向けて取り組んでいくとのことであったが、これまでの取り組みの経緯と感触について質しましたところ、川薩広域圏の合同要望以外に単独要望という形で、知事をはじめ県の各関係部署に要望活動を行ってきた。

しかし、出先の再編ということは、県としては既定の事実ということで取り組んでいる面があり、これ自体を覆すのは難しい状況にあると感じているとのことであります。

また、農業を主幹産業とする町としては、中山間地域総合整備事業等の受益者負担割合が近隣市町に比べ高い負担となっていることについて質しましたところ、現段階でははっきり言えないが、次の段階で検討したいとのことであります。

次に、第2点目は、「商工振興にかかる定額給付金の現金配付について」であります。

定額給付金の配付の方法については、現金配付を望む声が多く、地域の経済対策と消費拡大を

図ることが目的であることから、現金配付の考えはないか質しましたところ、安全性、受給者の利便性及び本人確認の問題、支給時期の遅れが懸念される。総合的に判断して原則口座振込を行うことにしており、並行してプレミアム商品券の発行も行いたいとのことであります。

次に、第3点目は、「公設市場の指定管理に向けての考えについて」であります。

市場の厳しい経営状況から21年度は使用料を減らす説明があったが、市場も他の指定管理施設と同様で公設であることから、指定管理についての考えがないかについて質しましたところ、市場経営は年々厳しい状況にあり、県内では10の公設市場がある中で、南さつま市の市場が指定管理になっている。

現在市場については、2つの法人が入っており、統合に向けて検討がされている状況であるので、統合後において検討を行いたいとのことであります。

次に、第4点目は、「公園管理の一元化への考えについて」であります。

公園については、現在都市公園・観光公園・児童公園等、各課で管理しているが、担当課が分かりづらく、管理面の効率化等も考慮した一元化について質しましたところ、公園管理の現状としては、所管課で予算を計上して指定管理者制度によるもの、直営によるもの、その他地域で管理しているものがある。

公園管理の一元化については、管理公社等を設置して公園全般を管理している自治体等もあるが、財政及び人的な面での課題もあることから、これまでの公園管理を検証したうえで、より効率的な管理方法を検討したいとのことであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第7号から議案第26号までの議案17件について、一括してほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これで質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、「議案第7号 さつま町ふるさとさつま応援基金条例の制定について」から「議案第17号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」までの議案8件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案8件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決または可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいまの議案8件はいずれも各委員長の報告のとおり原

案可決または可決されました。

次は、「議案第１８号 平成２１年度さつま町一般会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第１８号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。「議案第１８号 平成２１年度さつま町一般会計予算」に対する各委員長長の報告は原案可決です。各委員長長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立多数です。したがって、「議案第１８号 平成２１年度さつま町一般会計予算」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第１９号 平成２１年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第２６号 平成２１年度さつま町簡易水道事業会計予算」についてまでの議案８件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案８件について一括して採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長長の報告は原案可決です。各委員長長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立全員です。したがって、「議案第１９号 平成２１年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第２６号 平成２１年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案８件については、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第１９「議案第１３号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第１９「議案第１３号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第１１７条の規定によって、高嶺実樹雄議員及び中尾正男議員の退場を求めます。

〔高嶺実樹雄議員・中尾 正男議員 退場〕

○議長（濱田 等議員）

これから、文教厚生常任委員長長の審査報告を求めます。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第１３号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程における主な質疑の概要について申し上げます。

当議案は、さつま町神子地区コミュニティセンターについて、指定管理期間満了に伴い、引き続き神子区公民館に指定管理させようとするものであります。

審査の中で、区の戸数、人口及び施設に対する町負担内容について質しましたところ、平成２０年４月１日現在で戸数４７５戸、人口１，２２８人であり、町の負担については建物共済保険８，７５４円及び合併処理浄化槽法定検査料６，０００円を負担しているとのことであります。

また、施設譲渡に関する考え方について質しましたところ、譲渡に向けては施設修繕の必要性など意見も出されているところであり、今後、指定管理期間満了となる平成２３年３月を見すえ協議を進める計画であるとのことであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。「議案第１３号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第１３号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

高嶺実樹雄議員及び中尾正男議員の入場を許します。

〔高嶺実樹雄議員・中尾 正男議員 入場〕

△日程第２０「議案第１４号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第２０「議案第１４号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第１１７条の規定によって、東哲雄議員の退場を求めます。

〔東 哲雄議員 退場〕

○議長（濱田 等議員）

これから、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第14号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程における主な質疑の概要について申し上げます。

当議案は、さつま町鶴田地区コミュニティセンターについて、指定管理期間満了に伴い、引き続き鶴田区公民館に指定管理させようとするものであります。

審査の中で、区の戸数、人口及び施設に対する町負担内容について質しましたところ、平成20年4月1日現在で戸数448戸、人口1,135人であり、町の負担については建物共済保険6万1,378円及び合併処理浄化槽法定検査料8,000円を負担しているとのことであります。

また、施設譲渡に関する考え方について質しましたところ、先に報告しました神子区と同様に、今後、指定管理期間満了となる平成23年3月を見すえ、協議を進める計画であるとのことであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長報告について質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。「議案第14号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第14号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

東哲雄議員の入場を許します。

〔東 哲雄議員 入場〕

△日程第21「議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の
指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第21「議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、川口憲男議員の退場を求めます。

〔川口 憲男議員 退場〕

○議長（濱田 等議員）

これから、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」は、慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程における主な質疑の概要について申し上げます。

当議案は、さつま町柏原地区集会施設について、指定管理期間満了に伴い、引き続き柏原区公民館に指定管理させようとするものであります。

審査の中で、区の戸数、人口及び施設に対する町負担内容について質しましたところ、平成20年4月1日現在で戸数604戸、人口1,563人であり、町の負担については建物共済保険5万5,836円及び合併処理浄化槽法定検査料8,000円を負担しているとのことであります。

また、施設譲渡に関する考え方について質しましたところ、先に報告しました神子区及び鶴田区と同様に、今後、指定管理期間満了となる平成23年3月を見すえ、協議を進める計画であるとのことであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。「議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第15号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

川口憲男議員の入場を許します。

〔川口 憲男議員 入場〕

○議長（濱田 等議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時45分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第22「議案第34号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」、日程第23「議案第35号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第24「議案第36号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第25「議案第37号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、日程第26「議案第38号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第27「議案第39号 平成20年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第28「議案第40号 平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第22「議案第34号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」から日程第28「議案第40号 平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それではまず、「議案第34号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」についてであります。

これは、国民健康保険事業管理費に要する経費及び後期高齢者医療費、財政調整基金費、災害復興対策費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億9,187万9,000円とするものであります。

次に、「議案第35号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、保険給付費及び諸支出金並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ436万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億530万5,000円とするものであります。

次に、「議案第36号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、一般会計繰出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,420万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ5億2,590万5,000円とするものであります。

次に、「議案第37号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、後期高齢者医療広域連合納付金等に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,575万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,256万1,000円とするものであります。

次に、「議案第38号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

これは、保険給付費に要する経費、総務費、基金積立金並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,929万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,729万8,000円とするものであります。

次に、「議案第39号 平成20年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、介護サービス事業に係る一般管理費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ184万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,778万2,000円とするものであります。

次に、「議案第40号 平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、農業集落排水事業施設維持補修基金積立てに要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,900万1,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ここで、議事日程の修正をお願いしたいんですが、第24「議案第36号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」となっていますが、第2号でありますので、訂正をしてください。

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第34号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」について、内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第35号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

続いて、「議案第36号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」について、説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

続いて、「議案第37号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第38号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第39号 平成20年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（日當瀬修二君）

それでは引き続き、「議案第40号 平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案7件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案7件は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案7件について質疑はありませんか。

○楠木園洋一議員

一般会計の教育費が2,700万ほど減額になってますけど、76ページ。小学校費のこの工事請負費、施設整備工事と、その2つあるんですけど、改修と、これ執行残の補正ですか。

○教委総務課長（山口 正展君）

76ページの小学校費の学校管理費でございますが、工事請負費の減額につきましては、流水小学校の屋内運動場の改修工事、それから同じく流水小学校の屋内運動場の外壁の工事をやりましたので、その実績に基づく減額補正でございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

一般会計補正予算のほうに関連してお伺いしたいと思いますが、財調を2億2,000万積まれるわけですが、基金の残高はどれぐらいになってるのか。

それから、おおよそ4億幾らのあれがあったと思うんですけど、繰り越しは。その収支見込み等は、どのようにお考えなのかをお伺いしておきます。

それから、2款1項2目、この行政事務で退職手当組合負担金の基金に5,000万、積まれるわけですが、今まで基金の残高が6,670万ぐらい、1月現在で多分あったと思うんですが。

退職者が県内でもどんどん減って行って、この前も一回尋ねたんですけど、どのようになっているのか。結局、退職手当の組合負担金の率が上がってきましたけれども、阿久根市なんかで同じ組合に入ってて、御存じのようにあのような状況が出てくると、あのような状況というか、結局給料が高いから半分にするとか、どうのこうのという話が出てますけれども、非常に今まで

積み立ててきてある分の収支のバランスはどうなるのか、その辺もちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、公園費で災害の基金を積み立てるわけですが、先ほど訓練校跡地等が売れたのでということがありました。建設経済委員長の報告の中では広瀬公園というふうな話もありましたけれども、広瀬公園は都市計画法でつくった公園だから、あそこをつぶしたら何か別個にまたつくらないかんような話がちょっと聞いたことがあるんですが、本当にそうなのか。

結局、代替をつくらないかと。都市計画法でつくった公園については、やっぱり公園をどっかにつくるといような決まりがあるので、緑地をつくらないかと。あそこは堤防に引っかかっても虎居のほうでどっかつくらないかん。ただ、ほかの公園があればいいのか、その辺の話をちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、介護保険の特別会計補正予算に関連してお伺いしたいんですけれども、先般、施設の火事がありました、新聞報道を見ますと。さつま町内の施設ではそういう何ていうんですか、施設の点検とか、その辺をされてるのか。

結局、歩けないとか、たばこを吸ってはいけないというところで、たばこを職員が買って行ってくれて、それが原因じゃないかという話があったんですが。

やはり、さつま町内にも介護施設等にそういうのがありますので、その辺はどうなってるのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、浄化槽の設備設置について2,300万の減になってるんですけれども、補助。

やはり相当、数が予定よりも落ちてるのかなという感じがしますけれども、その辺の進捗状況をどのようにとらえられているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○財政課長（二階堂清一君）

最初に、各種基金の現在高の状況であります。このお手元に配付してあります平成20年度一般会計補正予算（第10号）説明資料というのがあると思いますが、この2ページをお開きいただきたいと思います。

この2ページの一番下に基金の状況ということで書いてございます。20年度末の財調、書いてあります。これでしますと14億8,800万ということになります。

そうしまして、21年度末に見ますと14億3,800万ということで、少し落ちるようであります。各種減債基金ですとか、退手基金、そういったのもこの減債枠がずっと20年度末ということで記入してあります。

それと、20年度の収支状況の話であります。今のところは、大体6億9,000万ぐらいの実質収支の黒字というふうに見込んでおります。

○総務課長（湯下 吉郎君）

退職手当組合の負担金の関係であります。先ほど言われましたように、今回の積立てをいたしますと8,709万5,000円になります。

収支のバランスの関係であります。それぞれの市町村でそれぞれの退職者数、それから職員数が違いますので、各市町村ごとに計算をさせていただきます。

それで、本町につきましては、10年間の経費見込みを立てまして、平成17年から19年度までは1000分の190、それから20年から22年までは1000分の220、それから23年度以降は1000分の250ということで、退職者数を想定して、それぞれの市町村がこの率を計算して、組合のほうで徴収をしてバランスをとっていくということでございます。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

介護保険施設等によります火災等に関するそういう実地、監査ということなんですが、先般の

ニュースによります施設は、断片的に聞いておりますと、無許可の部分とか、報告以外とかと出てまいりましたが、私どもとしましては町の権限のある分、いわゆる地域密着型の施設等については権限がありますので、指導監査、実地指導という部分で、例えば防災計画を見ながらの点検、そういうのはその監査の中でいたしているところであります。

あと、その現場の視察については、それについてはまた消防署のほうの消防法とか、そういう施設のまたものがあるんじゃないかと思っております。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

広瀬公園についてですけど、広瀬公園はもともと区画整理において皆様の減歩においてつくり出した公園でございます。それを国の堤防用地として国が取得してしまうということで、今後、都市計画の変更を経て、その国に譲渡する計画になっております。

ただ、皆様で生み出した公園ですから、もとの大きさとは言いませんが、どこかに土地を確保して公園機能を確保したいと考えているところでございます。

○環境課長（日當瀬修二君）

浄化槽の関係でございますけれども、当初200基を見込んで予算化したわけでございますけれども、3月31日、年度末で137基ということで、今一応、補助金の基数の確定をいたしております。

我々、災害復旧で虎居地区とか山崎地区が移転するというのも当初考えておったんですが、今のところまだそういう移転のされた分がきていないと、それと新築といいますか、これらがかなり減ってきているのかなという感じを受けております。

○麥田 博稔議員

基金の残高につきましては、私が2ページを見てなくて、この前もらったんですけれども、申しわけありませんでした。

やはり14億3,800万ですか、なってくると、ある程度財政的に余裕が出てくるのかなという感じもするんです。

だから、やはりここ4年間、非常に厳しく締めてきて、40億ぐらいの借金も返して、ある程度あと1年か我慢すれば、見通しが出てくるというようなこともありますので、政策の提言になりますけど、やっぱり執行部皆様方には、子育てのしやすいまちとか、今までいろいろ提言もありました。

これからはやっぱりそういう教育とか、環境、福祉、健康、この辺がやはり大きなキーポイントにまちづくりはなと思うんです。やっぱり住んでみたいまち、やっぱり残していきたいまち、いろんなものがあると思いますので、景観とか含めて、その辺を十分配慮しながら、今後みんなで頑張って残した金を使っていただきたいというふうに、お願いをしておきたいというふうに思います。

それから、この広瀬公園のことですけれども、都市計画で売ってまた別につくるという話がありますが、こういうふうにはできないかなと思うんですよ。虎居地区については、虎居の人には申しわけないんですけれども、若草公園もあって、それでちょっと離れたところにも西公園、それから轟原のほうにも公園があります。

全体的に考えたときに、人口が減ってきて子どもの数も減ってくる。高齢者が多いから、今グラウンドゴルフを公園でされてますけれども、ちょっと歩いて行けば、仲よく使えば使える公園もあるので。

ただ法律的に区画整理で減歩した土地だから、やっぱり別個につくらないかんという話がありますが、何とかその法律のその面がクリアできれば、今のあれでもう一日じゅう満タンで

あればいいんですけど、私も通るときに見てみるんですよ。そうすると余りおいでになりません。午前中とか昼、夕方にグランドゴルフをされてる方が何名かいらっしゃるようですけれども。

だから、利用率から行くと非常に子どもも少なくなってきた、余り利用されてない感じがするので、その辺は地域の方々と、やはりこれから連携をして協議をしながらやっていただく。

ただ、さっき言ったように法律の問題があれば、これはやむを得ないところもありますけれども、やはり行財政改革を進めていく中で、法律の専門家でない町民の方々にはなかなか理解が得られないという感じがするんですけれども、やはりどうしても代替をつくらないかんもんか、その辺を再度、ちょっと詳しく御存じの方があつたらだれでもいいんですけれども。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

虎居地区につきましては、たしか昭和35年くらいから区画整理事業をしてると思うんですが、その中で虎居第1、第2とか、それか轟原地区、地区を分けて区画整理事業をしております。

その中で、区画整理事業というのは、その地区の3畝は公園としなさいという、そういう規定がございます。その3畝というのは、児童公園とかいろいろあるわけですが、防災公園としての役割もするということでございますので、それは今の法律の区画整理事業の中ではつくらないといけないということになっているところでございます。

それで、今、県のほうやら協議をしてると思うんですが、そこあたりはちょっと私は判りませんが、区画整理事業のその手法といたしましては、とにかくその地区で3畝以上の公園をつくりなさいということで基準が定められておりますので、その形で県のほうともどのような形で協議してるか判りませんが、法律上はそういう形でございます。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

現在、県と協議は下協議をしております、このように変更になるというところまで打合せているところでございまして、その代替措置については、まだちょっと協議していない状況でございます。

平成21年度中に、計画変更を行うべく作業を進めているところでございます。

○麥田 博稔議員

やはり広瀬公園のあそこは今までがカヌーの艇庫にしたり、実際は緑地でこう置いてあるけど、余り使ってる人を見た感じはしません。

だから、その辺は県とも3畝のあれがあるということですが、堤防ができてやっぱり入ってくるわけですから、それで建経でも都市公園、観光公園、福祉の児童公園も管理の仕方も町長総括もされてるようですから、やはりその辺は全体的に考えてやっていただくように、これはもうお願いしかない、法律があればしょうがないんですけれども、お願いをしておきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○久保 道夫議員

52ページ、5目の原油価格高騰施設園芸緊急対策費が337万5,000円程度減額補正になっておりますが、これはことしは暖冬ということでこういう減額の補正になったのか。

それと、対象となった作物、イチゴなりトマト、あるいは花、キンカン等など、対象となった作物に対しては、予算を執行された額が判ってらっしゃったら、その内容とお知らせいただきたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

原油高騰の関係でございますが、これについては10戸の農家の方々が、野菜、果樹、花き、

その関係の方々ですが、被覆施設、二重カーテン、三重カーテン、それからサーモ、循環扇ということで、原油が上がってくるということで、県の2分の1の事業を使われて事業をされたわけですが、入札残による減であります。

3社見積もりの入札をしたところ、最初の見積もりが地元の業者の見積もり設計をして、そして入札をしたところ、他の会社が取られたわけですが、これが大分大きく安くで入札されたということで、その減でございます。

○久保 道夫議員

課長、その野菜なり果樹なり、具体的にイチゴとかトマトとか、そういうふうで品目ごとでの大体の予算の執行というのは判らないんですか。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

野菜が3戸、それから果樹が3戸、花きが3戸、それからもう一件、ジャパン・アグリの1戸で、全部で10戸の関係でございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○市来 修議員

一般会計のほうですが、30ページに、ブロードバンド関係があるんですが、これはたしか平川局管内の工事だったと思うんですが、これは局管内は予定どおり完了されたのか。

それから、マイナスで940万出ているんですが、これはどういう内容のものか伺いたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ブロードバンドにつきましては、今回平川局と永野局の工事を行ったわけでございますが、予定どおりに3月10日に供用開始をしております。それで、今、加入者は80軒程度ということで聞いております。

それから、その940万の減額でございますが、当初の見込みでは数社、そういう会社があったんですけども、最終的にはプロポーザル方式の提案方式でしましたところ、2社が提案をいたしまして、そのうち今回工事をしていただいたNTT西日本につきましては、当初は局舎を別に建てて、そしてその機械を入れるということでしたけれども、NTTさんが工事を発注されたために、自局の局舎内で終わったということで、このように940万円の減額をすることができたということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

一般会計補正予算の関係で、先ほども出しましたが、浄化槽で非常にたくさんの残が出ているわけですが、河川の浄化とか、環境の整備という点で非常に大事なことなんですが、一つは社会の情勢といいますか、経済情勢の関係もあろうかと思います。

もう一つ、補助率はちょっと低いんじゃないかというような気もいたします。だから補助率をもうちょっと上げたら、もうちょっとたくさんの方がこうしていただけるんじゃないかと考えますが、その辺をどのようにお考えか。

それと確認ですが、水害で移転をされる方がたくさん出てこられるわけですが、家をつくったばかりで補助をもらっていらっしゃる方で、また移転をして新しくつくらんにゃならんわけですけど、そういうところも再度補助をしていただけたものか。

それともう一つ、諸収入の雑収入のほうになりますが、税の滞納をされた方に差し押さえとい

いますか、物納品をオークションでたしか2回ぐらいされてますかね。そのオークションの非常に新聞等を見ましても、想定価格より高くで売れたというようなのもありましたけれども、我が町の場合、どれぐらいの効果といたしますか、収入といたしますか、あったものかお尋ねします。

○環境課長（日當瀬修二君）

まず、補助率の引き上げの関係でございますけれども、今のところ大体県内の市町村と大体似たような補助率でやっております。町によっては高いところもあります。けれども、ほかのところと大体似たような補助率で出しております。

それから、鹿児島市におきましては、もう今、新築住宅についてはもう補助を出していないというようなところもあります。

引き上げにつきましては、一応、21年度も同じく20年と同額の補助金という形で、一応お願いしているところであります。

それから、移転者への補助金の関係ですけれども、移転補償ですか、それに含まれる分については一応、補償される分については、我々のほうでは補助金は出さないということで決めています。

○税務課長（下市 真義君）

予算の関係では、歳出の徴税費の滞納処分費の関係は、その関連の経費でございますが、20年度滞納処分による、いわゆるネット公売、これを20年度中3回実施いたしております。

20年の5月、それと7月、それと今年の21年の1月と3回行いまして、物件数で21点、本町のほうで見積もった額が5万7,500円に對しまして、総体の落札額が31万4,014円と、倍率としましては大体5.46倍ということでございます。

その31万4,014円の充当の関係ですが、いわゆる滞納処分費、いわゆる絵画等の見積もりの鑑定手数料とか、あるいはまたヤフーへのオークションの利用料と、こういった経費が総体で1万7,481円、残りの29万4,930円をいわゆる滞納税に充当いたしているところでございます。

○平八重光輝議員

よく判りました。新築、合併浄化槽につきましては、新築の家はトイレをつくらんというわけいかんから、それはもう必ず補助があろうがなかろうがつくらんにゃいけんわけですけど、できればあったほうがより助かるわけですが、既設を改造されるところは、どうしてもいつまでにせんにゃならんということもないわけですが、できるだけ補助率をたくさんは上げられんでしょうけれども、上げていただいて、衛生的といたしますか、健康的といたしますか、快適な生活ができるような環境をつくるということのも大事ですので、ぜひその辺はまた考慮していただきたいと思います。

○中尾 正男議員

国保会計の私の聞き違いかもしれませんが、償還金の4,563万の中に、一部14年度分というふうに聞こえたんですが、ちょっと聞き違いかもしれません。何でそういう古いものがあつたのかなと思って確認をします。

それともう一点、一般会計の諸支出金、財産取得費の132万3,000円、カイケンコーポレーションの分を売って買い取ったということですが、契約内容がどうなっているのか、ちょっと判らないんですが、売った価格で会社の設計変更で売った価格を残地の分をまた買い取ったということですが、そこあたりをもう少し詳しく。

そして、この残地になった分、あるいはその土地の形態とか出入り口とか、それで評価が下がるような土地の形状にはなっていないのか、そこあたりのところをちょっと現状が判りませんので、

説明をしておいていただきたいと思います。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

国保会計予算の24ページの11款1項3目、償還金の中の23節、償還金利子及び割引料の4,563万円の中に、14年度、15年度に係る国の調整交付金の過大交付があつて、この分の返還が生じてるということで、先ほど言いましたけれども。

国保の調整交付金につきましては、御存じのように市町村の国保財政の格差を是正するものであるということで、平成14年、15年度の老人保健医療拠出金に係る国の調整交付金の過大交付、これについては一部マスコミ等で報道をされましたけれども、会計検査院から算定誤りが指摘をされておりました。

そして、これはどういうことかと言いますと、老人医療保険の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられた平成14年度の改正時とその翌年の老人保健医療拠出金に係る国の調整交付金の算定について、厚生労働省国民健康保険課長で通知をされた取り扱いをせずに、調整交付金のシステム、これは電算のほうですけども、システムの改修のための説明書で示された取り扱いを優先して処理をしたということで、この事務においてチェック体制が十分でなかったということから発生したものだということでございます。

これによって、これは本町だけでなく、本県全体がそういうふうになっておりまして、本県の調整交付金の算定システムが構築されておりましたので、県内すべての市町村において算定誤りが生じ、全国の返還額が63億円というふうに言われておりましたけれども、本県では7億3,000万円が返還だったということでございます。そのうちに本県7億3,000万の中に本町の返還分として14年度分が691万円、15年度分が1,223万5,000円、合わせまして1,914万5,000円の返還が命じられたということでございます。

そのほか、前、結核とか精神に伴うこの調整交付金の分を説明いたしておりましたけれども、これは平成5年度から17年度分ということで、14年度から17年度分のこの時効に該当しない分については、もう先に交付をされておったところでございますが、その14年度以前の時効にかかわる分についても、国が何とか手当をするということで、この分が335万2,000円ございましたので、19年度以降5年間、この分は交付をされると。そしてこれでもなおかつ、まだ残りがあるようであれば、その時点で考慮をするんだというふうにされております。

○定住促進室長（北原 美義君）

財産取得に係る分でございますが、立地協定を19年の4月に結んでいますカイケンコーポレーションの関係ですので、私のほうで説明をさせていただきたいと思います。

カイケンコーポレーションにつきましては、森林組合のほうからとさつま町のほうから用地を取得して造成をして、と申しますのは、建物を建てるために、建築基準法にみます安定勾配をとるために、ちょうど取得されました用地の上のほうに町の山がありましたので、その部分について取得をして安定勾配をとりながら建てようということで計画をされております。

当初、今回買い戻す部分については、分筆をした山でございまして、ヒノキが立っています部分でございます。分筆をした部分の一部を、いわゆる法面を安定勾配で確保するために、それを切って建てようということで予定をされてたんですが、コンサルタントに用地の造成関係の設計を頼んだ段階で、1万平米以上を超えるということで、これにつきましては開発行為が必要になってくると、多大な経費を要するということで、既存の建っている、当初、森林組合が所有していた建物を壊してということで考えていらっしゃるようですが、それをもうストックヤード等に使いながら、そこはもういじらないでということで、その一部の山を必要にないから、そのまま全然手をつけず、流木等についても全然手を加えておられません。

それで、その分についての買い取りを町のほうにお願いをされたということで、今回の予算計上でございます。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

29ページなんですが、企画費の中で結婚サポート事業支援補助金が149万減額ということで数字は出ておるんですけども、私は減額の数字云々はいいいわけですが、先般3月23日だったですか、お見合いの場を提供されたと思うんですが、15日だったですか。

その関係のちょっと参加者なり、いろんな問題、課題、今後に向けて感じられたこと云々がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

3月15日に観音滝公園のほうで、結婚イベントということで募集をしまして実施をいたしております。参加者が男性が22名と女性が26名ということで48名、大体40名程度を目標にしておりましたけれども、たくさん応募をしていただきまして、特に女性の場合は、この鹿児島市内、それから南薩方面等からもたくさん来ていただいております。

一応、予定者は全員来ていただいております、大体2時ぐらいから6時半ぐらいまで、結構長い時間、いろんなイベントをしていただいているということでございます。

結果的に、これは町の職員のほうでいろんな司会進行をしながらやっております、町の職員も初めてのこういった経験でございましたけれども、それなりにいい経験を積んでいるというふうに思っております。参加者の皆さん方も非常に好評で、結果といたしまして大体6組ぐらいが連絡先のやりとり等をされておったといったようなことでございますが、その結果につきまして、まだこちらのほうには御連絡はいただいておりますけれども、大体好評であったというようなことでございます。

金額が、1人当たりの負担金が1,000円ということもございまして、そしてまた場所がちょっと鹿児島市内等から来ますと、非常に中が入り込んでおまして、なかなか場所を見つけづらいところもあるんですが、結果として皆さん時間までにお集まりになっておりますので、そういった点等、今後検討しないといけないかもしれませんが、あとはこの広報をする段階で鹿児島市内の情報誌というのがございまして、これも大体4万5,000円ぐらいかけて広報、一応雑誌のほうに載せていただきましたけれども、それが結構効果があったといったようなことでございまして、この情報発信をやはり若い人たちが目を通すような、そういう雑誌に載せるということ等が、非常に大事ななといったようなことでございます。

あとは、このそれぞれ相思相愛といいますか、6組あったんですが、相思相愛というわけじゃないんでしょうけれども、お互いに気になる女性の皆さんには、それなりに連絡先を相手方に渡せたといったようなことで、ある程度判らないような形で袋に入れて、電話番号等というのを書かせて渡しましたけれども、その結果はちょっと判りませんが、自分の意思を相手方に伝えられたといったようなことでは、それぞれ満足をされていたといったようなことでございます。

今後とも、またどうするかといったようなこともありますけれども、検討は進めてまいりたいというふうに思っております。

○新改 幸一議員

結婚サポートにつきましても、初めての試みということで大変苦勞もされたとは思いますが、今、中身を聞きまして、ある程度この参加者も多かったようでございますが、今後もいろんな。

昔は、仲人さんという人がおいやって、いろんな出会いの場をお互いに会わせて結婚というふ

うに結びついた時期もあったわけですがけれども、今、仲人さんというのも余り聞かんような状況でもございます。

我がまちでこの結婚サポートの関係が、いいほうにまたずっと継続的にいきますように、ひとつ事務局のほうも最大の努力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長（日當瀬修二君）

午前中の平八重議員のほうからの質問の中で、河川改修に伴う移転される方に対する浄化槽の補助金の件でございますが、補足をさせていただきたいと思います。

現在、くみ取り、あるいは単独浄化槽を設置されている方については、移転後、合併処理浄化槽を設置された場合につきましては、町の補助金の交付対象者になるということです。

それから現在、合併処理浄化槽を設置されている方が、移転後、同じく合併処理浄化槽を設置された場合につきましては、その移転費用相当分を補償金の中に含まれるということでございます。補足をさせていただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

午前中の7件に対する質疑を続行いたします。ほかにありませんか。

○岩元 涼一議員

29ページ、先ほどもありましたけれども、結婚サポート事業の支援補助ですけれども、9月にまた149万補正がされておりまして、そしてまた、今度最終で減額ということでございますが、このことについては町長が自分の政策というか、そういう形でやりたいと、取り組みたいという形で結婚サポート事業を提案されていたわけですが、これに対する町長の思いというか、なぜここでまた減額なのか、そこ辺は政策として取り組まれた町長の気持ちを聞かせたいと思います。

○町長（井上 章三君）

結婚サポートという問題は、私も関心を持って取り組んで進めてまいりたいと思ってやってきましたが、いろいろな自治体においても、やはりこの問題には関心を持っておられるというふうに感じております。

ただ、本町が今まで1町でまずもって取り組みをしようとしたときに、なかなか人が集まらない、集まりにくい、人口規模というものに対して、やはり人を寄せるということが規模的に難しいところもあるのかなという感じもしたところでございます。

当初、私もいろいろ先進事例として、いろいろと注目しておりました福岡の八女・筑後広域市町村圏の事務組合の結婚サポートセンターと、こういうところなんかも、広域でやっぱり取り組むことによって進んできたということが言われておりましたので、やっぱりそういう点でのもう少し検討が必要なのかなと。本町だけで進めば一番いいんですけれども、そのところの課題があるのかなということを感じたところでございます。

ただ、この問題は引き続き、もっといろんな観点から研究をしながら、やはり本町内にも1,000何百名という未婚の方々がいらっしゃるという事実もあるわけでありますから、そういう方々に関心を持っていただけるような形をつくっていくということにおいては、今後とも努力が必要なんではないかと思っていますところでございます。

○岩元 涼一議員

事業という取り組みで広域的なというのは理解いたしますが、しかし、町長、施政方針の中でも大変非常に大事な問題であるから、これに取り組んでいくという決意表明をされて、そしてこうしてまた予算化されて、そして今度はそれができなかったから、ただ減額したいと、そういうふうにはしか見えないわけでございます。

町長のほうで、それに対する取り組む姿勢、そこ辺はどれぐらいのものであったのか。こういふ、ただ予算を上程し、できなかったから減額すると、それでは取り組む姿勢というか、そこ辺が全然見えないような気がするんですよ。

これはまた今後必要だということでございますが、それは次の首長がどのように考えられるかのこともございますが、もう少し真剣な取り組みといいますか、そういうのをしてほしかったと思うところでございます。

もう今ここで申し上げても次に進みませんので、もう以上で終わりますが、やはり真剣に取り組むべき問題は真剣に取り組んでいかないと、今後に禍根を残すというふうなことになると思います。終わります。

○町長（井上 章三君）

もう少し申し上げますが、今回の予算の中で結婚相談所を設置するということを当初計画しておりました。そのための補助事業というのを組みながら、町内に相談所というのを設けられないかということで、いろいろと事業所の設置を当たったわけでありますけれども、当初予定していたところが辞退をされたということもありまして、この事業費が浮いてしまったということがあったわけでございます。

このことも含めて、今後、相談所の設置という問題に関しましても、今後どうしたらいいかということは、課題として残ってるというふうに思ってるところでございます。

○岩元 涼一議員

そこは、政策として取り組むというような気持ちがあれば、前に進むと思うんですよ。計画性が本当にないような気がします。担当課にただふって、それで担当課が事務事業いろいろありますから、結局こういうふうになったわけですけども。

そこは町長がリーダーシップを発揮して、これはいけんなっちゃっか、どげんなっちゃっかと真剣にやっていきや、担当課もやらざるを得ないと、そういうところが出てくると思うんですよ。そこを私は言いたいというところでございます。もう任期が余りありませんから、もう終わります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○米丸 文武議員

私は、20ページのふるさと応援寄附金のことについて、ちょっと町長のお考えをお伺いしたいと思うんですが、ふるさと応援基金条例も制定されまして、そのときも話はいろいろ出てるわけでございますが、ここに279万9,000円というようなことで、歳入のほうでございますけども、出ておりますが、この金額についてどのように評価をされているのか。

もうちょっと、本当に皆さんがふるさとさつまを思って協力があるんじゃないかというふうに、

私は思っておられたんじゃないかと思うんですが、これが私どもも見まして、ちょっと300万
足らずというふうなことでございます。

だから、これに対して、いろいろ関東さつま会のほう等もいろいろ行ってやられたそうござ
いますが、これについてはどのようなお考えでしょうか。

○町長（井上 章三君）

このふるさと応援基金に関しましては、県のほうから、これをどう進めるかということで、市
町村それぞれでやるのではなくて、県のほうに任せてもらいたいということから始まった経緯が
ございます。

そして、県のほうとしては当初の知事の考えなどを言いますと、場合によっては非常に大きく
いくかもしれない。しかし、余り期待し過ぎてもいけないのかなというようなことも言われな
がら、県としてはチームを組んで、関東、関西のほうに人を送って、そして、各市町村でバラバ
ラにやると非常にまとまりがつかなくなる点もあるから、県を窓口にしなからやらしてもらいた
いということから始まりました。

しかし、現実問題としては、やはりふるさとといった場合に、各出身の市町村に意識が行くとい
う面もあり、直接の問い合わせもありましたから、こちらとしてもやっぱりそれなりの対応は
したということですが、結果を見ますときに、こちらとしても十分な動きができたわけでは
ありませんけれども、期待のほうはもうちょっと大きかったのかなという感じはあったと思っ
ております。

○米丸 文武議員

これは、県のほうに入った分の一部を、それぞれの寄附された方がこういうことでというよう
な要望があれば、そちらのほうへ要するに配分をする。それでまた、そうでなかった分につい
ては、全部のところに配分するというようなふうのこともあるわけですが、町単独でも
できるということになったわけですから、やはりその働きかけというのはやっぱりいろ
いろとやっていただいて私はよかったんじゃないか、もっともっとやっていただいてもよかった
んじゃないかというふうに思います。

そのようなことで、この金額については、もう所得税のほうでも減免を控除していただくとい
うようなことで、それぞれあったんじゃないかと思うんですが、もうちょっとやればよかったか
なということは、要するにまだまだ足りなかったというふうな考え方で表現をされているのかど
うか、その点についてはどうですか。

○町長（井上 章三君）

この問題が、もう一つ言えば、昨年からの世界同時不況と、そして、国内も大変な不況の嵐が
吹いてきたということが、非常に意欲を減退させたのかなというふうに思うところであります。

そういう点で、こういうことに対して、ふるさとのために少しでも応援しようという気持ち
がある面では不況のため吹っ飛んでしまったんじゃないかという感じもするわけでありまして、そ
ういう状況の中で、余り追い打ちをかけてこちらが動くというのは、またできにくいところもあ
ったのかなと、結果的にはそう思うわけでありまして。

そういう点で、今後とも、まだそういう状況が続いておりますから、取り組みというのはなか
なか厳しい面があるのかなという感じはしているところであります。

○米丸 文武議員

基金条例のところで質問がありまして、この金額では積み立てをしておいてやるということ
では、御寄附をいただいた方々に対して、どういう効果があったとかということが判らないので、
その範囲内でしながら年次的に報告をしていくというふうなことでございます。

本当にこの中で、どのような思いでこの寄附をしていただいたのか、そういうことも考えながらやっていくためには、金額的に全然なかったという大変失礼でございますけども、本当に有効的な活用というものを考えていかなきゃならんんじゃないかというふうに思いますので、もっともっとこれからそういう形の中で働きかけというのもしていただきながら、もちろん今町長がおっしゃったように、皆さん今のこの経済情勢の中で大変厳しいところあると思いますけれども、そういう方々にまた少しでも御理解をいただいていくというふうな取り組み方というのは、今後必要であろうと思いますので、ひとつ、町長自身がちょっと今後のことはなかなか言いにくい場所でもあるだろうと思いますけれども、執行部の方々もそういう形で取り組んでいたきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○中尾 正男議員

繰越明許費の補正で、今回、災害復旧記録事務が追加補正されているんですが、この進捗状況等について、ちょっと状況を伺っておきたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

災害復興記録事務費でございますが、現在、監修委員会を2回ほど開いております、大体の大方の原稿はできております。ページ数にいたしまして、120ページになります。

カラーでというようなことで準備を進めておりますが、これが最後の段階になりまして、今取り組みを進めておりますのが、新聞記事の掲載部分でございます、資料で新聞記事を出すようにいたしておりますが、これの新聞記事に出てきます個人名が出てくる部分が相当ございまして、25名ほどあるようであります、これは町内外それぞれ25名ということでありますが、これらの掲載許可が必要であるといったようなことで、年末からずっと許可の手続をやってきておりまして、そういったこととか。

それから、監修委員会で内容等の追加なり修正なり、いろんな部分が出ておりますので、原稿の修正加筆を加えながら進めてきております。

今、一校が上がってきておりますので、今月の末、31日の日にまた第3回目の監修委員会を開くということで、この場で全体の原稿の校了を終わるといったようなことにいたしております。

そのあと、大体5月の中旬ぐらいになると思いますが、そこが大体の目安になるんじゃないかといったようなことで、現在作業を急ピッチで進めているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案7件を一括して採決します。

お諮りします。「議案34号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」から「議案第40号 平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第34号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」から「議案第40号 平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案7件は、原案のとおり可決されました。

△日程第29「議案第41号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第29「議案第41号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第41号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。これは、児童福祉費及び地域活性化・生活対策臨時交付金事業費に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,298万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億4,798万円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第41号 平成21年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について、内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案について質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

9ページ、7款1項6目ですけれども、プレミアム付き商品券発行事業ということで300万一応組んであります。それで、けさの新聞等を見ますと、いちき串木野市は1,550万とかなってるんですね。うちは100万、人口規模も向こうは3万2,000ぐらいでありますけれども、予算規模でいきますと、平成18年度はいちき串木野は147億ぐらい、うちは災害がありましたけど、160ぐらいなんですよ。

だから、平常の年でいくと、大体同じぐらいの予算規模じゃないかと思うんですよ、推察するところ。まだそこまでちょっと時間がなくて調べてないんですが、そういうまちで1,550万

やる。向こうも今いろいろ、マグロラーメンだとか、御存じのようにいろんなことでまちづくりというか、活性化を図られてます。

それで、マグロ基地だということで、それが衰退してきて、まちの活性化がないと。それで神村学園の前に新しい駅もつくとか、いろんな事業を進展されてますけれども。

こういう国の、地域の活性化、それから生活対策というようなことで緊急事業でありますから、やはりこの前から言ってますように、定額給付金が4億円出るわけです。それをやはり使ってもらう工面というか工夫、そして商店街にも力を与えてもらう。

ただ、やはり執行部の方といろいろ話をすると、なかなか商工会との話し合いがうまく進展してないという状況でもあるし、私も二、三の商工会の人に聞くと、やはり地域の、商工会に入ってる個店で買ってもらようにしてくれとか、いろいろなのがあるんですが、地域の活性化となると、やはり町内全体と。

そして、しかも税金を使うとなると、やはり町民のそういう理解を得るためには、すべてのお店とか、すべてとか、すべての方々にという気持ちが出てくるわけですが、300万というのは、やはりちょっと少なすぎるんじゃないかなという感じがするんです。

その辺の考えを、町長はどのようにお考えなのか。いろいろ選挙前だから余り大盤振る舞いをする、政策的でどうのこうのちゅう話もありますけれども、私はこういうのこそ、やはり生活給付で緊急で、もう商店街も売れ行きが下がって、特定の企業言うわけにいきませんけれども、もう小さな飲食店とか飲み屋さんも、非常に客がなくて困ってるというような話も聞くんですが、基本的な考えをお伺いしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

御指摘のように、今回4億円というお金が交付されてくるということでありますから、これを地域の活性化にうまく使ってもらいたいという気持ちは同様であります。

そういう中では、私も金額的にもうちょっと大きくてもよかったのかなということで話もしましたが、今回様子を見て、これで1回で終わるのでなくて、売れ行きがといいますか、いいようであれば、さらに追加的にやるんだということを申しておりますので、そういうことでよしとしながら、私もできるだけ、そういう地域の活性化に役立つような取り組みはするべきであるというふうに思っているところでございます。

○麥田 博稔議員

商工会との取り組み等につきましては、副町長でも前線に立ってされてますし、商工観光課長でも結構ですが、その辺の事情をちょっとお伺いしておきたいと思います。

それから、3回しかできませんから、この特定中小企業の緊急保証制度、利子補助とか出てきているんですが、現在の我がまちの工場、地盤産業というか、いろいろ誘致の企業もありますけれども、どのような状況なのか、その辺をお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、この宮之城人形の復興事業補助100万円あります。確かに暮市、初市ときには、珍しさとなつかしさですか、何かがあって、非常に並ばないと買えないという状況も出ているようですけれども、やはりまだ技術的には非常に、私の素人で見ても、どうなのかなという感じがします。

だから、これの復興をしてされることはいいんですけども、やっぱり将来的にどのようにお考えなのか。やはり1年中売ると果たして売れるのかなと。初市とか、ああいうときに新聞等で報道していただきましたから、私が行ってるときにも、前も話をしましたが、垂水とか、もう町外の物すごい遠いところから何時間かけてきたと。そして、来たときにはもう10時過ぎで買えなかったというふうなことで、そういう人もいらっしゃいました。

だから、その辺が珍しさと新聞報道等あって、ここに復興とありますから、どのようなことをされるつもりなのか、お聞きしておきたいというふうに思います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

まず、1点目でございますけれども、プレミアムの関係の今の状況でございますが、考え方につきまして、もう町のほうの考え方は商工会に伝えておりまして、本日午後から今年度の理事会を開いて、最終的な方向を出すという状況でございます。

考え方といたしましては、今回の300万円については町が全額負担いたしまして、個店並びに商工会の負担はしないという形での今町は方向を出しておりますが、そこら辺のところをまた商工会も、今それで提案して協議をしていくというような考え方でございます。

なお、あと詳細にわたっては、1人当たりの発行限度額をどれだけにするかとか、あるいは名称をどうするかとか、そこら辺についてもまた協議がなされるという状況でございます。

それから、セーフティーネットの特定中小企業の関係でございますけれども、3月10日現在での申し込みの関係でございますが、町のほうで認定証を発行いたしましたのが65件の事業所でございます。

そのうち、もう正式に融資が決定いたしておりますのが45件でございます。

なお、そのほか12件が今審査がなされているという状況でございます。結局、このままいきますと、今のところは57件がそのまま認定されるんじゃないかと。他の残りの8件については、まだ本人が申請していないという状況でございます。

なお、この57件のうちの融資額というのが、約7億300万円という形での融資が決定しているような状況でございます。

なお、これにつきまして、21年度におきまして町といたしまして利子補助をしてまいりたいということを考えているところでございます。これについては、2年間補助してまいりたいと考えているところでございます。

○教委文化課長（川添 俊行君）

今の宮之城人形の復興事業補助ということで計上させていただいておりますが、これにつきまして、私のほうから御説明させていただきたいと思います。

宮之城人形復興会のほうへ補助ということで、この宮之城人形の活動の支援ということを考えております。今会員さん方が15名ほどいらっしゃいまして、御存じのとおり2月の初市でいろいろとPRを兼ねて、宮之城人形ということで再現をされていらっしゃいます。

今回の補助なんですが、さらに宮之城人形を町外の皆さん方にも中身を知っていただきたいといったようなことを考えておりまして、今復興会のほうでも計画しておりますが、ソフト的な事業ということを考えていらっしゃいます。

中身につきましては、今鹿児島県内でも土人形というルーツ、これが昔は6カ所ありましたが、今活動されていらっしゃるのが、帖佐人形、それから垂水人形もございますが、これ型がございませんで、自分たちで手づくりでやっぺらいらっしゃる状況です。

最近、東郷人形のほうが宮之城のほうの人形がどういったものかというのを調査に来られたような経緯もありますが、もともとはこの宮之城人形というのは、東郷人形のほうからのわかされといったようなことになるようです。型も全部残ってまして、復興会の皆さん方が頑張っていると思います。

そういうことで、まず土人形、そういったもの等の由来を紹介するようなパネルの作成とか、それから、初市のほうにもたくさんの人たちが来られまして、もう手に入らないといったような状況もございますが、それに向けての一つのしおりのパンフレットです。土人形、それから、

そこの中の宮之城人形、そういったものはどういった由来で来たのと、そういったものを紹介する、そして復興会の皆さんの活動状況、そういったもの等を紹介するようなパンフレットの作成とか。

それから、自分たちの生活の中で人形というものがどういったかわりを持っていったか、そういったものの研修会の開催。

それともう一つは、もっともっとこの輪を広げたいということで、人形の復興の体験の学習会、そういったもの等を計画していこうといったようなことです。

そういうことで、一つの地域活動ということで支援ということを考えているところです。

○定住促進室長（北原 美義君）

町内の企業の現況ということでございますが、例年3月は在庫処理の月ということであるわけなんです、普通でも厳しい月なんですけれども、それに増して、ことしは3月は特に厳しかったと、依然厳しい状況が続いているようでございます。

ただ、この機会に新たな農業への展開、そして新たな事業の展開ということで、今まで温めていたものを挑戦されるといいでしょうか、取り組まれる企業も出てきておりまして、それについても、もういろんな情報でかなり問い合わせがあるようになったというところもあるようでございます。

これにつきましては、先日の新聞でも記者の目で紹介されているとおりでございます。

ただ、4月については一部、少し受注が出てきたという企業もあるようでございますので、全体はまだ非常に厳しいところでございますが、少しずつそういう兆しは出てくるんじゃないかということで、各企業さん、6月、7月あるいはことしの秋ぐらいからということで、見通しは持っていられようございます。

一生懸命、いずれにしても、厳しい中で取り組みが続けられているという状況でございます。

○麥田 博稔議員

プレミアム付きの商品券の発行事業につきましては、前もちょっと言いましたけれども、定額給付を発行する、それにあわせて、やはり商工会とも、きょう理事会等があるそうですけれども、何かイベントをするとか、連休前に出すというような話ですから、間に合うように、やっぱり連休中に何か、春まつりはありますけれども、何かそういうイベントを打ち出して、さつま町に来てくださいよ、というようなことを何かやはり考えていただきたいと。

たかが300万ですけど、されど300万ですから、やはりそこはやっぱり大事に話し合いをして、効果があるように、「ああ、あつてよかったな」と。そして、先ほど町長も言われましたけれども、これはもう4月の19日に選挙がありますけど、だれがされるか知りませんが、やっぱり2弾、3弾を打って、何とかまちに活性化を運んでもらいたいとお願いします。

それから、特定中小企業の保証制度についてですけども、先ほど定住促進室長が言いましたように、私も思うんです。結局、異業種に進出するとか、それから新しいことに挑戦する、その辺を助けるシステムができないのかなというふうに思うんですよ。

例えば、農業なんかですと、国の補助とかいろんなことがありますけれども、なかなかよそから出てくる企業には、いろいろ土地を買ったりなんかすると、5人採用すればとかありますけれど、いろんな補助体制とか。地場産業が何かするとき、なかなかそこをクリアすることが難しいと。

だから、私は前から言ってたんですけれど、やっぱり地盤産業で2人使ってる人が3人使えるような手ができないのかなと。これだけの、いろんな小さなあれがありますけれども、やっぱり1人ずつ多く使ってもらおうと、町内ですと何十人かと。それが定住対策になりますから。だか

ら、その辺も非常に考えていただきたいと。

それで、やっぱり農業というのも今言われて、前から質問をしていますが、よそが建設業がそういうのに出てきていると。それで、道路をつくるのも半年でしなさいというのを6カ月か7カ月に延ばして、そして、その間の2カ月の間、何か忙しかったら、農業をしながら、同じ従業員を、やめさせて使うんじゃないくて、やっぱり何かができないかなと。

それから、同じやっぱり商店街でも、お父さんがもう下駄やったら下駄屋でという、だから、いろいろ世の中変わってくるんですよ。だから、もうだめだとなるけど、その人が異業種に出ていくときに、何か手助けができる方策がないのかなというふうに思います。

そういうことをやはり今後、さつま町のやっぱり振興計画の中とか、こういうときが来たときに、長い目で検討をしていただくように要望しておきたいというふうに思います。

○中尾 正男議員

最終、もう最後の議会で予算に関して発言する機会がありませんから、1点だけ、工事費関係が含まれていますから、工事費全体について、地元業者優先とか、あるいは地元の資材を使っていただくということで、こういう経済情勢の中で非常に大事なことで、業者からもそういう要請があります。

特に直接この予算とは関係ないですが、機会がないですから、少し許していただいて、激特事業だとか、あるいはダム再開発事業の国県の事業が、ほとんどもう地元業者が入ってないと。

ほいで、業者の工事だけでなく、資材ももうよそから来ると。

そういうことで、できるだけ地元業者を使ってもらえないだろうかという要請もあるわけですが、そこあたり国県のほうに地元自治体として、やっぱりそういう要請もしていかなならんと思うんですけども、ごり押しはできませんけれども、やっぱりそういうお願いはされないかんと思うんですが。

そこあたり対応もされているのか、その1点だけ、そして、どう考えておられるのか伺っておきたいと思います。ちょっと関連で申しわけないですが。

○町長（井上 章三君）

御指摘のように、事業がだんだんと具体化している中で、地元の業者がどこまで入れてるだろうかというのは我々も関心事でもあります。

今でもできるだけ地元も入れるように、発注の仕方を工夫してもらいたいという要請は、川内川の河川事務所、それから福岡の整備局のほうにも直接出向いて要望したり、何か工夫はできないものかということを申し入れしたという経緯はございます。

これも一度ならず、機会を見てやったと思っておりますが、結果として国の事業でのCクラス、Dクラスとありますが、Cクラスの人たち、こちらで言えばAクラスですが、なかなか入れないと。Dクラスの人たちが幾らか入ったケースがありますが、それでそういうところを今後ともまた要請もしたり、そして、事業の箇所によってまた状況は違ってくると思いますので、せっかくの機会ですから、地元経済効果があるようにということは、今後ともお願いをし続けたいといけないんじゃないかと思っていますところでございます。

○中尾 正男議員

工事の受注は、非常に金額が多くて、国、県の事業では地元業者が入っていけないところがあります。せめてやっぱり資材、例えばダム再開発事業では、今後何万立米というような生コンなんかも必要だって、現場でプラントをつくらんないかんのかなというようなところもあるわけですけども。

話に聞きますと、もう生コンなんかも鹿児島市内のほうから持ってくるというようなことで、

地元には全く恩恵がないというような話も聞きます。

そこあたりもやはり、直接余りちょっかいは出せないところもあるんでしょうけども、今後ともやっぱり地元の業者をできるだけ、受注ができなくても資材の一部だけでも使っていただけるような、そういう要望活動を続けていただきたいと、こういう要請をいたしておきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第４１号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。「議案第４１号 平成２１年度さつま町一般会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立多数です。したがって、「議案第４１号 平成２１年度さつま町一般会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第３０「議案第４２号 地方道路整備臨時交付金事業佐志駅穴川線２０－１工区請負契約の一部変更について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第３０「議案第４２号 地方道路整備臨時交付金事業佐志駅穴川線２０－１工区請負契約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第４２号 地方道路整備臨時交付金事業佐志駅穴川線２０－１工区請負契約の一部変更について」であります。

これは、地方道路整備臨時交付金事業佐志駅穴川線２０－１工区請負契約について、契約金額及び工期を変更しようとするものであります。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

「議案第４２号 地方道路整備臨時交付金事業佐志駅穴川線２０－１工区請負契約の一部変更について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○中尾 正男議員

ただいま建設課長の説明では、高欄、親柱を追加と言われましたけれども、そうですか。橋の工事をするのに、高欄とか親柱が当初入ってなかったということなんですか。どうもそういう説明に聞こえたんですが、そんなはずはないと思うんですけど、もう少し詳しくちょっと説明してください。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

これにつきましては、当初、高欄とか、落橋防止柵です、それは入れておりませんでした。

といいますのが、全部舗装をするときに、防護柵とか、そういうのはもう一番最終年、来年度が最終年度でございますので、そのときに施工するということで考えておりましたので、今年の12月24日入札したときには、当初設計のほうには入っておりませんでした。

ただ、契約の段階で入札残が2,400万ほど出ましたので、今回それに伴いまして、親柱と、それから高欄、それから防護柵ともう全部施工したいということで考えていたところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

今判って、私もちょっと建設課長のところにも行ってお伺いしたんですが、やはり詳しく説明せんと理解できませんよというような話もしたんです。

というのも、やはり2,400万少なかったということで、これから1億2,000万ぐらいのあれですよ。それで、入札価格が落ちたことは判るんですが、大体普通は、今中尾議員からあったように、そういう上までしてという話に大体はなっていると思うんですよ。

それから、上をつくるちゅうか、そうなのだけで、この契約締結の翌日から工事の完成が9カ月ぐらいかかるんですよ。2,000万ぐらいの上乗せの工事にして、9カ月の工期ちゅうのもまた長いんじゃないかなち私は思うんです。

だから、その辺がどうも何かひっかかるちゅうか、あるもんですから、もう一遍、ちょっとその辺はどうなのか、9カ月も工事期間も延びるちゅうのは。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

当初の契約では9,552万9,000円ということで、21年の1月の21日から工期が21年の3月の31日までの70日間ということで契約しておりました。これは20年度の予算ということでございまして、年度の契約で来たところでございます。

2月になりまして、今度は繰越しの手続をしておりますので、繰越しの手続を終えまして、それから全体の標準工期といたしましては、270日ぐらいかかるということでございまして、今回、工期の変更と、それから工事請負費の一緒に変更をするということで提案をしたところでござ

ざいます。

○**麥田 博稔議員**

私のちょっと認識不足でした。申しわけありません。

ただ、最初に私たちに議決するときに、やっぱり我々の勉強不足か知らんけど、その辺は入ってないちゅうような話を聞いてたのかどうか、自分が忘れたかもしれませんが、皆あれっと思ったんですよ。

だから、やっぱり設計書も見れないんですけど、やっぱりこういう工事ですというようなことを我々にも理解させてもらわないと、なかなかそこ辺がちょっと難しいという気がしますので、今後また議案の説明のときには、やっぱりそういうのを教えてくださるようによ望しておきます。

○**中尾 正男議員**

私も追加で2,000万を出すこの手法はどうなのか。あるいは結局、私なんか、高欄なんかが入ってない橋の発注ちゅうのは、なかもんだと思ったもんですから。そして、これをあとでまた発注すると、入札でなくて追加でやれば、もう競争原理も働かんわけですよ。

そういう面からして、どっちみちあとで発注するのは2,000万からですから、やっぱりあとでする予定であれば、別途入札をしてするのが筋論からいけば、そうではないかと思うんですが、こういう手法をずっとしていけば、途中で出しておって、後でまた追加で出すと、競争原理が働かない。

そこあたりの発注の方法について、こういう手法は余り聞かんかったもんですから、今後もとられていけば、やっぱり問題が少しあるんじゃないかと思うんですが、そこあたりについてちょっと考え方を伺っておきたいと思います。どうして今回こういうことになったのかも含めて。

○**副町長（総務）（宮之脇尚美君）**

橋の橋梁の関係でございますが、今回の契約議案の変更につきましては、当初設計額の予定額よりも若干臨時交付金事業というのは100万は来ておりませんで、上部工については、ただいま建設課長から説明がございましたように、親柱、そういう手すり等は次年度の事業として予定をいたしておったところでございますが、入札の段階で落札率が74.6%とかなり低く抑えられたようでございます。

これについては、当然、当該年度で執行できる部分についてのそういう追加工事ということを用意いたしておりまして、今回、親柱、高欄等をこの臨時交付金の内容の範囲内で執行することによってございますから、そこら辺については御理解いただけるものというように考えております。

当然、変更する場合には当然県等への協議を行うわけでございますし、実績等については、そういう変更等についての申請も行うわけでございますから、これの許可があつてこの追加工事ができると、こんなふう考えております。

あわせて、やはり工事のやり方でございますが、確かに今回の場合は、橋が一体化すれば、当然そういう最終的な仕上げまでが、この上部工というようなとらえ方であるわけでございますが、比較的大型の橋梁の場合は、そういう年度を分けての工事というのも想定されるわけでございます。そういう部分も含めて、今回そういう執行残でもって高欄と親柱ができるということでございますから。

あわせて、工事のそういう変更のあり方については、従来から会計検査院が見解を出しておりまして、こういう契約の30%の範囲内は変更契約として認めるということによってございますから、そういう範囲内での変更を行うということによってございますので、御理解いただきたいと思います。

○**議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第４２号について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。「議案第４２号 地方道路整備臨時交付金事業佐志駅穴川線２０－１工区請負契約の一部変更について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第４２号 地方道路整備臨時交付金事業佐志駅穴川線２０－１工区請負契約の一部変更について」は可決されました。

△日程第３１「陳情第１号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」

○議長（濱田 等議員）

日程第３１「陳情第１号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」を議題とします。

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

それでは、当委員会に付託されました「平成２１年陳情第１号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本陳情は、鹿児島市下荒田３丁目４４の１８、鹿児島県保険医協会会長、高岡茂氏及びさつま町宮之城屋地１４６１番地２、海江田康光氏の連名により、平成２１年１月５日に提出されたものであります。

陳情の趣旨であります、政府は一昨年の通常国会において、医療制度改革関連法を成立させ、その中で平成２４年３月末に介護療養病床を廃止し、医療療養病床も大幅に削減することとした。しかし、その後、医療療養病床の削減については、都道府県が策定した平成２４年度の療養病床の目標数が現在とほぼ同じ２２万床となり、政府は現場や患者の状況を踏まえて、これを追認することとしている。

こうした中、介護療養病床についても、現場や患者から廃止中止を求める声が広がっているにもかかわらず、いまだに中止には至っていない。介護療養病床の転換先として、介護療養型老人保健施設等としているが、夜間の医師や職員の配置が手薄で必要な医療提供が困難である。また、６１．４％が、日中、夜間とも自宅では介護できる人がいないという調査結果もある。

このようなことから、地域住民がいつでもどこでも安心して必要な医療と介護を受けられるよう、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し、病床廃止の中止を求める意見書提出を求めるというものであります。

当委員会といたしましては、この件に関して、関係課の意見も聞きながら情報の収集に努め、

審査しました。その結果、医療・介護・福祉の根幹をなすものであり、今回陳情の趣旨を「了」として、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。文教厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「陳情第1号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「陳情第1号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第32「発議第1号 介護療養病床廃止中止を求める意見書（案）の提出について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第32「発議第1号 介護療養病床廃止中止を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

それでは、「発議第1号 介護療養病床廃止中止を求める意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、先に採択されました平成21年「陳情第1号 介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」と同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり、地域住民がいつでもどこでも安心して必要な医療と介護を受けられるよう、介護療養病床廃止中止について、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で趣旨説明を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております発議第1号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。発議第1号について質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。「発議第1号 介護療養病床廃止中止を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第1号 介護療養病床廃止中止を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議第1号の送付先は記載のとおりであります。本意見書の送付については、私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第33「発議第2号 さつま町議会基本条例の制定 について」

○議長（濱田 等議員）

日程第33「発議第2号 さつま町議会基本条例の制定について」を議題とします。
提出者の趣旨説明を求めます。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

ただいま議題となりました「発議第2号 さつま町議会基本条例の制定について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

提出者は、さつま町議会議員、平田昇であります。本来なら行財政改革対策調査特別委員会の発議とするところでしたが、本定例会開会日に特別委員会としての最終報告をもって調査が終了したことから、議員発議として議会基本条例検討小委員会の委員の皆さんの賛同を得て提案するものであります。提案理由について説明をいたします。

さつま町議会及びさつま町議会議員の活動原則、責務等を明らかにするとともに、町民の意向を把握し、町政諸課題を町の政策に結びつけ、さつま町の豊かなまちづくりの実現に寄与するため、議会基本条例を制定しようとするものであります。これが本案提出の理由であります。

条例の内容でございますが、まず前文におきまして、地方分権の時代を迎え議会は町民の負託に的確に応え、町政の発展に寄与することが求められている。二元代表制のもと議会議員の活動原則及び責務等を定め、議会としての役割を明らかにし、町民に信頼され、より存在感のある議会を築くため、この条例を制定することをうたっております。

第1条で、本条例制定の目的を定め、第2条から第3条までは、町議会及び議員の活動原則を規定しております。第4条では、町民と議会の関係について、町民への説明責任、町民の意見の反映させることを規定しております。第5条では、町議会と町の執行機関との関係として、質疑応答では、論点、争点を明確にすることを規定しております。第6条では、町長等は、重要施策等については、あらかじめ検討段階で議会の意見を聞くよう努めること。議会の意見を聞こうとするときは、8項目にわたる情報の提供をすること。議会は提供された情報をもとに、政策の必要性、費用体効果等について検討し、議決または意見に反映させるよう努めることを規定しております。第7条では、議会及び議員の責務について。第8条では、この条例の最高規範性について。第9条は、条例の見直し手続について規定しております。

なお、附則において、この条例は、平成21年4月1日から施行しようとするものであります。以上で提案の趣旨説明を終わります。議員各位の御賛同方よろしく願いをいたします。

〔平田 昇議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております発議第2号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております発議2号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの発議2号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。「発議第2号 さつま町議会基本条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第2号 さつま町議会基本条例の制定について」は、

原案のとおり可決されました。

△日程第３４「報告第１号 平成２１年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（濱田 等議員）

日程第３４「報告第１号 平成２１年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

○市来 修議員

私が聞き漏らしかもしれませんが、資料で１の５、ここを見てもみますと、土地開発公社予算、実施計画となっておりますが、事業収支についてもほとんどゼロとなっております。何を事業されるのか、ここあたり事業計画が見えないんですけど、この計画はどういうことなのでしょう。

○定住促進室長（北原 美義君）

今回のさつま町土地開発公社の事業計画並びに予算につきましては、開発中の土地の保有に関する分と開発公社の運営に関する基本的な経費だけを計上いたしております。ここに出てこないのは、開発中の土地でありますので、処分ということが全然考えられないということでゼロということでございます。

○市来 修議員

そうすると、今手元の分譲宅地なんかがございますよね。これの売り上げがないと公社の収入というのは出てこないわけなんです。

それともう１点は、これは本日決定しましたから、本会計から３億受け入れるわけですけど、これも本会計では来年３月までには返済金が入ってくるというふうにうたっているんですけど、そういうところから考えた場合、収入を得ると公社は本会計にも返済もできないというようなふうにとれるんですよね。

だから、今保有している土地の売却、ここあたりの事業計画なんかは、６月の補正なんかに出てくるんですか、このあたりどうなっていくんですか。

○定住促進室長（北原 美義君）

先ほど申しましたとおり、今回につきましては、開発中の土地だけの分と、管理に要する経費だけなんです。今申されました完成土地の売買につきましては、２０年度でずっと、今まだ事業を進行中でございますので、３月３１日の処分残をもって第１号の補正ということで計上ということで、今までずっとそういう処置で取り扱いをしてきているところでございます。

○市来 修議員

それで理解はしますが、そうすると２１年度の事業計画というのはなんかは、これはまた２１年度入ってから出てくるわけですか。

○定住促進室長（北原 美義君）

当初につきましては、今回の分でございますが、第１号補正で完成土地の分が全部、処分残が全部含まれて計上するということになります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

先ほど３億円のそういう融資も決まったわけですけども、佐志ニュータウンは１５年度の分

譲開始で6年ぐらい経過している。湯田原が16年度から5年、鶴田が4年ということで、やはり非常に負債額が大きくて、前々から監査意見書でも指摘をされてます。そこをなんとかせんといかんということで。

それで、議会のほうからもいろいろ、余裕があれば一般会計で買ってとか、定住対策というようなことで、そこに安く売ってでも処分しようという案があったんですが、今度ここに来て、そういう政策的にというか、何かそういうことが出てきたわけですけども。

やはり今後、前にもちょっと話しましたがけれども、本当に根本的に考えないと、連結決算というようなことが来て、今まではそういう部分的に赤字になっても、何とか隠し通せるという時代がありましたけれども、それでどこのまちも特に名前を上げるわけにいきませんけれども、相当な負担になってるところもあります。

それで、今度はどうして3億円で四、五年回すとかどうなるか、次は20名の方が新しく来て、次の3月にまた出てくるわけですから、根本的にやはり開発公社のその経営のあり方ちゅうか、どうするか、そしてもう連結となりますから、一般会計も含めて、やはり処分の方法とか考えていかないと、1,000万からの負債をこうして一般会計のほうからやって、そしてまた借りくってという、非常に操作をして、表的には判らないけれども、中で非常に厳しい運営を強いられるわけですね。

だから、その辺を町長にお伺いせないかんのか、やっぱり室長に、責任者ですから。根本的に今までずっと議会からも監査からも指摘されて、何とかなる何とかなるちゅうような感じだったんですが、どつまったときに今来ています。

ですから、町長、選挙もありますけれども、やはり基本的な考えを、ここ2年ぐらいはもう議会のほうからもいろいろ早く手を打ってというようなことでしたから、どのようにお考えなのか。

そしてまた、補足があれば、室長のほうからでも、副町長でも結構ですけども、今後どのように基本的にお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

それぞれの時代に計画を立てて開発をした分譲のそういう土地が売れたところ、売れないところ、売れ残ってるところということで、清算に大変、時代の流れもあります、苦慮しているところがあり、いろいろ御指摘も受けながら、これは共通の課題ですから、どうしていくかということで努力をしてきましたけれども、まだまだ課題のほうが大きいということでもあります。

これは、次のまた執行部、あるいはまた次の議会に引き継がれる課題でありますけれども、そういう点では、今までの努力を踏まえながら、また見えてきつつあるものもあるのかなと思いますし、今の実際の価格との差というのがどうなのかというようなことも御指摘も受けておりましたが、そういうところにやはりメスを入れながら、売れやすい、売りやすい方策というのは、さらに追及していかなきゃいけないだろうというふうに思っているところであります。

いずれにしろ、次の課題であると思っています。

○麥田 博稔議員

次の大きな課題というのは、我々議会を含めて、これは何でかということ、やっぱりつくるときにも賛成をしている責任もありますし、いろんなことで。

だから、やはりお互いに一番いい道を探らないかんち思うんです。だから、ずっと議会のほうからも提案があって、それでこうして試算を見てみますと、今後5年間で補助をやらんと5,500万ぐらい、今の1.65で、これの利息でいくと、利息がかかると。

3億補助を入れても、やはり3,000万ぐらい。だから、2,500万ぐらいは3億ずつ入れて5年間で利息分はなってくると。

ただ、やっぱり会計のやり方として、ちょっと今財政状況がよくなってきつつありますけれども、経済状況がこのように下がっていくと、なかなか厳しい財政運営をせないかと。

それで、最終的にはやっぱり12月ぐらいになると、一般会計のほうは一借をせないかと。だから、非常に厳しいことになりますから、これはもう次のまた1年ぐらいかけて、何とかやりいい方策を出していただくように、本当、議会とやっぱり執行部が一体となって、このことは解決しないと、町民の方々にやはり非常に大きな迷惑をかけますから、これはもう私の意見として指摘をしておきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

同じようなことなんです、10年前に私どもが初めて議会に来たときにはもう決まっております、向こうを見に行ったとき、「ああ、これは売れないな」と私は直感的に思って、一生懸命売ってくださいと、担当の課長に一生懸命売ってくださいよち、お願いをした覚えがあります。

だから、今回3億円の話もありますけれども、これはもう一時しのぎであって、根本的な解決にはならんわけです。それをずっと繰り返していくわけにもいかんと。

だから、ある時点では、もうそのときの町長が思い切って、もう少々赤字を出しても処分するぐらいの気持ちでやらんという、このままずっと5年、10年延ばしても同じことなんですよ。

どんどんもとの原価が上がっていけば、もうますます売れなくなるちゅう心配が非常に大きいもんだから、今麥田議員のほうからもありましたけれども、もうある時期では決断が必要かと思えます。

ぜひその辺は、もう3億円もちょっときつかったんですが、これはやむを得ない措置ですので、これも一時的なものと思っていただいて、これをずっと毎年ということはお考えないでしょうか、ぜひ決断をしてください。そうしないと、もうますます売れない上に借金が膨らんでいくという形になるようで非常に心配ですので、その辺は町長ちゅうか、副町長ちゅうか、いろいろ先のこともありますので言いにくいところもありましようけれども、どのようにお考えでしょうか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

御提案、御指摘の件、私どもも身をもって感じております。非常に定住促進室長を中心に、あるいはまた町長もそれなりにトップセールス等も行ってきたわけでございますし、出郷者あるいは知りあいの県外からのそういうIターン・Uターン者あるいはそういう知りあいの方々、県の方々を通じていろいろ宣伝も行ったこともございますし、あるいはまた最近では、また不動産会社あるいはハウスメーカー等にも紹介いたしているわけでございますが、こういう状況の中でなかなか思うような推進が図りづらいというのが実態でございます。

したがって、やはり先ほど町長が申し上げましたように、次の政策が非常に大きな目玉になるんだろうというふうなふうに考えております。ですから、一般会計の中でも非常に、そういう財政調整基金あるいは剰余金等を見ますと、若干余裕があるような感じがいたしますが、財政指数は依然として厳しい状況でございますから、この辺のバランスというものを考えながら、先ほど麥田議員からございましたように、そういう全体的な連結決算という、そういう数字の動向等踏まえて、思い切った政策の展開も必要だろうというふうなふうに考えているところでございます。

町長、私どもも含めて、選挙後にどうなるかということについては、まだなかなか表明ができないことがございますが、やはり重要な問題でございますから、その次の段階にしっかりと引き

継いでもらいたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで報告を終わります。

しばらく休憩します。再開はおおむね２時３５分とします。

休憩 午後２時２５分

再開 午後２時３５分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第３５「家畜市場再編対策調査特別委員会報告の件」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第３５「家畜市場再編対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

〔柳田 隆男議員登壇〕

○家畜市場再編対策調査特別委員長（柳田 隆男議員）

家畜市場再編対策調査特別委員会のこれまでの調査・研究経過等について、報告を申し上げます。

当委員会では、平成１７年６月に設置されて以来、「薩摩中央家畜市場への統合家畜市場としての再編整備・誘致に向けた取り組み」についての調査、研究を行ってまいりました。

平成１７年１２月議会定例会において行った中間報告では、家畜市場再編問題についての経過と６回にわたっての調査・研究の結果として、今後の課題としては「優良雌牛が地区外に流出し、その保留率が低下傾向にあること」、また、畜産関係補助金体系では「本町と薩摩川内市では格差があること」、道路問題については「大型車が離合できない状況であること」などの報告を行ったところであります。

また、これらの対策としては、優良雌牛の保留、補助金の格差是正、ドーム牛舎・堆肥処理施設の推進、道路網の整備等の対策を講じる必要がある。「統合家畜市場誘致」に当たっては、牛の増頭が必須条件であり、鹿児島県畜産共進会の誘致も含め、農協・行政が連携を密にして、畜産農家がやる気を起こすような施策が望まれる。

今後、各団体の動向を注視するとともに、関係機関との連携をとりながら、取り組みを進めていく必要があるとの意見の一致をみたところであります。

今回の報告では、前回の中間報告以降の「薩摩中央家畜市場への統合家畜市場としての再編整備・誘致に向けた取り組み」についての経過並びに調査、研究について報告を行うものであります。

まず、これまでの経過については、平成１８年５月、さつま町畜産振興会主催による「優良雌牛の自家保留を中心に増頭運動を推進し、子牛販売頭数３，０００頭の達成と優良牛の産地さつ

まの確立を図る」などをスローガンとした、第1回さつま町和牛振興大会が開催されたところであります。

また、平成20年9月には、薩摩畜産農業協同組合連合会主催による「子牛生産8,000頭達成に総力を結集し、肉用牛で川薩地域農業の浮揚を図ろう」等をスローガンとした川薩地域肉用牛増頭推進大会が開催されるなど、これまで統合家畜市場誘致に向けての各種の取り組みが行われてきているところであります。

当委員会では、平成18年2月に熊本県の家畜市場において、市場統合までの経緯や問題点等についての調査を行い、また、薩摩畜産農業協同組合連合会との統合家畜市場再編整備・誘致に向けた取り組みについての意見交換会を適時開催してまいりました。

これらの調査の中で、これまで家畜市場の開催権を持つ鹿児島県経済農業協同組合連合会においては、家畜市場合理化研究会、作業部会、県系統畜産連絡協議会等を開催して検討を行ってきた。平成18年3月に開催された県系統畜産連絡協議会において、市場再編についての考え方としては、本土地区については、1回の子牛せり市日程が毎月連続3日程度開催できる規模、並びに交通アクセス等を考慮し検討するとの基本的な考え方が確認されております。

また、薩摩半島での家畜市場数については、これまでの1市場の考えに2～3市場の案を加え、5つの再編例を示し検討を行い、課題としては、新設又は増設に係る用地確保、子牛出荷作業に係る労力・コストの増、家畜市場が遠くなることによる高齢者及び小規模農家の飼養中止の加速化、統合市場の運営指導体制等が掲げられ協議されたとのことであります。

このようなことから、平成19年1月、薩摩畜産農業協同組合連合会代表理事会長、薩摩川内市長、さつま町長の連名により、鹿児島県経済農業協同組合連合会に対して、当面は伊佐、出水、薩摩の3市場合併が望ましいなどを盛り込んだ「統合家畜市場を薩摩中央家畜市場への誘致を求める要望書」を提出したとのことであります。

平成21年1月に開催しました薩摩畜産農業協同組合連合会代表理事会長及び参事との意見交換会において、現在、鹿児島県経済農業協同組合連合会においては、農協合併の問題や市場再編に向けての各種課題等があることから、現在「家畜市場再編」についての具体的協議は行われていない状況にあるとのことであります。

以上のような調査・研究を踏まえ、本委員会では「家畜市場再編」については、現在のところ再編の動きはみられないが、農協の合併問題並びに鹿児島県経済農業協同組合連合会及び各関係団体の動向を注視する必要がある。課題となっていた優良雌牛の保留、補助金の格差是正、ドーム牛舎等の推進及び道路網の整備等については、これまで対策が講じられつつあるが、今後においても、さらに「統合家畜市場の薩摩中央家畜市場への誘致」については、関係機関と連携をとりながら各種課題等の条件整備に向けて取り組みを進めていく必要があるとの意見の一致をみたところであります。

以上で、家畜市場再編対策調査特別委員会の最終報告といたします。

〔柳田 隆男議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの家畜市場再編対策特別委員会委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから家畜市場再編対策特別委員会の報告の件を採決します。

お諮りします。家畜市場再編対策調査特別委員会報告は了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、家畜市場再編対策調査特別委員会報告は了承されました。これをもって家畜市場再編対策調査特別委員会の調査は終了しました。

△日程第３６「中心市街地対策調査特別委員会報告の件」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第３６「中心市街地対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○中心市街地対策調査特別委員長（麥田 博稔議員）

中心市街地対策調査特別委員会のこれまでの調査及び審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会では、平成１７年７月８日に設置されて以来、付託された中心市街地の活性化を図るための対策について調査を進めてまいりました。

今回の報告では、平成２１年３月４日に開催した第７回までの調査及び審査の経過と結果について報告を行うものであります。

中心市街地活性化対策に関するこれまでの経緯であります。旧宮之城町時代における重要課題として、２０年程前から取り組まれてきた。中心部への商業集積や県から高規格道路へのアクセスをどうするかについて、４案提案された際にも商店街活性化のため、国道の現道拡幅の要望書を提出し、県もそれを了承された。このような経緯を踏まえ、中心市街地活性化事業に着手したが、厳しい経済情勢の中、町、県ともに財政状況も厳しさを増し、当初計画も何度となく見直しが行われたが、平成１６年１２月に断念せざるを得ないという結果になったとのことであります。

これまでの経緯を踏まえ、中心市街地の現況調査と商工会役員等との意見交換、町執行部の報告を受け、今後の方向性について協議しました。

まちなか再生委員会における商店街の活性化対策として、竹楽亭の開設、竹灯籠、竹椅子の設置、暮れ市・初市と商店街の連携、さつま百縁祭等があります。

竹楽亭については、無償で借りて設置してあり、これまで竹の情報発信基地、チャレンジショップとして活用されている。

また、現在は買い物客の休憩所として利用されているが、その利用者数は少ない。理由としてトイレを設置していないことが挙げられるが、浄化槽の設置場所がないため、トイレが設置できず苦慮しているとのことであります。

暮市、初市と商店街の連携については、市と同日にさつま百縁祭を実施している。お客様とのコミュニケーションを密にする催しであり、これまで７回開催されているが、回を重ねるごとに、お客様に定着してきている。効果として、個店の売り出しでは集めきれない程の集客力を持ち、また、商店街の連携につながっている。参加個店も楽しみながら取り組まれており、参加店間の前向きな意見交換の場が増え、新たな工夫が出てきているとのことであります。

次に、虎居のアーケード撤去に関する問題について、虎居町アーケード通り会としては、現状を維持するとなると年間６０万円から７０万円の経費がかかり、会員が減少していく中で、将来これを維持していくのは無理だろうとのことである。

現在では、アーケードがあることのメリットも少なくなっている。アーケードの撤去は、一般

的には後ろ向きな考え方であると思われがちだが、撤去することが前に進むための一つのきっかけになる。また、アーケードを撤去することで、店舗改装等へ進展していく。店が変わり、再生しやすい形もできていくのではとの意見がありました。

なお、虎居のアーケード撤去については、平成18年度に事業補助が予算化されたが、県北部豪雨災害により実施が見送られた経緯がある。今後、河川激特事業による部分的な嵩上げ補償が行われることから、これに併せてアーケード撤去が行われる見込みであるが、着工時期については未定とのことであります。

次に、屋地の本町事業協同組合、虎居町事業協同組合所有の駐車場については、年々出資者が減ってきており、購入時の負債や維持管理に関する経費が、組合員に重くのしかかっている。町営駐車場として管理してほしいとの要望があるが、現在、行財政改革を進めている中で、町有地を処分している。また、町全体の公平性の観点もあり、逆に購入するのはどうなのかという問題等もあり、結論が見えない状況とのことであります。

次に、商店街の空き店舗対策については、現在、薩摩中央高校やグリーンツーリズムの関係で定期的に活用されてはいるが、依然多くの空き店舗がある。借りようとした際の家賃の問題等もあり、なかなか借り手がない。そのための解決策を商工会等と話したいとのことであります。

次に、プレミアム商品券発行事業については、平成20年度の発行総額が2,000万円（額面総額2,200万円）である。1割のプレミアム分（200万円）に対し、町が50割、商工会が40割、個店が10割を負担した。事前の周知不足があり、当初の売れ行きは芳しくなかったが、マスコミ等の報道があった後、大量に売れた。換金済みの金額は2,172万円で、うち大型店が41割、個店が59割となっている。

平成21年度については、定額給付金に併せて発行を計画しているが、発行総額、プレミアム分に対する町、商工会、個店の負担割合は、協議中とのことであります。

中心市街地の現状と課題については、以上のとおりであります。

これまで各通り会やまちなか再生委員会を中心に努力されているが、大型店の進出等により売上げは減少傾向にあり、併せて今日の経済不況により個人消費が伸びず、厳しい状況に直面しています。

また、個店や通り会において、店主の高齢化や後継者の問題、商店数の減少などにより、商店街だけの力では限界にきている状況にあります。

中心市街地の活性化については、個店や各通り会、各事業協同組合においてもこれまで以上に魅力ある商店街づくりに向けて英知を結集し、消費者をひきつける取り組みを積極的に展開していただくとともに、町民一人一人においても、できるだけ商店街に足を運び、買い物は地元でしようといった、地元への愛着が育まれるような意識を喚起していくことが必要不可欠であります。

そのためには、今後ともより一層、商店街の努力はもとより、行政・商工会等が一体となって新たな施策を展開し、消費者に親しまれ、愛される街づくりへ邁進していく必要があると思います。

最後に、特別委員会として調査してまいりましたが、豪雨災害等の影響もあり、必ずしも満足すべきところまで至らなかったことは、遺憾に存じます。

以上、中心市街地対策調査特別委員会の報告とします。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの中心市街地対策調査特別委員会委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから中心市街地対策調査特別委員会報告の件を採決します。

お諮りします。中心市街地対策調査特別委員会報告は了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、中心市街地対策調査特別委員会報告は了承されました。これをもって中心市街地対策調査特別委員会の調査は終了しました。

△日程第３７「豪雨災害対策調査特別委員会報告の件」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第３７「豪雨災害対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。

本件について委員長長の報告を求めます。

〔中尾 正男議員登壇〕

○豪雨災害対策調査特別委員長（中尾 正男議員）

豪雨災害対策調査特別委員会のこれまでの取り組みについて報告をいたしますが、我々議員の任期も本年４月２３日をもって任期満了となるため、この報告をもって当委員会の最終報告とするものであります。

当委員会は、平成１８年７月に発生した未曾有の大災害「鹿児島県北部豪雨災害」について、「災害の原因」、「被災者支援策」、「復興・防災対策」等を調査、検討するため、平成１８年８月７日に開催された臨時議会において設置され、今日まで活動を続けてまいりました。

これまで、２８回にわたる委員会を開催するとともに、国・県等に対する要望活動、現地調査、さらには被災地区住民代表者との意見交換等を行ってきたところであります。

それでは、調査結果について報告をいたします。

まず、調査項目の１番目の「災害の原因」についてであります。平成１８年８月２４日の第２回委員会において、川内川河川事務所長と鶴田ダム管理所長を参考人として招致し、専門的な立場から意見を伺っております。

川内川河川事務所長の説明によりますと、今回の豪雨災害は、平成１８年７月１９日から２３日にかけて川内川流域に梅雨前線が長い間停滞し、川内川流域にある２５の雨量観測所中２０の観測所において既往最大雨量を超過し、中でも西ノ野観測所では、５日間で１,２００ミリ近くの雨量を観測し、川内川流域の年間降雨量の４０％に相当し、正に記録的な豪雨であったとのことであります。

川内川にある１５の水位観測所中１１の観測所において既往最高水位を観測しており、宮之城観測所においても、昭和４７年の大水害時の最高水位を３メートル５６センチも超過し、流域全体で甚大な災害が発生したという説明でありました。

次に、鶴田ダム管理所長の説明では、今回の豪雨に対する洪水調節を７月２０日２２時１６分から開始した。そして、７月２２日１０時４０分、計画流量４,６００トンを超える流入量の予測が出たことから、計画規模を超える洪水時の操作に踏み切らざるを得なくなり、結果として、最大流入量は７月２２日１５時２８分、毎秒４,０４３トン、最大放流量は２２日１８時１６分の毎秒３,５７２トンであったとのことであります。

鶴田ダムの最高水位１６０メートルに対して、１５９.８７メートル、満水まで１３センチメートルのところまで貯めこむ操作を行ったということで、「ダムの洪水調節により、宮之城地

区において最高水位で約2.5メートル、水位のピークを約4時間遅らせることができたという洪水調節効果を推定しており、記録的な豪雨ではあったが操作は適切に行われたと考えている。」との説明でありました。

両参考人とも記録的な未曾有の豪雨であり、鶴田ダムにおける洪水調節においても最大限の努力をし、操作は適切に行われたとの説明でありました。

しかしながら、虎居地区被災者協議会役員と意見交換をした際には、「昭和47年以降の河川整備の遅れとダム操作が原因だ」との意見が出され、これらについて議会において調査していただきたい旨の要望もなされました。

このため、両所長に対し関係する資料の提出を求め調査を行いました。川内川河川事務所における川内川整備関係の予算額の推移をみますと、昭和47年以降、平成8年頃までは若干の増減はあるものの、概ね40億円から60億円の間で推移しております。

平成9年から平成14年の間は、災害復旧事業や床上浸水対策緊急事業により予算規模も80億円から120億円で推移し、その後、平成16、17年は50億円台で推移してきており、厳しい国の財政状況の中での予算額であったと思われます。

また、虎居地区で築堤がなされなかった理由につきましては、平成5年8月洪水では家屋の浸水被害が発生したことから、平成8年度から用地買収に着手してきていたが、平成11年5月に旧宮之城町において「宮之城町中心市街地活性化基本計画」が策定され、土地区画整理事業と河川改修を一体となって整備することが位置づけられた。

しかしながら、土地区画整理事業が断念されたことから、まちづくりと一体となった河川用地の確保がなされずに現在にいたっているとのことであります。

また、鶴田ダムの操作について詳細な記録も入手し検討しましたが、疑問点等を解析するには専門的な知見が必要であり、当委員会での検討には限界があり操作内容についての具体的な疑問は見出せなかったところであります。

このようなことから、「災害の原因」については、一部住民からありますように河川整備の遅れはあるものの確たる原因とはなりえず、記録的な豪雨が原因と言わざるをえないところであります。

次に、調査項目の2番目の「被災者支援策」についてであります。災害発生直後から被害の実態や被災者の意見等を踏まえ、執行部と連携をとりながら議員一丸となって対応してまいりました。

災害対策本部等で協議された被害・被災の状況やその対策について、全議員に対し逐一FAXで通知し、災害情報の共有化を図りました。

災害発生直後の7月22日には、避難所設置数24カ所、避難者が1,380人あり、9月5日の閉鎖までの46日間避難所が設置されました。

地域の公民館や小学校体育館等、厳しい環境下での避難所生活でありましたが、執行部、福祉関係団体等の懸命な御努力と御支援により、被災直後の被災者支援を乗り越えることができました。

また、濁水が引いたあとの被災家庭や商店街等の後片付けについても、県内外からの多くのボランティアの支援もあり、特にがれきの後片付けについては、県建設業協会宮之城支部が持てる車両や重機、従業員等をフル稼働して協力していただき、短期間に作業を終えることができたことに対して、心から感謝と敬意を表したいと思います。

町の災害見舞金につきましては、さつま町災害見舞金支給条例の一部改正がなされ、大規模な災害があった場合は、その都度町長が定めることになり、今回の災害では一世帯あたり10万円

の支給がなされました。

災害義援金につきましても、直接本町に対し日本全国から総額で5,900万円余りが寄せられ、また、県に寄せられた義援金のうち8,860万円余りが本町に配分がなされました。

義援金の配分については、町豪雨災害義援金配分委員会で検討され、被災世帯、被災者に対して支給がなされ、復旧・復興の一助となったところでもあります。

全国の人々の心温まる善意に対し、心から厚くお礼と感謝を申し上げたいと思います。

我々議会議員もボランティア活動として、被災地の衛生消毒にチーム編成をし、延べ59人の議員が作業にあたったところでもあります。

また、「被災者生活再建支援法」の適用も決定となり、全壊住宅や半壊でやむなく解体した世帯に対して、年収によって最高300万円の支援金が支給されることになりました。

実際にこの支援金の支給状況は、全壊171世帯1億7,187万円、半壊8世帯878万円、大規模半壊8世帯839万円でありました。

また、この他、鹿児島県被災者支援金 432件8,640万円、応急仮設住宅借上げによる家賃、敷金等の支払いが31件2,622万円が支払われております。

このように3億166万円余りが支援金として支給されましたが、支援制度の使い勝手の悪さや、支給要件の複雑さなどの問題点について国・県等関係機関に対して、町当局と一緒に改善の要望活動を進めてまいりました。

国においては、平成19年11月16日に改正された「被災者生活再建支援法」の中で、年齢、年収要件の完全撤廃や支援金の支給方法等現行制度を大幅に改善し、被災者の立場に立った、被災者の生活再建意欲を真に高められる制度に改正されました。

この改正において、私どもの意見要望が反映されており評価できるものの、残念ながら本町の被災者に対しての遡及適用はありませんでした。

ただ、商工業被災者に対する支援制度につきましては、新たに県中小企業災害復旧資金利子補助金交付要綱が制定され、これに本町独自の利子助成を行う制度が創設されましたものの、被災商工業者が希望する制度とはかなりの隔たりがあり、今後の課題であると考えております。

次に、調査項目の3番目「復興・防災対策」についてであります。二度とこのような災害が発生しないよう抜本的な川内川改修と防災対策を講じていただくために、国・県をはじめあらゆる機関に対して、要望活動を執行部とともに展開してまいりました。

災害発生から2日後に被災状況視察に来町された北側国土交通大臣と伊藤鹿児島県知事に対し、災害救助法等に基づく早急な復興対策等、7項目の要請をいたしました。

8月7日に開催された臨時議会においては、被災地出身の議員6名が緊急質問に立ち、災害復旧・復興対策、早期に抜本的な河川改修、鶴田ダムの操作の問題等について町長の考えを質しました。

国・県等に対する要望活動は、復旧・復興状況をみながら機会あるごとに行ってまいりました。

これらの要望活動の結果、国において9月8日に「激甚災害」について閣議決定され、10月4日には「川内川水系激甚災害対策特別緊急事業」（以下「河川激特事業」という。）が採択され、事業費では九州で過去最大の356億円（うちその6割が本町内での工事）、採択総延長62.3キロメートルを2010年度までの5年間で整備するという決定をみたことは、災害復興に向けた取り組みが大きく前進することとなり、大変喜ばしいことであります。

また、国土交通省は、総事業費約460億円で鶴田ダムの再開発を行い新たな放流口やゲートを設け、洪水調節容量を従来の7,500万トンから9,800万トンに拡大するとして、既に事業に着手しております。

その後、川内川河川事務所が示した河川激特事業における各地区の事業概要は、神子地区においては、家屋補償、柏原地区においては、掘削・輪中堤・樋門新設、湯田地区においては、掘削・築堤・特殊堤・樋門新設、屋地・虎居地区においては、掘削・築堤・特殊堤・分水路・樋門新設・橋梁改築、山崎地区においては、掘削・築堤・特殊堤・樋門新設・橋梁改築、荒瀬地区においては、家屋嵩上げ、二渡地区については、築堤・樋門新設・家屋嵩上げ等がその主なものです。

当委員会としまして、各地域住民の意見・要望等を踏まえて、河川事務所の説明を受ける機会を設け、輪中堤、内水処理、分水路設置と模型実験、河川整備方針・整備計画、ダム操作規則の見直し、今後のスケジュールなど各面からの意見交換を行ってまいりました。

柏原地区においては、輪中堤でなく川内川本川に堤防建設を要望されていましたが、最終的に河川事務所の計画を受け入れる苦渋の判断をされております。

また、宮之城地区においては、推進地区の分水路計画について住民から「水位が本当に下がるのか」といった効果を不安視する声があり、模型実験の要望がなされたことから、九州大学に委託をして進められました。

模型実験の見学会は、被災住民、町執行部、商工会関係者と当委員会で見学に行ったところでもあります。

9月20日の実験結果では、37キロメートル地点の分水路で1.48メートル相当下がり、分水路の下流右岸掘削でさらに1.22メートル相当、合計で2.7メートル相当下がるという実験結果でありました。

この実験結果について、虎居地区被災協議会役員及び商工会関係者と意見交換を行いました。①川原の宮都大橋から上流の実験がなされていないこと。②泥水と真水の違いがあるのでは。③実験は200分の1縮尺での実験であり、現実と違いがあるのでは等、疑問視する意見もありましたが、総体的には結果は結果として受け入れざるを得ない、というような意見が大勢でありました。

宮之城地区においては、宮之城橋の25メートル延伸とこれに伴う建物の嵩上げ、宮都大橋と穴川橋は架け替える案も示されて、穴川橋の架け替え工事は既に着工されております。

この橋の改修計画の中で、交通渋滞対策や工事期間中片側通行となるための交通安全対策と、商店街利用客の減少対策等の課題が生じてくると予想されています。

山崎地区においては、①山崎橋の現在地での架け替えと、②東橋の交通安全に配慮した架け替えについて、山崎地区激特事業対策委員会から本町議会に対して陳情書が提出され、当委員会でも審査した結果、採択されました。

その後も山崎橋の架け替えについては、山崎地区激特事業対策委員会と河川事務所との間で協議がなされ、最終的には現在地の上流20メートル付近での架け替えで、地元との合意がなされております。

虎居地区におきましては、災害直後から河川激特事業と併せたまちづくりの要望もあり、平成19年度に1,200万円かけて「まちづくり基本調査」が実施されました。

調査結果を踏まえ、当委員会に報告がありましたが、①既に一度区画整理を実施した地区で地元合意が得られるか。②国道328号、504号の拡幅を前提としており、県において公共施設管理者負担金が約30億円見込まれ、県の合意がとれていない。③国庫補助金やまちづくり交付金の補助残額や町単独の事業費を含めると、約17億2,230万円もの多額の町負担があること等、厳しい状況にあり安易に結論は出ないとのことでもあります。

1,200万円もの多額の予算を使って策定した計画でありますので、地域住民にも十分に理

解と協力を求め、どのような形でこの計画を実現していくのか、今後の大きな課題であると思っております。

国土交通省九州地方整備局は、鶴田ダムの洪水時の操作方法や情報提供のあり方について検討するために、「鶴田ダムの洪水調節に関する検討会」を平成19年2月6日に設置しました。

検討会には、自治体代表者として井上町長が委員となりましたので、当委員会の鶴田ダムの操作に関する意見8項目を集約し、井上町長に対し申し入れを行いました。

検討会は、5回の会議と3回の技術検討ワーキングが開催され、次のような対策案が確認されております。

洪水時の操作方法として、①大規模洪水に対して予備放流により、貯水位を確実に標高130メートルまで低下させ、洪水調節容量を250万トン増量する。②計画規模を超える洪水調節操作（ただし書き操作）において、7割開始容量水位とし、ダムへの最大流入後、目標放流量を逐次見直す、というものであります。

さらに、「大規模洪水が予測される場合、貯水位を130メートル以下へ下げる」という案が鶴田ダム管理所長のほうから示され、当委員会が住民とともに要望してきておりました災害時の防災ダムとしての特化についても、国が理解を示したことになりました。

実際、平成19年7月に襲来した台風4号による大雨に備えて鶴田ダムでは、発電を停止し、最終的には水位を標高127.7メートルに引き下げるという見直し後初めての操作もなされております。

また、洪水時の住民への情報提供のあり方についても、①防災無線を利用した河川・ダム情報の放送。②自治体の要請により放流警報局を利用して避難情報等を放送する。③毎秒1,100トン及び1,400トンから、さらに放流量を増加させる時に音声放送を実施する。④情報表示板の表示内容をわかりやすい内容（水位情報、危険度レベル、避難情報）に改善することと、設置箇所を増やす。⑤公共放送での河川及びダム情報のテロップ表示。⑥自治体へ河川情報や河川映像をリアルタイムに提供する、というのが主な改善策でありました。

これらの改善策については、当委員会が町長に申し入れを行った内容のほとんどが反映されており、当委員会の活動の成果の一つではないかと考えております。

現在、国土交通省は「川内川水系河川整備計画」を策定中であり、示された原案に対して、①総合的な治水対策。②内水対策。③河川環境の整備と保全。④鶴田ダム操作、についての4項目を要望したところであります。

現在、被災地は外見上は被災前と変わらないように復旧しておりますが、河川整備等の復興対策はまだ道半ばであり多くの課題を抱えております。

課題解決のために、次の4項目について町当局に申し入れるべきであるとの意見の一致をみた次第であります。

①河川激特事業は5カ年の事業期間であることから、地域住民や関係者の理解と協力を得て期間内に完遂するよう努めること。さらに、工事期間中の交通安全対策や商店街の利用客の減少対策に配慮すること。

②河川激特事業においては、内水対策は限られていることから、現在策定中の川内川水系河川整備計画において、内水被害が予想される地域から重点的に整備されるよう格段の努力をされたい。

③鶴田ダム再開発事業が進められているが、再開発に伴う洪水調節効果等の住民への情報提供と、事業終了後の操作規則の見直しにあたって住民の意見を聞き、結果は公表されるよう関係者に要請されたい。

④住民が自主的に防災意識を高め対策がとられるよう、組織的、継続的、総合防災学習活動体制を構築することを検討されたい。

以上の４点であります、町当局におかれては真摯に対応されるよう要請するものであります。

以上、これまでの経過と結果について報告申し上げましたが、当委員会の豪雨災害に対する取り組み等が評価され、本町議会は、平成１９年度全国町村議会表彰の特別表彰を受けましたことも併せて報告しておきたいと思います。

未曾有の大災害が発生してから２年半余りが経過しました。一日も早い災害復興がなされ、被災住民の皆さんが安心して安全に暮らせるまちづくり、後世に悔いの残らない河川改修等が実現することを切望しまして、豪雨災害対策調査特別委員会の最終報告といたします。

〔中尾 正男議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから豪雨災害対策調査特別委員会報告の件を採決します。

お諮りします。豪雨災害対策調査特別委員会報告は了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、豪雨災害対策調査特別委員会報告は了承されました。これをもって豪雨災害対策調査特別委員会の調査は終了しました。

△日程第３８「閉会中の継続調査・審査について」

○議長（濱田 等議員）

日程第３８「閉会中の継続調査・審査について」を議題とします。

総務常任委員会及び議会広報特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成２１年第３回さつま町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会時刻 午後３時１８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 肥 後 紀 康

さつま町議会議員 木 下 敬 子